

自治労賃金資料

2024年12月17日 No. 226

2024年度自治体賃金等制度調査結果報告書 — 2024年4月1日基準 —

目次

調査結果の要約（抜粋）	1
総括報告	29
序章 調査実施の概要	34
第1章 人事評価制度の結果の活用（組合員）	37
第2章 行政職給料表について	39
第3章 現業職給料表について	81
第4章 保育職給料表について	101
第5章 看護職給料表について	119
第6章 中途採用者の前歴換算	139
第7章 手当制度（通勤手当、管理職手当、充実を図った手当）	146
第8章 暫定再任用職員、定年引上げにともなう役職定年者の給料	159
資料 調査票	163

目 次

調査結果の要約（抜粋）	1
総括報告	29
序章 調査実施の概要	34
第1章 人事評価制度の結果の活用（組合員）	37
1. 人事評価制度の結果の活用（組合員）	37
2. 調査結果の要約	38
第2章 行政職給料表について	39
1. 行政職調査票における団体区分の構成	39
2. 使用している給料表	40
3. 給料表の級制と最高級の最高給料月額	43
4. 組合員として到達できる最高級と最高給料月額	45
5. 高校卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢	47
6. 大学卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢	53
7. 18歳高校卒初任給と22歳大学卒初任給の給料月額	59
8. 高校卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額	61
9. 大学卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額	68
10. 標準労働者の年齢ポイント別の給料月額の時系列比較	76
11. 調査結果の要約	78
第3章 現業職給料表について	81
1. 現業職調査票における団体区分の構成	81
2. 使用している給料表	82
3. 給料表の級制と最高級の最高給料月額	83
4. 組合員として到達できる最高級と最高給料月額	85
5. 高校卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢	87
6. 18歳高校卒初任給の給料月額	90
7. 高校卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額	91
8. 高校卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額の時系列比較	98
9. 調査結果の要約	99
第4章 保育職給料表について	101
1. 保育職調査票における団体区分の構成	101
2. 使用している給料表	101
3. 給料表の級制と最高級の最高給料月額	102
4. 組合員として到達できる最高級と最高給料月額	104
5. 短大2卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢	106
6. 20歳短大2卒初任給の給料月額	109
7. 短大2卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額	110
8. 短大2卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額の時系列比較	116
9. 調査結果の要約	117
第5章 看護職給料表について	119
1. 看護職調査票における団体区分の構成と病院・診療所の経営主体	119

2. 使用している給料表	120
3. 給料表の級制と最高級の最高給料月額	121
4. 組合員として到達できる最高級と最高給料月額	123
5. 短大3卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢	125
6. 21歳短大3卒初任給の給料月額	128
7. 短大3卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額	129
8. 短大3卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額の時系列比較	136
9. 調査結果の要約	137
第6章 中途採用者の前歴換算	139
1. 社会人経験者のみを対象とした採用試験の実施	139
2. 中途採用者の前歴換算	139
3. 過去3年に前歴換算の見直し、見直しに向けた動き	142
4. 調査結果の要約	145
第7章 手当制度（通勤手当、管理職手当、充実を図った手当）	146
1. 通勤手当	146
2. 管理職手当	153
3. 新型コロナウイルス感染症関連以外で充実を図った手当	156
4. 調査結果の要約	157
第8章 暫定再任用職員、定年引上げにともなう役職定年者の給料	159
1. 行政職の暫定再任用職員（フルタイム）に適用される給料表	159
2. 暫定再任用職員（フルタイム）に適用される級、金額	160
3. 短時間暫定再任用職員に適用される級	161
4. 定年引上げにともなう役職定年者の60歳以降の格付け	161
5. 調査結果の要約	162
資料 調査票	163

自治労 自治体賃金等制度調査 (2024年4月1日基準)

調査結果の要約（抜粋）

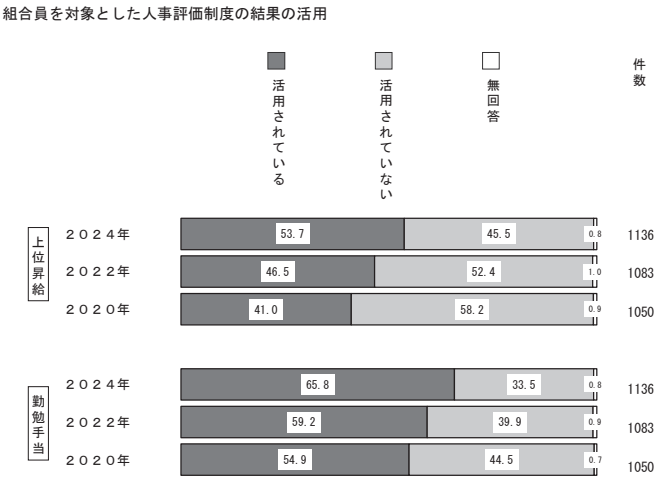
調査票の配布・回収状況

- 自治労加盟自治体単組1,451を対象に実施し、有効回答は1,156票（有効回答率79.7%）
（内訳 都道府県・市区町村1,064票、一部事務組合・広域連合92票）
- 調査基準日は2024年4月1日とし、2024年4～7月にWebアンケートにより実施
2024年4月1日時点で月例給の引き上げ改定が行われたが、本報告書における号給および給料月額は、
引き上げ前の調査基準日2024年4月1日時点のもので記載
- 今回調査では常勤職員の給料表（行政職、現業職、保育職、看護職）に加えて次の3領域を調査
中途採用者の前歴換算
手当制度（通勤手当、管理職手当、充実を図った手当）
暫定再任用職員、定年引上げにともなう役職定年者の給料

	対象数	有効回答数	有効回答率 (%)	有効回答数 (2022年)
自治体計	1,451	1,156	79.7%	1,224
都道府県	45	43	95.6%	44
県都・政令市・特別区	63	50	79.4%	53
一般市	576	494	85.8%	508
町村	632	477	75.5%	527
一部事務組合・広域連合	135	92	68.1%	92

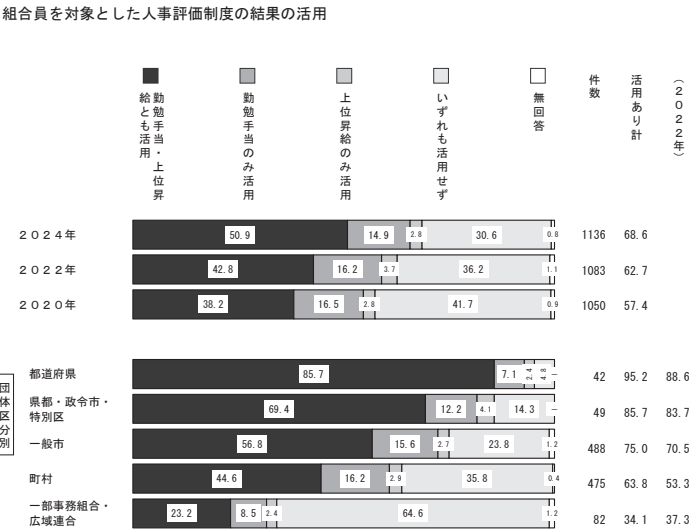
第1章 人事評価制度の結果の活用（組合員）

- 評価結果が活用されているのは
[上位昇給] 53.7%
[勤勉手当] 65.8%
→いずれも2022年から7ポイント増加



第1章 人事評価制度の結果の活用（組合員）

- [上位昇給]、[勤勉手当] の
両方に反映は50.9%



第2章 行政職給料表について

2. 使用している給料表 3. 給料表の級制と最高級の最高給料月額

- 使用給料表は、「国公行（一）と（級数以外は）同じ」が58.9%

- 給料表の級制の中央値は7級制

- どの範囲にあるか十分位でみると

（第1十分位～第9十分位）

都道府県	9～10級制
県都・政令市・特別区	6.8～9級制
一般市	6.7～8級制
町村	6～7級制
一部事務組合・広域連合	6～8級制

- 最高給料月額の中央値は446,200円
2022年を1,300円上回る
国公行（一）8級相当（470,000円）以上
→24.9%（町村は0.8%）
国公行（一）7級相当（446,200円）未満
→37.1%（町村は75.2%）

行政職・給料表の級制と最高級の最高給料月額

	件数	第1十分位数	第1四分位数	中央値	第3四分位数	第9十分位数	中央値・22年	*74級相当2百円未満計満	*470級相当0百円以上計上
給料表の級制	1109	6.0	6.0	7.0	7.0	8.0	7.0		
団体区分別									
都道府県	41	9.0	9.0	9.0	10.0	10.0	9.0		
県都・政令市・特別区	49	6.8	8.0	8.0	9.0	9.0	8.0		
一般市	478	6.7	7.0	7.0	8.0	8.0	7.0		
町村	464	6.0	6.0	6.0	6.0	7.0	6.0		
一部事務組合・広域連合	77	6.0	6.0	7.0	7.0	8.0	7.0		
最高級の最高給料月額	1100	411,300	411,300	446,200	470,000	522,310	444,900	37.1	24.9
団体区分別									
都道府県	41	528,900	528,900	531,941	560,900	564,800	530,137	0.0	97.6
県都・政令市・特別区	49	470,000	479,200	528,900	530,500	573,920	527,500	2.0	98.0
一般市	476	446,200	446,200	446,200	470,000	495,000	444,900	7.6	35.0
町村	461	411,300	411,300	411,300	424,800	446,200	410,200	75.2	0.8
一部事務組合・広域連合	73	411,300	411,300	446,200	470,000	480,000	444,900	31.7	23.2

5

第2章 行政職給料表について

4. 組合員として到達できる最高級と最高給料月額

- 到達できる最高級の中央値は5級

- 到達できる最高給料月額の

中央値は394,000円

2022年を1,000円上回る

国公行（一）6級相当（411,300円）以上
→9.8%（町村は2.5%）

国公行（一）5級相当（394,000円）以上
→55.8%（町村は42.3%）

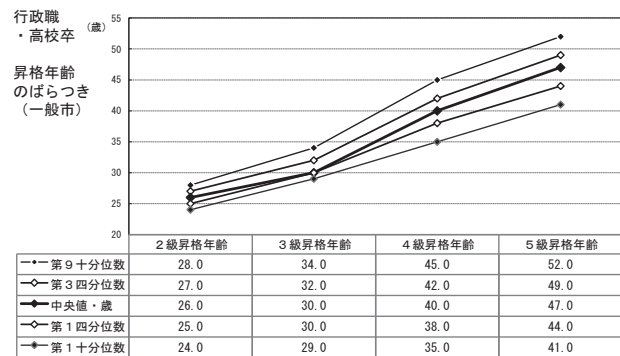
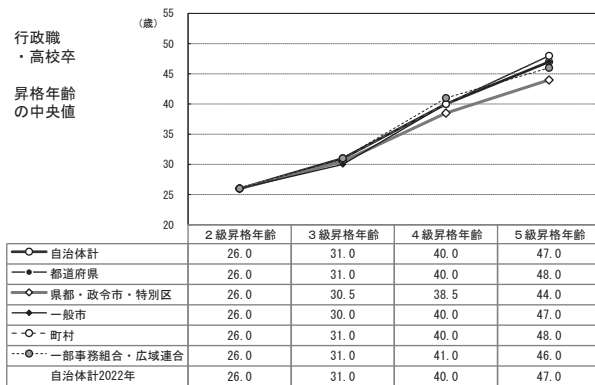
行政職・組合員として到達できる最高級と最高給料月額

	件数	第1十分位数	第1四分位数	中央値	第3四分位数	第9十分位数	中央値・22年	*53級相当0百円以上計上	*641級相当1百円以上計上
組合員として到達できる級	1092	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0		
団体区分別									
都道府県	41	4.0	5.0	5.0	6.0	6.0	5.0		
県都・政令市・特別区	49	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0		
一般市	477	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0		
町村	453	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	4.0		
一部事務組合・広域連合	72	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	4.5		
到達できる最高給料月額	1076	382,000	382,000	394,000	396,000	411,300	393,000	55.8	9.8
団体区分別									
都道府県	41	394,000	394,000	401,800	411,800	414,200	395,800	92.9	45.2
県都・政令市・特別区	49	394,000	394,000	401,800	413,500	427,600	401,800	93.9	38.8
一般市	474	382,000	385,200	394,000	396,375	411,300	393,000	64.8	11.3
町村	446	382,000	382,000	390,000	394,000	399,450	389,050	42.3	2.5
一部事務組合・広域連合	66	380,450	382,000	391,400	395,000	408,150	393,000	39.0	7.3

6

第2章 行政職給料表について 5. 高校卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢

- 昇格年齢の中央値は、2級26歳、3級31歳、4級40歳 =2022年と同じ
- 一般市での4級昇格年齢の開きを十分位数でみると、第1十分位：35歳 第9十分位：45歳
⇒35～45歳の範囲に8割の自治体が分布
⇒4級からのばらつきが大きい

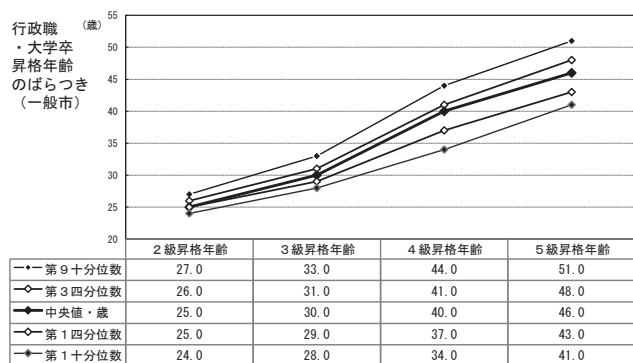
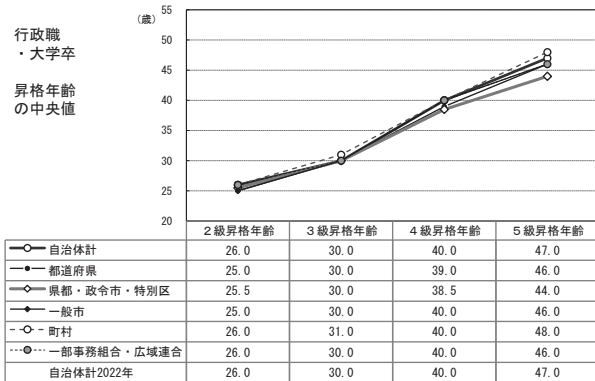


(給料表が「国公行(一)」と(級数以外は)同じ、「国公行(一)」の号級延長の自治体における結果)

7

第2章 行政職給料表について 6. 大学卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢

- 昇格年齢の中央値は、2級26歳、3級30歳、4級40歳 =2022年と同じ
⇒高校卒とほぼ同じ
- 一般市での4級昇格年齢の開きを十分位数でみると、第1十分位：34歳 第9十分位：44歳
⇒34～44歳の範囲に8割の自治体が分布
⇒高校卒と同様に4級からのばらつきが大きい

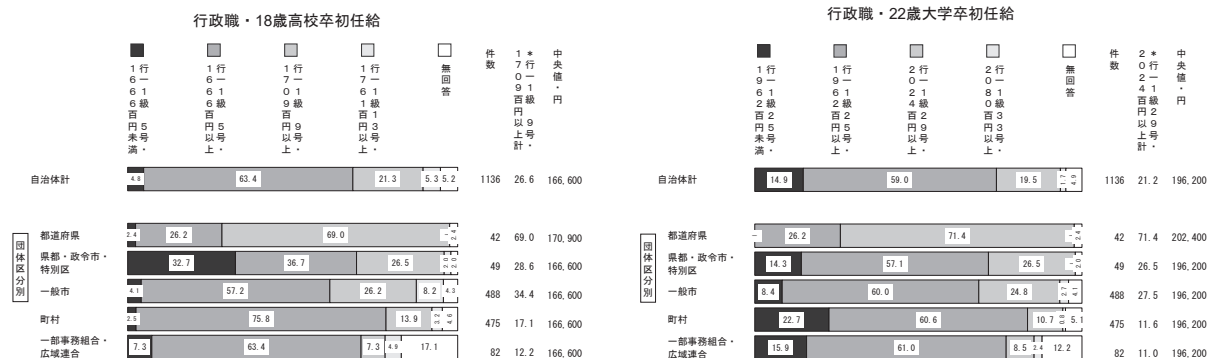


(給料表が「国公行(一)」と(級数以外は)同じ、「国公行(一)」の号級延長の自治体における結果)

8

第2章 行政職給料表について 7. 18歳高校卒初任給と22歳大学卒初任給

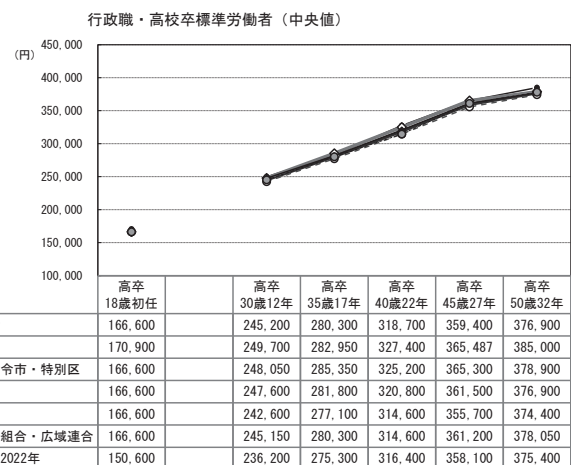
- 18歳高校卒初任給は166,600円（中央値）、2022年（150,600円）を16,000円上回る
→国公行（一）の高校卒初任給1級5号を4号以上上回る＝26.6%
 - 22歳大学卒初任給は196,200円（中央値）、2022年（182,200円）を14,000円上回る
→国公行（一）の大学卒初任給1級25号を4号以上上回る＝21.2%
- ⇒町村、一部事務組合・広域連合は4号以上上位が1割台



9

第2章 行政職給料表について 8. 高校卒標準労働者の年齢ポイント別給料月額

- 高校卒標準労働者の給料月額の中央値は
 - 30歳 245,200円
 - 35歳 280,300円
 - 40歳 318,700円
 - 45歳 359,400円
 - 50歳 376,900円
- 2022年を上回るが、高年層は増加が小さい
30歳9,000円増、50歳1,500円増
- 40歳以降で団体区分間に1万円前後の差
例：40歳
都道府県 327,400円
町村、一部事務組合・広域連合 314,600円
→12,800円の差



10

- 行政職（高校卒）について一般市での水準の違いをみると

30歳勤続12年

第1十分位236,900円

第9十分位258,700円→21,800円の開き

35歳勤続17年

第1十分位270,820円

第9十分位298,000円→27,180円の開き

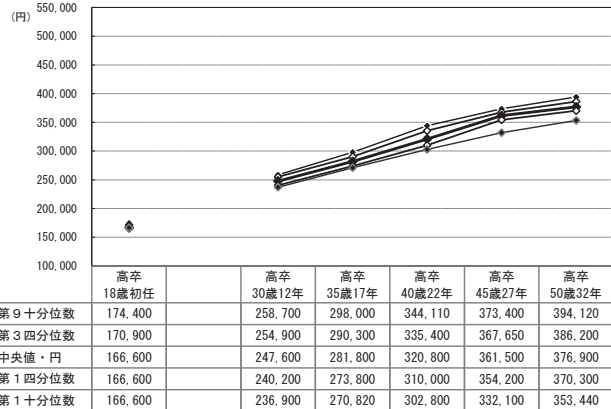
40歳勤続22年

第1十分位302,800円

第9十分位344,110円→41,310円の開き

⇒年齢とともに自治体間のばらつきは大きくなる

行政職・高校卒標準労働者（一般市）



11

- 行政職（高校卒）で
自治労が示す到達目標に到達は

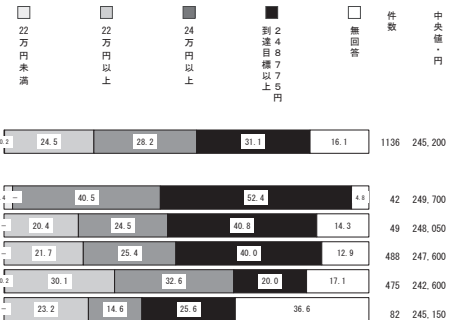
高校卒30歳248,775円以上 31.1%

高校卒35歳293,807円以上 10.1%

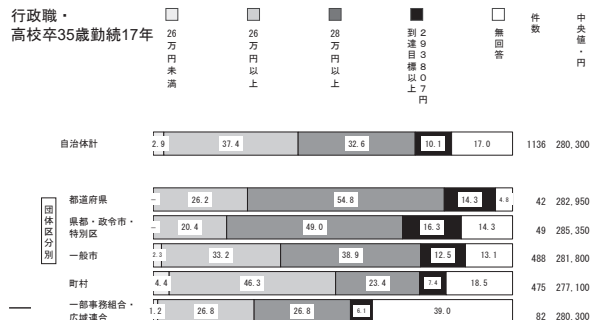
高校卒40歳343,042円以上 6.8%

⇒町村、一部事務組合・広域連合で特に少ない

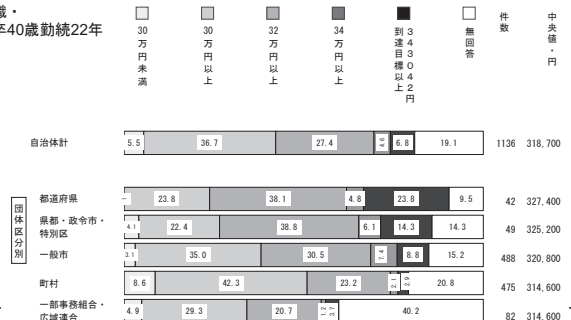
行政職・
高校卒30歳勤続12年



行政職・
高校卒35歳勤続17年



行政職・
高校卒40歳勤続22年



12

第2章 行政職給料表について 9. 大学卒標準労働者の年齢ポイント別給料月額

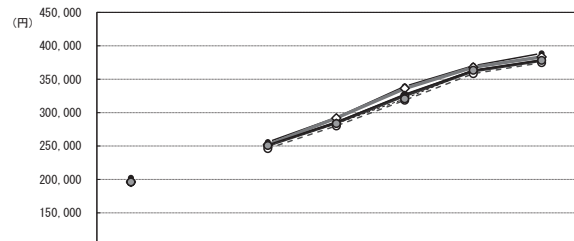
- 大学卒標準労働者の給料月額の中央値は

30歳 250,900円（高校卒+5,700円）
 35歳 284,800円（同 +4,500円）
 40歳 325,450円（同 +6,750円）
 45歳 362,400円（同 +3,000円）
 50歳 378,300円（同 +1,400円）

- 2022年を上回るが、高年層は増加が小さい
 30歳8,500円増、50歳1,800円増
- 40歳まで高校卒を4,500～6,750円上回る
- 団体区分間で1～2万円の差
 例：40歳

都道府県 339,411円
 町村 318,700円
 →20,711円の差

行政職・大学卒標準労働者（中央値）



	大卒 22歳初任	大卒 30歳8年	大卒 35歳13年	大卒 40歳18年	大卒 45歳23年	大卒 50歳28年
自治体計	196,200	250,900	284,800	325,450	362,400	378,300
都道府県	202,400	256,050	292,700	339,411	370,200	388,900
県都・政令市・特別区	196,200	252,000	291,800	336,350	367,850	383,500
一般市	196,200	251,700	285,800	327,600	363,300	378,700
町村	196,200	246,400	280,150	318,700	358,500	374,900
一部事務組合・広域連合	196,200	250,900	283,600	320,700	363,400	378,300
自治体計2022年	182,200	242,400	279,500	321,700	361,200	376,500

13

- 行政職（大学卒）について一般市での水準の違いをみると

30歳勤続8年

第1十分位242,600円

第9十分位262,300円→19,700円の開き

35歳勤続13年

第1十分位275,500円

第9十分位300,000円→24,500円の開き

40歳勤続18年

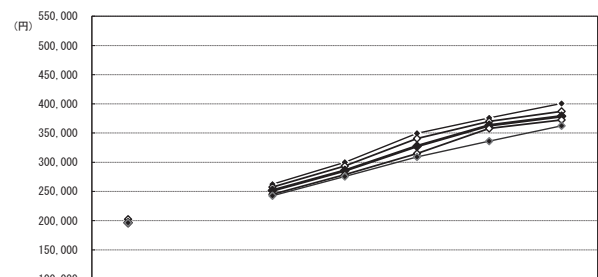
第1十分位309,100円

第9十分位349,600円→40,500円の開き

⇒高校卒と同様に

年齢とともに自治体間のばらつきが大きくなる

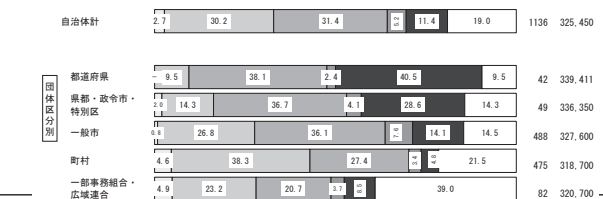
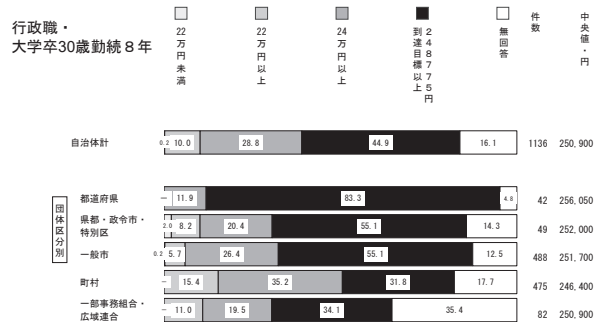
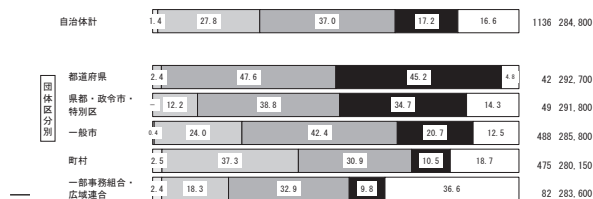
行政職・大学卒標準労働者（一般市）



	大卒 22歳初任	大卒 30歳8年	大卒 35歳13年	大卒 40歳18年	大卒 45歳23年	大卒 50歳28年
第9十分位数	202,490	262,300	300,000	349,600	375,840	400,700
第3四分位数	202,400	257,500	293,500	340,700	370,000	387,150
中央値・円	196,200	251,700	285,800	327,600	363,300	378,700
第1四分位数	196,200	245,200	278,700	314,800	357,950	372,500
第1十分位数	196,200	242,600	275,500	309,100	336,100	362,490

14

- 行政職（大学卒）で
自治労が示す到達目標に到達は
大学卒30歳248,775円以上 44.9%
大学卒35歳293,807円以上 17.2%
大学卒40歳343,042円以上 11.4%
⇒町村、一部事務組合・広域連合で少ない



15

（参考）標準労働者の年齢ポイント別の給料月額の時系列比較（行政職）

	高卒（中央値）						高卒（平均値）					
	18歳 初任	30歳 12年	35歳 17年	40歳 22年	45歳 27年	50歳 32年	18歳 初任	30歳 12年	35歳 17年	40歳 22年	45歳 27年	50歳 32年
2024年	166,600	245,200	280,300	318,700	359,400	376,900	168,149	246,046	280,586	320,321	356,146	375,831
2022年	150,600	236,200	275,300	316,400	358,100	375,400	152,142	237,404	275,697	317,916	354,703	374,211
2020年	150,600	236,200	273,600	315,900	357,200	374,900	152,026	236,992	275,211	317,298	354,441	374,168
2018年	147,100	234,600	274,100	315,800	357,500	375,000	148,928	235,536	275,062	318,085	354,612	374,174
2016年	144,600	232,600	272,400	316,450	356,000	374,200	146,309	233,657	274,189	317,570	353,635	373,142
2014年	140,100	230,200	275,300	318,400	360,500	378,000	141,794	231,899	275,738	319,513	356,605	376,934
2024年－2022年	16,000	9,000	5,000	2,300	1,300	1,500	16,008	8,642	4,889	2,405	1,443	1,620

	大卒（中央値）						大卒（平均値）					
	22歳 初任	30歳 8年	35歳 13年	40歳 18年	45歳 23年	50歳 28年	22歳 初任	30歳 8年	35歳 13年	40歳 18年	45歳 23年	50歳 28年
2024年	196,200	250,900	284,800	325,450	362,400	378,300	196,778	249,928	284,871	325,046	359,013	377,793
2022年	182,200	242,400	279,500	321,700	361,200	376,500	182,566	241,480	279,919	322,296	357,378	375,786
2020年	182,200	241,900	279,500	320,500	360,100	376,800	182,394	241,162	279,655	322,309	357,635	376,235
2018年	179,200	239,900	279,600	321,900	360,800	376,500	179,589	239,432	279,336	322,749	357,664	376,209
2016年	176,700						176,880					
2014年	172,200						172,501					
2024年－2022年	14,000	8,500	5,300	3,750	1,200	1,800	14,212	8,447	4,952	2,750	1,634	2,007

16

第3章 現業職給料表について

2. 使用している給料表 3. 給料表の級制と最高級の最高給料月額

- 使用給料表は、
「国公行（一）と同じ（号給延長、準用を含む）」29.7%、「国公行（二）と同じ（同）」38.8%、「独自」29.3%
- 給料表の級制の中央値は5級制
- どの範囲にあるか十分位でみると
(第1十分位～第9十分位)
都道府県 3～5級制
県都・政令市・特別区 3～5.4級制
一般市 3～7級制
町村 2～6級制
一部事務組合・広域連合 3～5.7級制
- 最高給料月額の中央値は367,400円
2022年を1,000円上回る
国公行（一）5級相当（394,000円）以上
→26.5%（都道府県は5.9%）
国公行（一）4級相当（382,000円）未満
→54.4%（都道府県は76.5%）

現業職・給料表の級制と最高級の最高給料月額

	件数	第1十分位数	第4十分位数	中央値	第3十分位数	第9十分位数	中央値・22年	（43級8相当0未満）計上	（53級9相当0以上）計上
給料表の級制	725	3.0	4.0	5.0	5.0	7.0	5.0		
団体区分別									
都道府県	33	3.0	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0		
県都・政令市・特別区	47	3.0	4.0	5.0	5.0	5.4	5.0		
一般市	405	3.0	4.0	5.0	5.0	7.0	5.0		
町村	216	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	4.0		
一部事務組合・広域連合	24	3.0	3.0	5.0	5.0	5.7	5.0		
最高級の最高給料月額	723	321,700	359,400	367,400	394,000	446,200	366,400	54.4	26.5
団体区分別									
都道府県	32	322,500	359,400	361,800	372,250	384,880	362,200	76.5	5.9
県都・政令市・特別区	47	359,400	365,400	382,000	398,300	423,280	372,200	48.9	29.8
一般市	405	351,000	359,400	377,200	402,200	446,200	378,600	50.5	31.2
町村	216	321,700	350,750	359,400	390,724	411,300	358,400	59.1	22.4
一部事務組合・広域連合	23	326,020	359,400	360,300	386,800	407,360	373,000	57.1	10.7

17

第3章 現業職給料表について

4. 組合員として到達できる最高級と最高給料月額

- 到達できる最高級の中央値は4級
- 到達できる最高給料月額の
中央値は363,200円
2022年を300円上回る
国公行（一）4級相当（382,000円）以上
→37.5%（都道府県は17.6%）

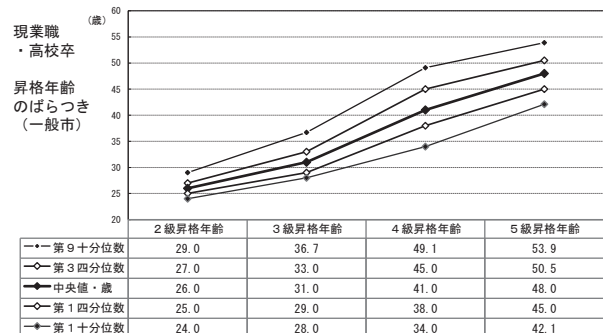
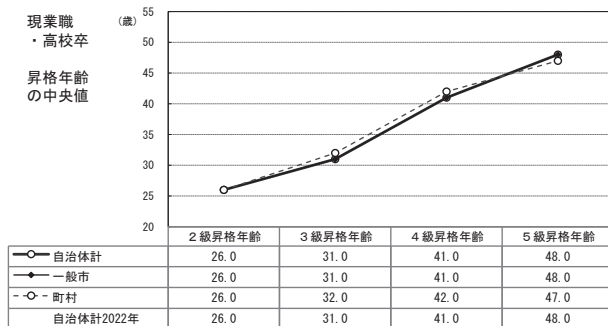
現業職・組合員として到達できる最高級と最高給料月額

	件数	第1十分位数	第4十分位数	中央値	第3十分位数	第9十分位数	中央値・22年	（43級8相当0以上）計上
組合員として到達できる級	720	2.9	3.0	4.0	5.0	5.0	4.0	
団体区分別								
都道府県	32	3.0	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
県都・政令市・特別区	47	3.0	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	
一般市	406	3.0	4.0	4.0	5.0	5.0	4.0	
町村	212	2.0	3.0	4.0	5.0	5.0	4.0	
一部事務組合・広域連合	23	3.0	3.0	4.0	5.0	5.0	4.0	
到達できる最高給料月額	718	321,700	352,050	363,200	386,675	394,000	362,900	37.5
団体区分別								
都道府県	32	321,790	349,839	361,624	372,250	384,880	361,600	17.6
県都・政令市・特別区	47	359,400	365,400	382,000	393,350	402,000	371,700	51.1
一般市	405	321,700	359,400	367,900	389,900	395,000	369,450	42.6
町村	212	308,900	323,545	359,400	382,000	393,760	358,400	30.2
一部事務組合・広域連合	22	310,340	346,200	359,400	378,950	390,540	369,050	21.4

18

第3章 現業職給料表について 5. 高校卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢

- 昇格年齢の中央値は、2級26歳、3級31歳、4級41歳 =2022年と同じ
⇒団体区分による差は小さい
- 一般市での4級昇格年齢の開きを十分位数でみると、第1十分位：34歳 第9十分位：49.1歳
⇒34～49歳の範囲に8割の自治体が分布
⇒4級でのばらつき大（5級は回答数が49であり少ないことに留意）

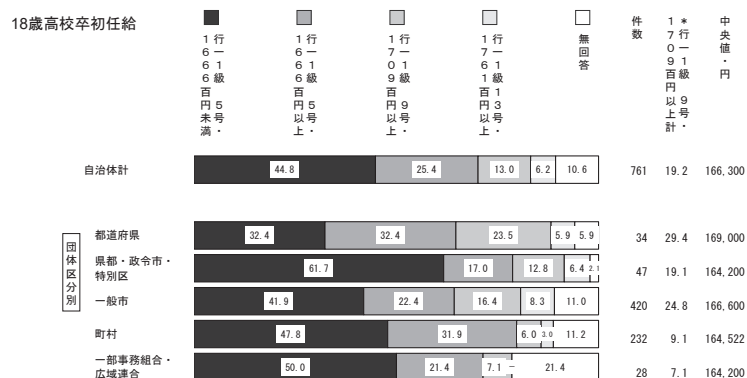


（給料表が「国公行（一）」と（級数以外は）同じ、「国公行（一）」の号級延長の自治体における結果。回答自治体数が10を下回る箇所は掲載していない

19

第3章 現業職給料表について 6. 18歳高校卒初任給

- 18歳高校卒初任給は166,300円（中央値）、2022年（149,800円）を16,500円上回る
- 国公行（一）の高卒初任給1級5号を4号以上上回るのは19.2%
→町村（9.1%）、一部事務組合・広域連合（7.1%）は1割



20

第3章 現業職給料表について 7. 高校卒標準労働者の年齢ポイント別給料月額

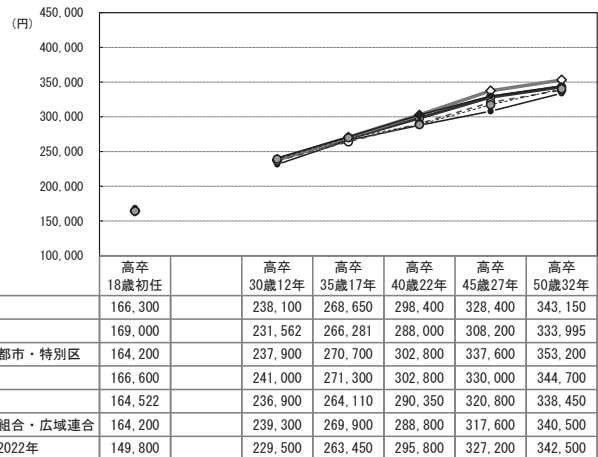
- 高校卒標準労働者の給料月額の中央値は

30歳 238,100円
 35歳 268,650円
 40歳 298,400円
 45歳 328,400円
 50歳 343,150円

- 2022年を上回るが、高年層は増加が小さい
 30歳8,600円増、50歳650円増
- 40歳以降では団体区分間で1～3万円の差
 例：40歳

政令・県都市・特別区と
 一般市 302,800円
 都道府県 288,000円
 →14,800円の差

現業職・高校卒標準労働者（中央値）



21

- 現業職について一般市での水準の違いをみると

30歳勤続12年

第1十分位223,189円
 第9十分位257,500円→34,311円の開き

35歳勤続17年

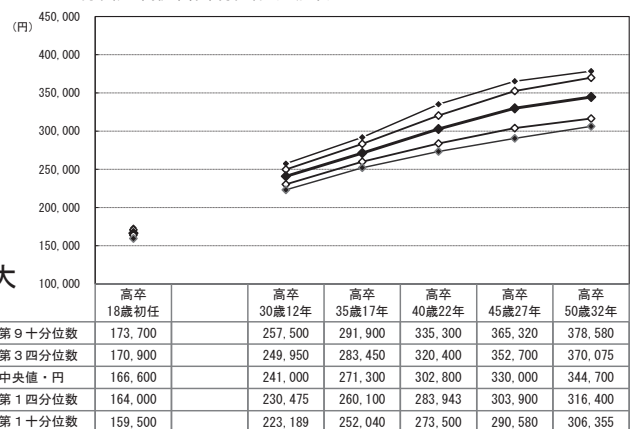
第1十分位252,040円
 第9十分位291,900円→39,860円の開き

40歳勤続22年

第1十分位273,500円
 第9十分位335,300円→61,800円の開き

⇒35歳から40歳にかけて自治体間のばらつきが拡大

現業職・高校卒標準労働者（一般市）



22

・ 現業職で自治労が示す到達目標に到達は

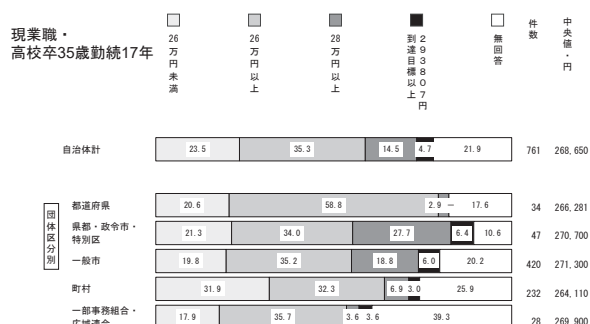
高校卒30歳248,775円以上 16.7%

高校卒35歳293,807円以上 4.7%

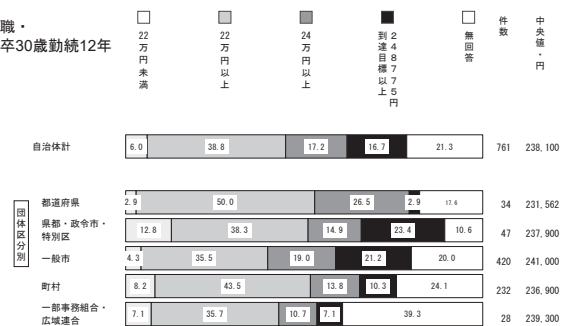
高校卒40歳343,042円以上 1.7%

⇒団体区分別にみても35歳、40歳は1割未満

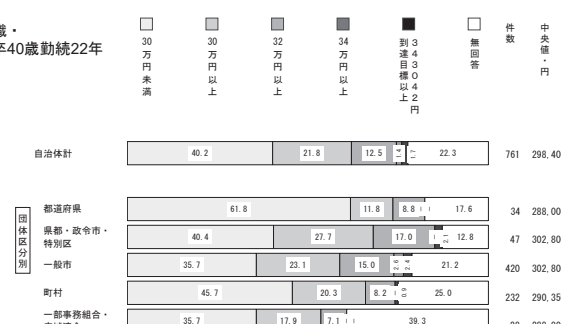
現業職・
高校卒35歳動続17年



現業職・
高校卒30歳動続12年



現業職・
高校卒40歳動続22年



23

（参考）標準労働者の年齢ポイント別の給料月額の時系列比較（現業職）

	高卒（中央値）						高卒（平均値）					
	18歳 初任	30歳 12年	35歳 17年	40歳 22年	45歳 27年	50歳 32年	18歳 初任	30歳 12年	35歳 17年	40歳 22年	45歳 27年	50歳 32年
2024年	166,300	238,100	268,650	298,400	328,400	343,150	165,962	238,194	268,338	298,348	324,299	341,810
2022年	149,800	229,500	263,450	295,800	327,200	342,500	150,387	229,648	262,614	295,554	323,067	340,852
2020年	149,500	229,500	262,800	295,800	327,200	342,600	150,221	229,368	262,721	295,788	323,375	341,723
2018年	146,900	227,000	261,700	295,700	326,900	343,100	146,960	227,577	261,927	295,970	324,079	342,004
2016年	143,350	224,300	258,750	293,950	326,100	341,400	144,472	224,540	259,309	293,998	321,955	339,966
2014年	138,200	222,500	261,200	296,500	330,100	346,200	139,914	223,289	261,331	297,147	326,005	344,713
2024年－2022年	16,500	8,600	5,200	2,600	1,200	650	15,575	8,546	5,724	2,794	1,232	957

24

第4章 保育職給料表について

2. 使用している給料表 3. 給料表の級制と最高級の最高給料月額

- 使用給料表は、「行政職給料表を適用」が89.3%

- 給料表の級制の中央値は7級制

- どの範囲にあるか十分位でみると

(第1十分位～第9十分位)

県都・政令市・特別区 6～9級制

一般市 5～8級制

町村 5～7級制

- 最高給料月額の中央値は446,200円

2022年を1,300円上回る

国公行(一) 8級相当(470,000円)以上
→20.2% (町村は0.7%)

国公行(一) 7級相当(446,200円)未満
→41.9% (町村は73.3%)

保育職・給料表の級制と最高級の最高給料月額

	件数	第1十分位数	第1四分位数	中央値	第3四分位数	第9十分位数	中央値・22年	*446200円未満(7級相当)計上	*470000円以上(8級相当)計上
給料表の級制	688	5.0	6.0	7.0	7.0	8.0	7.0		
団体区分別									
県都・政令市・特別区	42	6.0	6.3	8.0	9.0	9.0	8.0		
一般市	366	5.0	7.0	7.0	8.0	8.0	7.0		
町村	279	5.0	6.0	6.0	6.0	7.0	6.0		
最高級の最高給料月額	686	408,500	411,300	446,200	451,800	474,050	444,900	41.9	20.2
団体区分別									
県都・政令市・特別区	42	427,840	470,000	514,100	528,900	555,610	512,600	14.0	79.1
一般市	366	410,300	446,200	446,200	470,000	478,400	444,900	20.5	28.9
町村	277	394,000	411,300	411,300	424,800	446,200	410,200	73.3	0.7

25

第4章 保育職給料表について

4. 組合員として到達できる最高級と最高給料月額

- 到達できる最高級の中央値は4級

- 到達できる最高給料月額の

中央値は394,000円

2022年を1,000円上回る

国公行(一) 6級相当(411,300円)以上
→8.1% (町村は2.0%)

国公行(一) 5級相当(394,000円)以上
→49.5% (町村は36.3%)

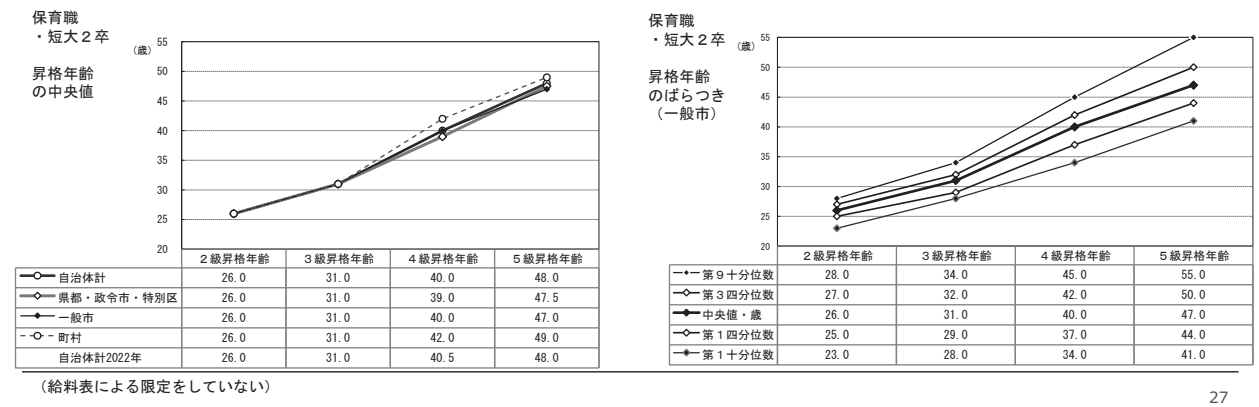
保育職・組合員として到達できる最高級と最高給料月額

	件数	第1十分位数	第1四分位数	中央値	第3四分位数	第9十分位数	中央値・22年	*394000円以上(5級相当)計上	*413000円以上(6級相当)計上
組合員として到達できる級	685	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	4.0		
団体区分別									
県都・政令市・特別区	42	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0		
一般市	367	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0		
町村	275	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	4.0		
到達できる最高給料月額	679	382,000	382,000	394,000	395,050	407,700	393,000	49.5	8.1
団体区分別									
県都・政令市・特別区	42	393,640	394,000	401,850	413,125	427,600	400,000	86.0	32.6
一般市	365	382,000	382,000	394,000	396,000	411,300	393,000	55.8	10.2
町村	271	382,000	382,000	385,800	394,000	399,700	385,800	36.3	2.0

26

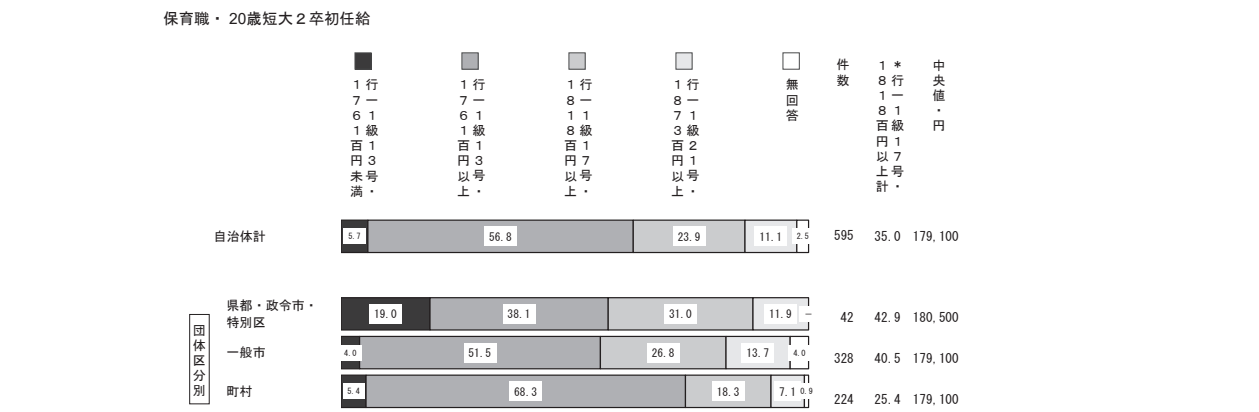
第4章 保育職給料表について 5. 短大2卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢

- 昇格年齢の中央値は、2級26歳、3級31歳、4級40歳 =2022年とほぼ同じ
- 一般市での4級昇格年齢の開きを十分位数でみると、第1十分位：34歳 第9十分位：45歳
⇒34～45歳の範囲に8割の自治体が分布
⇒4級からのばらつきが大きい



第4章 保育職給料表について 6. 20歳短大2卒初任給

- 20歳短大2卒初任給は179,100円（中央値）、2022年（163,100円）を16,000円上回る
- 国公行（一）の短大2卒初任給1級13号を4号以上上回るのは35.0%
→町村（25.4%）は2割強



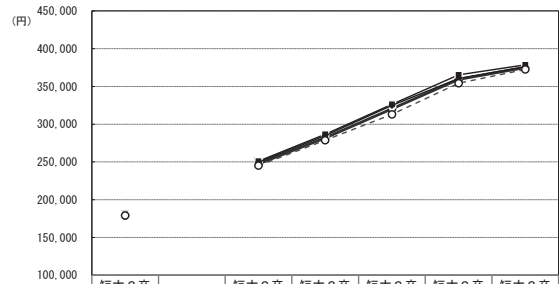
第4章 保育職給料表について 7. 短大2卒標準労働者の年齢ポイント別給料月額

- 短大2卒標準労働者の給料月額の中央値は

30歳 247,600円
 35歳 281,800円
 40歳 320,400円
 45歳 359,400円
 50歳 375,000円

- 2022年を上回るが、高年層は増加が小さい
 30歳8,300円増、50歳1,288円増
- 40歳では団体区分間で1万円の差
 県都・政令市・特別区 326,300円
 町村 313,100円
 →13,200円の差

保育職・短大2卒標準労働者（中央値）



	短大2卒 20歳初任	短大2卒 30歳10年	短大2卒 35歳15年	短大2卒 40歳20年	短大2卒 45歳25年	短大2卒 50歳30年
自治体計	179,100	247,600	281,800	320,400	359,400	375,000
県都・政令市・特別区	180,500	250,900	286,700	326,300	365,300	378,700
一般市	179,100	249,700	284,800	324,900	360,500	376,400
町村	179,100	245,100	278,700	313,100	354,200	372,500
自治体計2022年	163,100	239,300	277,000	318,250	358,100	373,712

29

- 保育職について一般市での水準の違いをみると

30歳勤続10年

第1十分位239,700円

第9十分位261,100円→21,400円の開き

35歳勤続15年

第1十分位273,800円

第9十分位298,200円→24,400円の開き

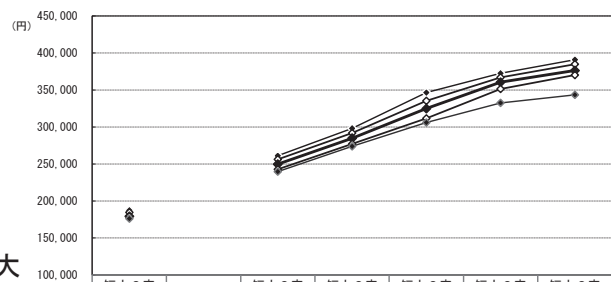
40歳勤続20年

第1十分位306,000円

第9十分位346,450円→40,450円の開き

⇒35歳から40歳にかけて自治体間のばらつきが拡大

保育職・短大2卒標準労働者（一般市）



	短大2卒 20歳初任	短大2卒 30歳10年	短大2卒 35歳15年	短大2卒 40歳20年	短大2卒 45歳25年	短大2卒 50歳30年
第9十分位数	187,300	261,100	298,200	346,450	372,680	390,900
第3四分位数	184,600	256,200	291,900	335,325	367,000	385,000
中央値・円	179,100	249,700	284,800	324,900	360,500	376,400
第1四分位数	179,100	242,600	277,100	311,500	351,300	370,300
第1十分位数	176,100	239,700	273,800	306,000	332,560	343,600

30

・ 保育職で自治労が示す到達目標に到達は

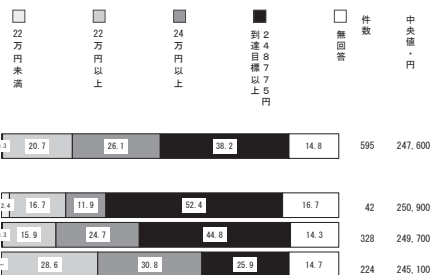
短大2卒30歳248,775円以上 38.2%

短大2卒35歳293,807円以上 13.1%

短大2卒40歳343,042円以上 7.6%

⇒町村で特に少ない

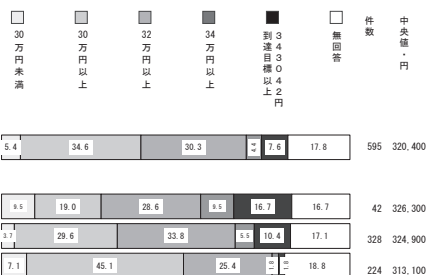
保育職・
短大2卒30歳動続10年



保育職・
短大2卒35歳動続15年



保育職・
短大2卒40歳動続20年



31

(参考) 標準労働者の年齢ポイント別の給料月額の時系列比較 (保育職)

	短大2卒 (中央値)						短大2卒 (平均値)					
	20歳 初任	30歳 10年	35歳 15年	40歳 20年	45歳 25年	50歳 30年	20歳 初任	30歳 10年	35歳 15年	40歳 20年	45歳 25年	50歳 30年
2024年	179,100	247,600	281,800	320,400	359,400	375,000	180,580	247,983	282,681	321,202	355,258	373,994
2022年	163,100	239,300	277,000	318,250	358,100	373,712	164,740	239,639	277,782	318,970	354,473	372,591
2020年	163,100	239,300	277,000	317,750	357,200	373,800	164,663	239,179	277,069	318,301	353,924	372,682
2018年	159,800	237,300	276,000	318,000	357,000	373,400	161,751	237,693	276,777	318,529	354,171	372,638
2016年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2014年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2024年ー2022年	16,000	8,300	4,800	2,150	1,300	1,288	15,841	8,344	4,899	2,232	785	1,403

32

第5章 看護職給料表について

2. 使用している給料表 3. 給料表の級制と最高級の最高給料月額

- 使用給料表は、「国公医（三）（号給延長、準用含む）」が63.7%

- 給料表の級制の中央値は6級制

- どの範囲にあるか十分位でみると
（第1十分位～第9十分位）

都道府県 6～7級制
 県都・政令市・特別区 6～9級制
 一般市 5～7級制
 町村 5～6級制
 一部事務組合・広域連合 5～7級制

- 最高給料月額の中央値は431,900円
 2022年を1,200円上回る
 国公医（三）7級相当（461,900円）以上
 →20.8%（町村は2.5%）
 国公医（三）6級相当（431,900円）未満
 →34.3%（町村は72.1%）

看護職・給料表の級制と最高級の最高給料月額

	件数	第1十分位数	第1四分位数	中央値	第3四分位数	第9十分位数	中央値・22年	*（医三61級9百円未満）計	（医三79百円以上）計
給料表の級制	366	5.0	5.0	6.0	7.0	7.0	6.0		
団体区分別									
都道府県	38	6.0	6.0	7.0	7.0	7.0	7.0		
県都・政令市・特別区	21	6.0	7.0	7.0	7.0	9.0	7.0		
一般市	167	5.0	5.5	6.0	7.0	7.0	6.0		
町村	113	5.0	5.0	6.0	6.0	6.0	6.0		
一部事務組合・広域連合	27	5.0	6.0	6.0	7.0	7.0	6.0		
最高級の最高給料月額	361	393,700	402,400	431,900	451,800	463,000	430,700	34.3	20.8
団体区分別									
都道府県	38	431,900	434,825	461,900	461,900	465,914	460,600	2.5	57.5
県都・政令市・特別区	21	440,700	461,900	463,000	492,600	528,900	461,700	4.5	72.7
一般市	164	393,700	431,600	431,900	446,400	461,900	430,700	22.4	18.6
町村	113	393,700	393,700	410,200	418,800	431,900	410,200	72.1	2.5
一部事務組合・広域連合	25	393,700	431,900	431,900	454,400	462,560	430,700	14.8	22.2

33

第5章 看護職給料表について

4. 組合員として到達できる最高級と最高給料月額

- 到達できる最高級の中央値は4級

- 到達できる最高給料月額の

中央値は387,395円

国公医（三）6級相当（431,900円）以上
 →5.1%
 （一般市は1.1%、町村は2.5%）

国公医（三）5級相当（393,700円）以上
 →40.9%
 （一般市は37.2%、町村は30.3%、
 一部事務組合・広域連合33.3%）

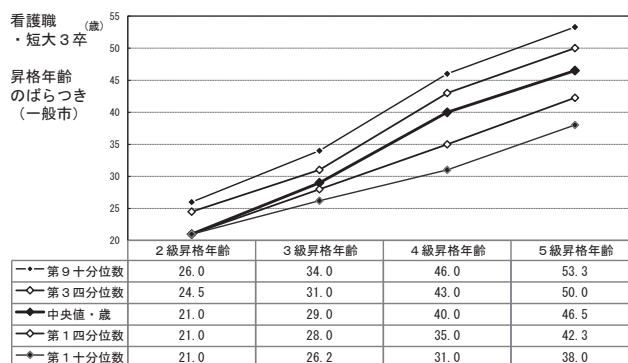
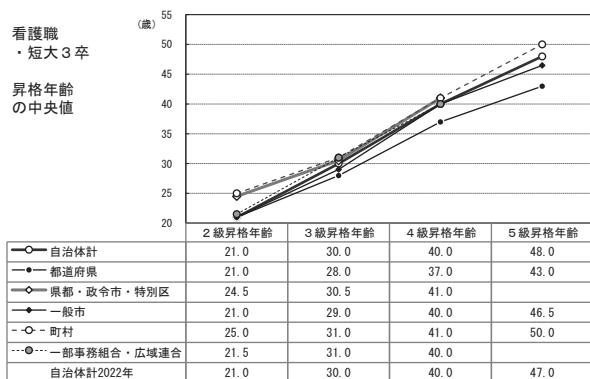
看護職・組合員として到達できる最高級と最高給料月額

	件数	第1十分位数	第1四分位数	中央値	第3四分位数	第9十分位数	中央値・22年	*（医三53級7百円以上）計	（医三61級9百円以上）計
組合員として到達できる級	358	3.0	4.0	4.0	5.0	5.0	4.0		
団体区分別									
都道府県	38	4.0	5.0	5.0	5.0	6.0	5.0		
県都・政令市・特別区	21	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0		
一般市	164	3.0	4.0	4.0	5.0	5.0	4.0		
町村	109	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	4.0		
一部事務組合・広域連合	26	3.5	4.0	4.0	5.0	5.0	4.0		
到達できる最高給料月額	351	372,100	377,000	387,395	394,350	410,600	383,950	40.9	5.1
団体区分別									
都道府県	38	381,983	393,700	395,100	424,400	434,630	392,600	72.5	25.0
県都・政令市・特別区	21	393,500	393,700	401,100	413,200	422,000	395,269	81.8	9.1
一般市	161	363,600	377,000	385,200	393,700	402,400	383,400	37.2	1.1
町村	107	374,380	377,000	382,000	393,700	400,280	381,000	30.3	2.5
一部事務組合・広域連合	24	365,610	377,000	377,000	399,075	426,470	375,900	33.3	11.1

34

第5章 看護職給料表について 5. 短大3卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢

- 昇格年齢の中央値は、2級21歳、3級30歳、4級40歳 =2022年と同じ
⇒4級以降は都道府県の昇格年齢が早め
- 一般市での4級昇格年齢の開きを十分位数でみると、第1十分位：31歳 第9十分位：46歳
⇒31～46歳の範囲に8割の自治体が分布
⇒2～4級にかけてばらつきが拡大



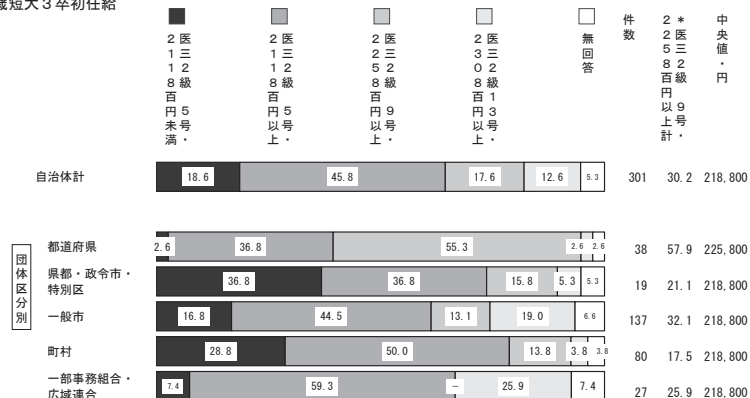
（給料表による限定をしていない。回答自治体数が10を下回る箇所は掲載していない）

35

第5章 看護職給料表について 6. 21歳短大3卒初任給

- 21歳短大3卒初任給は218,800円（中央値）、2022年（200,700円）を18,100円上回る
- 国公医（三）の短大3卒初任給2級5号を4号以上上回るのは30.2%
→県都・政令市・特別区（21.1%）、町村（17.5%）は2割

看護職・21歳短大3卒初任給



36

第5章 看護職給料表について 7. 短大3卒標準労働者の年齢ポイント別給料月額

- 短大3卒標準労働者の給料月額の中央値は

30歳 266,300円
35歳 290,700円
40歳 320,500円
45歳 349,200円
50歳 367,750円

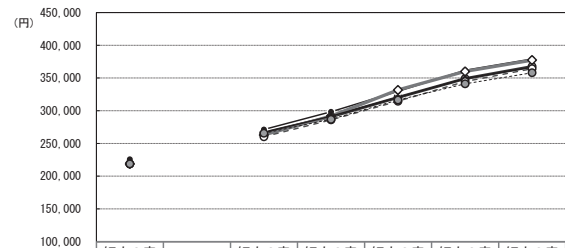
- 2022年を30歳、35歳は上回る
30歳7,700円増、35歳3,200円増
40歳以上はほとんど変わらない

- 団体区分間で1～2万円の差

例：40歳

県都・政令市・特別区 331,850円
町村 314,700円
→17,150円の差

看護職・短大3卒標準労働者（中央値）



	短大3卒 21歳初任	短大3卒 30歳9年	短大3卒 35歳14年	短大3卒 40歳19年	短大3卒 45歳24年	短大3卒 50歳29年
○自治体計	218,800	266,300	290,700	320,500	349,200	367,750
●都道府県	225,800	271,300	298,600	329,600	361,800	379,000
◇県都・政令市・特別区	218,800	263,000	291,900	331,850	360,150	377,400
◆一般市	218,800	266,800	291,700	320,650	349,200	366,700
○町村	218,800	260,300	286,100	314,700	344,700	364,300
●一部事務組合・広域連合	218,800	265,800	286,800	316,500	341,100	358,100
自治体計2022年	200,700	258,600	287,500	320,500	349,550	367,400

37

- 看護職について一般市での水準の違いをみると

30歳勤続9年

第1十分位255,380円

第9十分位277,600円→22,220円の開き

35歳勤続14年

第1十分位279,420円

第9十分位306,800円→27,380円の開き

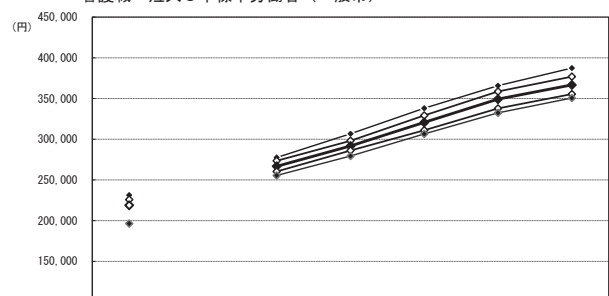
40歳勤続19年

第1十分位306,570円

第9十分位338,000円→31,430円の開き

⇒自治体間のばらつきは同程度で推移

看護職・短大3卒標準労働者（一般市）

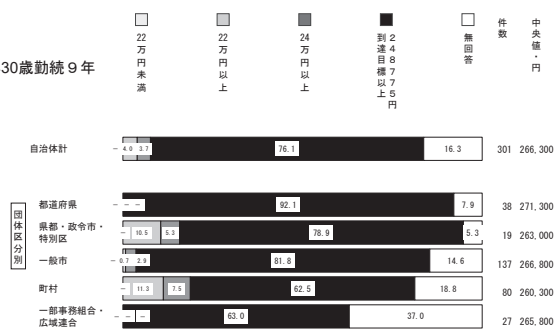


	短大3卒 21歳初任	短大3卒 30歳9年	短大3卒 35歳14年	短大3卒 40歳19年	短大3卒 45歳24年	短大3卒 50歳29年
◆第9十分位数	231,280	277,600	306,800	338,000	365,880	387,520
◇第3四分位数	225,800	273,500	298,200	329,175	358,600	376,950
●中央値・円	218,800	266,800	291,700	320,650	349,200	366,700
○第1四分位数	218,800	260,300	286,100	311,000	337,900	355,600
◆第1十分位数	196,340	255,380	279,420	306,570	332,300	350,700

38

- | | | |
|---------|------------|-------|
| 短大3卒30歳 | 248,775円以上 | 76.1% |
| 短大3卒35歳 | 293,807円以上 | 31.2% |
| 短大3卒40歳 | 343,042円以上 | 6.0% |

看護職・
短大3卒30歳勤続9年

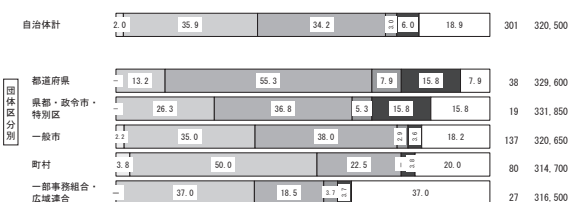
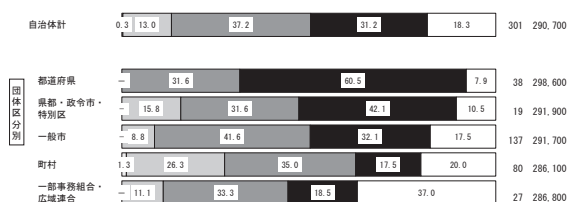


☐ 26 万円未満
☐ 26 万円以上
☐ 28 万円以上
☒ 到達目標以上
☐ 無回答

中央値：円
 件数

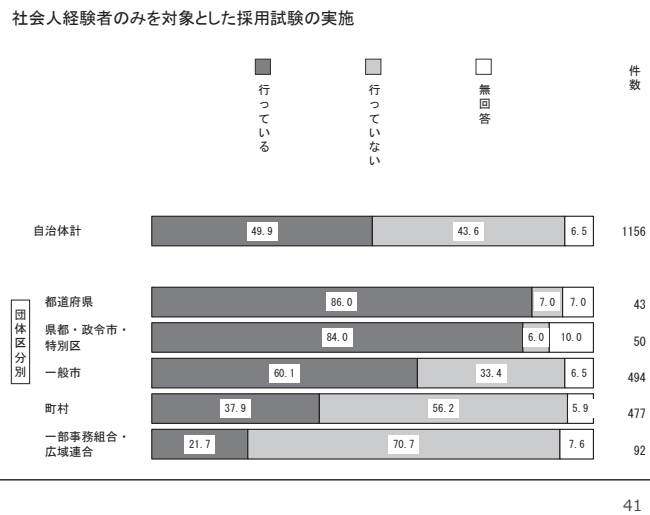
☐ 30万円未満
☐ 30万円以上
☐ 32万円以上
☐ 34万円以上
☒ 到達目標以上
☐ 無回答

中央値：円
 件数
 34
 43
 04
 22



第6章 中途採用者の前歴換算
1. 社会人経験者のみを対象とした採用試験の実施

- 「行っている」は49.9%
- 団体区分による違いが大きい
都道府県、県都・政令市・特別区 8～9割
町村 4割



第6章 中途採用者の前歴換算
2. 中途採用者の前歴換算

- 換算率は
国家公務員・地方公務員 100%以上 (84.5%) がほとんど
民間企業の正社員 (同種の職務) 100%以上 (66.6%) は少なくなり、80%台 (17.0%)
民間企業の正社員 (その他の職務) 100%以上 (10.0%) は少なく、80%台 (68.2%)
非正社員・非正規職員 100%以上 (14.6%) から20%台 (17.5%) までバラツキ

非正社員・非正規職員の換算率は、自治体の会計年度任用職員と民間の非正規社員を区別している自治体がある。職種や勤務時間による差を設けているところもある。そのような事情からバラツキが大きくなっている。

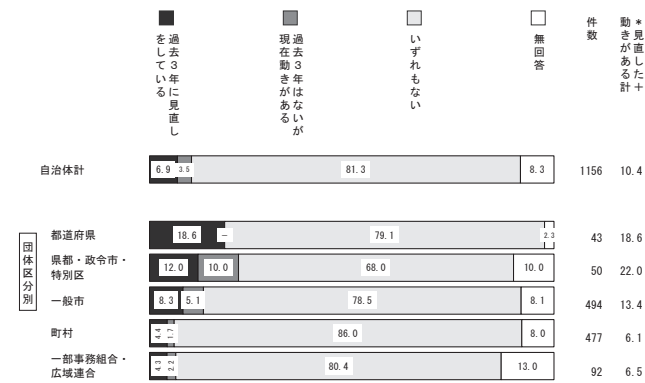
中途採用者の前歴換算

	10%未満	10%台	20%台	30%台	40%台	50%台	60%台	70%台	80%台	90%台	100%以上	無回答	件数	中央値・%	平均値・%
国家公務員・地方公務員	...	...	...	...	...	...	...	...	1.0②	0.3③	84.5①	14.2	1156	100.0	99.7
民間企業の正社員（同種の職務）	...	...	0.1③	0.1③	...	0.7③	0.1③	0.3③	17.0②	0.7③	66.6①	14.5	1156	100.0	95.3
民間企業の正社員（その他の職務）	...	...	0.3③	0.1③	...	3.5③	0.7③	1.0③	68.2①	0.6②	10.0②	15.7	1156	80.0	80.7
非正規社員・非正規職員	...	...	17.5②	1.3②	0.3③	16.3③	0.7③	0.7③	22.8①	0.2①	14.6①	25.7	1156	80.0	63.1

※丸数字は比率の順位(第3位まで表示)

第6章 中途採用者の前歴換算
3. 過去3年に前歴換算の見直し、見直しに向けた動き

過去3年における前歴換算の見直し、もしくは、見直しに向けた動き



- 「見直しをしている」は6.9%
「動きがある」も3.5%
→動きを含めても見直しは10.4%
・見直しをした（動きがある）場合、「換算率の引き上げ」（52.5%）を半数が実施（予定）

前歴換算見直しの内容
（「過去3年に見直しをしている」、「過去3年に見直しはしていないが、現在、動きがある」の場合、複数選択）

Table with 7 columns: Conversion rate increase, Same level or higher, Ability to handle, 15 years or more, Other, No answer, Count. Row 1: 52.5, 24.2, 24.2, 20.8, 19.2, 2.5, 120. Row 2: ①, ②, ②.

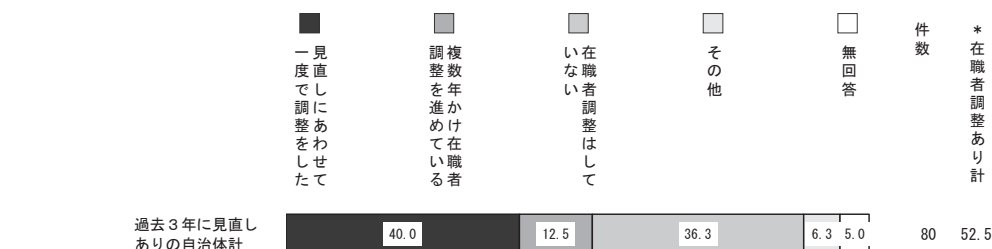
※丸数字は比率の順位（第2位まで表示）

43

第6章 中途採用者の前歴換算
3. 過去3年に前歴換算の見直し、見直しに向けた動き

- 「見直しにあわせて一度で在職者調整をした」 40.0%
「複数年かけて在職者調整を進めている」 12.5%
→在職者調整をしたのは52.5%

見直しの内容について在職者調整（「過去3年に見直しをしている」の場合）



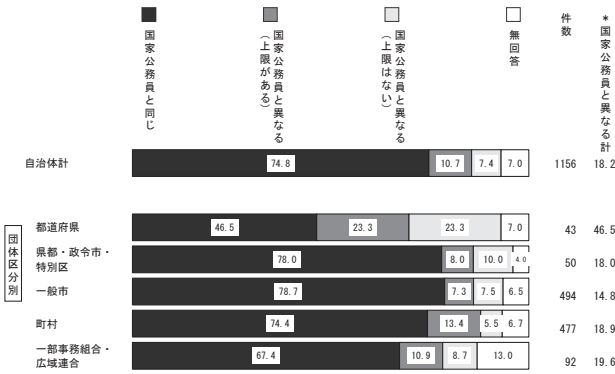
44

第7章 手当制度（通勤手当、管理職手当、充実を図った手当）

1. 通勤手当 （1）交通機関を利用した場合の支給限度額

- 支給限度額は「国家公務員と同じ」（74.8%）が多い

交通機関を利用した場合の支給限度額



- 「国家公務員と異なる（上限がある）」場合の上限額は

5万5千円未満（58.1%）＞

5万5千円超（35.5%）

交通機関を利用した場合の支給の上限額（「国家公務員と異なる（上限がある）」の場合）

	3万5千円未満	3万5千円台	4万5千円台	5万5千円台	6万5千円台	7万5千円以上	無回答	* 5万5千円未満計	* 5万5千円超計	件数	中央値・円	平均値・円
国家公務員と異なる場合の上限	16.1	13.7	7.3	23.4	16.9	16.1	6.5	58.1	35.5	124	50,000	49,022

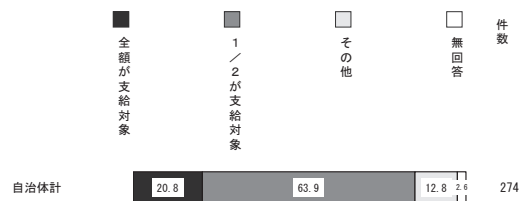
45

第7章 手当制度（通勤手当、管理職手当、充実を図った手当）

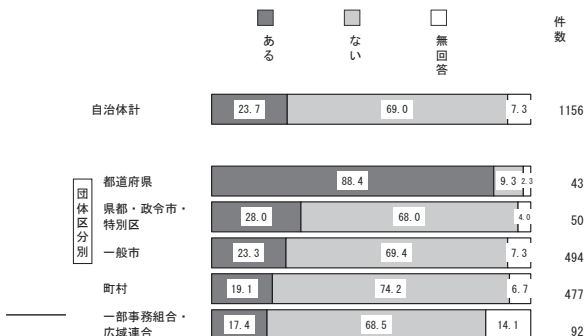
1. 通勤手当 （2）新幹線等の特急料金が支給対象となる制度

- 制度が「ある」は23.7%
- 対象となる場合は「1／2が支給対象」（63.9%）
- 支給限度額に含める（36.1%）、含めない（50.0%）で取扱いが分かれる
- 特急料金の上限額がある場合は20,000円が72.5%

支給対象となる特急料金の割合（支給対象となる制度が「ある」の場合）

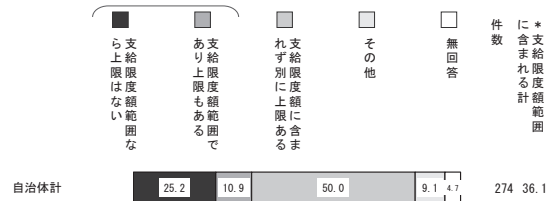


新幹線等の特急料金が支給対象となる制度



特急料金の支給額の上限設定（支給対象となる制度が「ある」の場合）

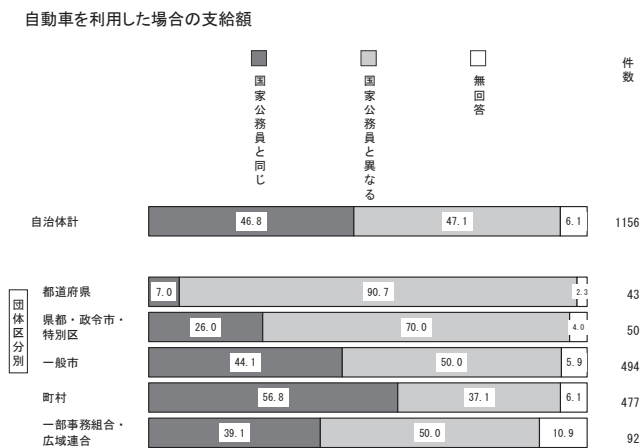
* 支給限度額範囲に含まれる



46

第7章 手当制度（通勤手当、管理職手当、充実を図った手当）
1. 通勤手当 （3）自動車を利用した場合の支給限度額

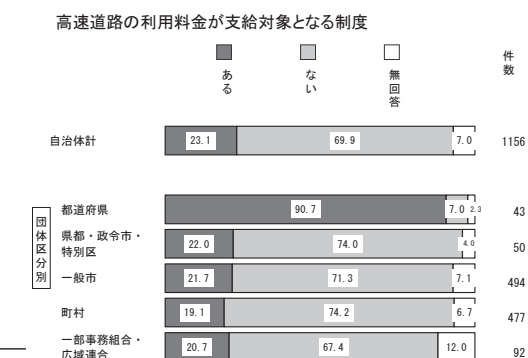
- 支給限度額は「国家公務員と同じ」（46.8％）と「異なる」（47.1％）がほぼ同比率



47

第7章 手当制度（通勤手当、管理職手当、充実を図った手当）
1. 通勤手当 （4）高速道路の利用料金が支給対象となる制度

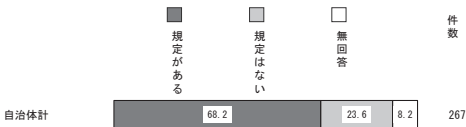
- 制度が「ある」は23.1％
- 対象となる場合は「全額」30.3％「1／2」49.4％
- 上限額の「規定がある」が68.2％
- 規定がある場合の上限額は全額支給55,000円、1／2支給20,000円が多い



支給対象となる利用料金の割合（支給対象となる制度が「ある」の場合）



支給額の上限に関する規定（支給対象となる制度が「ある」の場合）



高速道路の支給の上限額（上限に関する「規定がある」の場合）

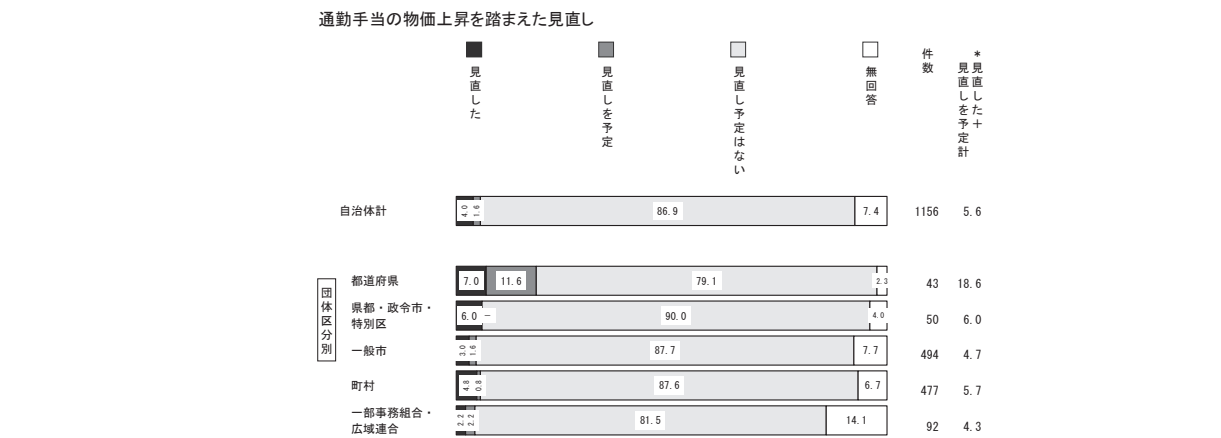
	1万円未満	1万円台	2万円台	3万円台	4万円台	5万円台	6万円以上	無回答	件数	中央値・円	平均値・円
自治体計	...	1.1	55.5	1.1	4.4	26.4	6.6	4.9	182	20,000	34,162
全額が支給対象	...	2.0	3.9	...	5.9	74.5	11.8	...	51	55,000	52,980
1／2が支給対象	...	...	85.7	1.8	1.8	3.6	3.6	3.6	112	20,000	24,000

※下線数字は「自治体計」より5ポイント以上少ないことを示す
※薄い網かけ数字は「自治体計」より5ポイント以上多いことを示す
※濃い網かけ数字は「自治体計」より15ポイント以上多いことを示す

48

第7章 手当制度（通勤手当、管理職手当、充実を図った手当）
1. 通勤手当 （5）物価上昇を踏まえた見直しの有無

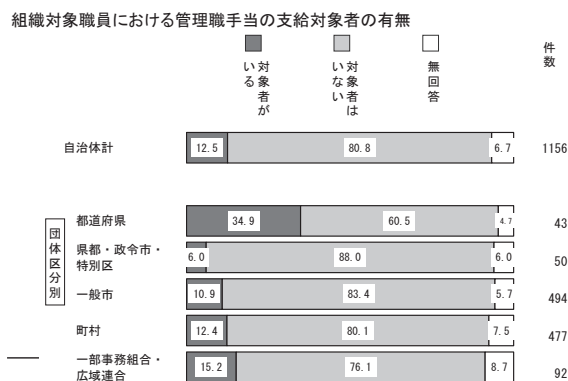
- 「見直した」が4.0%、「見直しを予定している」が1.6%
- 「見直しの予定はない」（86.9%）が多数



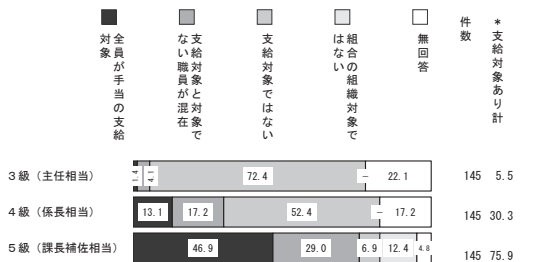
49

第7章 手当制度（通勤手当、管理職手当、充実を図った手当）
2. 管理職手当（組合の組織対象とする職員）

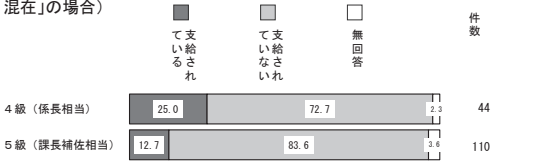
- 管理職手当の「対象者がいる」は12.5%
- いる場合に対象としている級（役職）は
5級（課長補佐相当） 75.9%
4級（係長相当） 30.3%
- 超過勤務手当は「支給されていない」が多数



支給対象となっている級（役職）（管理職手当の支給「対象者がいる」の場合）



管理職手当の支給対象者への超過勤務手当の支給
（管理職手当は「全員が手当の支給対象」、「支給対象と支給対象でない職員が混在」の場合）



50

第7章 手当制度（通勤手当、管理職手当、充実を図った手当）

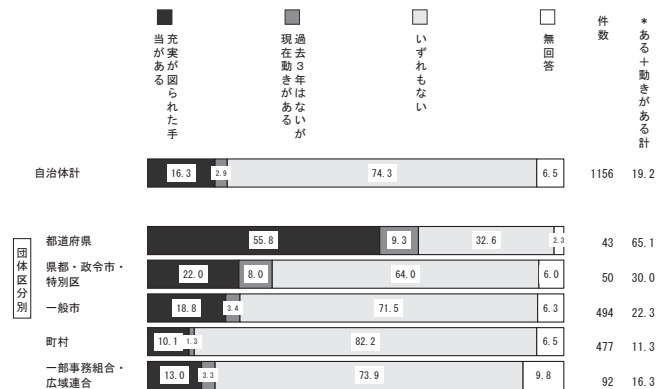
3. 新型コロナウイルス感染症関連以外で充実を図った手当

「過去3年に充実が図られた手当がある」は16.3%

「過去3年にはないが、現在、充実に向けた動きがある」は2.9%

→＜ある＋動きがある＞は19.2%

過去3年に新型コロナウイルス感染症関連以外の手当で充実が図られた手当の有無



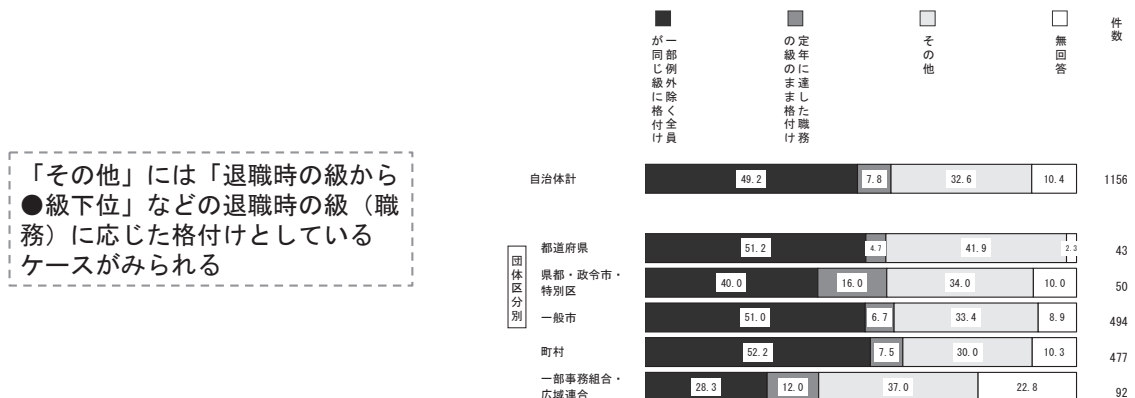
51

第8章 暫定再任用職員、定年引上げにともなう役職定年者の給料

1. 行政職の暫定再任用職員（フルタイム）に適用される給料表

- 「一部例外を除く全員が同じ級」が49.2%、
- 「定年年齢に達した職務の級」が7.8%

行政職の暫定再任用職員（フルタイム）の給料表

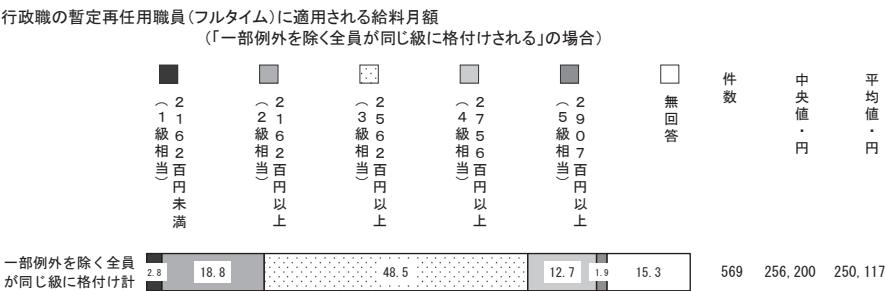


「その他」には「退職時の級から●級下位」などの退職時の級（職務）に応じた格付けとしているケースがみられる

52

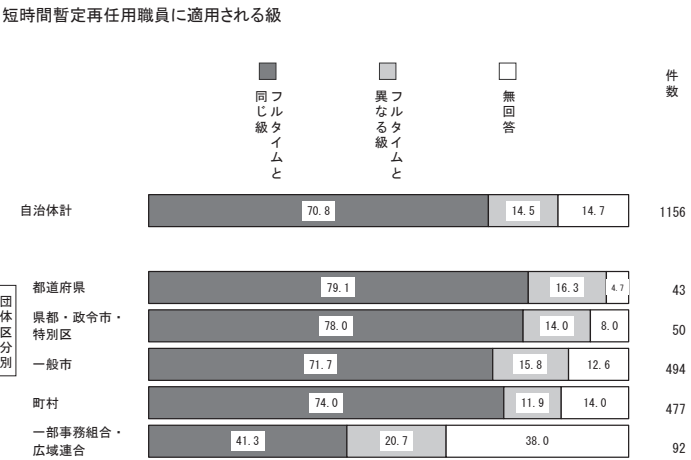
第8章 暫定再任用職員、定年引上げにともなう役職定年者の給料
2. 暫定再任用職員（フルタイム）に適用される級・金額

- 「一部例外を除く全員が同じ級に格付け」の場合
→ 「256,200円以上（3級相当）」（48.5%）



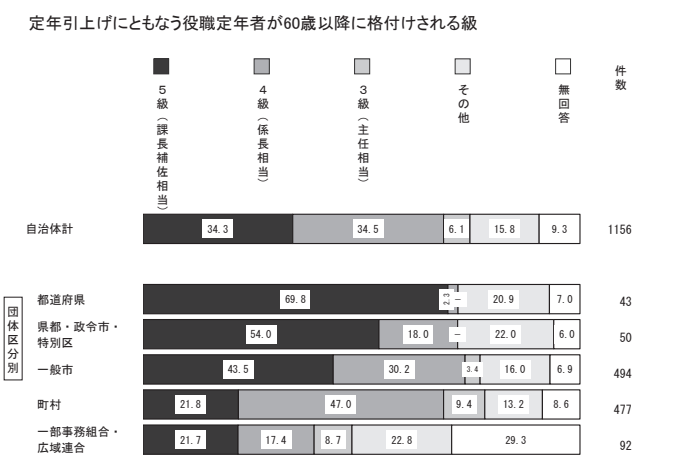
第8章 暫定再任用職員、定年引上げにともなう役職定年者の給料
3. 短時間暫定再任用職員に適用される級

- 「フルタイムと同じ級」が70.8%



第8章 暫定再任用職員、定年引上げにともなう役職定年者の給料 4. 定年引上げにともなう役職定年者の60歳以降の格付け

- 「5級（課長補佐相当）」（34.3%）
「4級（係長相当）」（34.5%）
がほぼ同比率
- 団体区分により異なる



総括報告

自治労加盟自治体単組 1,451 組織を対象に 2024 年 4 月 1 日を基準日として実施した。有効回答 1,156 票（都道府県・市区町村 1,064 票、一部事務組合・広域連合 92 票）、有効回答率 79.7%であった。

なお、2024 人勤で月例給の引き上げ改定が行われているが、本報告書における号給および給料月額 は、引き上げ前の調査基準日 2024 年 4 月 1 日時点のもので記載している。

第 1 章 人事評価制度の結果の活用（組合員）

人事評価制度の結果の活用は、[上位昇給]の決定に「活用されている」が 53.7%、[勤勉手当]の決定に「活用されている」が 65.8%である。いずれも 2022 年と比べて 7 ポイント増えている（第 1－1～2 図）。

第 2 章 行政職給料表について

使用給料表は、「国公行（一）と（級数以外は）同じ」が 58.9%で、2022 年（59.7%）とほぼ同じとほぼ同じである（第 2－1 図）。

給料表の級制の中央値は 7 級制で 2022 年と同じである。団体区分別では、都道府県 9 級制、県都・政令市・特別区 8 級制、一般市 7 級制、町村 6 級制、一部事務組合・広域連合 7 級制である（第 2－2 表）。

自治体で適用されている最高給料月額の中央値は 446,200 円で 2022 年（444,900 円）を 1,300 円上回る。団体区分別では、都道府県 531,941 円、県都・政令市・特別区 528,900 円、一般市 446,200 円、町村 411,300 円、一部事務組合・広域連合 446,200 円である（第 2－3 表）。

組合員として到達できる最高級の中央値は 5 級で 2022 年と同じである。団体区分別にみると都道府県、県都・政令市・特別区、一般市は 5 級、町村、一部事務組合・広域連合は 4 級である（第 2－5 表）。

組合員として到達できる最高給料月額の中央値は 394,000 円で 2022 年（393,000 円）を 1,000 円上回る。団体区分別では、都道府県 401,800 円、県都・政令市・特別区 401,800 円、一般市 394,000 円、町村 390,000 円、一部事務組合・広域連合 391,400 円である（第 2－6 表）。

高卒標準労働者の標準的昇格年齢（給料表が「国公行（一）と（級数以外は）同じ」または「国公行（一）の号給延長」の場合）の中央値は、2 級 26 歳、3 級 31 歳、4 級 40 歳で、いずれも 2022 年と同じである（第 2－9 表）。

大卒標準労働者の標準的昇格年齢（給料表が「国公行（一）と（級数以外は）同じ」または「国公行（一）の号給延長」の場合）の中央値は、2 級 26 歳、3 級 30 歳、4 級 40 歳で、いずれも 2022 年と同じである（第 2－11 表）。

初任給の中央値は、18 歳高卒 166,600 円、22 歳大卒 196,200 円で、2022 年と比べて高卒は 16,000 円、大卒は 14,000 円上回る。（第 2－12～13 表）。

高卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額の中央値は、30 歳 245,200 円、35 歳 280,300 円、40 歳 318,700 円、45 歳 359,400 円、50 歳 376,900 円である。2022 年と比べた増加は、30 歳 9,000 円、35 歳 5,000 円、40 歳 2,300 円、45 歳 1,300 円、50 歳 1,500 円となっている（第 2－17 表）。

大卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額の中央値は、30 歳 250,900 円、35 歳 284,800 円、40 歳 325,450 円、45 歳 362,400 円、50 歳 378,300 円である。2022 年と比べた増加は、30 歳 8,500 円、35 歳 5,300 円、40 歳 3,750 円、45 歳 1,200 円、50 歳 1,800 円となっている（第 2－18 表）。

自治労が示す到達目標（30歳 248,775 円、35歳 293,807 円、40歳 343,042 円）に達しているのは高卒 30歳 31.1%、35歳 10.1%、40歳 6.8%、大卒 30歳 44.9%、35歳 17.2%、40歳 11.4%である。2022年には高卒 30歳 11.7%、35歳 6.8%、40歳 5.7%、大卒 30歳 18.7%、35歳 12.2%、40歳 9.3%であった。30歳では増えているが、35歳、40歳はほとんど変わらない（第2-36~41図、第2-50~55図）。

第3章 現業職給料表について

使用給料表は、「国公行（一）と同じ（号給延長、準用を含む）」が 29.7%、「国公行（二）と同じ（同）」が 38.8%、「独自」が 29.3%である。給料表が分かれていることは 2022 年と同じである（第3-1図）。

給料表の級制の中央値は 5 級制で 2022 年と同じである。団体区分別にみると都道府県、県都・政令市・特別区、一般市、一部事務組合・広域連合は 5 級制、町村は 4 級制である（第3-3表）。

自治体で適用されている最高給料月額中央値は 367,400 円で、2022 年（366,400 円）を 1,000 円上回る。団体区分別では、都道府県 361,800 円、県都・政令市・特別区 382,000 円、一般市 377,200 円、町村 359,400 円、一部事務組合・広域連合 360,300 円である（第3-4表）。

組合員として到達できる最高級の中央値は 4 級で 2022 年と同じである。団体区分別にみると都道府県は 5 級、他の団体区分は 4 級である（第3-6表）。

組合員として到達できる最高給料月額中央値は 363,200 円で 2022 年（362,900 円）を 300 円上回る。団体区分別では、都道府県 361,624 円、県都・政令市・特別区 382,000 円、一般市 367,900 円、町村 359,400 円、一部事務組合・広域連合 359,400 円である（第3-7表）。

高卒標準労働者の標準的昇格年齢（給料表が「国公行（一）と（級数以外は）同じ」または「国公行（一）の号給延長」の場合）の中央値は、2 級 26 歳、3 級 31 歳、4 級 41 歳で、いずれも 2022 年と同じである（第3-10表）。

18 歳高卒初任給の中央値は 166,300 円で、2022 年（149,800 円）を 16,500 円上回る（第3-16表）。

高卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額中央値は、30歳 238,100 円、35歳 268,650 円、40歳 298,400 円、45歳 328,400 円、50歳 343,150 円である。2022 年と比べた増加は、30歳 8,600 円、35歳 5,200 円、40歳 2,600 円、45歳 1,200 円、50歳 650 円となっている（第3-18表）。

自治労が示す到達目標に達しているのは高卒 30歳 16.7%、35歳 4.7%、40歳 1.7%である。2022 年には 30歳 8.0%、35歳 3.8%、40歳 1.7%であった。30歳では増えているが、35歳、40歳はほとんど変わらない（第3-13~18図）。

第4章 保育職給料表について

使用給料表は、「行政職給料表」（89.3%）が最も多く、2022 年（87.7%）とほぼ同じである（第4-1図）。

給料表の級制の中央値は 7 級制で 2022 年と同じである。団体区分別にみると県都・政令市・特別区は 8 級制、一般市は 7 級制、町村は 6 級制である（第4-3表）。

自治体で適用されている最高給料月額中央値は 446,200 円で、2022 年（444,900 円）を 1,300 円上回る。団体区分別では、県都・政令市・特別区 514,100 円、一般市 446,200 円、町村 411,300 円である（第4-4表）。

組合員として到達できる最高級の中央値は 4 級で 2022 年と同じである。団体区分別にみると県都・政令市・特別区、一般市は 5 級、町村は 4 級である（第4-6表）。

組合員として到達できる最高給料月額の中央値は 394,000 円で 2022 年（393,000 円）を 1,000 円上回る。団体区分別では、県都・政令市・特別区 401,850 円、一般市 394,000 円、町村 385,800 円である（第 4－7 表）。

短大 2 卒標準労働者の標準的昇格年齢（給料表による限定なし）の中央値は、2 級 26 歳、3 級 31 歳、4 級 40 歳で、いずれも 2022 年とほぼ同じである（第 4－10 表）。

20 歳短大 2 卒初任給の中央値は 179,100 円で、2022 年（163,100 円）を 16,000 円上回る（第 4－16 表）。

短大 2 卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額中央値は、30 歳 247,600 円、35 歳 281,800 円、40 歳 320,400 円、45 歳 359,400 円、50 歳 375,000 円である。2022 年と比べた増加は、30 歳 8,300 円、35 歳 4,800 円、40 歳 2,150 円、45 歳 1,300 円、50 歳 1,288 円となっている（第 4－18 表）。

自治労が示す到達目標に達しているのは短大 2 卒 30 歳 38.2%、35 歳 13.1%、40 歳 7.6%である。2022 年には 30 歳 15.9%、35 歳 8.9%、40 歳 5.9%であった。30 歳では増えているが、35 歳、40 歳はほとんど変わらない（第 4－11～16 図）。

第 5 章 看護職給料表について

使用給料表は、「国公医（三）と同じ（号給延長、準用を含む）」が 63.7%で最も多い。2022 年とほぼ同じである（第 5－2 図）。

給料表の級制の中央値は 6 級制で 2022 年と同じである。団体区分別では都道府県、県都・政令市・特別区は 7 級制、一般市、町村、一部事務組合・広域連合は 6 級制である（第 5－3 表）。

自治体で適用されている最高給料月額中央値は 431,900 円で 2022 年（430,700 円）を 1,200 円上回る。団体区分別では、都道府県 461,900 円、県都・政令市・特別区 463,000 円、一般市 431,900 円、町村 410,200 円、一部事務組合・広域連合 431,900 円である（第 5－4 表）。

組合員として到達できる最高級の中央値は 4 級で 2022 年と同じである。団体区分別にみると都道府県、県都・政令市・特別区は 5 級、一般市、町村、一部事務組合・広域連合は 4 級である（第 5－6 表）。

組合員として到達できる最高給料月額中央値は 387,395 円で 2022 年（383,950 円）を 3,445 円上回る。団体区分別では、都道府県 395,100 円、県都・政令市・特別区 401,100 円、一般市 385,200 円、町村 382,000 円、一部事務組合・広域連合 377,000 円である（第 5－7 表）。

短大 3 卒標準労働者の標準的昇格年齢（給料表による限定なし）の中央値は、2 級 21 歳、3 級 30 歳、4 級 40 歳で、いずれも 2022 年と同じである（第 5－10 表）。

21 歳短大 3 卒初任給の中央値は 218,800 円で 2022 年（200,700 円）を 18,100 円上回る（第 5－16 表）。

短大 3 卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額中央値は、30 歳 266,300 円、35 歳 290,700 円、40 歳 320,500 円、45 歳 349,200 円、50 歳 367,750 円である。2022 年と比べた増加は、30 歳 7,700 円、35 歳 3,200 円、40 歳 0 円、45 歳－350 円、50 歳 350 円となっている（第 5－18 表）。

自治労が示す到達目標に達しているのは短大 3 卒 30 歳 76.1%、35 歳 31.2%、40 歳 6.0%である。2022 年には 30 歳 73.8%、35 歳 25.2%、40 歳 6.0%であった。いずれもほとんど変わらない（第 5－14～19 図）。

第6章 中途採用者の前歴換算

社会人経験者のみを対象とした採用試験の実施は「行っている」が49.9%である。都道府県(86.0%)、県都・政令市・特別区(84.0%)は8割だが、一般市(60.1%)は6割、町村(37.9%)は4割、一部事務組合・広域連合(21.7%)は2割である(第6-1図)。

中途採用者の前歴換算は、国家公務員・地方公務員の換算率は100%以上(84.5%)がほとんどだが、民間企業の正社員(同種の職務)では100%以上(66.6%)は少なくなり、80%台(17.0%)もみられる。民間企業の正社員(その他の職務)では100%以上(10.0%)は少なく、80%台(68.2%)がもっとも多い。非正社員・非正規職員は、100%以上(14.6%)、80%台(22.8%)、50%台(16.3%)、20%台(17.5%)にバラついている(第6-2図)。

前歴換算の見直しについては、「過去3年に見直しをしている」が6.9%、「過去3年に見直しはないが、現在、動きがある」が3.5%で、これらをあわせて<見直した+動きがある>は10.4%である(第6-3図)。見直したや動きがある場合の見直しの内容(複数選択)は、「換算率の引き上げ」(52.5%)が5割で、他の『同種の職務』の範囲の拡大(24.2%)、「能力や経験に応じた級(役職)への格付け」(24.2%)、「5年以上の民間経験18月換算の撤廃」(20.8%)はいずれも2割である(第6-5表)。

過去3年間に見直しがあった場合の在職者調整は、「見直しにあわせて一度で在職者調整をした」が40.0%、「複数年かけて在職者調整を進めている」が12.5%で、在職者調整をしているのは52.5%である(第6-4図)。

第7章 手当制度(通勤手当、管理職手当、充実を図った手当)

【通勤手当】

交通機関を利用した場合の支給限度額は「国家公務員と同じ」(74.8%)が多い。「国家公務員と異なる」場合は、「上限がある」が10.7%、「上限はない」(7.4%)とも1割である(<国家公務員と異なる>はあわせると18.2%)。都道府県は「国家公務員と同じ」(46.5%)、<国家公務員と異なる>(46.5%)がいずれも4割台で分かれている(第7-1図)。「国家公務員と異なる(上限がある)」(124組合)場合の上限額は、国家公務員を下回る55,000円未満(58.1%)が国家公務員を上回る55,000円超(35.5%)よりも多い(第7-1表)。

新幹線等の特急料金が支給対象となる制度は「ある」が23.7%、「ない」が69.0%である。都道府県は「ある」(88.4%)が多数である(第7-2図)。制度が「ある」(274組合)場合の支給対象となる割合は「1/2が支給対象」が63.9%、「全額が支給対象」が20.8%である(第7-3図)。上限設定の有無は、「[支給限度額]には含まれず、別に上限がある」が50.0%、「[支給限度額]の範囲であれば上限はない」が25.2%、「[支給限度額]の範囲であり、かつ上限もある」が10.9%である(第7-4図)。上限を設定している場合の上限額は2万円(72.5%)が多い(第7-2表)。

自動車を利用した場合の支給額は「国家公務員と同じ」が46.8%、「国家公務員と異なる」が47.1%で分かれている(第7-5図)。

高速道路の利用料金が支給対象となる制度は「ある」が23.1%、「ない」が69.9%である。都道府県のみ「ある」(90.7%)が多数である(第7-6図)。制度が「ある」(267組合)場合の支給対象となる割合は「1/2が支給対象」が49.4%、「全額が支給対象」が30.3%(第7-7図)、支給額の上限に関する規定は、「規定がある」が68.2%、「規定はない」が23.6%である(第7-8図)。「規定がある」(182組合)の上限額は「2万円台」(55.5%)と「5万円台」(26.4%)が多い。全額が支給対象

の場合は「5万円台」(76.5%)、1／2が支給対象の場合は「2万円台」(85.7%)が多い(第7-3表)。

物価上昇を踏まえた見直しについては、「見直した」が4.0%、「見直しを予定している」が1.6%で、これらをあわせた<見直した+見直し予定>は5.6%である。「見直しの予定はない」(86.9%)が多数である(第7-9図)。

【管理職手当】

組合の組織対象職員のなかに**管理職手当の支給対象者がいる**かたずねると、「対象者がいる」が12.5%である。都道府県は34.9%で他の団体区分に比べて多い(第7-10図)。

「対象者がいる」(145組合)場合の**支給対象となっている級(役職)**は、「全員が手当の支給対象」、「支給対象と支給対象でない職員が混在」をあわせた比率をみると、3級(主任相当)5.5%、4級(係長相当)30.3%、5級(課長補佐相当)75.9%である(第7-11図)。管理職手当の支給対象となっている場合(4級(係長相当)44組合、5級(課長補佐相当)110組合)の**超過勤務手当の支給の有無**(支給あり)は、4級(係長相当)が25.0%、5級(課長補佐相当)が12.7%である(第7-12図)。

【過去3年に充実が図られた手当(新型コロナウイルス感染症関連以外)】

「過去3年に充実が図られた手当がある」が16.3%、「過去3年にはないが、現在、充実に向けた動きがある」が2.9%で、これらをあわせた<ある+動きがある>は19.2%である。「ある」は都道府県55.8%、県都・政令市・特別区22.0%、一般市18.8%、町村10.1%、一部事務組合・広域連合13.0%である(第7-13図)。

第8章 暫定再任用職員、定年引上げにともなう役職定年者の給料

行政職の暫定再任用職員(フルタイム)に適用される給料表は「一部例外を除く全員が同じ級に格付けされる」が49.2%、「定年年齢に達した職務の級のまま格付けされる」が7.8%である。「その他」が32.6%みられるが、記述された内容をみると「退職時の級から●級下位」といったケースがみられる。(第8-1図)。

「一部例外を除く全員が同じ級に格付けされる」(569組合)場合の適用される級は3級(50.4%)、適用される給料月額は「256,200円以上(3級相当)」(48.5%)がもっとも多い(第8-2～3図)。

短時間暫定再任用職に適用される級は「フルタイムと同じ級」が70.8%、「フルタイムと異なる級」が14.5%である(第8-4図)。

定年引上げにともなう役職定年者が60歳以降に格付けされる級(役職)は、「5級(課長補佐相当)」が34.3%、「4級(係長相当)」が34.5%、「3級(主任相当)」が6.1%である。「5級(課長補佐相当)」は都道府県69.8%、県都・政令市・特別区54.0%、一般市43.5%、町村21.8%、一部事務組合・広域連合21.7%である(第8-5図)。

序章 調査実施の概要

(1) 目的

2024 確定闘争をはじめとする今後の賃金闘争の基礎資料とするために実施した。

今回調査では従来から設問してきた常勤職員の4職種（行政職、現業職、保育職、看護職）の給料表に加え、中途採用者の前歴換算、手当制度（通勤手当、管理職手当、充実を図った手当）、暫定再任用職員、定年引上げにともなう役職定年者の給料についても調査している。

(2) 調査対象

自治労加盟自治体単組（都道府県、県都・政令市・特別区、一般市、町村、一部事務組合・広域連合）

※ひとつの自治体に複数の自治労単組がある場合、各職種について事前に回答単組を1つに定めて調査への回答を依頼した。なお、看護職について病院・診療所に勤務する看護師について回答を求めている。

(3) 調査基準日

2024 年 4 月 1 日

(4) 調査期間

2024 年 4 月～7 月

(5) 調査票の回収状況

調査対象 1,451 に対し、有効回答数 1,156 票（内訳 都道府県・市区町村 1,064 票、一部事務組合・広域連合 92 票）の回収があった。有効回答率は 79.7%となる（第1表）。

第1表 配布と回収の状況

	対象数	有効回答数		有効回答数 (2022年)
		有効回答数	有効回答率 (%)	
自治体計	1,451	1,156	79.7%	1,224
都道府県	45	43	95.6%	44
県都・政令市・特別区	63	50	79.4%	53
一般市	576	494	85.8%	508
町村	632	477	75.5%	527
一部事務組合・広域連合	135	92	68.1%	92

（６）職種別の有効回答数

職種別の給料表への回答数は以下のようになっている（第２表）。

行政職 1,136 票
 現業職 761 票
 保育職 738 票
 看護職 394 票

第２表 職種別の給料表への回答数

	回答数	行政職		現業職		保育職		看護職	
		回答あり	回答なし	回答あり	回答なし	回答あり	回答なし	回答あり	回答なし
2024年	1156	1136	20	761	395	738	418	394	762
2022年	1224	1179	45	821	403	747	477	397	827
2020年	1180	1173	7	859	321	723	457	408	772
2018年	1113	1106	7	866	247	609	504	357	756
2016年	1136	1123	13	897	239	—	—	—	—
2014年	1202	1184	18	954	248	—	—	—	—
2012年	1126	1076	50	914	212	—	—	445	681
2010年	1148	1148	0	972	176	—	—	468	680

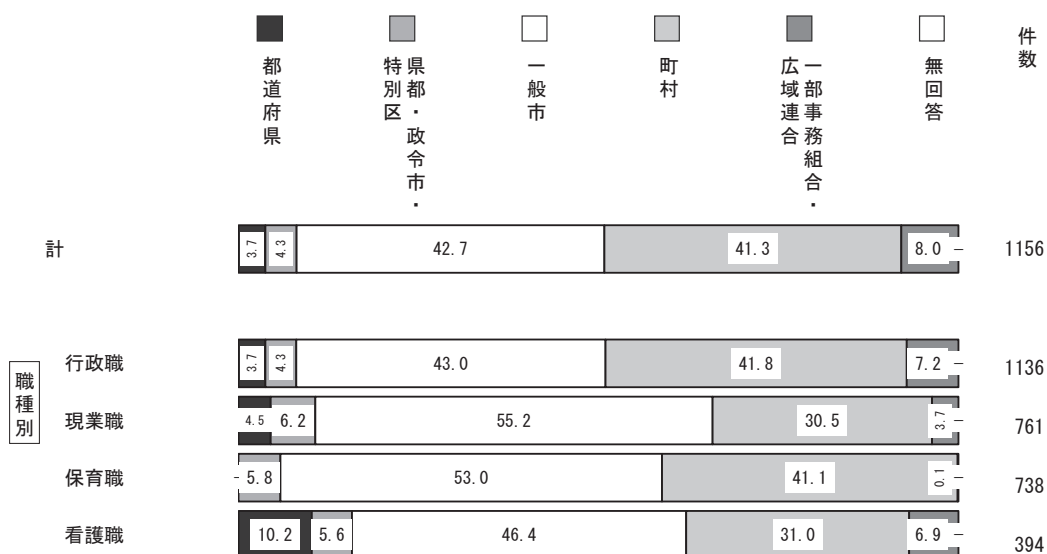
（７）団体区分の構成

団体区分の構成は「都道府県」が 3.7%、「県都・政令市・特別区」が 4.3%、「一般市」が 42.7%、「町村」が 41.3%、「一部事務組合・広域連合」が 8.0%である（第１図）。

なお、2023 年に組合員を対象に実施している賃金実態調査（一般行政職）では、都道府県が 23.5%、政令市・特別区が 12.8%、一般市（政令市以外の県都を含む）が 50.5%、町村が 13.2%という構成となっている。賃金実態調査では団体区分や組合の組合員数に応じて集計対象を抽出しているのに対し、本調査の集計では組合員数を考慮していない。そのため、自治体計の数値は賃金実態調査に比べ、都道府県のウェイトが低く、町村のウェイトが高いものとなる。

また、保育職に関しては、都道府県以外の団体区分を対象に調査している。

第１図 団体区分の構成



（８）調査の協力

調査票の設計ならびに集計、分析にあたっては労働調査協議会（略称：労調協）の協力を得た。

(9) 用語の解説

①特性値（中央値、四分位数、十分位数）

賃金や級などの回答を低いものから高いものへと一列に並べて、選びとった値のことであり、図示すると下のようになる。

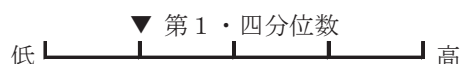
○第1・十分位数

低い方から数えて全体の10分の1の位置に該当する者の賃金



○第1・四分位数

低い方から数えて全体の4分の1の位置に該当する者の賃金



○中央値（第1・二分位数）

低い方から数えて全体の2分の1の位置に該当する者の賃金



○第3・四分位数

低い方から数えて全体の4分の3の位置に該当する者の賃金



○第9・十分位数

低い方から数えて全体の10分の9の位置に該当する者の賃金



第x・Y分位数を示す数式は次のようになる。

$$\frac{x}{Y} \times (n - 1) + 1 \quad \text{番目の数 (n はデータの件数)}$$

データが100件の場合の第1十分位数を例にとると $\frac{1}{10} \times (100 - 1) + 1 = 10.9$ 番目の数となるが、10.9番目の数は存在しないので按分で求める。10番目の数が155,530円、11番目が164,730円とすると $155,530 + (164,730 - 155,530) \times 0.9 = 163,810$ となる。

②分位分散係数

分位分散係数とは分布の広がりを示す指標であり、以下の算式で計算する。その値が小さいほど分布の広がりの程度が小さいことを示す。

$$\text{○十分位分散係数} = \frac{\text{第9・十分位数} - \text{第1・十分位数}}{2 \times \text{中央値}} \quad \text{○四分位分散係数} = \frac{\text{第3・四分位数} - \text{第1・四分位数}}{2 \times \text{中央値}}$$

③標準労働者の年齢ポイント別の給料月額

学校卒業後ただちに入職して標準的に昇給、昇格する労働者が得られる給料月額。

④分散係数と標準偏差

分散とは、データとその平均の差の2乗の平均をさす。

分散 = {(データ - 平均) の2乗} の総和 / データの個数

標準偏差とは、分散の平方根（ルート：√）をさす（以下の計算例を参照のこと）。

※ 標準偏差の数値が高いほど、データのバラツキがあることになる。

分散係数とは、標準偏差 / 平均で算出された数である。

【計算例】

次の6個のデータ [1、2、3、4、5、6] では、平均は3.5なので、

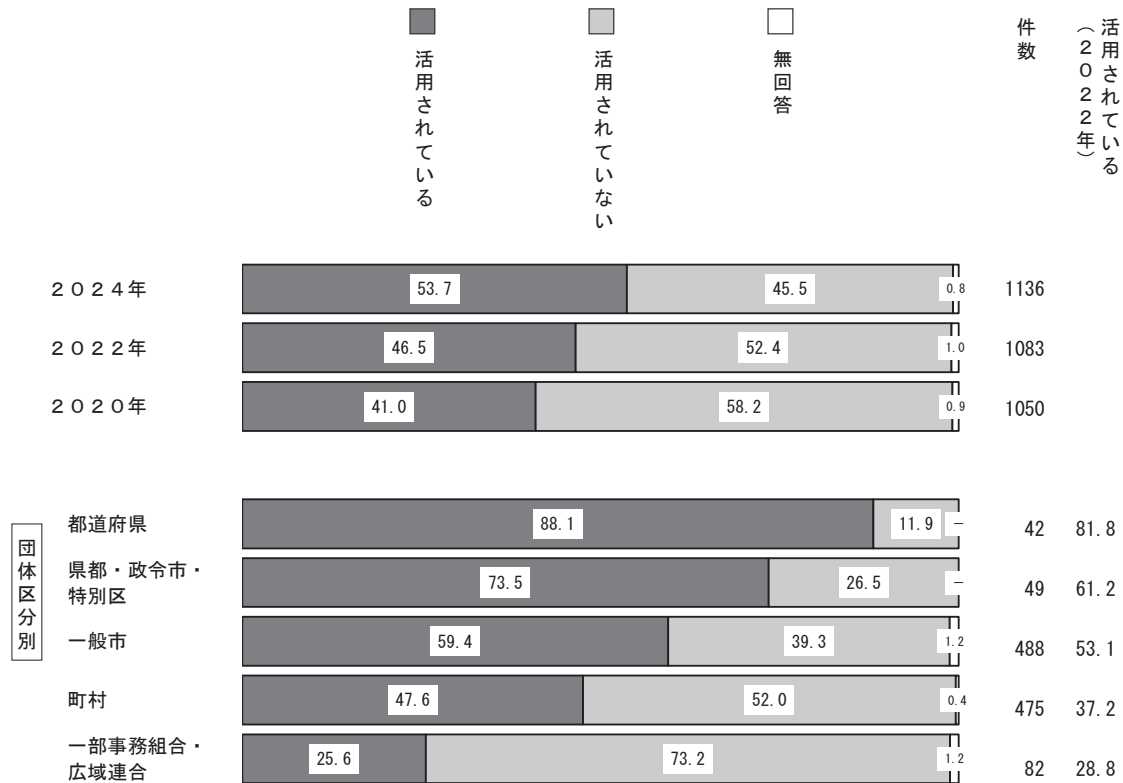
分散は、 $\{(1 - 3.5)^2 + (2 - 3.5)^2 + (3 - 3.5)^2 + (4 - 3.5)^2 + (5 - 3.5)^2 + (6 - 3.5)^2\} / 6$

$= 2.917$ となる。そして、標準偏差は $\sqrt{2.917} = 1.708$ である。

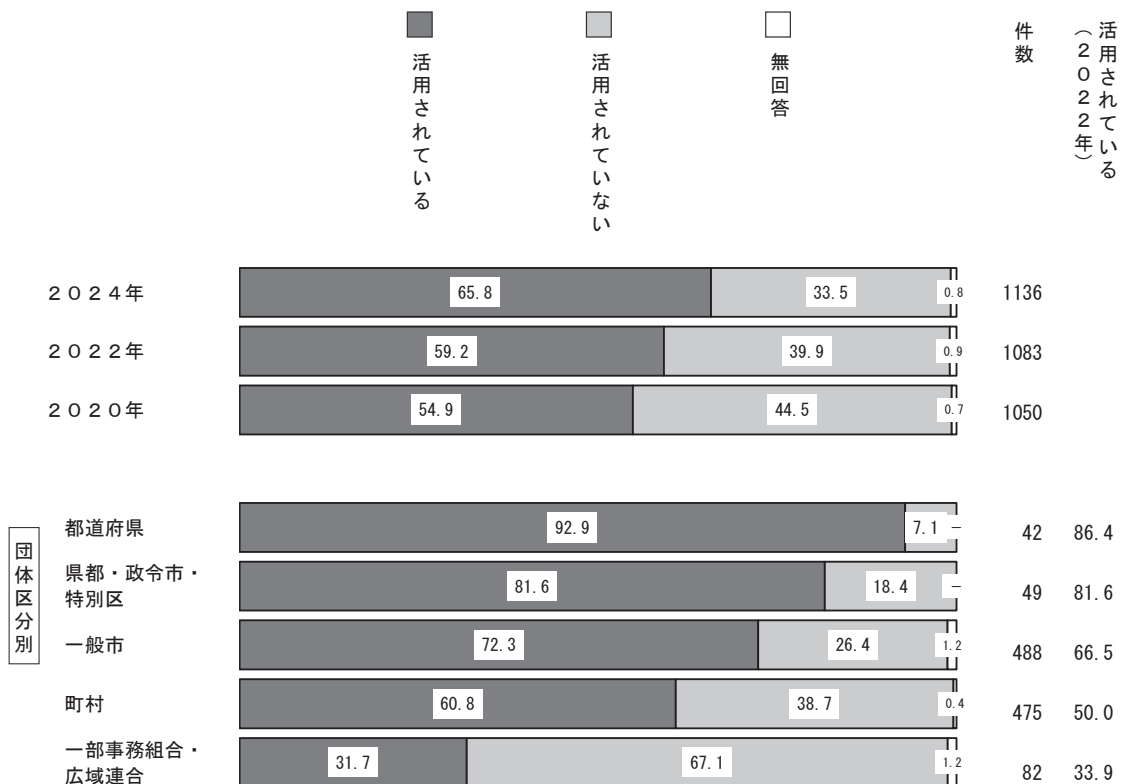
第 1 章 人事評価制度の結果の活用（組合員）

1. 人事評価制度の結果の活用（組合員）

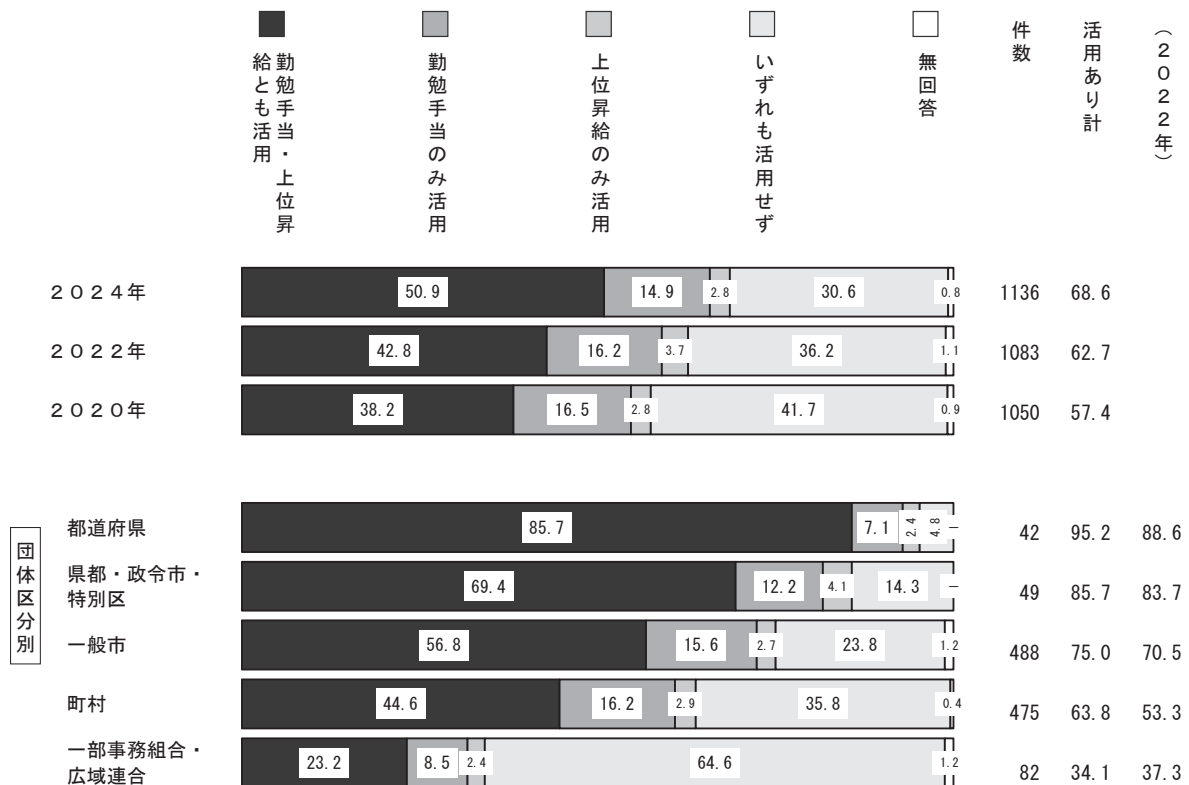
第 1-1 図 評価結果の活用（組合員） 上位昇給



第 1-2 図 評価結果の活用（組合員） 勤勉手当



第1-3図 評価結果の活用（組合員） 勤勉手当・上位昇給



2. 調査結果の要約

- 人事評価制度の結果が組合員の「上位昇給」の決定に「活用されている」のは53.7%、「勤勉手当」の決定に「活用されている」のは65.8%である。「上位昇給」、「勤勉手当」とともに「活用している」は7ポイント増えている（第1-1～2図）。
- 活用状況は団体区分による差が大きい。「上位昇給」、「勤勉手当」とともに、都道府県での「活用している」が9割と最も多く、以下、県都・政令市・特別区、一般市、町村、一部事務組合・広域連合の順となっている。一般市の「活用している」は、「上位昇給」が6割、「勤勉手当」が7割である。
- 「上位昇給」、「勤勉手当」、それぞれへの活用状況を重ね合わせてみると、「勤勉手当・上位昇給とも活用」が50.9%、「勤勉手当のみ活用」が14.9%、「上位昇給のみ活用」が2.8%であり、これらをあわせた「活用あり」は68.6%である。2022年と比べて6ポイント増えている（第1-3図）。

第 2 章 行政職給料表について

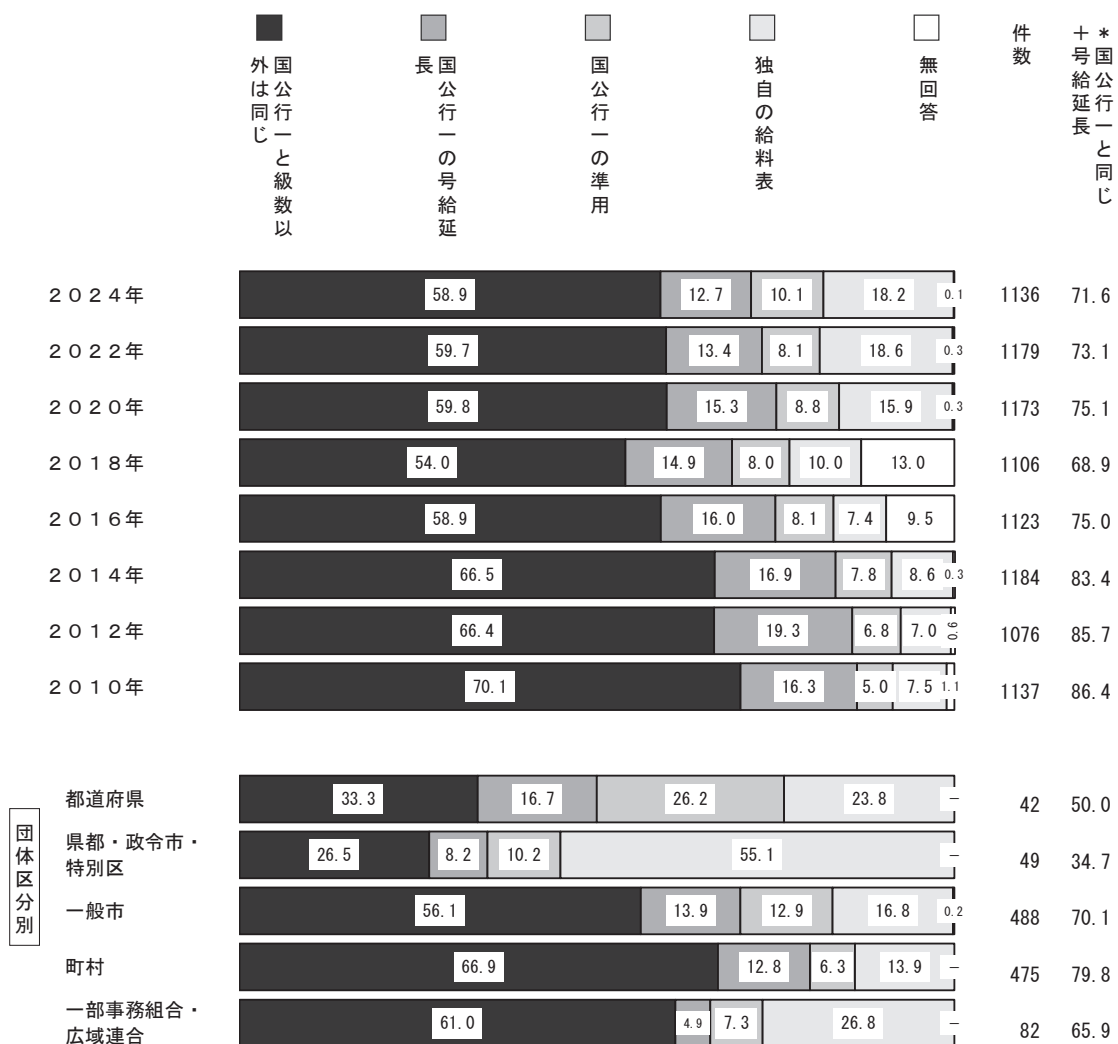
1. 行政職調査票における団体区分の構成

第 2-1 表 (行政職) 団体区分の構成

	都 道 府 県	特 別 区 ・ 政 令 市 ・	一 般 市	町 村	広 域 連 合 事 務 組 合 ・	件 数
2024年	3.7	4.3	43.0	41.8	7.2	1136
2022年	3.6	4.4	42.1	43.2	6.7	1179
2020年	3.8	4.2	41.6	44.2	6.2	1173
2018年	3.9	4.0	42.6	43.1	6.4	1106
2016年	3.6	3.7	42.1	43.2	7.4	1123
2014年	3.5	4.1	40.8	43.6	8.0	1184
2012年	3.8	3.8	42.8	41.8	7.7	1076
2010年	4.7	4.2	42.7	41.0	7.4	1137

2. 使用している給料表

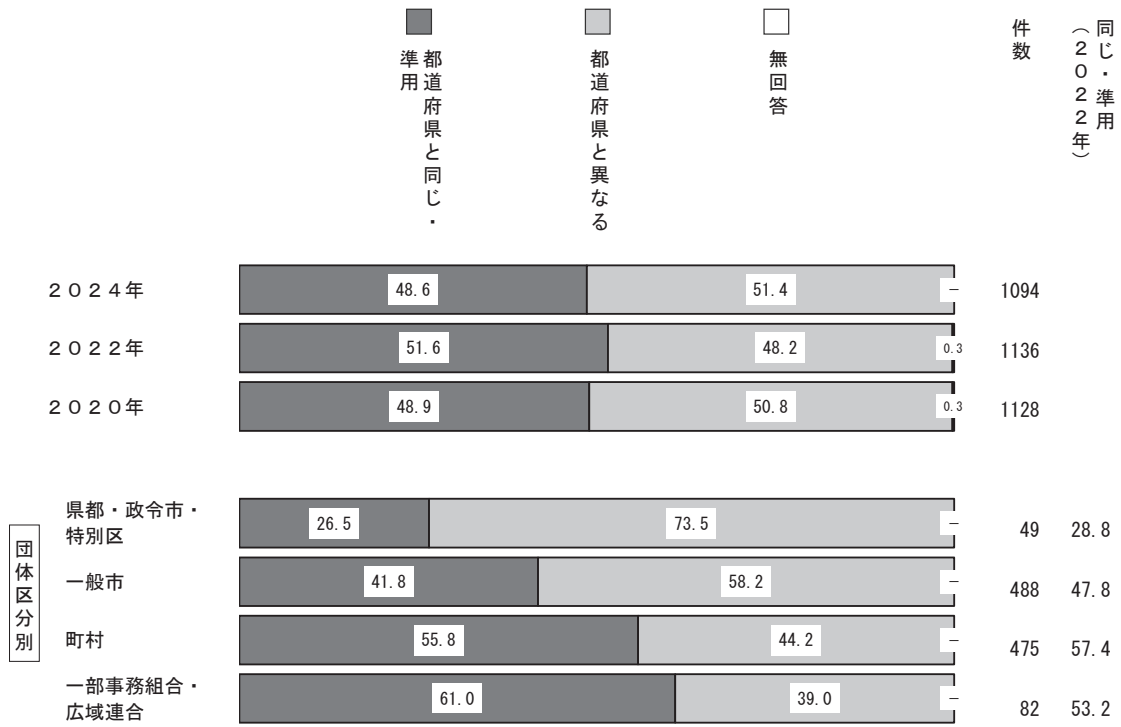
第2-1図 (行政職) 使用している給料表



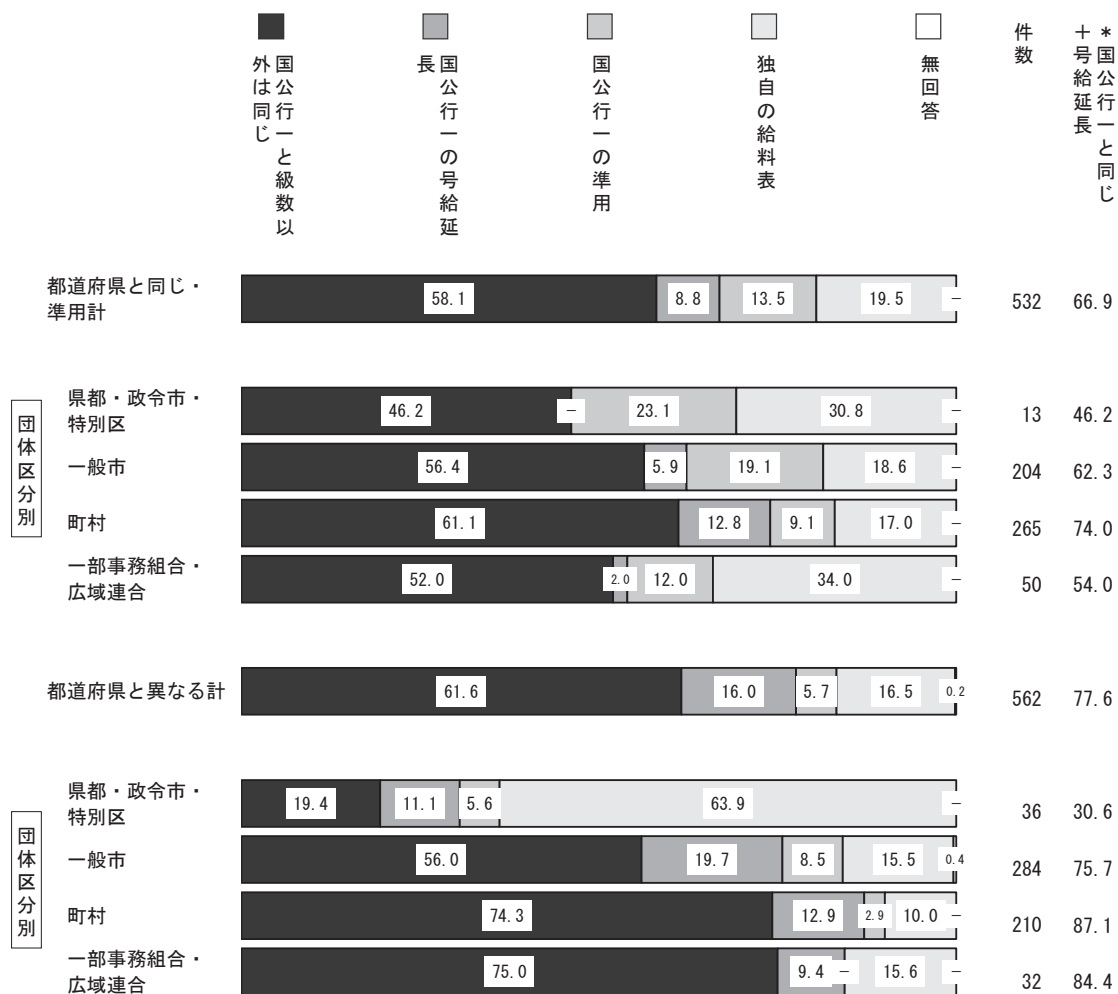
※2018年、2016年は「都道府県の給料表と同じ」（それぞれ13.0%、9.0%）の選択肢がある。図では無回答に含めている

※「国公行一と同じ」は調査票では「国公行（一）と（級数以外は）同じ」と表記

第2-2図 (行政職) 都道府県の給料表との比較(都道府県以外)



第2-3図 (行政職) 都道府県の給料表と同じ・異なる別にみた使用している給料表(都道府県以外)



※P. 40 に記載のとおり、2018 年、2016 年は使用している給料表を問う設問に、「都道府県の給料表と同じ」という選択肢を設けていた。しかし、2020 年調査から給料表の成り立ちを明らかにするため、給料表が国公行一と同じ構造かどうかを聞いた上で、さらに都道府県の給料表との異同についても問う設問を加えている。

3. 給料表の級制と最高級の最高給料月額

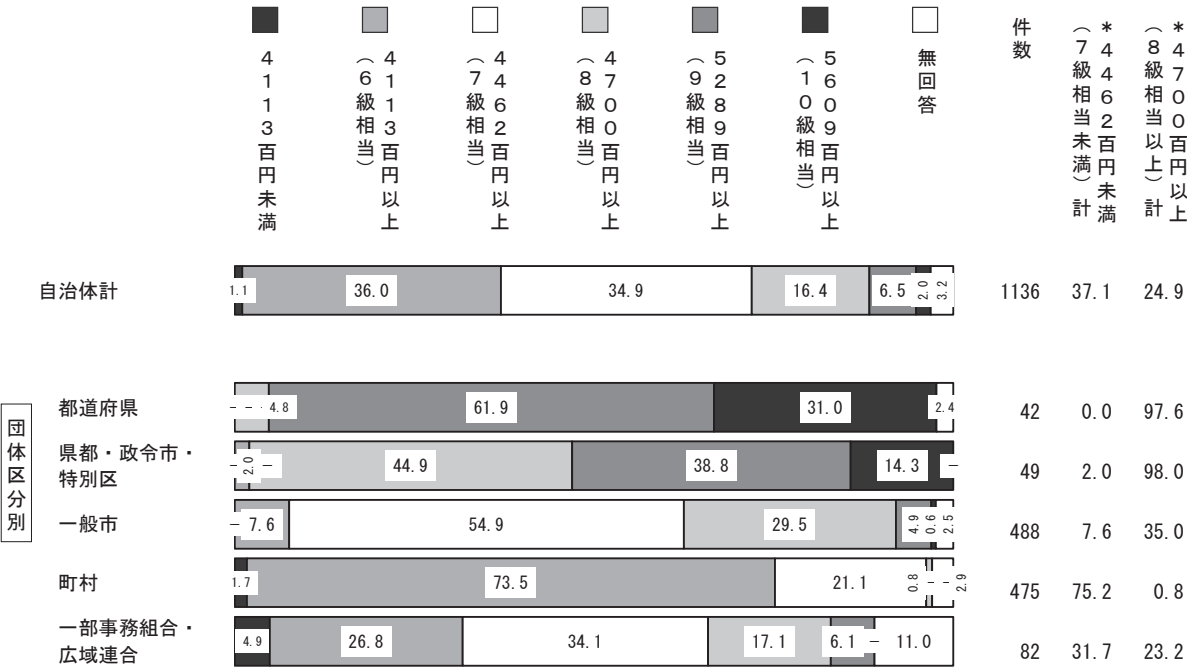
第2-2表 (行政職) 給料表の級制

(2 2 年)																		
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・級制	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・級制	標準偏差	分散係数	中央値・級制	平均値・級制	
自治体計	97.6	2.4	1136	4.0	6.0	6.0	7.0	7.0	8.0	10.0	0.143	0.071	6.9	1.0	0.144	7.0	6.9	
団体区分別	都道府県	97.6	2.4	42	5.0	9.0	9.0	9.0	10.0	10.0	0.056	0.056	9.1	0.9	0.097	9.0	9.1	
	県都・政令市・特別区	100.0	...	49	4.0	6.8	8.0	8.0	9.0	10.0	0.138	0.063	8.2	1.1	0.132	8.0	8.1	
	一般市	98.0	2.0	488	5.0	6.7	7.0	7.0	8.0	8.0	0.093	0.071	7.3	0.8	0.109	7.0	7.3	
	町村	97.7	2.3	475	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	7.0	8.0	0.083	0.000	6.2	0.4	0.072	6.0	6.3
	一部事務組合・広域連合	93.9	6.1	82	5.0	6.0	6.0	7.0	7.0	8.0	9.0	0.143	0.071	6.8	1.0	0.139	7.0	6.8

第2-3表 (行政職) 最高級の最高給料月額

(2 2 年)																		
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・円	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・円	標準偏差	分散係数	中央値・円	平均値・円	
自治体計	96.8	3.2	1136	394,000	411,300	411,300	446,200	470,000	522,310	626,300	0.124	0.066	448,139	38,744	0.086	444,900	445,667	
団体区分別	都道府県	97.6	2.4	42	523,600	528,900	528,900	531,941	560,900	564,800	574,900	0.034	0.030	541,696	16,325	0.030	530,137	540,350
	県都・政令市・特別区	100.0	...	49	427,600	470,000	479,200	528,900	530,500	573,920	626,300	0.098	0.048	520,078	39,765	0.076	527,500	517,277
	一般市	97.5	2.5	488	411,300	446,200	446,200	446,200	470,000	495,000	560,900	0.055	0.027	459,237	27,606	0.060	444,900	457,376
	町村	97.1	2.9	475	405,300	411,300	411,300	411,300	424,800	446,200	470,000	0.042	0.016	420,991	15,197	0.036	410,200	418,928
	一部事務組合・広域連合	89.0	11.0	82	394,000	411,300	411,300	446,200	470,000	480,000	542,000	0.077	0.066	446,384	33,624	0.075	444,900	442,649

第2-4図 (行政職) 最高級の最高給料月額



第2-4表 (行政職) 最高級の最高給料月額 (時系列比較)

	2024年		2022年		2020年		2018年		2016年		2014年		中央値 24年と 22年の差
	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	
自治体計	446,200	448,139	444,900	445,667	444,900	445,743	444,500	446,469	443,700	444,549	456,200	456,900	1,300
都道府県	531,941	541,696	530,137	540,350	530,454	540,885	530,966	539,899	528,800	538,372	537,700	548,600	1,804
県都・政令市・特別区	528,900	520,078	527,500	517,277	527,500	521,432	527,100	523,624	526,300	520,743	537,700	534,800	1,400
一般市	446,200	459,237	444,900	457,376	444,900	457,877	444,500	458,008	443,700	457,162	456,200	469,700	1,300
町村	411,300	420,991	410,200	418,928	410,200	418,362	409,800	419,383	409,000	417,543	422,600	430,600	1,100
一部事務組合・広域連合	446,200	446,384	444,900	442,649	444,900	447,833	444,500	447,056	443,700	446,835	456,200	454,300	1,300

4. 組合員として到達できる最高級と最高給料月額

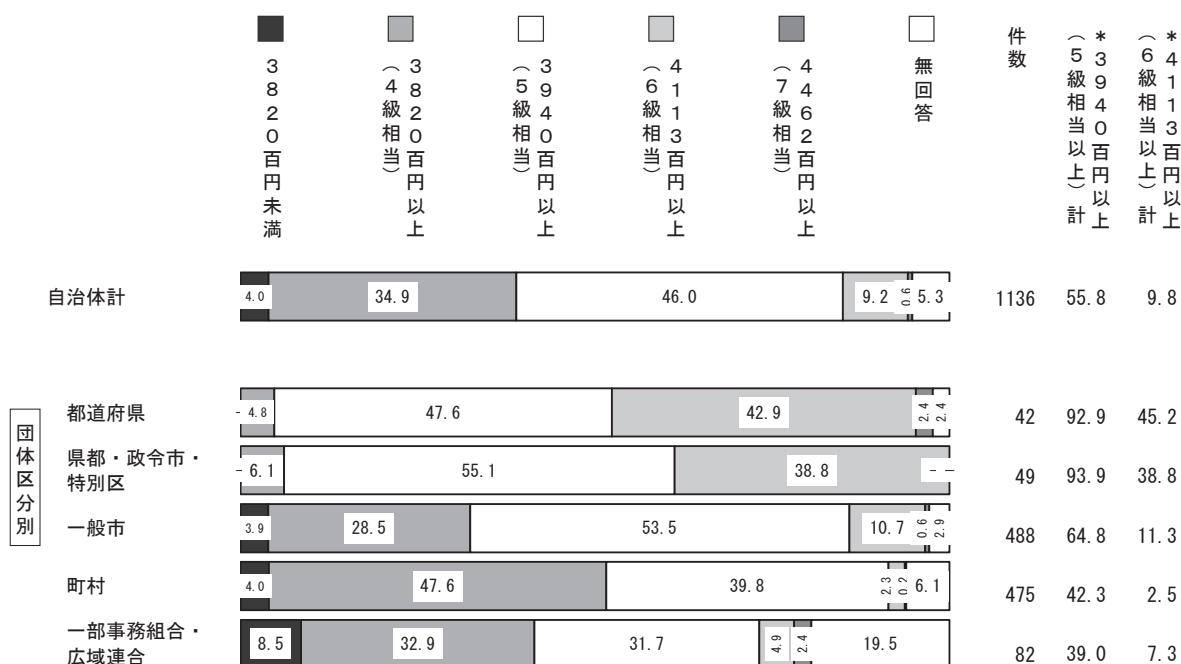
第2-5表 (行政職) 組合員として到達できる最高級

(2 2 年)																		
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・級	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・級	標準偏差	分散係数	中央値・級	平均値・級	
自治体計	96.1	3.9	1136	2.0	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	7.0	0.100	0.100	4.6	0.7	0.154	5.0	4.6	
団体区分別	都道府県	97.6	2.4	42	3.0	4.0	5.0	5.0	6.0	6.0	7.0	0.200	0.100	5.2	0.8	0.150	5.0	5.1
	県都・政令市・特別区	100.0	...	49	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	6.0	0.100	0.100	4.8	0.6	0.116	5.0	4.8	
	一般市	97.7	2.3	488	2.0	4.0	4.0	5.0	5.0	7.0	0.100	0.100	4.7	0.7	0.156	5.0	4.7	
	町村	95.4	4.6	475	3.0	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	7.0	0.125	0.125	4.4	0.6	0.138	4.0	4.4
	一部事務組合・広域連合	87.8	12.2	82	3.0	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	7.0	0.125	0.125	4.5	0.8	0.174	4.5	4.6

第2-6表 (行政職) 組合員として到達できる最高給料月額

(2 2 年)																		
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・円	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・円	標準偏差	分散係数	中央値・円	平均値・円	
2 0 2 4 年	94.7	5.3	1136	290,300	382,000	382,000	394,000	396,000	411,300	455,900	0.037	0.018	392,185	13,414	0.034	393,000	391,340	
団体区分別	都道府県	97.6	2.4	42	387,395	394,000	394,000	401,800	411,800	414,200	455,900	0.025	0.022	404,656	12,441	0.031	395,800	401,050
	県都・政令市・特別区	100.0	...	49	382,000	394,000	394,000	401,800	413,500	427,600	435,900	0.042	0.024	405,882	14,082	0.035	401,800	404,856
	一般市	97.1	2.9	488	323,500	382,000	385,200	394,000	396,375	411,300	446,200	0.037	0.014	393,556	12,364	0.031	393,000	392,699
	町村	93.9	6.1	475	290,300	382,000	382,000	390,000	394,000	399,450	446,200	0.022	0.015	388,430	11,722	0.030	389,050	387,774
	一部事務組合・広域連合	80.5	19.5	82	345,900	380,450	382,000	391,400	395,000	408,150	450,100	0.035	0.017	389,797	17,699	0.045	393,000	389,748

第2-5図 (行政職) 組合員として到達できる最高給料月額



第2-7表 (行政職) 組合員として到達できる最高給料月額

	2024年		2022年		2020年		2018年		2016年		2014年		中央値 24年と 22年の差
	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	
自治体計	394,000	392,185	393,000	391,340	393,000	391,166	392,600	391,697	391,800	390,813	400,600	400,100	1,000
都道府県	401,800	404,656	395,800	401,050	397,700	401,798	397,100	400,902	397,200	401,330	405,800	413,000	6,000
県都・政令市・特別区	401,800	405,882	401,800	404,856	401,200	404,098	401,750	404,475	401,300	404,610	409,400	415,600	0
一般市	394,000	393,556	393,000	392,699	393,000	392,831	392,600	393,186	391,800	392,166	400,600	402,100	1,000
町村	390,000	388,430	389,050	387,774	387,500	387,640	390,600	388,442	389,050	387,443	396,000	395,800	950
一部事務組合・広域連合	391,400	389,797	393,000	389,748	393,000	389,466	392,600	389,943	389,800	390,269	400,600	398,800	▲ 1,600

５．高校卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢

※給料表が「国公行（一）と（級数以外は）同じ」、「国公行（一）の号給延長」の自治体。５級、６級の昇格年齢は回答件数が少ないことに留意する必要がある。

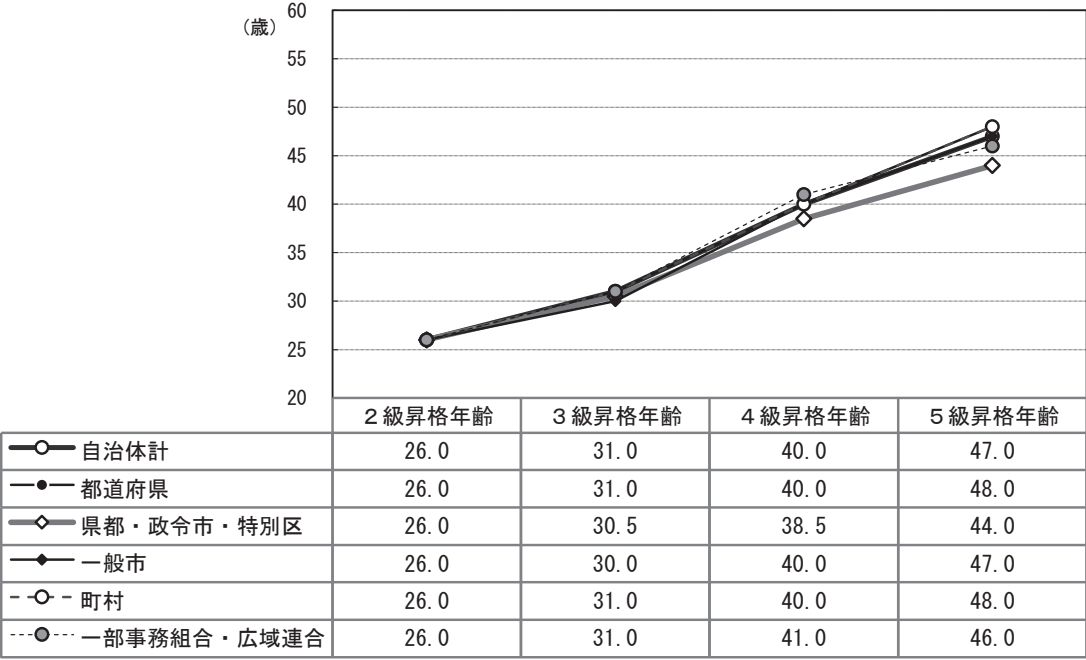
第２－８表 （行政職）高校卒標準労働者の標準的昇格年齢への回答件数

	２級昇格年齢 への回答件数	３級昇格年齢 への回答件数	４級昇格年齢 への回答件数	５級昇格年齢 への回答件数	６級昇格年齢 への回答件数	国公行（一）と 同じ＋号給延長 に該当する件数
自治体計	717	714	599	340	218	813
団体 区分 別						
都道府県	20	21	21	17	6	21
県都・政令市・特別区	16	16	14	6	4	17
一般市	312	312	267	141	83	342
町村	330	328	270	161	114	379
一部事務組合・広域連合	39	37	27	15	11	54

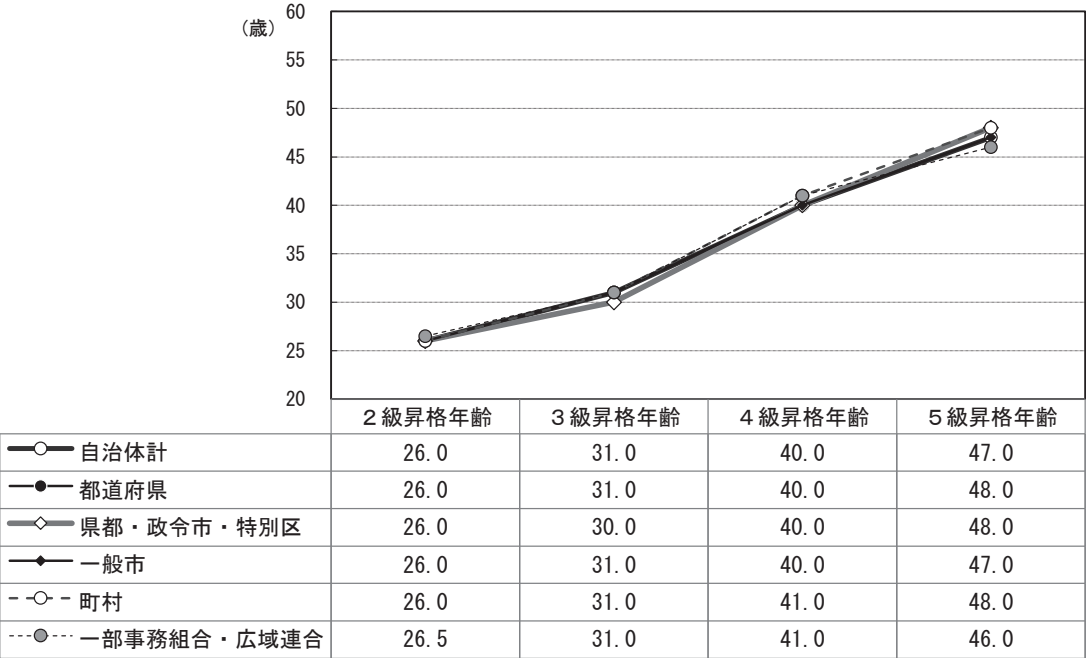
第２－９表 （行政職）高校卒標準労働者の標準的昇格年齢（中央値・歳）

	２級昇格年齢	３級昇格年齢	４級昇格年齢	５級昇格年齢	６級昇格年齢
自治体計	26.0	31.0	40.0	47.0	52.0
団体 区分 別					
都道府県	26.0	31.0	40.0	48.0	53.5
県都・政令市・特別区	26.0	30.5	38.5	44.0	47.0
一般市	26.0	30.0	40.0	47.0	51.0
町村	26.0	31.0	40.0	48.0	53.0
一部事務組合・広域連合	26.0	31.0	41.0	46.0	52.0
【2022年】					
自治体計	26.0	31.0	40.0	47.0	52.0
団体 区分 別					
都道府県	26.0	31.0	40.0	48.0	53.0
県都・政令市・特別区	26.0	30.0	40.0	48.0	47.0
一般市	26.0	31.0	40.0	47.0	52.0
町村	26.0	31.0	41.0	48.0	53.0
一部事務組合・広域連合	26.5	31.0	41.0	46.0	51.0
【2024年－2022年】					
自治体計	...	...	...	...	...
団体 区分 別					
都道府県	...	...	...	...	0.5
県都・政令市・特別区	...	0.5	-1.5	-4.0	...
一般市	...	-1.0	...	...	-1.0
町村	...	...	-1.0	...	...
一部事務組合・広域連合	-0.5	...	...	...	1.0

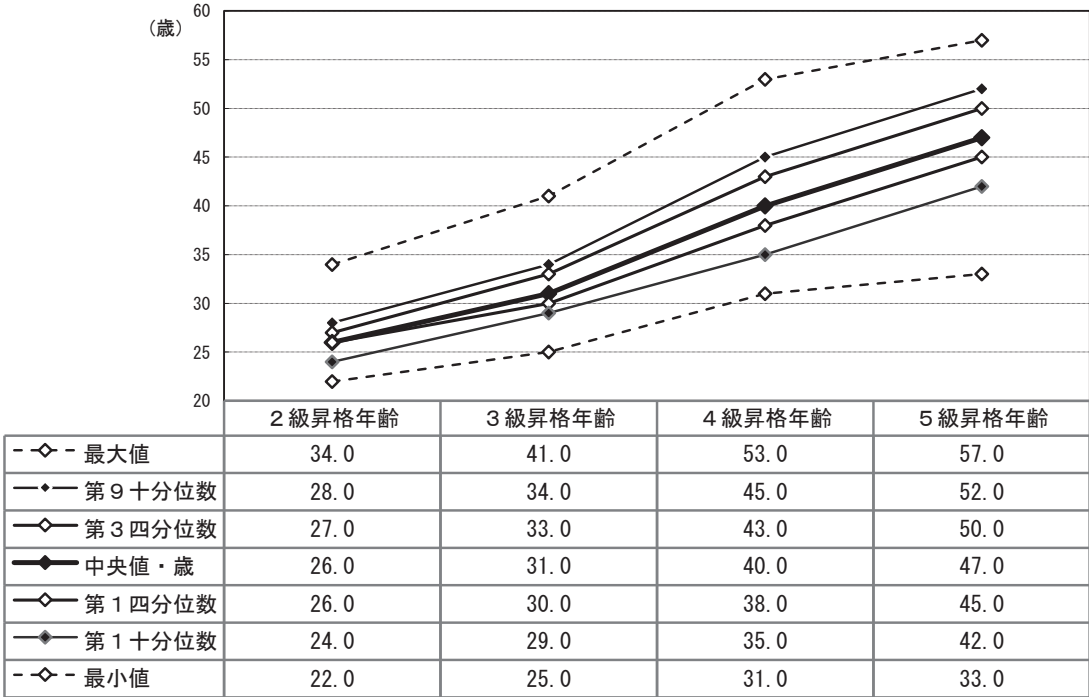
第 2－6 図 （行政職） 高校卒標準労働者の標準的昇格年齢（中央値・歳）



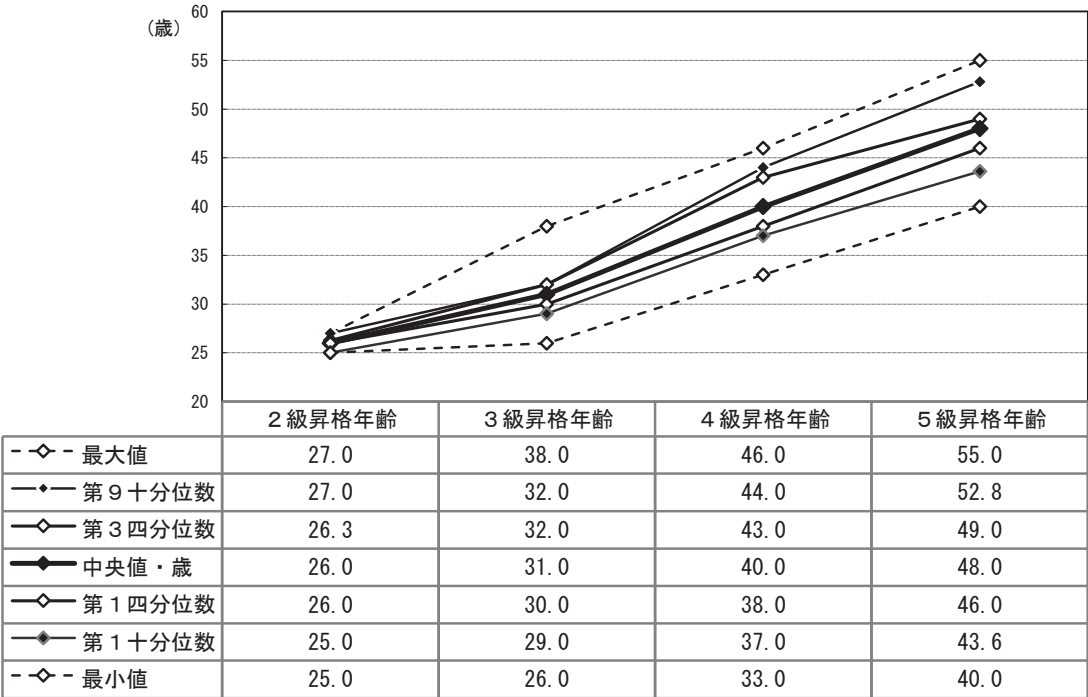
第 2－7 図 （行政職） 高校卒標準労働者の標準的昇格年齢（2022 年・中央値・歳）



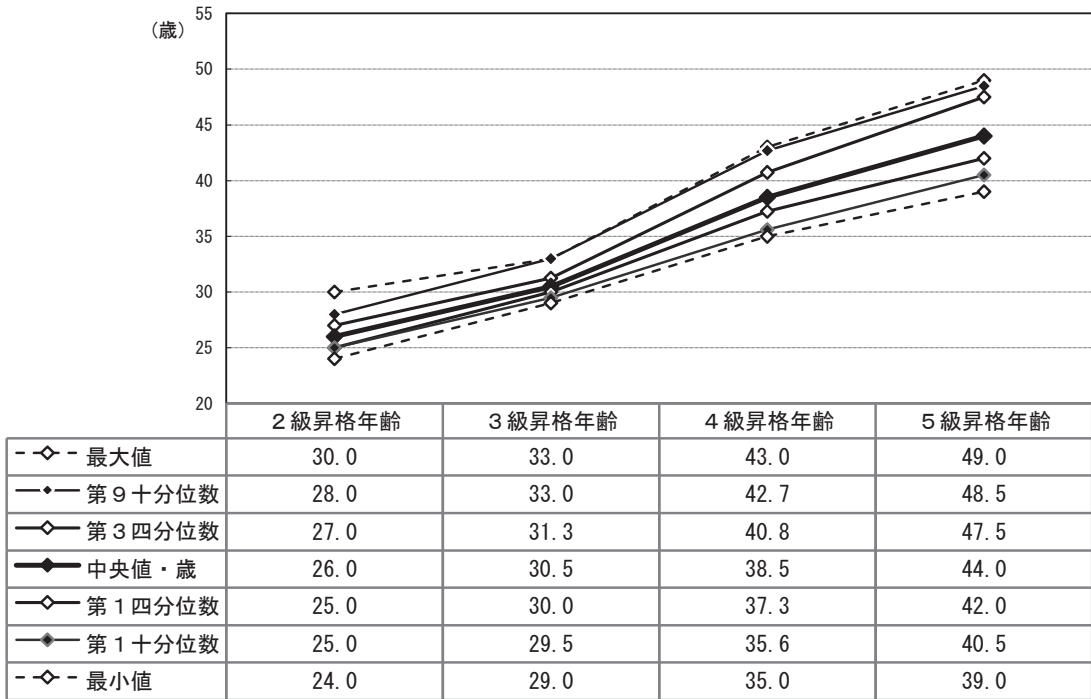
第 2-8 図 （行政職）高校卒標準労働者の標準的昇格年齢〔自治体計〕



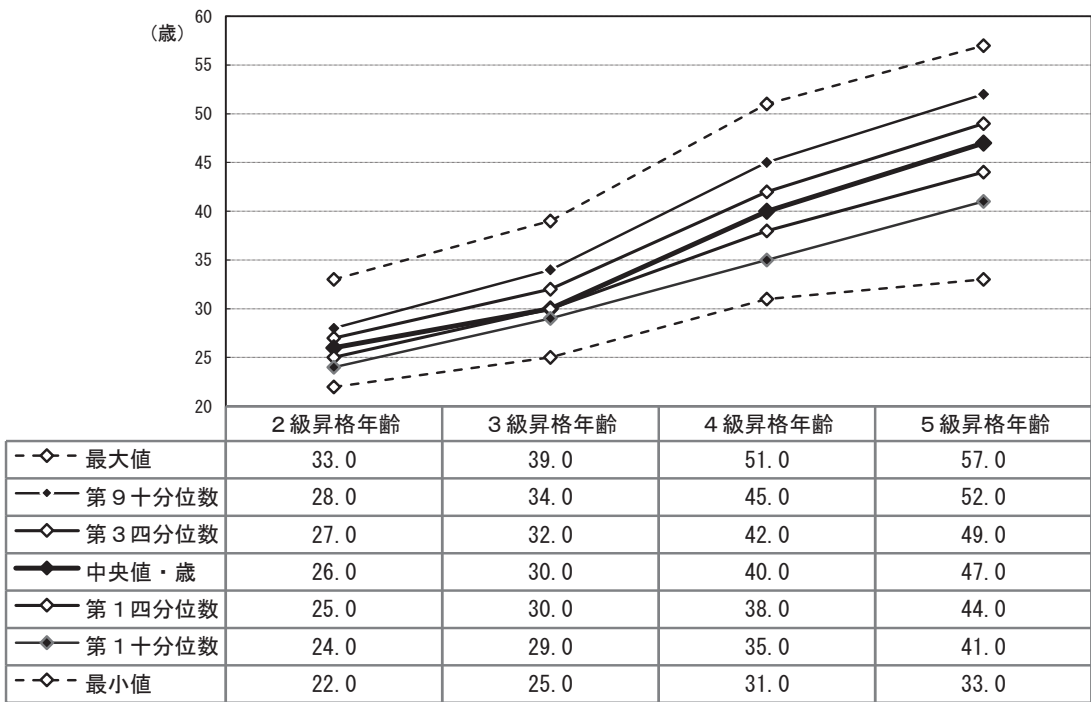
第 2-9 図 （行政職）高校卒標準労働者の標準的昇格年齢〔都道府県計〕



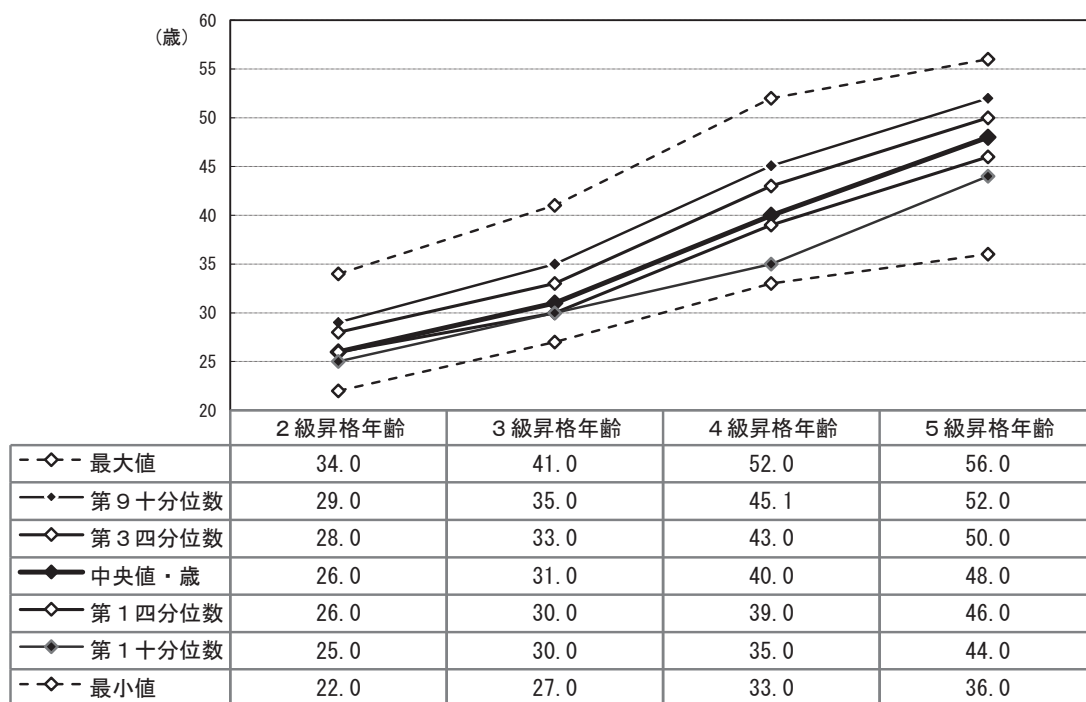
第 2-10 図 （行政職） 高校卒標準労働者の標準的昇格年齢〔県都・政令市・特別区計〕



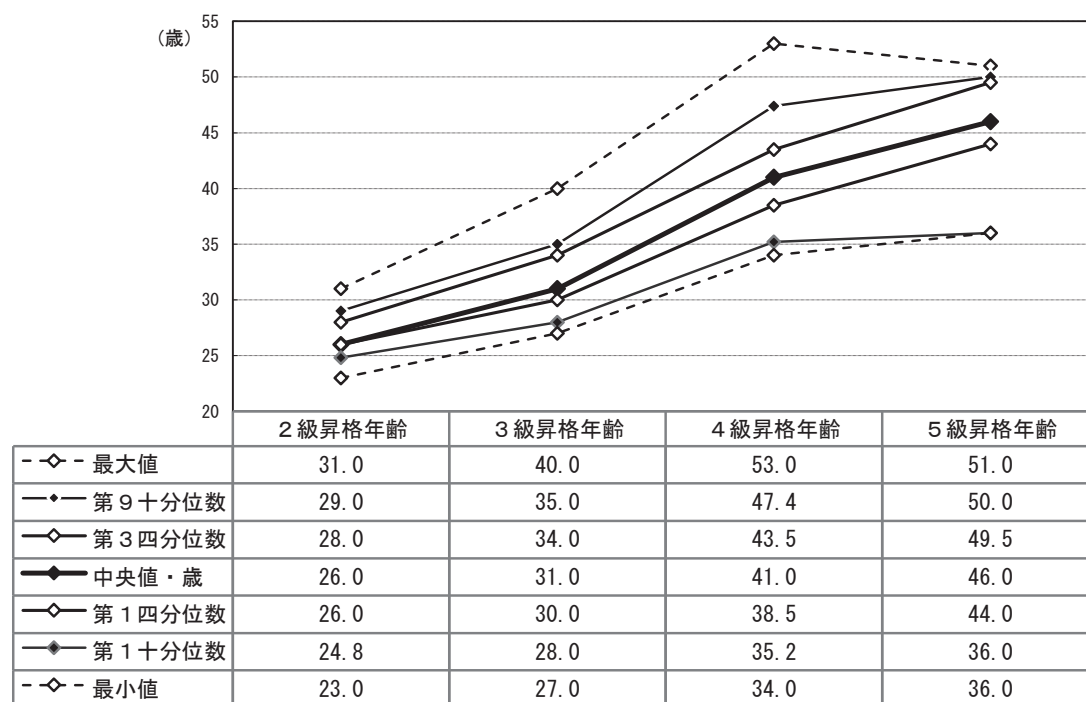
第 2-11 図 （行政職） 高校卒標準労働者の標準的昇格年齢〔一般市計〕



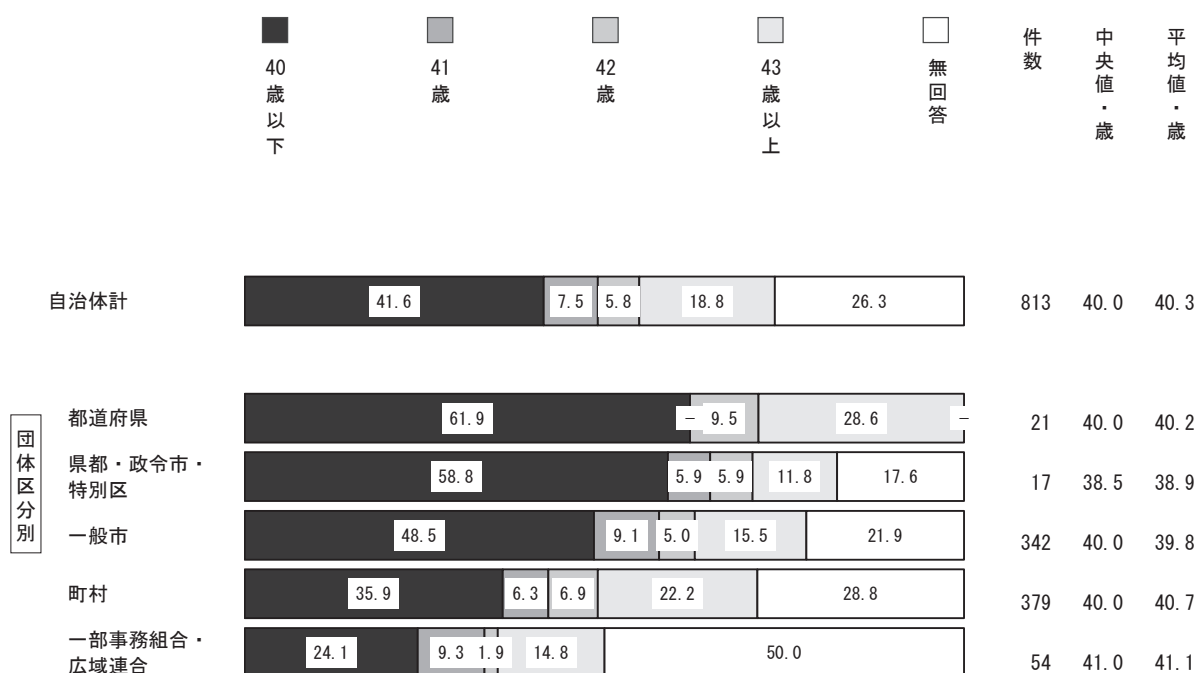
第2-12図 (行政職) 高校卒標準労働者の標準的昇格年齢〔町村計〕



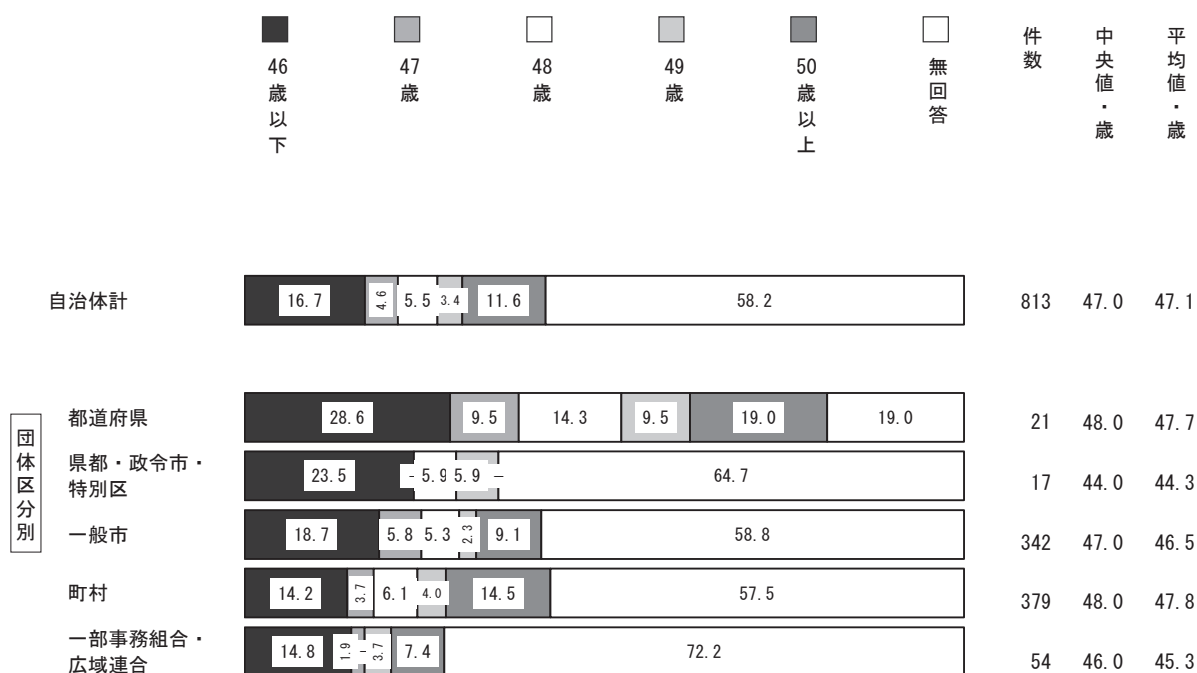
第2-13図 (行政職) 高校卒標準労働者の標準的昇格年齢〔一部事務組合・広域連合計〕



第2-14図 (行政職) 高校卒・4級昇格年齢



第2-15図 (行政職) 高校卒・5級昇格年齢



6. 大学卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢

※給料表が「国公行（一）と（級数以外は）同じ」、「国公行（一）の号級延長」の自治体。5級、6級の昇格年齢は回答件数が少ないことに留意する必要がある。

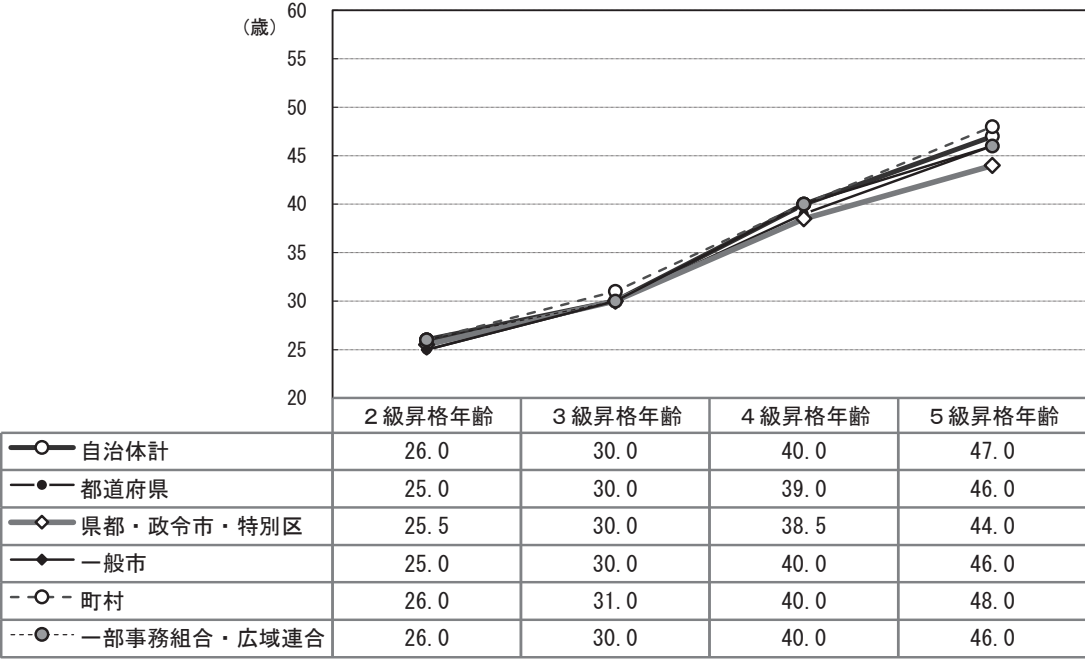
第2-10表 （行政職）大学卒標準労働者の標準的昇格年齢への回答件数

	2級昇格年齢 への回答件数	3級昇格年齢 への回答件数	4級昇格年齢 への回答件数	5級昇格年齢 への回答件数	6級昇格年齢 への回答件数	国公行（一）と 同じ＋号給延長 に該当する件数
自治体計	722	719	606	341	215	813
団体 区 分別						
都道府県	20	21	21	17	6	21
県都・政令市・特別区	16	16	14	6	4	17
一般市	315	315	272	142	83	342
町村	327	326	270	161	113	379
一部事務組合・広域連合	44	41	29	15	9	54

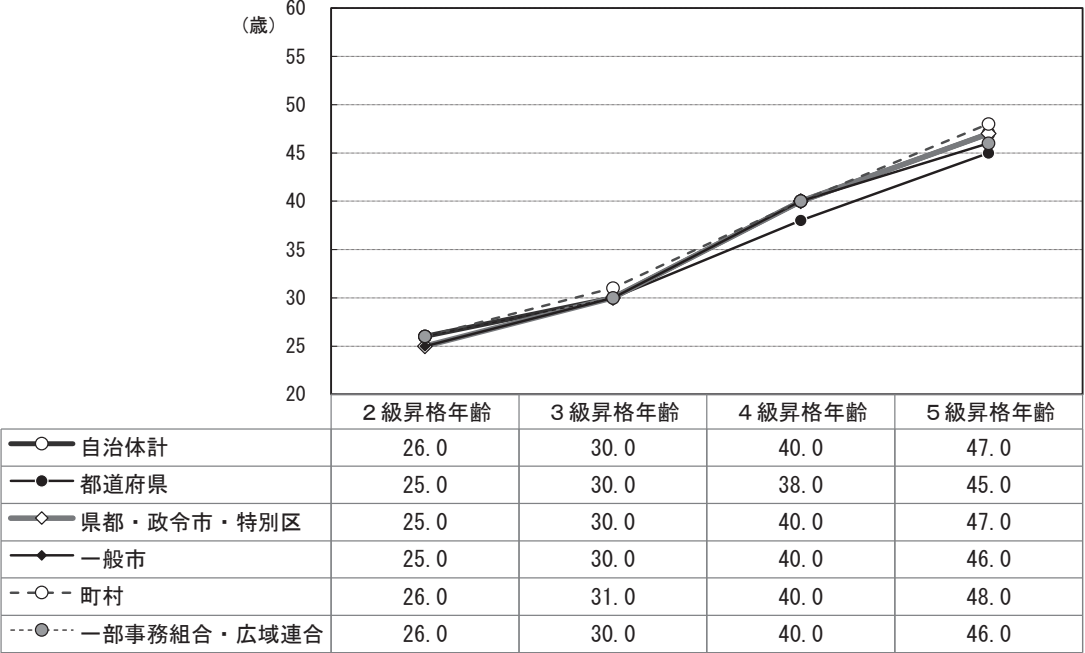
第2-11表 （行政職）大学卒標準労働者の標準的昇格年齢（中央値・歳）

	2級昇格年齢	3級昇格年齢	4級昇格年齢	5級昇格年齢	6級昇格年齢
自治体計	26.0	30.0	40.0	47.0	52.0
団体 区 分別					
都道府県	25.0	30.0	39.0	46.0	49.5
県都・政令市・特別区	25.5	30.0	38.5	44.0	46.5
一般市	25.0	30.0	40.0	46.0	51.0
町村	26.0	31.0	40.0	48.0	53.0
一部事務組合・広域連合	26.0	30.0	40.0	46.0	50.0
【2022年】					
自治体計	26.0	30.0	40.0	47.0	52.0
団体 区 分別					
都道府県	25.0	30.0	38.0	45.0	49.5
県都・政令市・特別区	25.0	30.0	40.0	47.0	47.0
一般市	25.0	30.0	40.0	46.0	51.0
町村	26.0	31.0	40.0	48.0	53.0
一部事務組合・広域連合	26.0	30.0	40.0	46.0	51.0
【2024年－2022年】					
自治体計	...	...	...	...	...
団体 区 分別					
都道府県	...	...	1.0	1.0	...
県都・政令市・特別区	0.5	...	-1.5	-3.0	-0.5
一般市	...	...	...	...	...
町村	...	...	...	...	...
一部事務組合・広域連合	...	...	...	...	-1.0
【高校卒標準労働者】					
自治体計	26.0	31.0	40.0	47.0	52.0
団体 区 分別					
都道府県	26.0	31.0	40.0	48.0	53.5
県都・政令市・特別区	26.0	30.5	38.5	44.0	47.0
一般市	26.0	30.0	40.0	47.0	51.0
町村	26.0	31.0	40.0	48.0	53.0
一部事務組合・広域連合	26.0	31.0	41.0	46.0	52.0
【大学卒－高校卒】					
自治体計	...	-1.0	...	...	...
団体 区 分別					
都道府県	-1.0	-1.0	-1.0	-2.0	-4.0
県都・政令市・特別区	-0.5	-0.5	...	...	-0.5
一般市	-1.0	...	...	-1.0	...
町村	...	...	...	...	...
一部事務組合・広域連合	...	-1.0	-1.0	...	-2.0

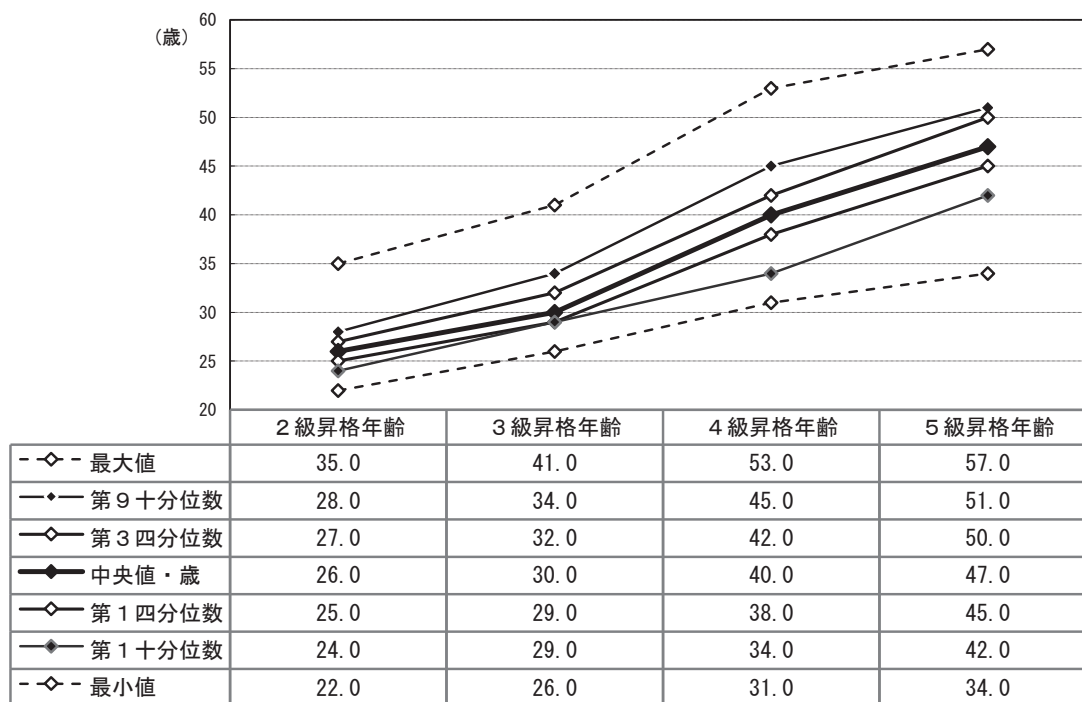
第 2-16 図 （行政職）大学卒標準労働者の標準的昇格年齢（中央値・歳）



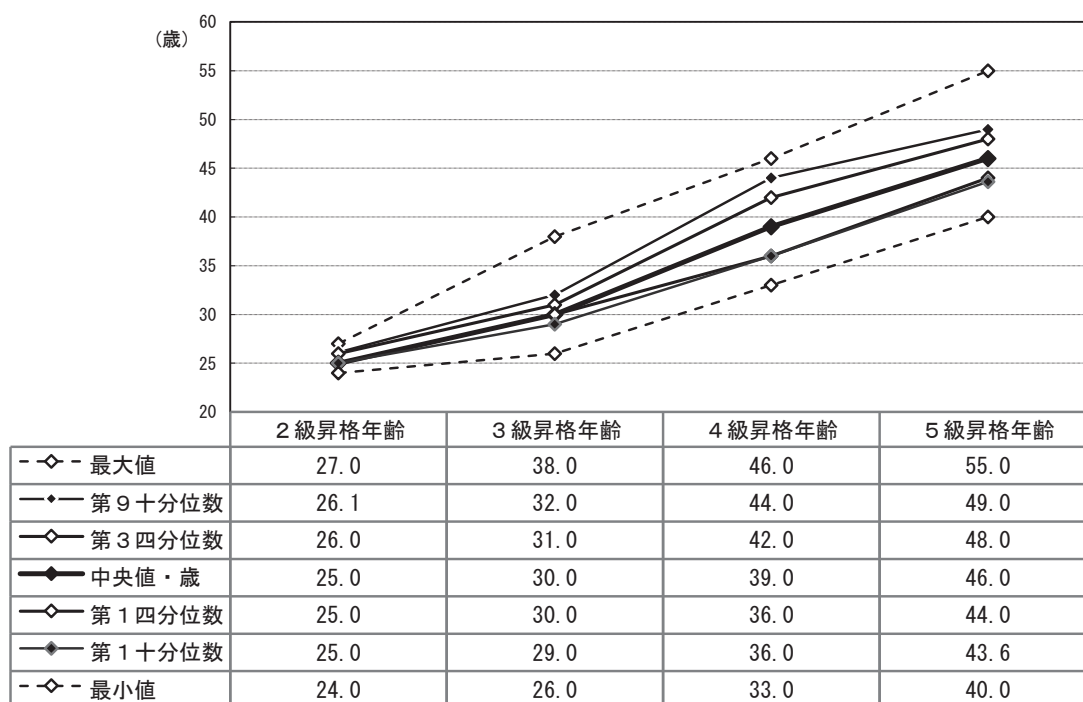
第 2-17 図 （行政職）大学卒標準労働者の標準的昇格年齢（2022 年・中央値・歳）



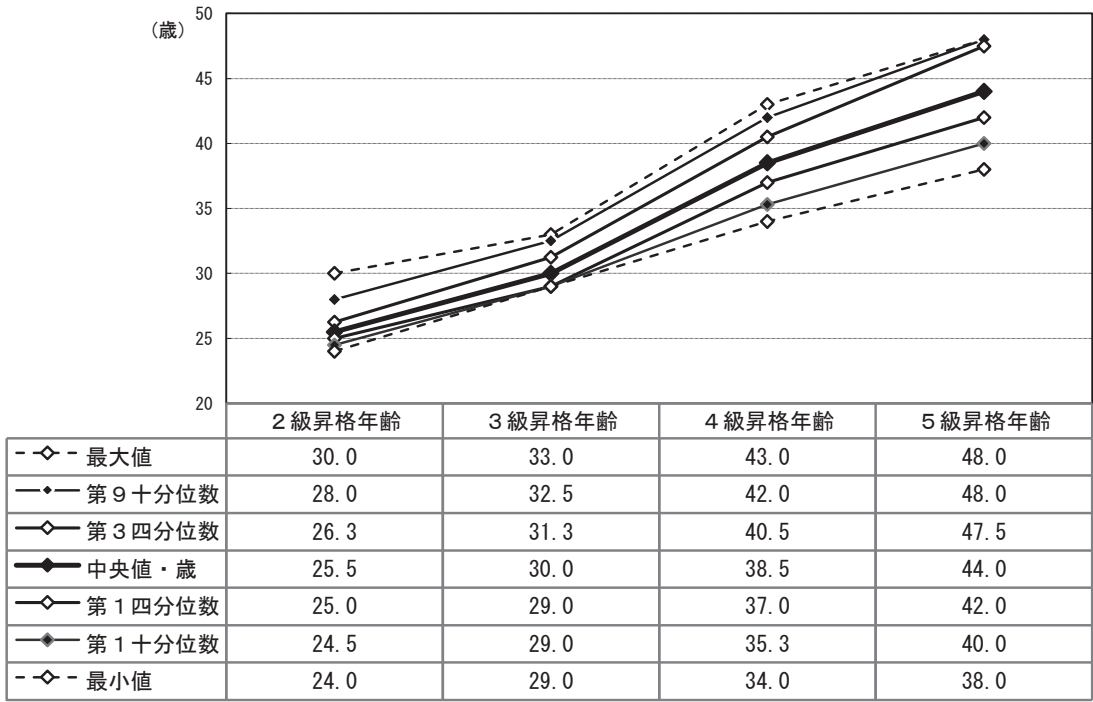
第2-18図 (行政職) 大学卒標準労働者の標準的昇格年齢〔自治体計〕



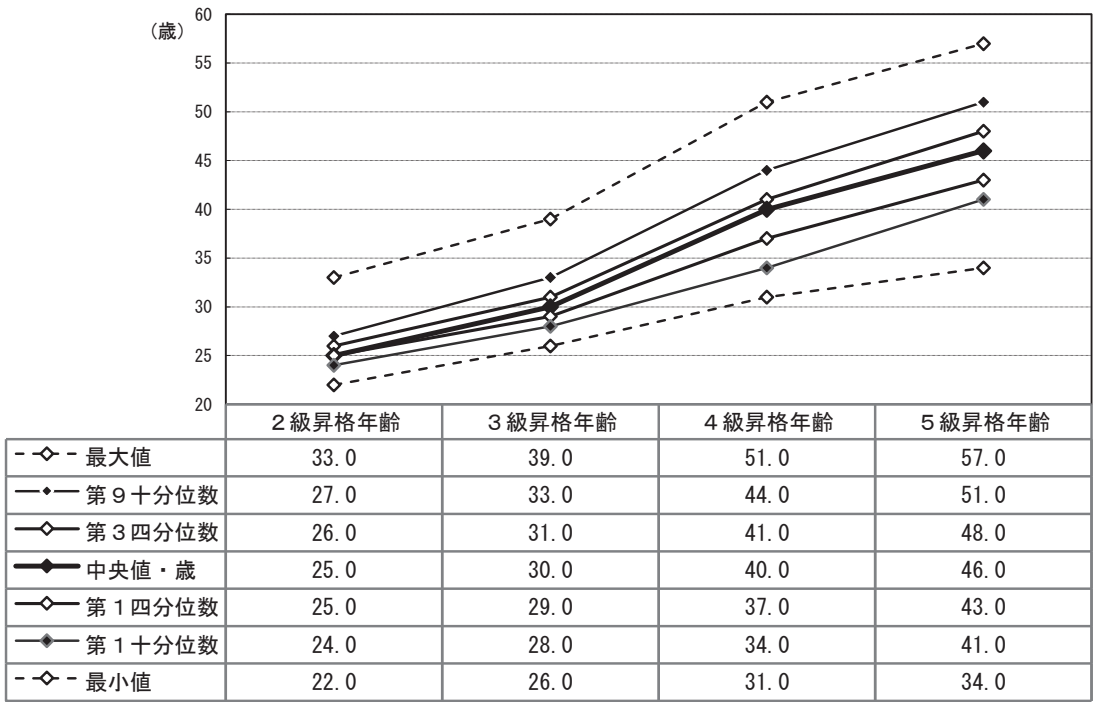
第2-19図 (行政職) 大学卒標準労働者の標準的昇格年齢〔都道府県計〕



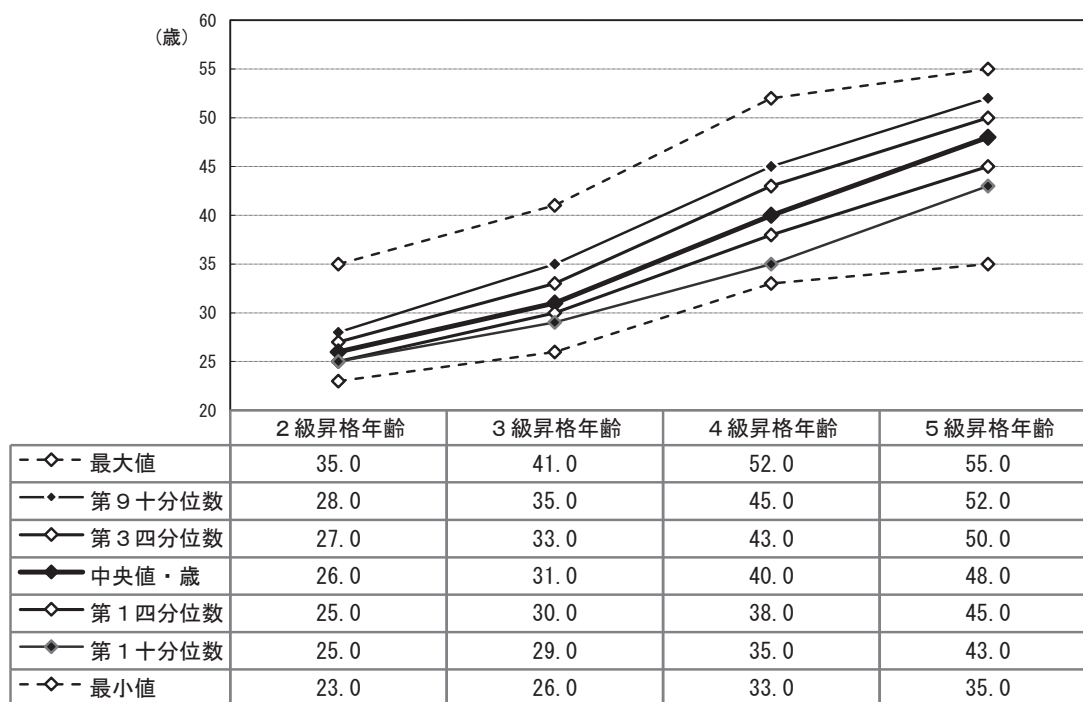
第 2-20 図 （行政職）大学卒標準労働者の標準的昇格年齢〔県都・政令市・特別区計〕



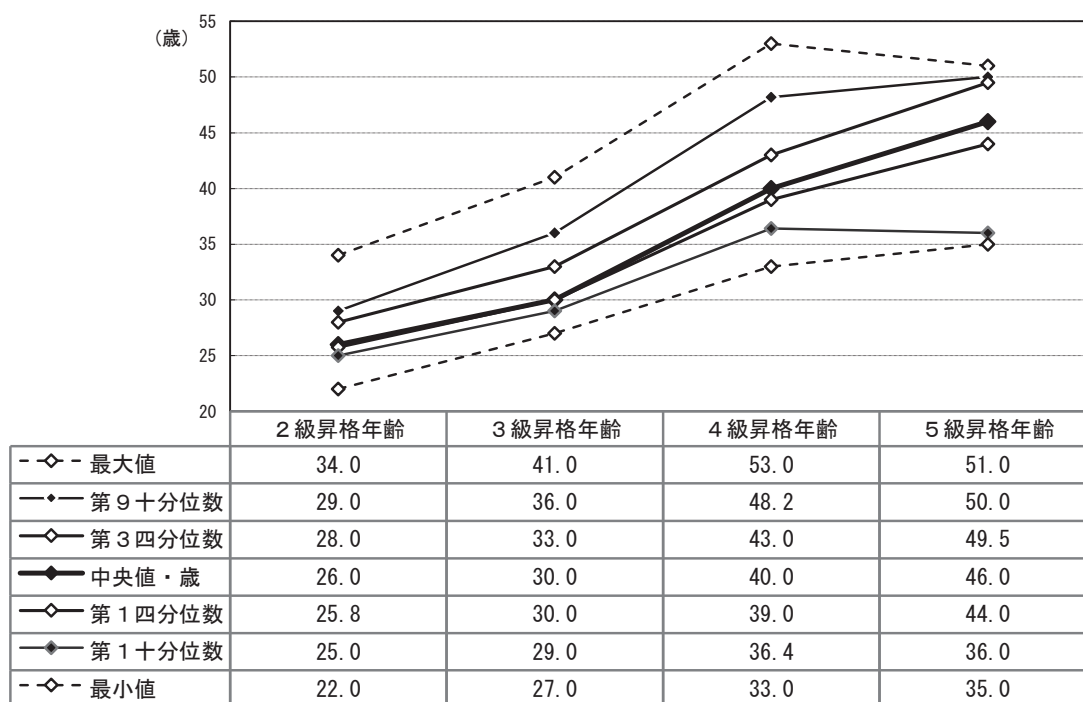
第 2-21 図 （行政職）大学卒標準労働者の標準的昇格年齢〔一般市計〕



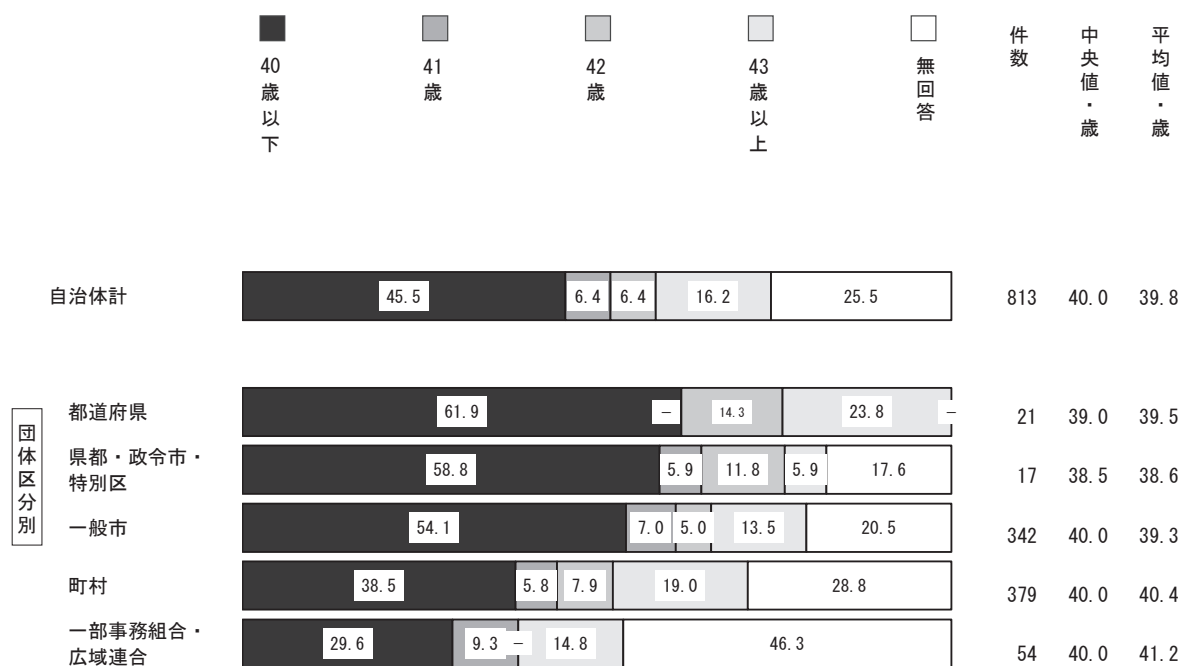
第2-22図 (行政職) 大学卒標準労働者の標準的昇格年齢〔町村計〕



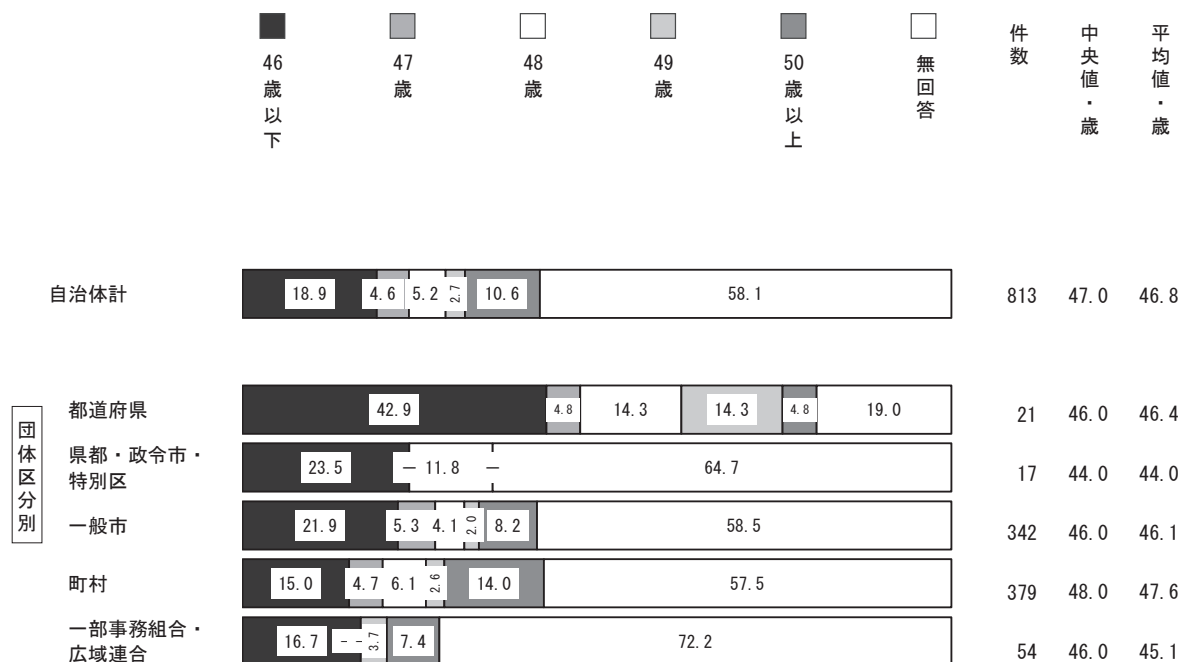
第2-23図 (行政職) 大学卒標準労働者の標準的昇格年齢〔一部事務組合・広域連合計〕



第2-24図 (行政職) 大学卒・4級昇格年齢

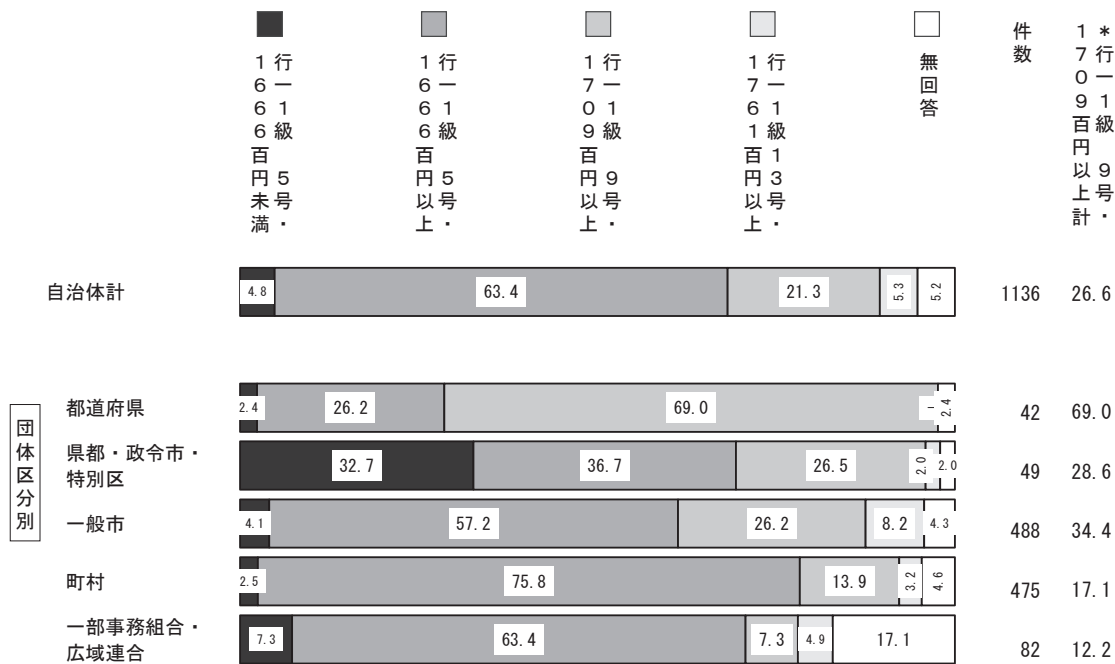


第2-25図 (行政職) 大学卒・5級昇格年齢



7. 18歳高校卒初任給と22歳大学卒初任給の給料月額

第2-26図 (行政職) 18歳高校卒初任給の給料月額

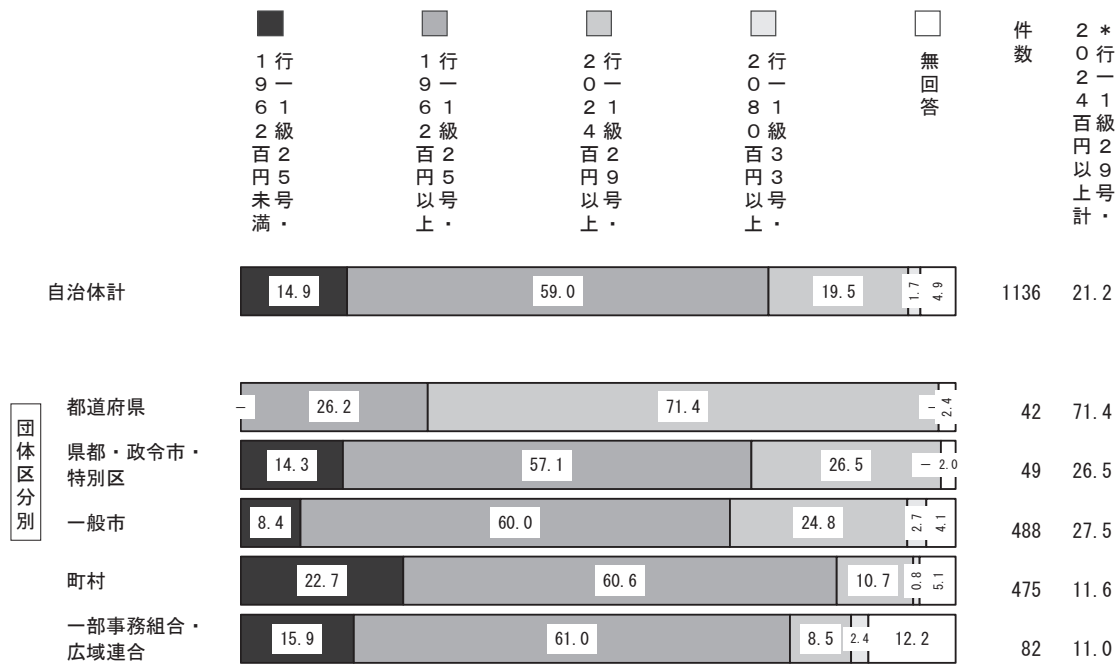


※国公行（一）の高卒初任給は1級5号

第2-12表 (行政職) 18歳高校卒初任給の給料月額（時系列比較）

	2024年		2022年		2020年		2018年		2016年		2014年		中央値 24年と 22年の差
	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	
自治体計	166,600	168,149	150,600	152,142	150,600	152,026	147,100	148,928	144,600	146,309	140,100	141,800	16,000
都道府県	170,900	170,267	154,900	153,970	154,900	153,919	151,500	150,774	149,000	148,260	144,500	143,100	16,000
県都・政令市・特別区	166,600	167,029	150,600	151,556	150,700	151,668	147,550	149,337	145,500	146,890	143,100	143,000	16,000
一般市	166,600	168,688	150,600	152,615	150,600	152,608	147,100	149,421	144,600	146,891	140,100	142,500	16,000
町村	166,600	167,657	150,600	151,611	150,600	151,365	147,100	148,257	144,600	145,564	140,100	140,900	16,000
一部事務組合・広域連合	166,600	167,240	150,600	151,915	150,600	151,845	147,100	148,778	144,600	146,090	140,100	141,800	16,000

第 2-27 図 （行政職）22 歳大学卒初任給の給料月額



※国公行（一）の大卒初任給は 1 級 25 号

第 2-13 表 （行政職）22 歳大学卒初任給の給料月額（時系列比較）

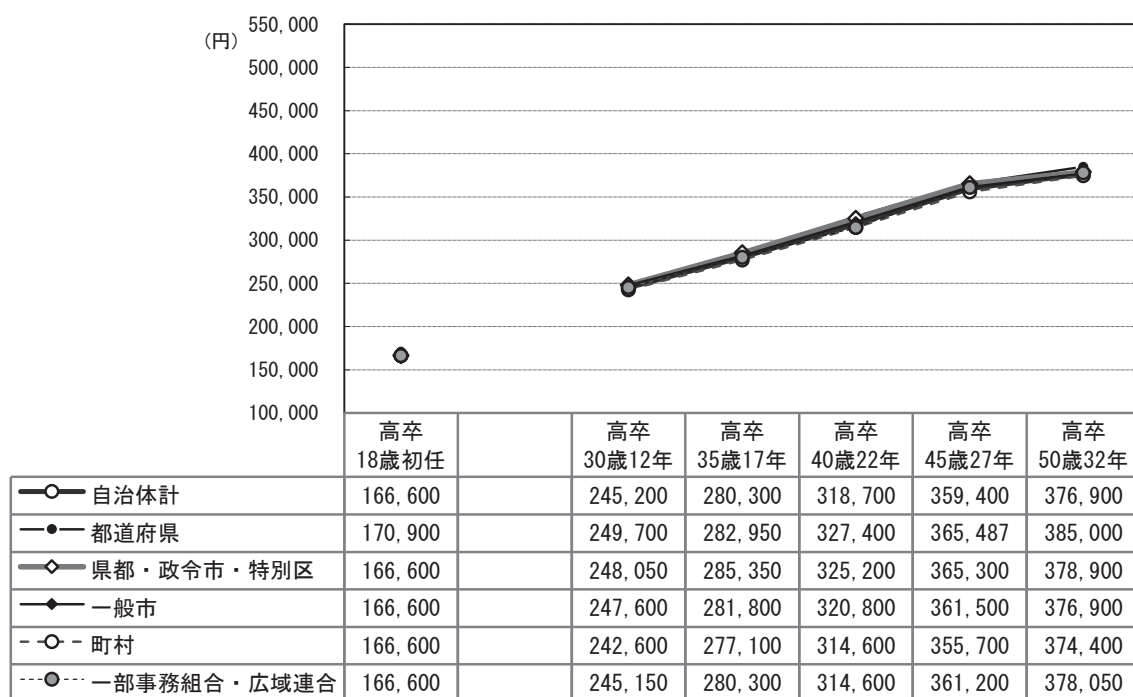
	2024年		2022年		2020年		2018年		2016年		2014年		中央値 24年と 22年の差
	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	
自治体計	196,200	196,778	182,200	182,566	182,200	182,394	179,200	179,589	176,700	176,880	172,200	172,500	14,000
都道府県	202,400	201,866	188,700	187,556	188,700	187,513	185,800	184,832	183,300	182,328	178,800	176,900	13,700
県都・政令市・特別区	196,200	198,387	183,700	184,604	182,600	183,905	179,200	181,486	179,150	179,252	174,200	175,100	12,500
一般市	196,200	197,731	182,200	183,629	182,200	183,550	179,200	180,595	176,700	178,003	172,200	173,700	14,000
町村	196,200	195,310	182,200	180,954	182,200	180,764	179,200	178,049	176,700	175,187	172,200	170,800	14,000
一部事務組合・広域連合	196,200	195,803	182,200	181,964	182,200	181,909	179,200	178,908	176,700	176,414	172,200	172,300	14,000

8. 高校卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額

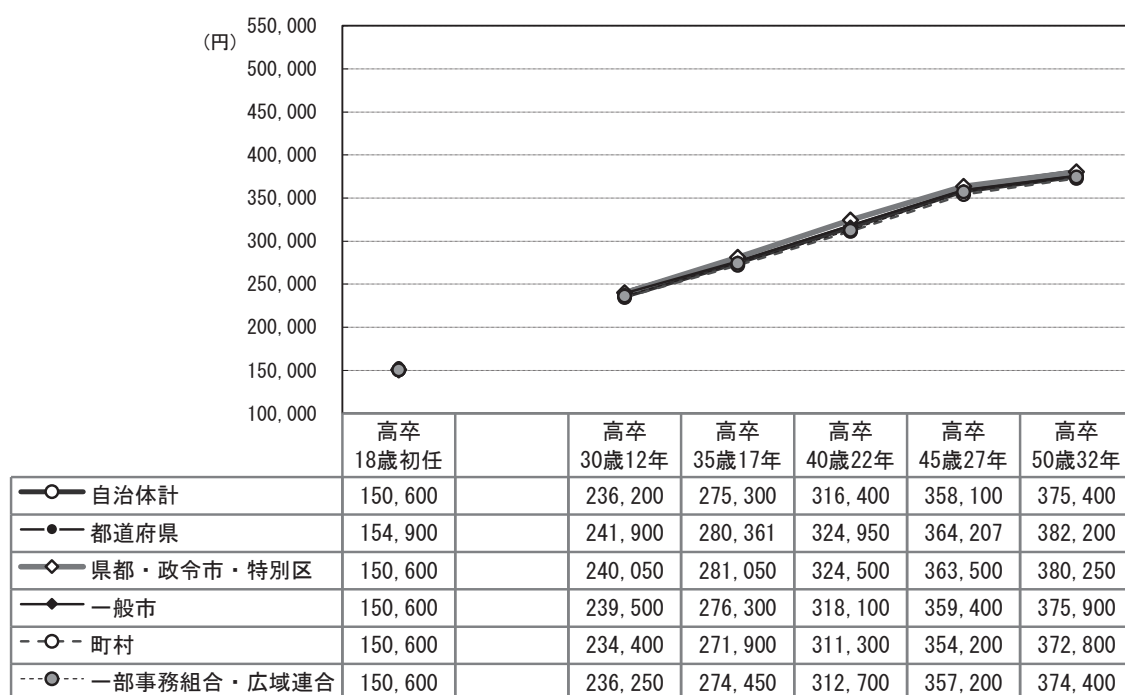
第2-14表 (行政職) 高校卒標準労働者の給料月額への回答件数

	高卒 18歳初任	高卒 30歳12年	高卒 35歳17年	高卒 40歳22年	高卒 45歳27年	高卒 50歳32年	行政職への 回答件数
自治体計	1077	953	943	919	900	877	1136
都道府県	41	40	40	38	38	37	42
県都・政令市・特別区	48	42	42	42	40	39	49
一般市	467	425	424	414	406	395	488
町村	453	394	387	376	368	360	475
一部事務組合・広域連合	68	52	50	49	48	46	82

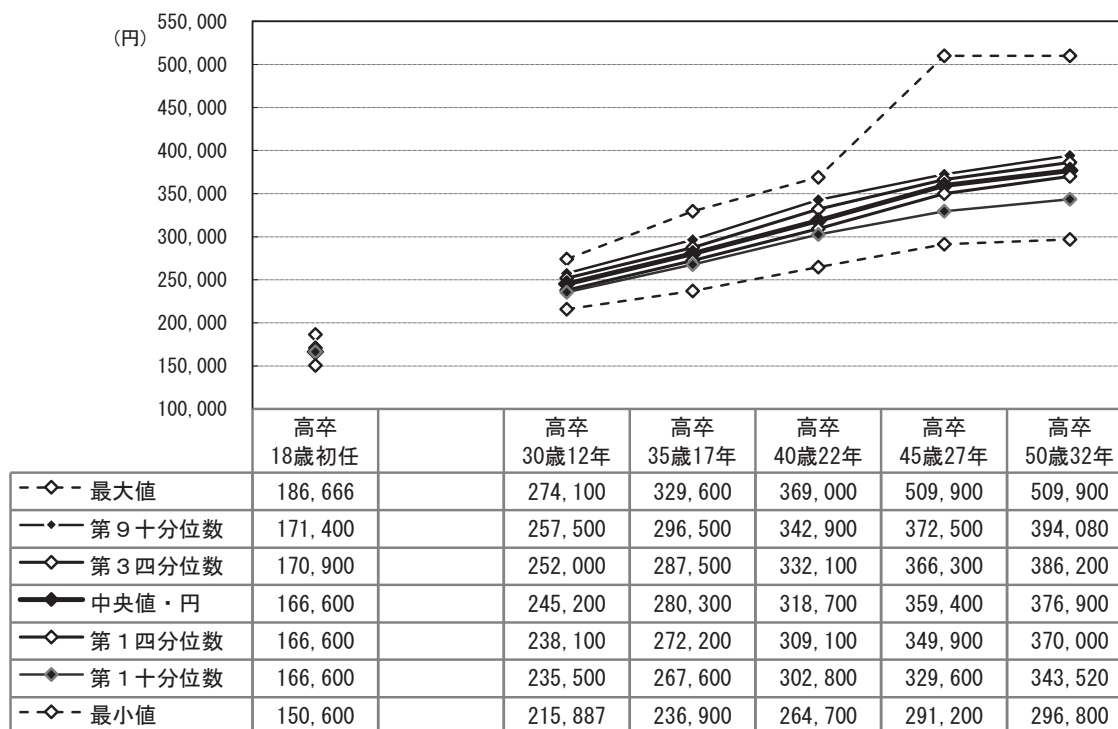
第2-28図 (行政職) 高校卒標準労働者の給料月額 (中央値・円)



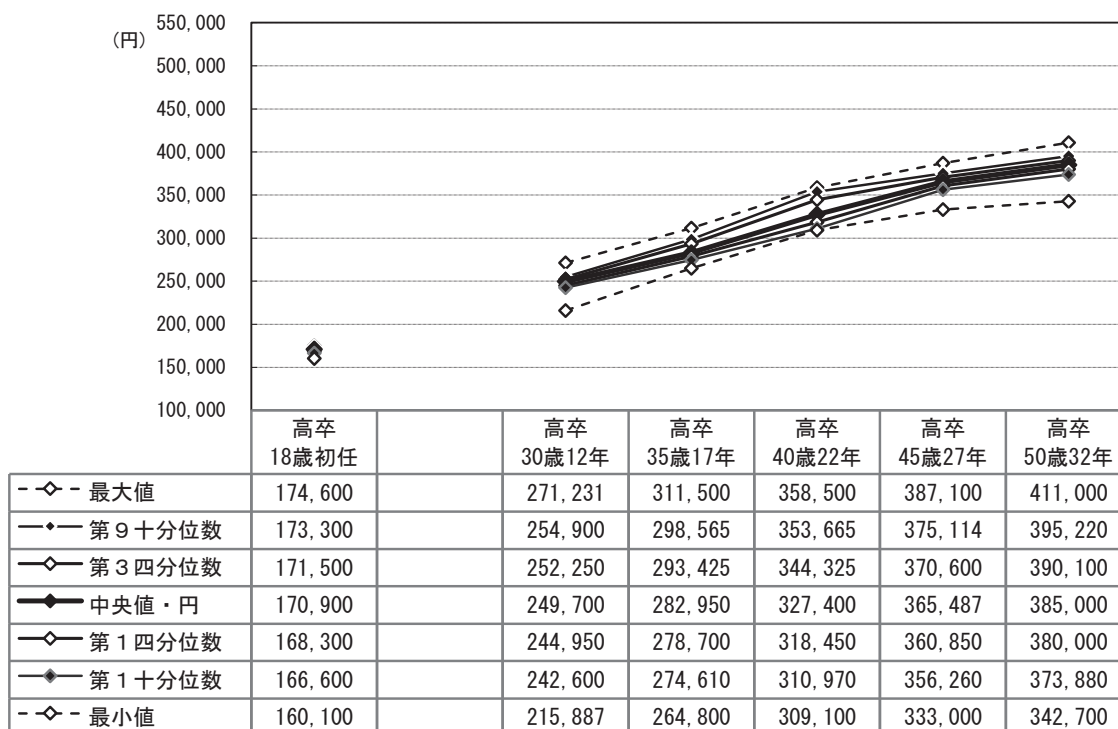
第2-29図 (行政職) 高校卒標準労働者の給料月額 (2022年・中央値・円)



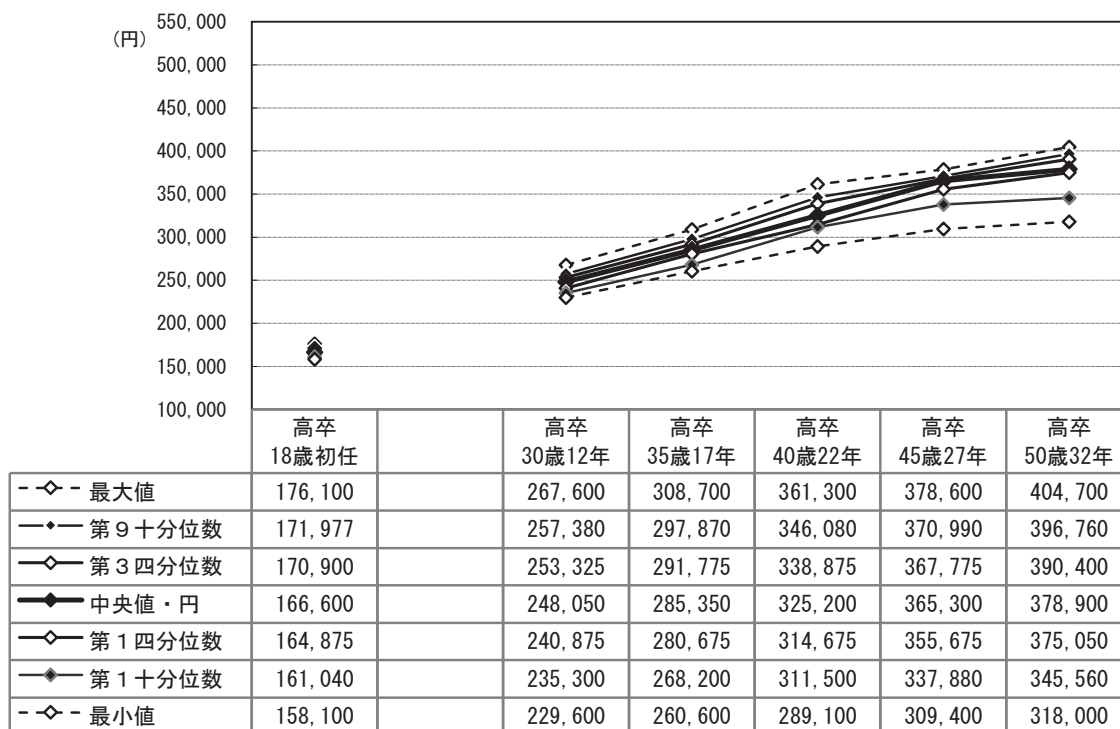
第2-30図 高校卒標準労働者の給料月額（円）〔自治体計〕



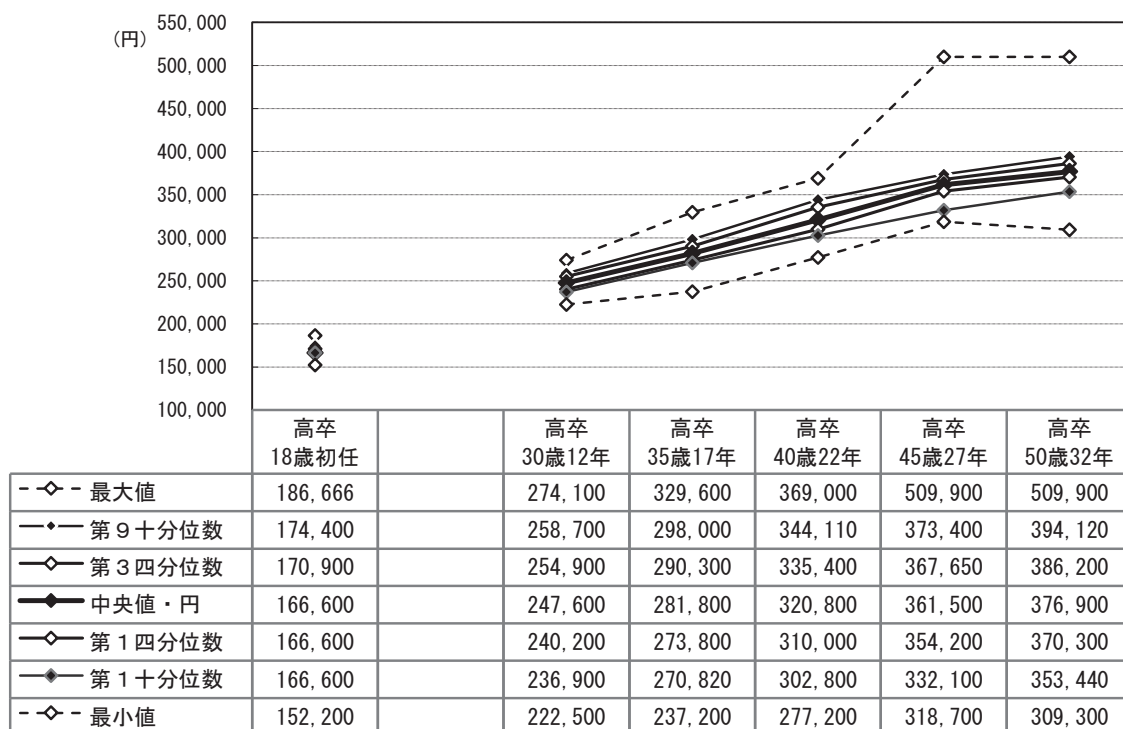
第2-31図 高校卒標準労働者の給料月額（円）〔都道府県計〕



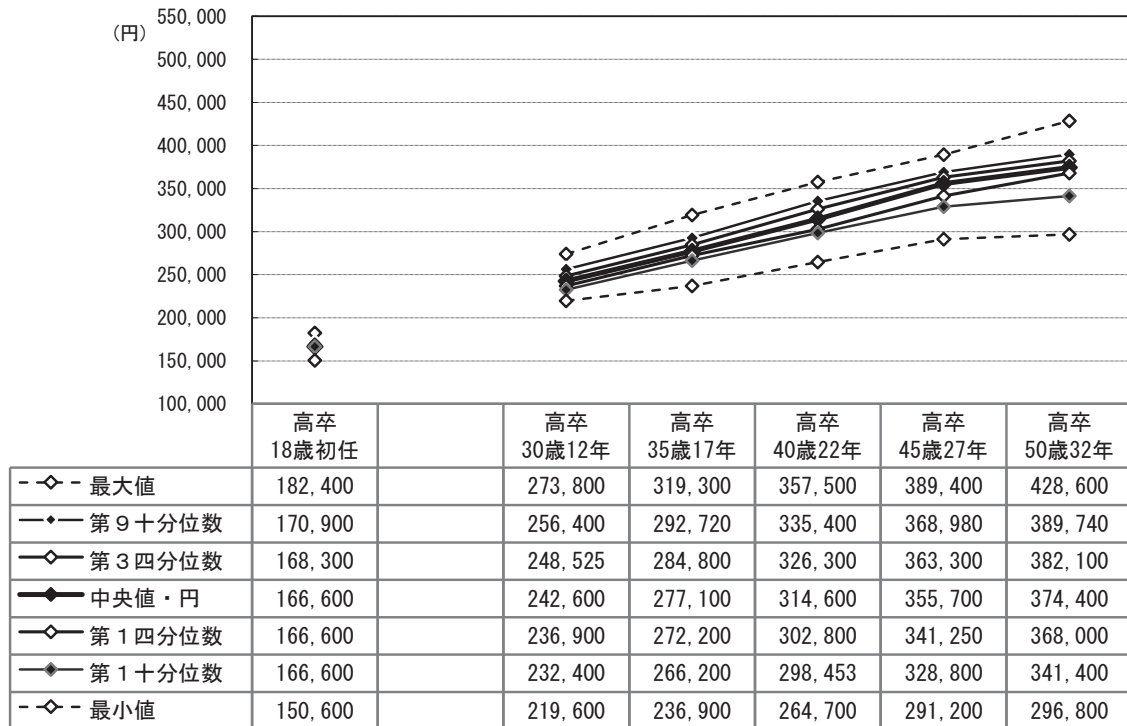
第2-32図 高校卒標準労働者の給料月額（円）〔県都・政令市・特別区計〕



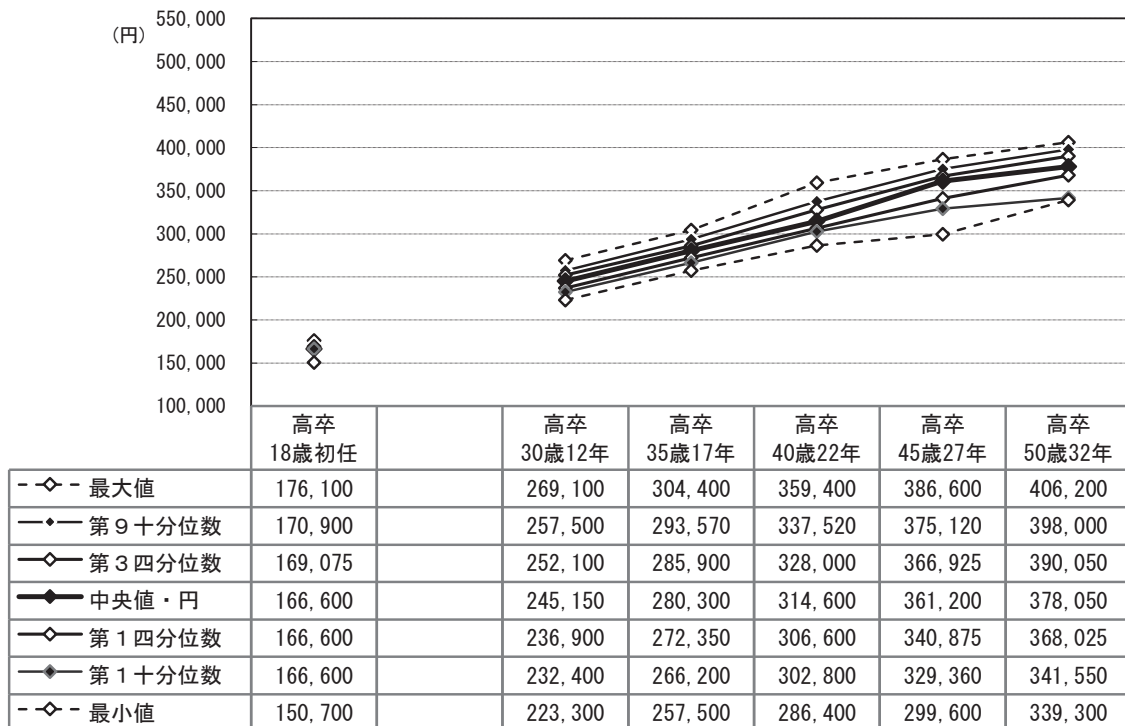
第2-33図 高校卒標準労働者の給料月額（円）〔一般市計〕



第2-34図 高校卒標準労働者の給料月額（円）〔町村計〕



第2-35図 高校卒標準労働者の給料月額（円）〔一部事務組合・広域連合計〕



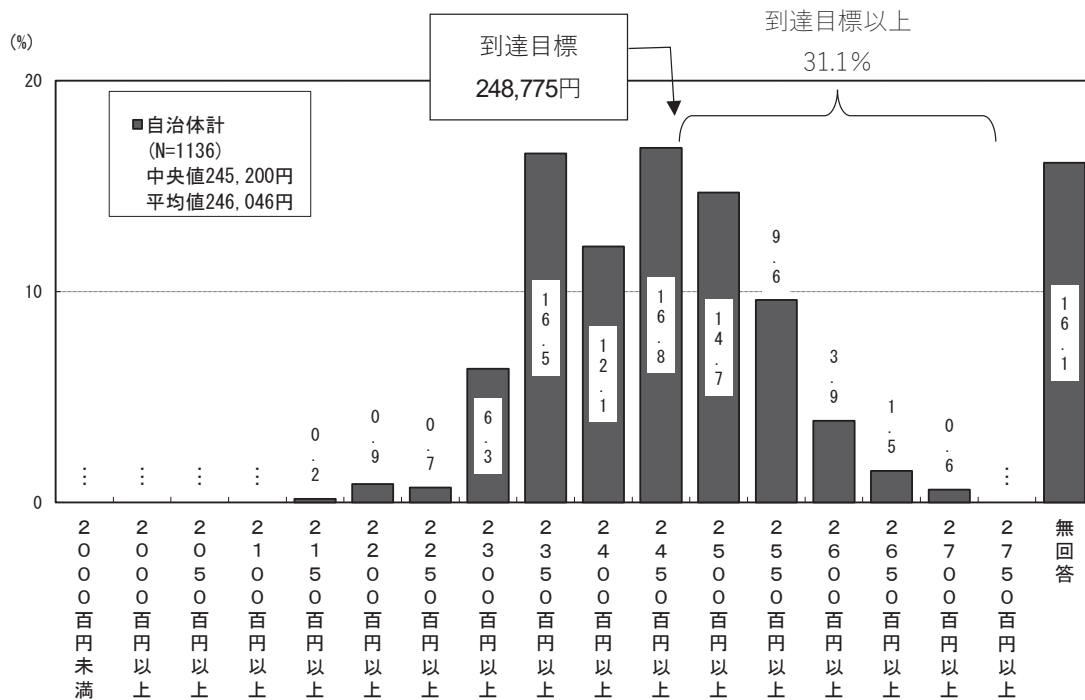
到達目標（ポイント賃金）の考え方

30 歳 248,775 円
 （国公行（一）3－7 水準、249,500 円）
 35 歳 293,807 円
 （国公行（一）3－39 水準、295,100 円）
 40 歳 343,042 円
 （国公行（一）4－42 水準、344,800 円）

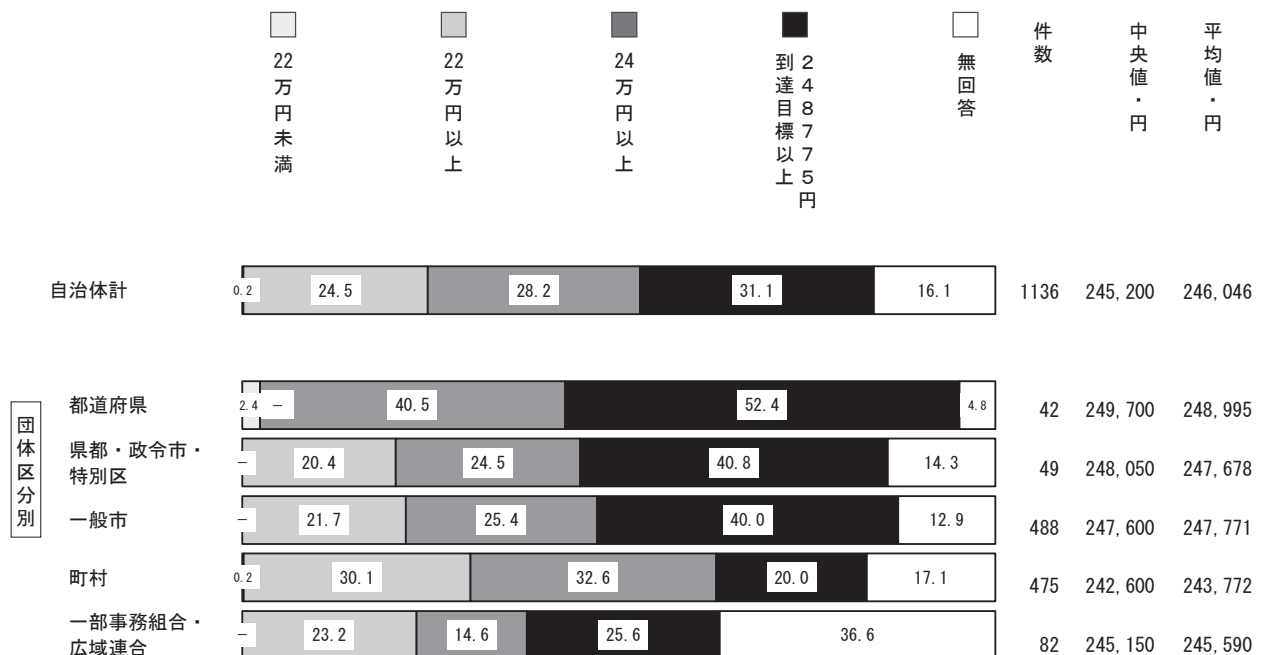
※号給は 2024 年 4 月 1 日時点

上記の到達目標は、2017 年実施の賃金実態調査を基準に、賃金 P T 報告に基づく算出方法により設定しています。具体的には、2006 給与構造改革により引き下げられた 4.8%と、2015 給与制度の総合的見直しにより引き下げられた 2.0%を加えた 6.8%に、2017 年度賃金実態調査における実在者中央値に乗じて算出しています。

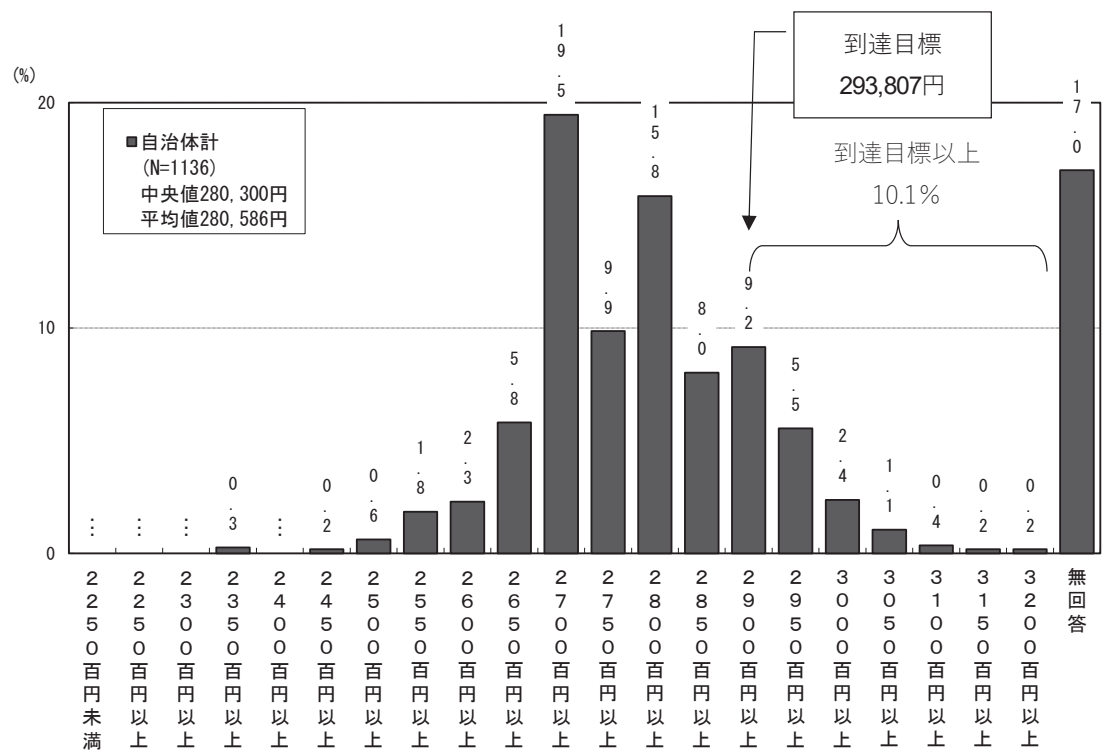
第 2－36 図 （行政職）高校卒 30 歳勤続 12 年・給料月額（分布・5,000 円刻み）



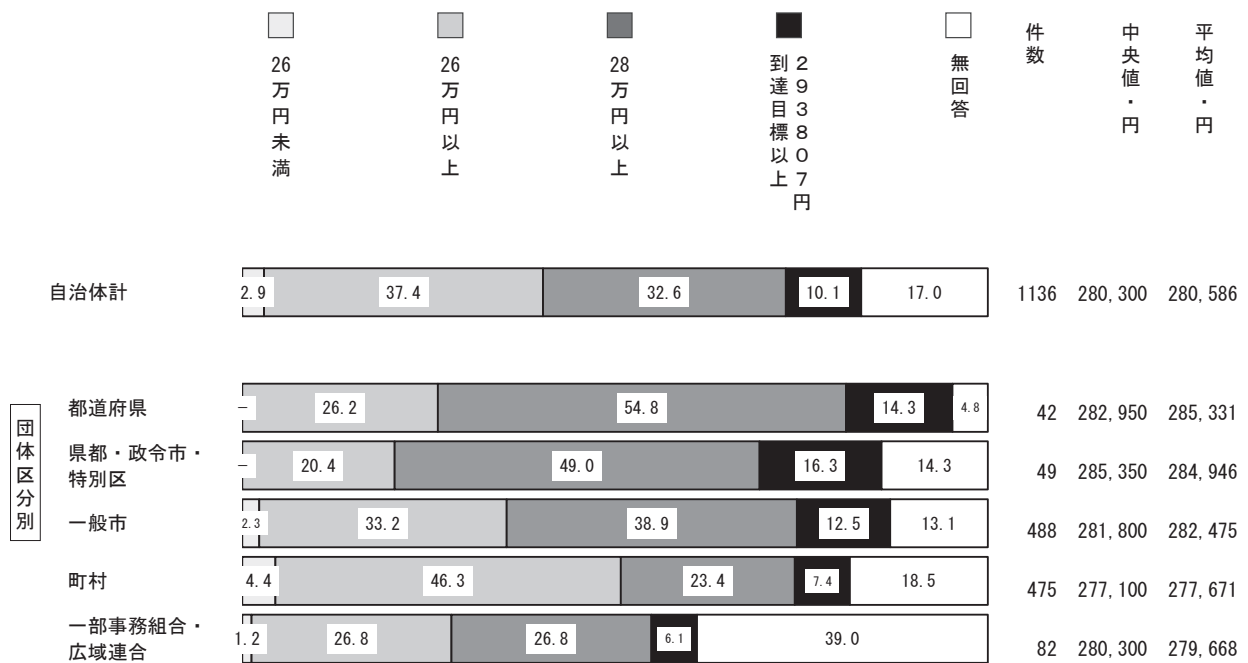
第 2－37 図 （行政職）高校卒 30 歳勤続 12 年・給料月額



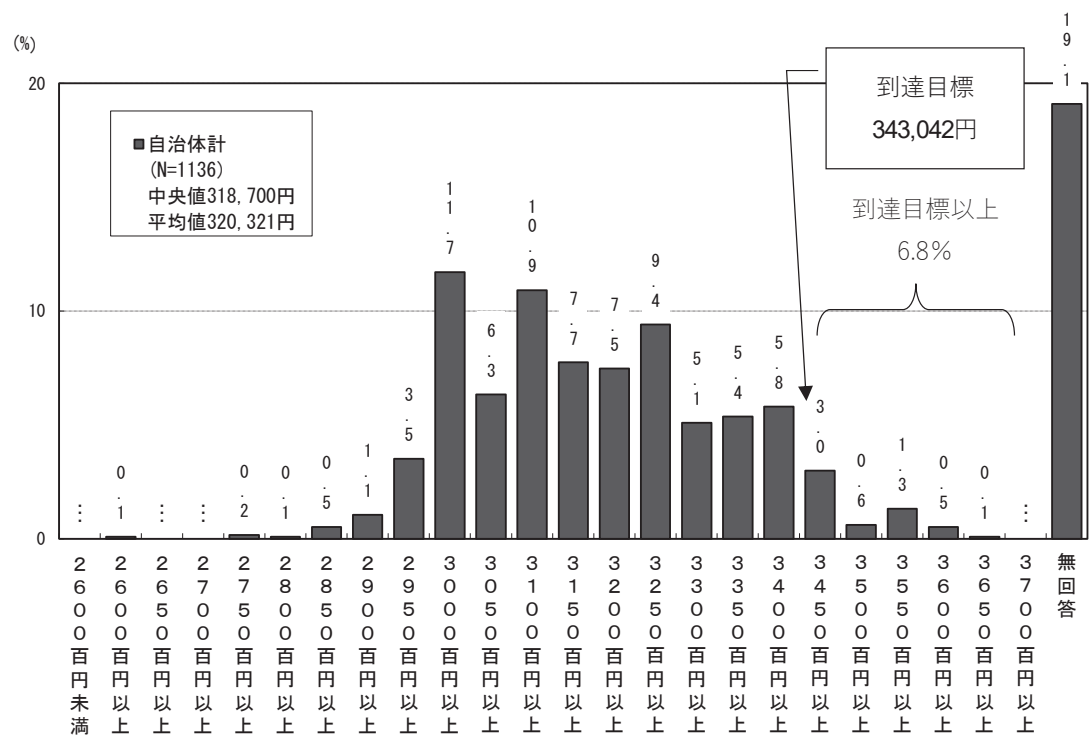
第 2—38 図 （行政職） 高校卒 35 歳勤続 17 年・給料月額（分布・5,000 円刻み）



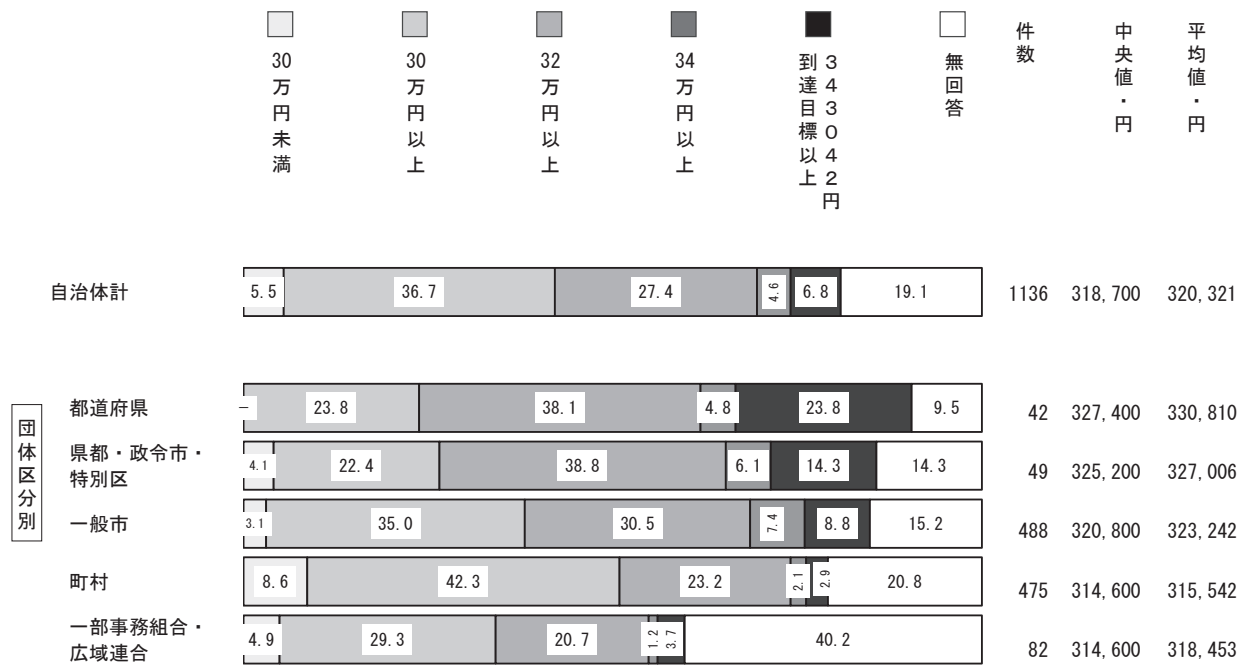
第 2—39 図 （行政職） 高校卒 35 歳勤続 17 年・給料月額



第2-40図 (行政職) 高校卒40歳勤続22年・給料月額(分布・5,000円刻み)



第2-41図 (行政職) 高校卒40歳勤続22年・給料月額

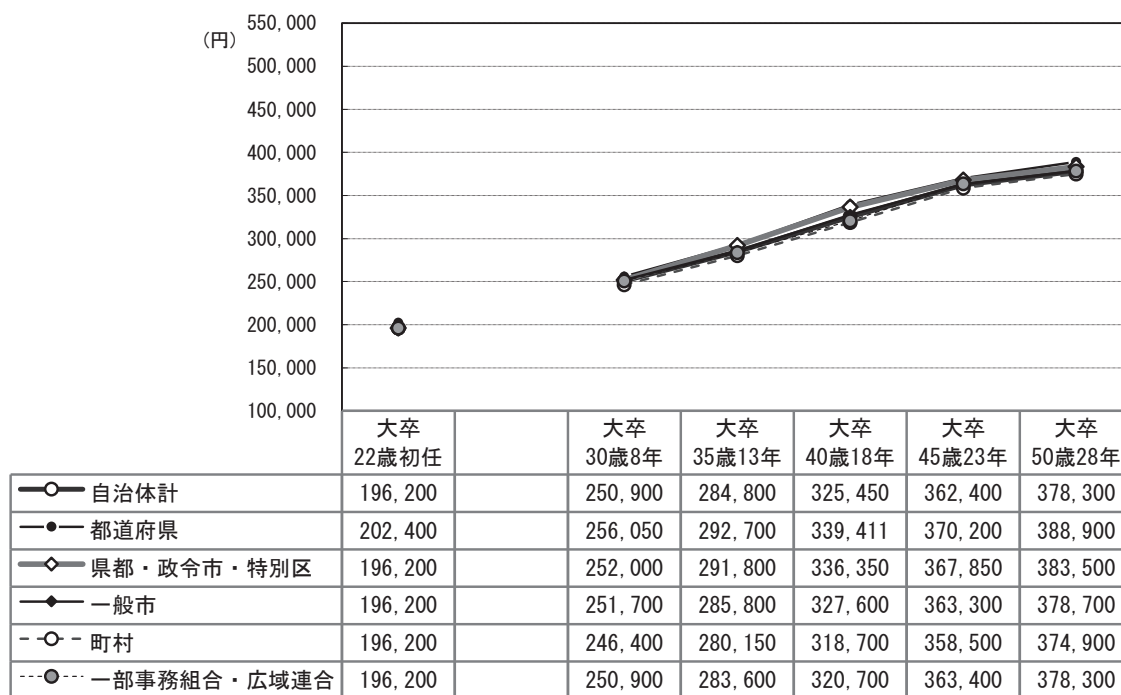


9. 大学卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額

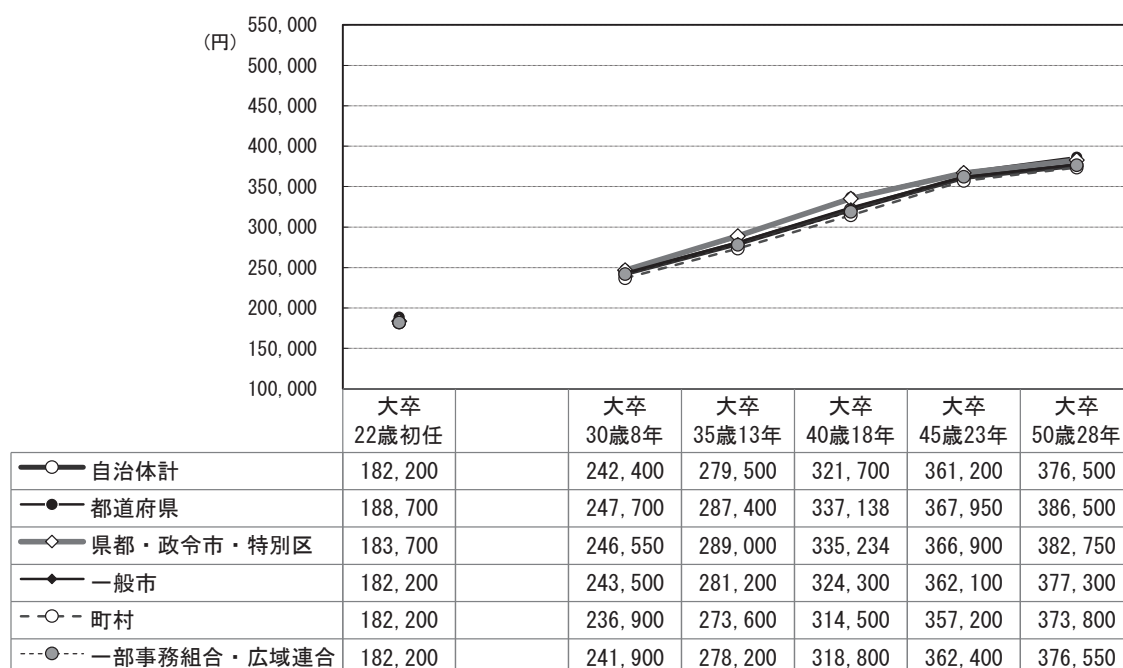
第2-15表 (行政職) 大学卒標準労働者の給料月額への回答件数

	大卒 22歳初任	大卒 30歳8年	大卒 35歳13年	大卒 40歳18年	大卒 45歳23年	大卒 50歳28年	行政職への 回答件数
自治体計	1080	953	947	920	900	873	1136
団体 区分 別							
都道府県	41	40	40	38	38	37	42
県都・政令市・特別区	48	42	42	42	40	39	49
一般市	468	427	427	417	407	392	488
町村	451	391	386	373	366	358	475
一部事務組合・広域連合	72	53	52	50	49	47	82

第2-42図 (行政職) 大学卒標準労働者の給料月額 (中央値・円)



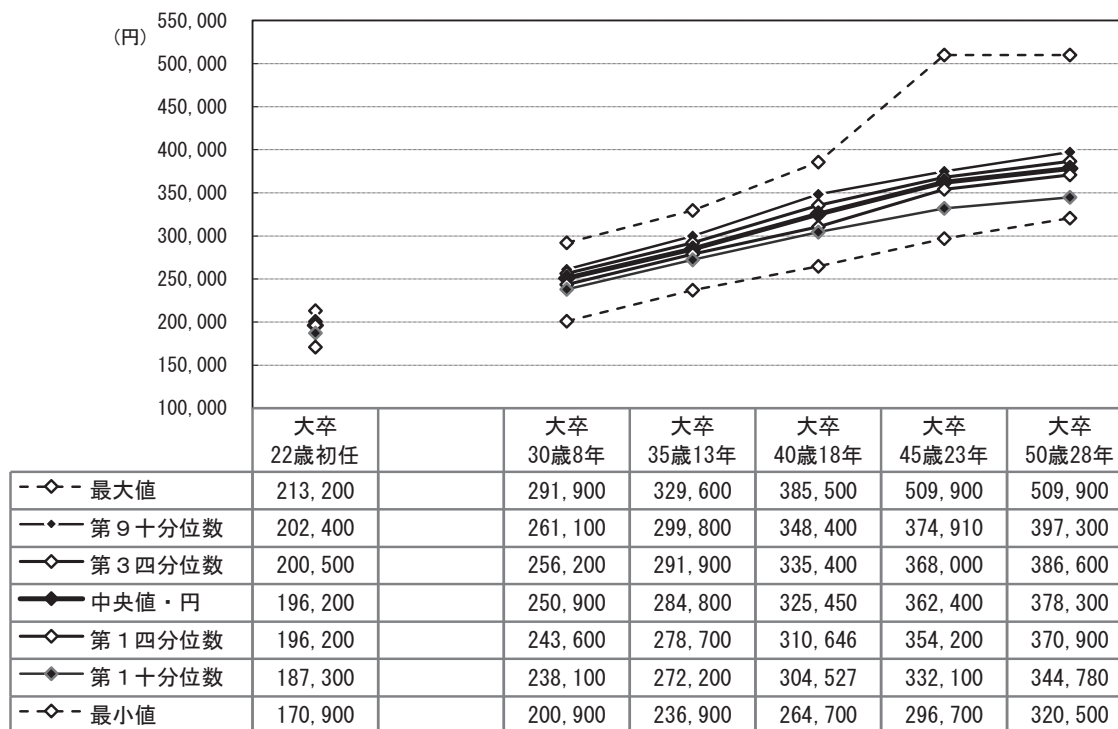
第2-43図 (行政職) 大学卒標準者の給料月額 (2022年・中央値・百円)



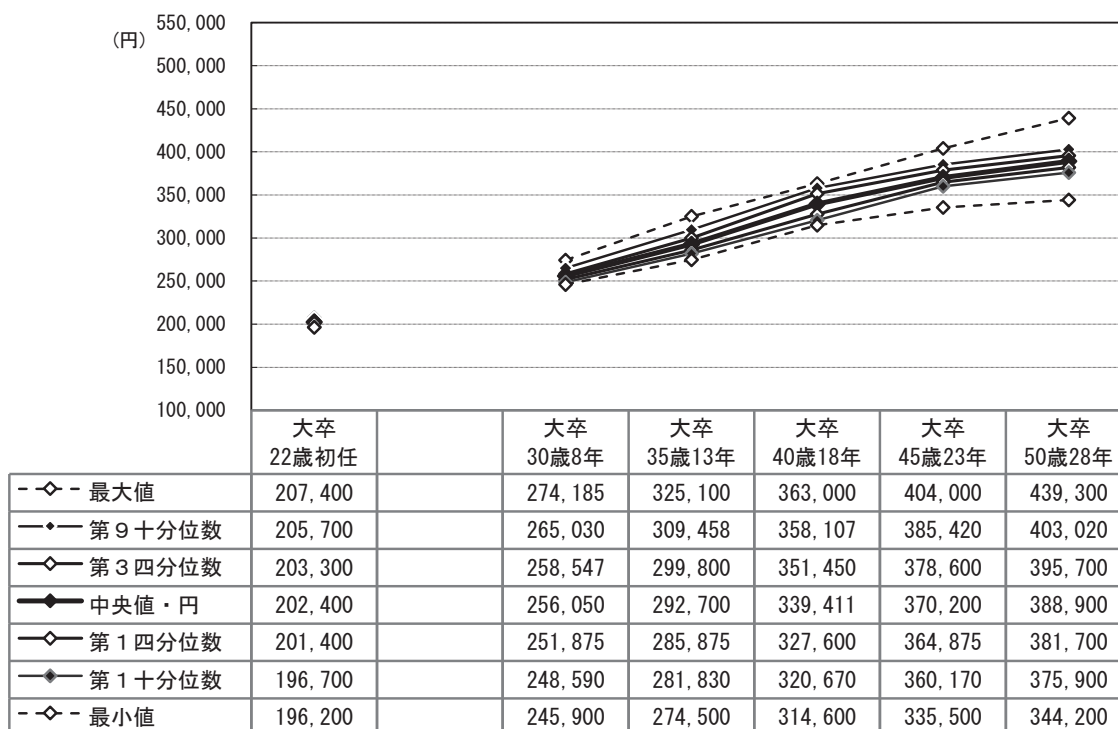
第2-16表 (行政職) 高校卒・大学卒の給料月額の同一年齢比較(中央値)

		30歳	35歳	40歳	45歳	50歳
団 体 区 分 別	自治体計	250,900	284,800	325,450	362,400	378,300
	都道府県	256,050	292,700	339,411	370,200	388,900
	県都・政令市・特別区	252,000	291,800	336,350	367,850	383,500
	一般市	251,700	285,800	327,600	363,300	378,700
	町村	246,400	280,150	318,700	358,500	374,900
	一部事務組合・広域連合	250,900	283,600	320,700	363,400	378,300
【再掲・高校卒標準労働者】						
団 体 区 分 別	自治体計	245,200	280,300	318,700	359,400	376,900
	都道府県	249,700	282,950	327,400	365,487	385,000
	県都・政令市・特別区	248,050	285,350	325,200	365,300	378,900
	一般市	247,600	281,800	320,800	361,500	376,900
	町村	242,600	277,100	314,600	355,700	374,400
	一部事務組合・広域連合	245,150	280,300	314,600	361,200	378,050
【大学卒－高校卒】						
団 体 区 分 別	自治体計	5,700	4,500	6,750	3,000	1,400
	都道府県	6,350	9,750	12,011	4,713	3,900
	県都・政令市・特別区	3,950	6,450	11,150	2,550	4,600
	一般市	4,100	4,000	6,800	1,800	1,800
	町村	3,800	3,050	4,100	2,800	500
	一部事務組合・広域連合	5,750	3,300	6,100	2,200	250

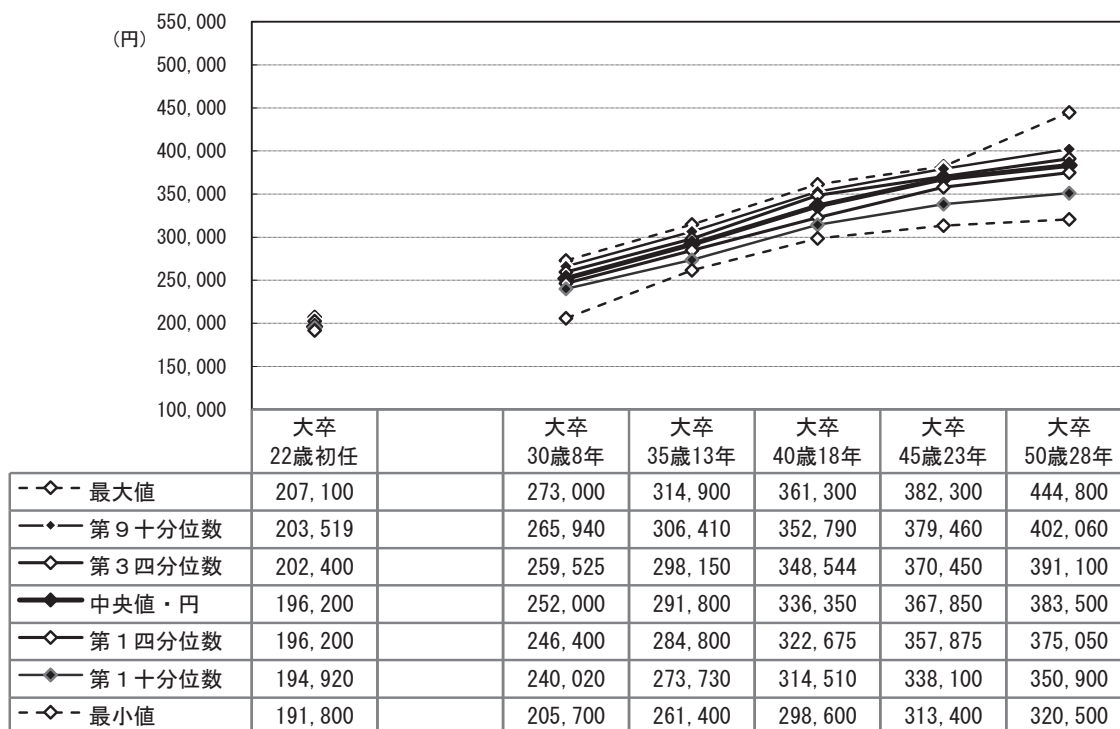
第2-44 図 大学卒標準労働者の給料月額（円）〔自治体計〕



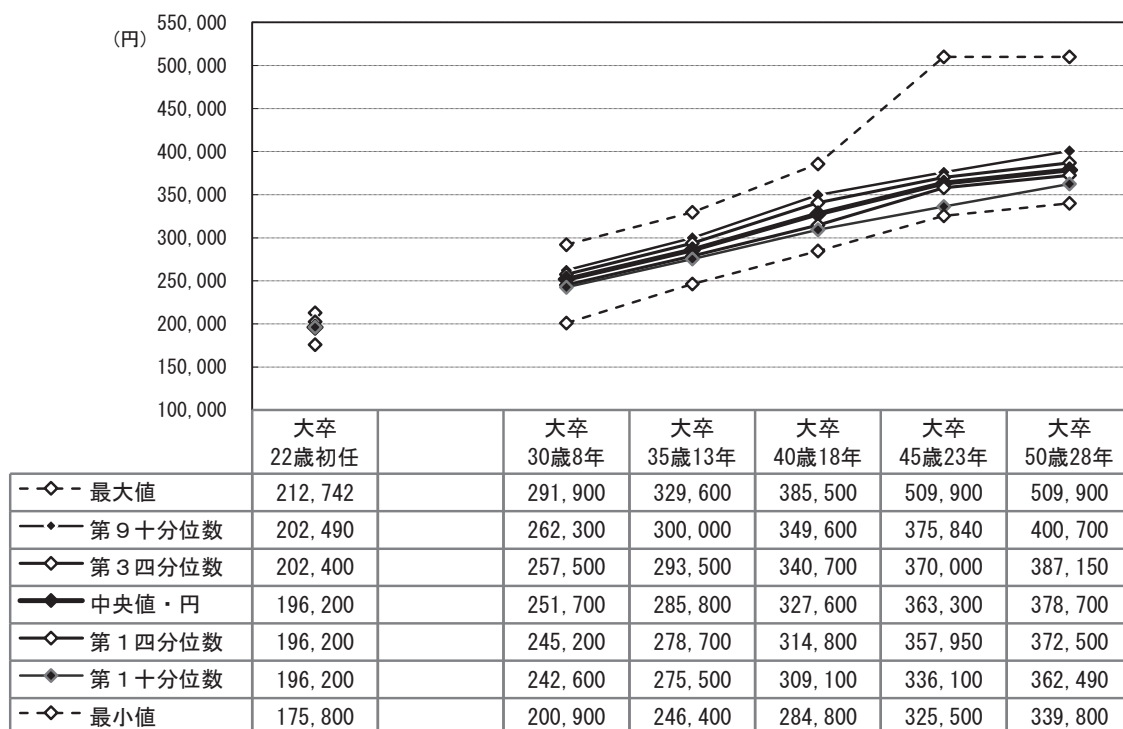
第2-45 図 大学卒標準労働者の給料月額（円）〔都道府県計〕



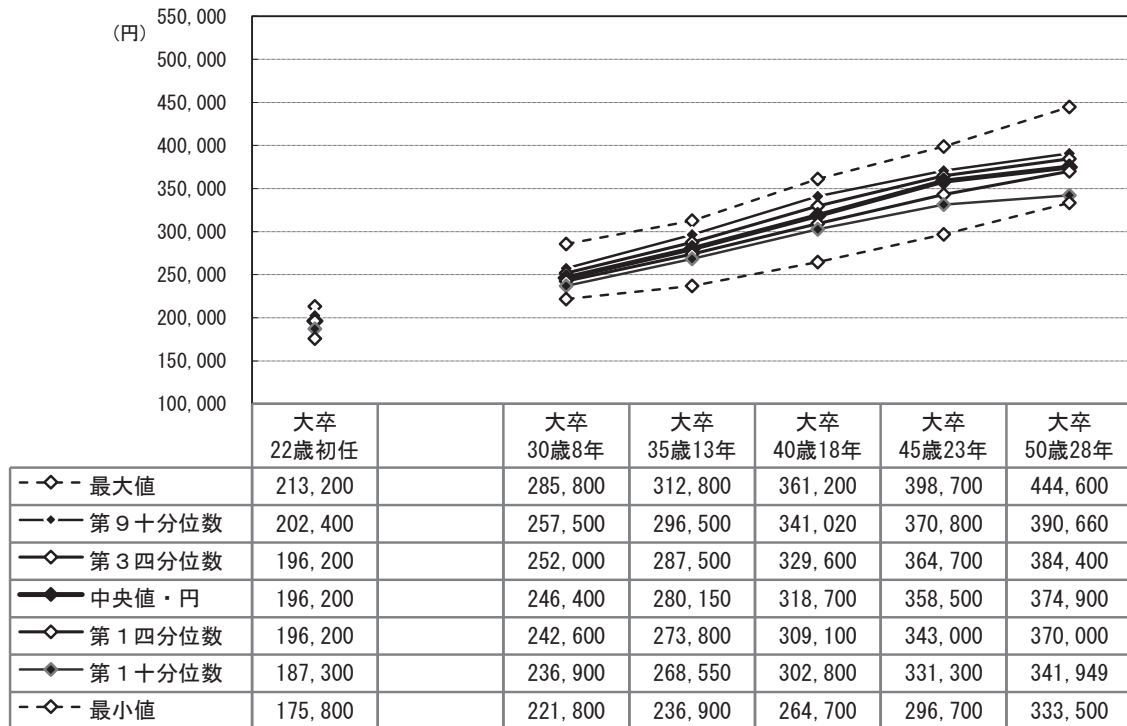
第2-46図 大学卒標準労働者の給料月額（円）〔県都・政令市・特別区計〕



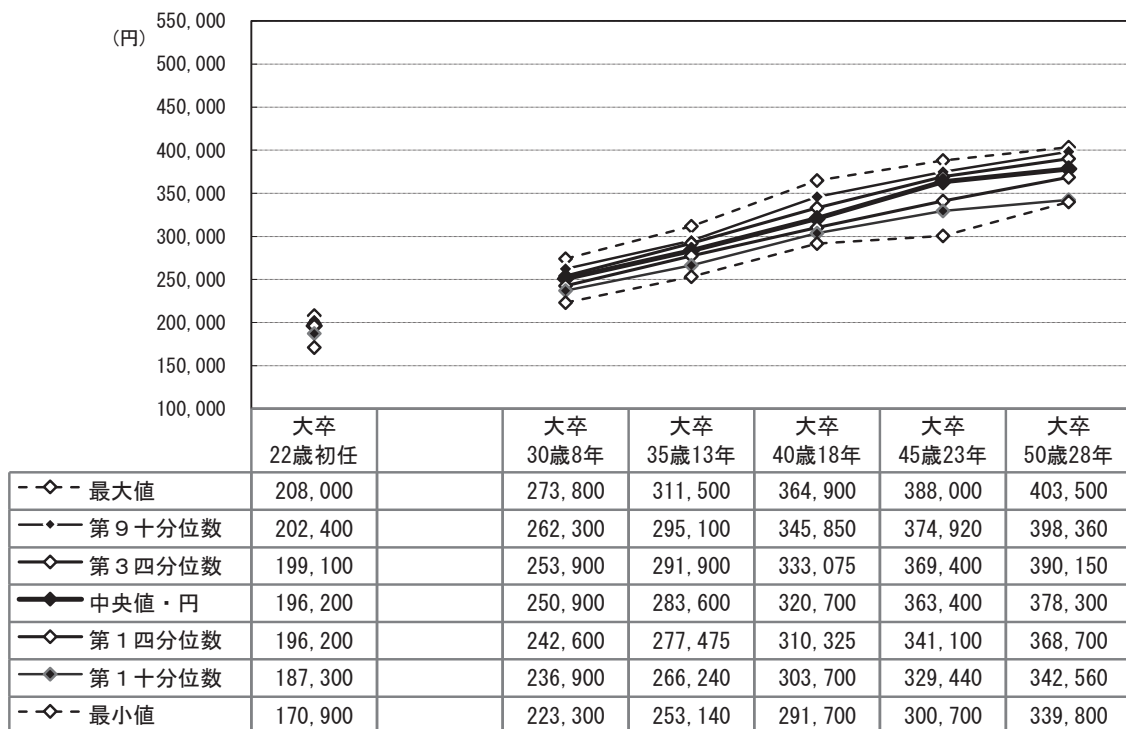
第2-47図 大学卒標準労働者の給料月額（円）〔一般市計〕



第2-48図 大学卒標準労働者の給料月額（円）〔町村計〕



第2-49図 大学卒標準労働者の給料月額（円）〔一部事務組合・広域連合計〕



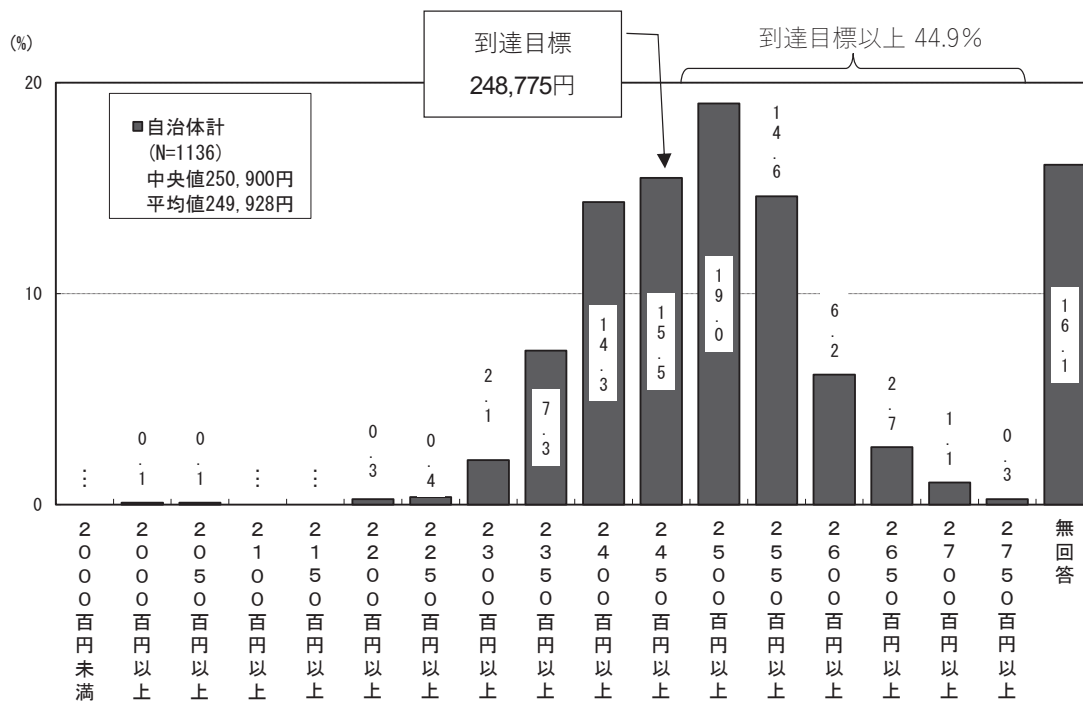
到達目標（ポイント賃金）の考え方

30 歳 248,775 円
 (国公行(一) 3－7 水準、249,500 円)
 35 歳 293,807 円
 (国公行(一) 3－39 水準、295,100 円)
 40 歳 343,042 円
 (国公行(一) 4－42 水準、344,800 円)

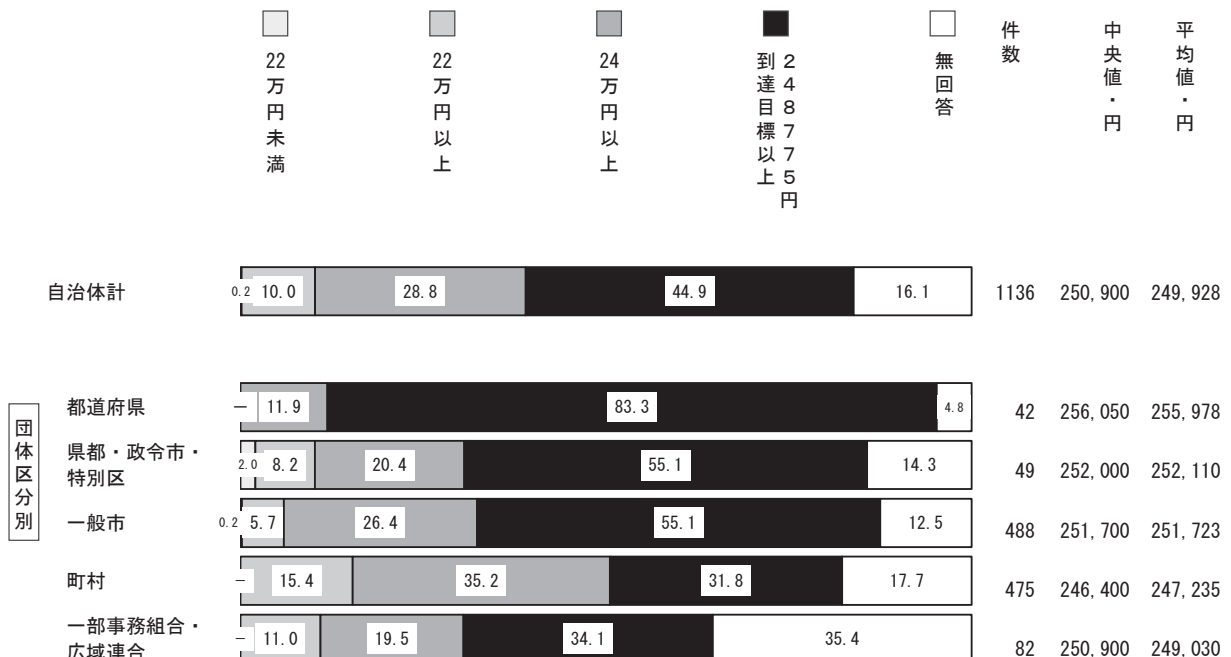
※号給は 2024 年 4 月 1 日時点

上記の到達目標は、2017 年実施の賃金実態調査を基準に、賃金 P T 報告に基づく算出方法により設定しています。具体的には、2006 給与構造改革により引き下げられた 4.8%と、2015 給与制度の総合的見直しにより引き下げられた 2.0%を加えた 6.8%に、2017 年度賃金実態調査における実在者中央値に乗じて算出しています。

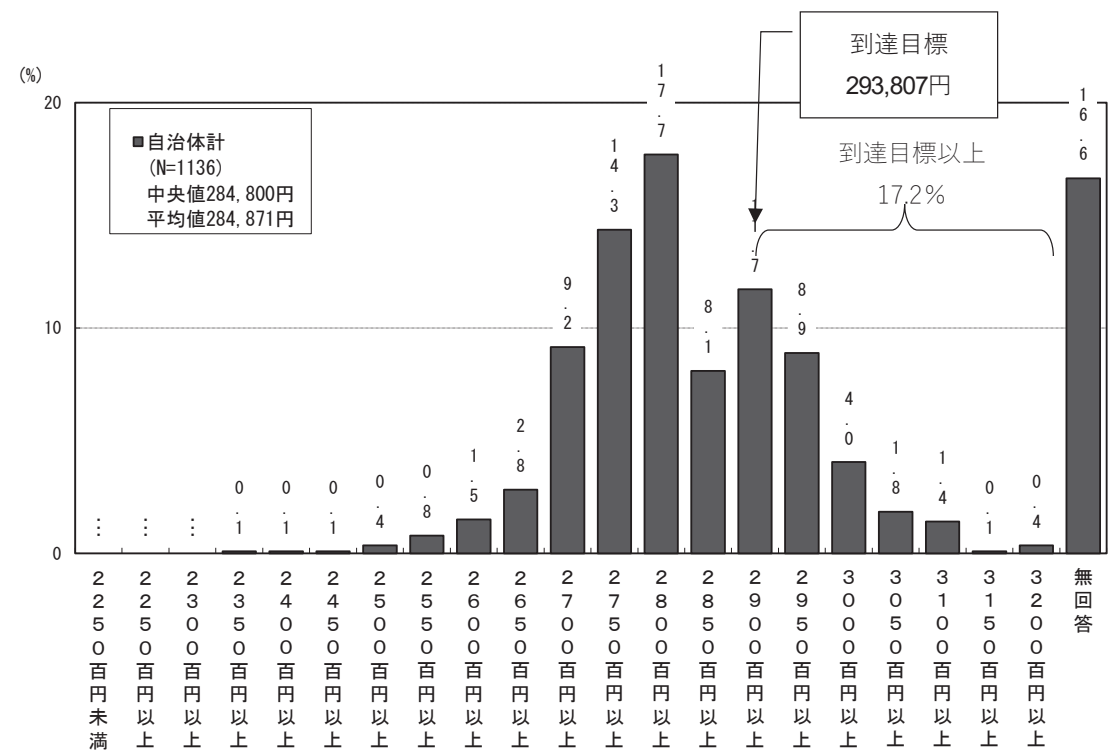
第 2－50 図 (行政職) 大学卒 30 歳勤続 8 年・給料月額 (分布・5,000 円刻み)



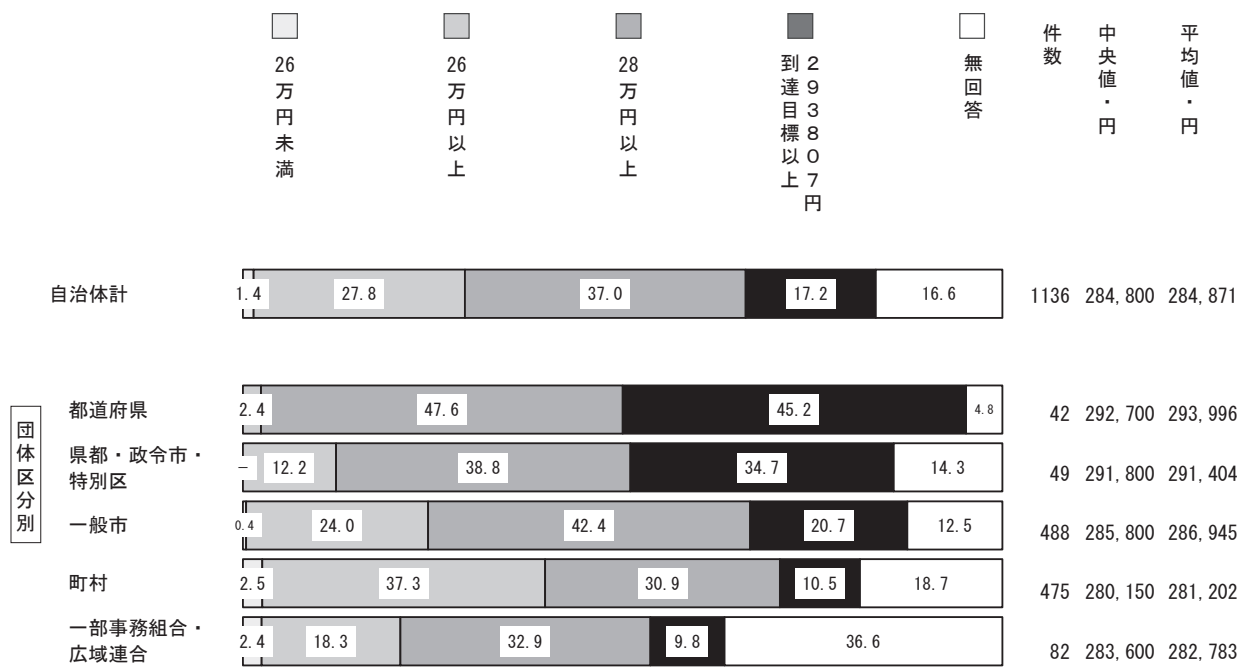
第 2－51 図 (行政職) 大学卒 30 歳勤続 8 年・給料月額



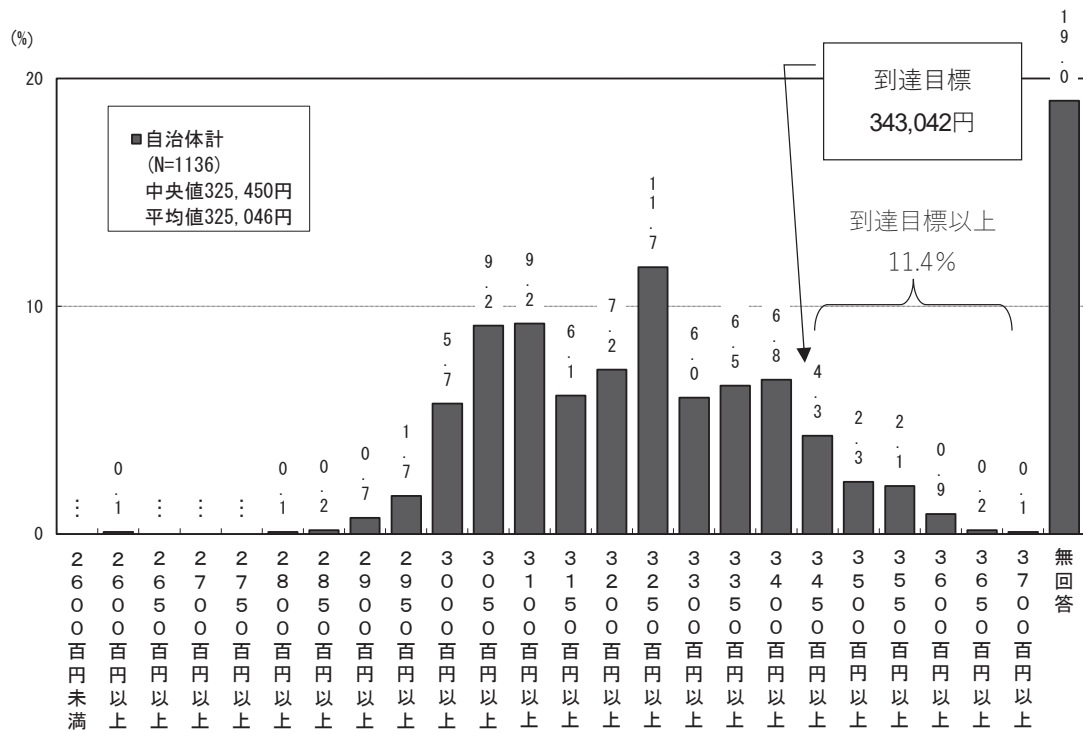
第 2-52 図 （行政職）大学卒 35 歳勤続 13 年・給料月額（分布・5,000 円刻み）



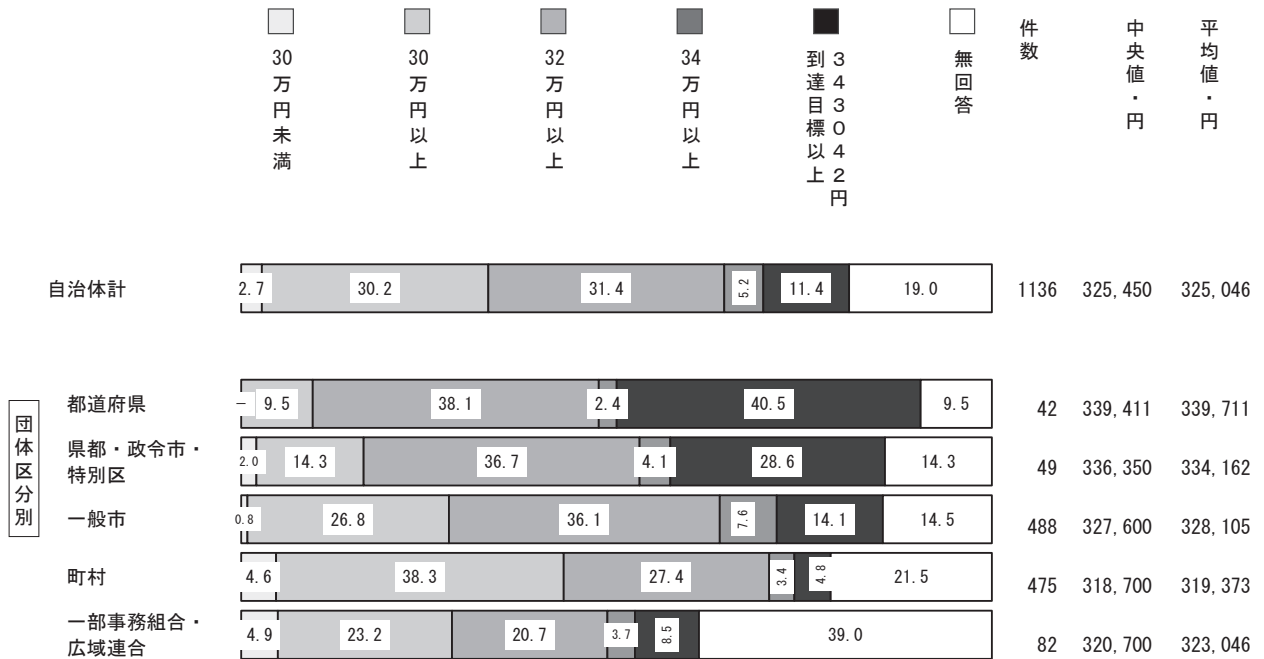
第 2-53 図 （行政職）大学卒 35 歳勤続 13 年・給料月額



第2-54図 (行政職) 大学卒40歳勤続18年・給料月額(分布・5,000円刻み)



第2-55図 (行政職) 大学卒40歳勤続18年・給料月額



10. 標準労働者の年齢ポイント別の給料月額の時系列比較

第2-17表 (行政職) 高校卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額(時系列比較・円)

		高卒（中央値）						高卒（平均値）						
		18歳 初任	30歳 12年	35歳 17年	40歳 22年	45歳 27年	50歳 32年	18歳 初任	30歳 12年	35歳 17年	40歳 22年	45歳 27年	50歳 32年	
自治体計	2024年	166,600	245,200	280,300	318,700	359,400	376,900	168,149	246,046	280,586	320,321	356,146	375,831	
	2022年	150,600	236,200	275,300	316,400	358,100	375,400	152,142	237,404	275,697	317,916	354,703	374,211	
	2020年	150,600	236,200	273,600	315,900	357,200	374,900	152,026	236,992	275,211	317,298	354,441	374,168	
	2018年	147,100	234,600	274,100	315,800	357,500	375,000	148,928	235,536	275,062	318,085	354,612	374,174	
	2016年	144,600	232,600	272,400	316,450	356,000	374,200	146,309	233,657	274,189	317,570	353,635	373,142	
	2014年	140,100	230,200	275,300	318,400	360,500	378,000	141,794	231,899	275,738	319,513	356,605	376,934	
	2024年－2022年	16,000	9,000	5,000	2,300	1,300	1,500	16,008	8,642	4,889	2,405	1,443	1,620	
団 体 区 分 別	都道府県	2024年	170,900	249,700	282,950	327,400	365,487	385,000	170,267	248,995	285,331	330,810	364,912	384,374
	2022年	154,900	241,900	280,361	324,950	364,207	382,200	153,970	241,583	281,952	327,121	362,954	381,625	
	2020年	154,900	241,700	280,361	326,400	365,550	382,550	153,919	241,640	281,933	327,585	363,981	381,106	
	2018年	151,500	240,835	279,456	327,000	365,150	381,700	150,774	240,179	280,990	328,271	363,255	381,353	
	2016年	149,000	238,700	278,350	323,900	363,000	380,100	148,260	237,441	278,536	323,969	360,254	379,434	
	2014年	144,500	237,000	282,500	329,300	368,000	387,500	143,088	236,049	281,892	329,351	364,727	384,530	
	2024年－2022年	16,000	7,800	2,589	2,450	1,280	2,800	16,297	7,412	3,379	3,689	1,958	2,749	
県 都 ・ 政 令 市 ・ 特 別 区	2024年	166,600	248,050	285,350	325,200	365,300	378,900	167,029	247,678	284,946	327,006	359,835	377,968	
	2022年	150,600	240,050	281,050	324,500	363,500	380,250	151,556	240,274	281,749	326,239	359,143	379,689	
	2020年	150,700	240,800	280,300	324,300	362,800	377,800	151,668	241,049	281,539	325,928	358,127	377,135	
	2018年	147,550	240,700	284,100	324,500	361,700	378,650	149,337	239,534	282,206	327,701	359,375	379,902	
	2016年	145,500	237,000	278,900	323,600	360,650	375,000	146,890	236,690	278,915	322,813	353,953	372,745	
	2014年	143,100	236,100	279,100	322,700	365,000	382,200	143,015	236,667	281,133	325,038	358,840	377,980	
	2024年－2022年	16,000	8,000	4,300	700	1,800	▲ 1,350	15,473	7,403	3,197	767	692	▲ 1,721	
一 般 市	2024年	166,600	247,600	281,800	320,800	361,500	376,900	168,688	247,771	282,475	323,242	358,614	377,226	
	2022年	150,600	239,500	276,300	318,100	359,400	375,900	152,615	239,113	277,729	320,948	357,105	375,354	
	2020年	150,600	239,500	275,800	318,100	358,100	375,900	152,608	239,137	277,786	320,715	356,618	375,443	
	2018年	147,100	238,600	276,000	318,600	359,700	375,500	149,421	237,441	277,157	321,100	356,986	375,602	
	2016年	144,600	236,400	278,000	319,300	359,500	374,700	146,891	236,049	276,752	321,030	356,742	375,093	
	2014年	140,100	235,800	280,500	321,900	362,300	378,600	142,505	234,580	278,891	323,521	360,219	379,911	
	2024年－2022年	16,000	8,100	5,500	2,700	2,100	1,000	16,073	8,659	4,746	2,293	1,509	1,873	
町 村	2024年	166,600	242,600	277,100	314,600	355,700	374,400	167,657	243,772	277,671	315,542	352,233	373,132	
	2022年	150,600	234,400	271,900	311,300	354,200	372,800	151,611	235,036	272,584	313,140	351,121	371,675	
	2020年	150,600	234,400	270,050	310,300	352,600	372,100	151,365	234,331	271,742	312,369	351,009	372,062	
	2018年	147,100	231,900	272,400	312,300	353,800	372,400	148,257	233,021	271,941	313,477	351,142	371,627	
	2016年	144,600	230,700	270,700	311,500	353,000	371,800	145,564	230,660	270,933	313,185	350,015	370,714	
	2014年	140,100	227,700	269,600	311,000	356,100	375,600	140,917	228,342	271,699	314,325	352,245	373,531	
	2024年－2022年	16,000	8,200	5,200	3,300	1,500	1,600	16,047	8,737	5,087	2,403	1,112	1,456	
一 部 事 務 組 合 ・ 広 域 連 合	2024年	166,600	245,150	280,300	314,600	361,200	378,050	167,240	245,590	279,668	318,453	355,246	376,298	
	2022年	150,600	236,250	274,450	312,700	357,200	374,400	151,915	236,183	273,115	315,265	352,125	373,784	
	2020年	150,600	235,400	275,300	314,400	360,100	375,900	151,845	235,567	273,663	317,412	355,900	374,221	
	2018年	147,100	233,100	272,400	314,400	357,700	373,400	148,778	234,319	273,789	316,706	353,563	373,843	
	2016年	144,600	232,600	272,400	316,900	356,900	375,800	146,090	234,222	273,963	318,332	354,071	373,737	
	2014年	140,100	232,000	274,600	319,600	358,200	378,200	141,771	233,504	276,153	321,103	357,409	376,284	
	2024年－2022年	16,000	8,900	5,850	1,900	4,000	3,650	15,324	9,407	6,553	3,188	3,121	2,514	

第2-18表 (行政職) 大学卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額(時系列比較・円)

		大卒（中央値）						大卒（平均値）						
		22歳 初任	30歳 8年	35歳 13年	40歳 18年	45歳 23年	50歳 28年	22歳 初任	30歳 8年	35歳 13年	40歳 18年	45歳 23年	50歳 28年	
自治体計	2024年	196,200	250,900	284,800	325,450	362,400	378,300	196,778	249,928	284,871	325,046	359,013	377,793	
	2022年	182,200	242,400	279,500	321,700	361,200	376,500	182,566	241,480	279,919	322,296	357,378	375,786	
	2020年	182,200	241,900	279,500	320,500	360,100	376,800	182,394	241,162	279,655	322,309	357,635	376,235	
	2018年	179,200	239,900	279,600	321,900	360,800	376,500	179,589	239,432	279,336	322,749	357,664	376,209	
	2016年	176,700						176,880						
	2014年	172,200						172,501						
	2024年－2022年	14,000	8,500	5,300	3,750	1,200	1,800	14,212	8,447	4,952	2,750	1,634	2,007	
団 体 区 分 別	都道府県	2024年	202,400	256,050	292,700	339,411	370,200	388,900	201,866	255,978	293,996	339,711	370,365	389,035
	2022年	188,700	247,700	287,400	337,138	367,950	386,500	187,556	248,017	289,192	336,487	367,885	386,131	
	2020年	188,700	247,000	287,400	338,600	368,400	386,500	187,513	247,611	289,075	337,430	368,482	385,949	
	2018年	185,800	244,500	285,798	337,300	368,100	386,950	184,832	245,774	287,573	336,380	367,773	386,017	
	2016年	183,300						182,328						
	2014年	178,800						176,888						
	2024年－2022年	13,700	8,350	5,300	2,273	2,250	2,400	14,310	7,960	4,804	3,224	2,480	2,904	
県都・ 政令市・ 特別区	2024年	196,200	252,000	291,800	336,350	367,850	383,500	198,387	252,110	291,404	334,162	363,270	381,756	
	2022年	183,700	246,550	289,000	335,234	366,900	382,750	184,604	246,115	288,453	332,428	362,690	382,503	
	2020年	182,600	246,000	287,400	332,900	366,600	379,500	183,905	245,861	286,873	330,763	361,725	380,311	
	2018年	179,200	243,700	288,400	332,450	366,500	380,300	181,486	243,404	286,278	331,837	362,399	382,529	
	2016年	179,150						179,252						
	2014年	174,200						175,148						
	2024年－2022年	12,500	5,450	2,800	1,117	950	750	13,782	5,995	2,952	1,734	580	▲ 747	
一般市	2024年	196,200	251,700	285,800	327,600	363,300	378,700	197,731	251,723	286,945	328,105	361,849	379,651	
	2022年	182,200	243,500	281,200	324,300	362,100	377,300	183,629	243,486	282,257	325,461	359,900	376,931	
	2020年	182,200	242,900	280,750	324,300	362,100	377,700	183,550	243,127	282,099	325,318	359,693	377,365	
	2018年	179,200	241,200	281,200	324,200	361,700	377,100	180,595	241,260	281,522	325,545	360,095	377,765	
	2016年	176,700						178,003						
	2014年	172,200						173,657						
	2024年－2022年	14,000	8,200	4,600	3,300	1,200	1,400	14,102	8,237	4,687	2,643	1,949	2,719	
町村	2024年	196,200	246,400	280,150	318,700	358,500	374,900	195,310	247,235	281,202	319,373	354,515	374,337	
	2022年	182,200	236,900	273,600	314,500	357,200	373,800	180,954	238,289	275,914	316,719	353,191	372,887	
	2020年	182,200	236,900	273,600	314,500	357,200	373,800	180,764	238,100	275,643	316,869	353,897	373,923	
	2018年	179,200	235,898	274,100	315,800	356,800	373,900	178,049	236,443	275,574	317,564	353,728	373,216	
	2016年	176,700						175,187						
	2014年	172,200						170,846						
	2024年－2022年	14,000	9,500	6,550	4,200	1,300	1,100	14,357	8,946	5,288	2,654	1,325	1,450	
一部 事務組合・ 広域連合	2024年	196,200	250,900	283,600	320,700	363,400	378,300	195,803	249,030	282,783	323,046	356,768	376,482	
	2022年	182,200	241,900	278,200	318,800	362,400	376,550	181,964	240,335	276,627	318,822	355,740	374,708	
	2020年	182,200	241,900	280,300	321,700	364,200	377,150	181,909	240,957	278,844	323,473	359,289	374,925	
	2018年	179,200	238,800	276,000	318,900	361,100	376,000	178,908	239,547	278,615	322,307	356,341	373,943	
	2016年	176,700						176,414						
	2014年	172,200						172,313						
	2024年－2022年	14,000	9,000	5,400	1,900	1,000	1,750	13,839	8,695	6,156	4,224	1,028	1,774	

1 1. 調査結果の要約

- 使用給料表は「国公行（一）と（級数以外は）同じ」が 58.9%で、2022 年（59.7%）とほぼ同じである。団体区分別にみると、一般市（56.1%）、町村（66.9%）、一部事務組合・広域連合（61.0%）で 6 割前後であるのに対し、都道府県（33.3%）、県都・政令市・特別区（26.5%）は 3 割と少ない。都道府県では「国公行（一）の準用」（26.2%）と「独自の給料表」（23.8%）、県都・政令市・特別区では「独自の給料表」（55.1%）が他の団体区分に比べて多い（第 2－1 図）。
- 都道府県以外に給料表の都道府県との異同をたずねると、「都道府県と同じ・準用」（48.6%）、「都道府県と異なる」（51.4%）がいずれも 5 割である。2022 年（それぞれ 51.6%、48.2%）とほぼ同じである。団体区分別にみると、県都・政令市・特別区は「都道府県と異なる」（73.5%）が多い（第 2－2 図）。
- 自治体で適用されている給料表の級制（中央値）は 7 級制で 2022 年と同じである。団体区分別にみると都道府県 9 級制、県都・政令市・特別区 8 級制、一般市 7 級制、町村 6 級制、一部事務組合・広域連合 7 級制である。どの範囲にあるか十分位でみると、都道府県は第 1 十分位が 9 級制、第 9 十分位が 10 級制となっており、大半が 9～10 級制である。県都・政令市・特別区は 6.8～9 級制、一般市は 6.7～8 級制、町村は 6～7 級制、一部事務組合・広域連合は 6～8 級制である（第 2－2 表）。
- 自治体で適用されている最高給料月額の中央値は 446,200 円で 2022 年（444,900 円）を 1,300 円上回る。団体区分別では、都道府県 531,941 円、県都・政令市・特別区 528,900 円、一般市 446,200 円、町村 411,300 円、一部事務組合・広域連合 446,200 円である（第 2－3 表）。国公行（一）8 級相当（最高給料月額 470,000 円）以上となっているのは 24.9%で、団体区分別にみると都道府県、県都・政令市・特別区はほぼすべてであるのに対し、一般市は 35.0%、一部事務組合・広域連合は 23.2%、町村は 0.8%である。一方、国公行（一）7 級相当（最高給料月額 446,200 円）に満たないところが、町村で 75.2%、一部事務組合・広域連合で 31.7%、一般市で 7.6%である（第 2－4 図）。
- 組合員として到達できる最高級（中央値）は 5 級で 2022 年と同じである。団体区分別にみると都道府県、県都・政令市・特別区、一般市は 5 級、町村、一部事務組合・広域連合は 4 級である（第 2－5 表）。
- 組合員として到達できる最高給料月額の中央値は 394,000 円で 2022 年（393,000 円）を 1,000 円上回る。団体区分別では、都道府県 401,800 円、県都・政令市・特別区 401,800 円、一般市 394,000 円、町村 390,000 円、一部事務組合・広域連合 391,400 円である（第 2－6 表）。国公行（一）6 級相当（最高給料月額 411,300 円）以上に到達しているのは 9.8%で、団体区分別にみると都道府県（45.2%）、県都・政令市・特別区（38.8%）で 4 割、一般市（11.3%）、一部事務組合・広域連合（7.3%）で 1 割、町村（2.5%）で 1 割未満である。国公行（一）5 級相当（最高給料月額 394,000 円）以上に到達しているのは 55.8%で、団体区分別にみると都道府県（92.9%）、県都・政令市・特別区（93.9%）で 9 割、一般市（64.8%）で 6 割、町村（42.3%）、一部事務組合・広域連合（39.0%）で 4 割である（第 2－5 図）。
- 標準的（平均的）な昇格年齢（給料表が「国公行（一）と（級数以外は）同じ」または「国公行（一）の号給延長」の場合）の中央値は、高卒標準労働者が 2 級 26 歳、3 級 31 歳、4 級 40 歳（第 2－9 表、6 図）、大卒標準労働者が 2 級 26 歳、3 級 30 歳、4 級 40 歳（第 2－11 表、16 図）でいずれも 2022 年と同じである。また、高卒と大卒でほとんど変わらない。

- ✚ 高卒標準労働者の4級昇格年齢を団体区分別にみると、都道府県、一般市、町村は40歳、県都・政令市・特別区は38.5歳、一部事務組合・広域連合は41歳である（第2-6図）。また、自治体による4級昇格年齢の開きを十分位数でみると、一般市では第1十分位35歳、第9十分位45歳となっており、10歳の開きがある（第2-11図）。
- ✚ 大卒標準労働者の4級昇格年齢を団体区分別にみると、都道府県は39歳、県都・政令市・特別区は38.5歳、一般市、町村、一部事務組合・広域連合は40歳である（第2-16図）。また、自治体による4級昇格年齢の開きを十分位数でみると、一般市では第1十分位34歳、第9十分位44歳となっており、10歳の開きがある（第2-21図）。
- 初任給の中央値は、18歳高卒166,600円、22歳大卒196,200円で、2022年と比べて高卒は16,000円、大卒は14,000円上回る。団体区分別にみると、18歳高卒は都道府県が170,900円、他の団体区分が166,600円、22歳大卒は都道府県が202,400円、他の団体区分が196,200円である（第2-12～13表）。
- ✚ 18歳高卒初任給が国公より4号以上上位（170,900円以上）となっているのは26.6%で、団体区分別にみると都道府県（69.0%）で7割、県都・政令市・特別区（28.6%）、一般市（34.4%）で3割、町村（17.1%）、一部事務組合・広域連合（12.2%）で1割台である（第2-26図）。
- ✚ 22歳大卒初任給が国公より4号以上上位（202,400円以上）となっているのは21.2%で、団体区分別にみると、都道府県（71.4%）で7割、県都・政令市・特別区（26.5%）、一般市（27.5%）で2割台、町村（11.6%）、一部事務組合・広域連合（11.0%）で1割である（第2-27図）。
- 標準労働者の年齢ポイント別の給料月額の特徴は以下の通り。
分析するにあたっては、「自治労2024春闘方針」において提起した到達目標と比較していく。

給料月額の到達目標

30歳標準労働者	35歳標準労働者	40歳標準労働者
248,775円	293,807円	343,042円

【高校卒】

- ✚ 30歳勤続12年の中央値は245,200円で2022年（236,200円）を9,000円上回る。団体区分別にみると都道府県249,700円、県都・政令市・特別区248,050円、一般市247,600円、町村242,600円、一部事務組合・広域連合245,150円である（第2-28・29図）。到達目標に達しているのは31.1%で、2022年（11.7%）を19ポイント上回る。団体区分別にみると都道府県（52.4%）で5割、県都・政令市・特別区（40.8%）、一般市（40.0%）で4割、町村（20.0%）、一部事務組合・広域連合（25.6%）で2割台である（第2-37図）。一般市について自治体による水準の違いを十分位数でみると、第1十分位236,900円、第9十分位258,700円で、21,800円の開きがある（第2-33図）。
- ✚ 35歳勤続17年の中央値は280,300円で2022年（275,300円）を5,000円上回る。団体区分別にみると都道府県282,950円、県都・政令市・特別区285,350円、一般市281,800円、町村277,100円、一部事務組合・広域連合280,300円である（第2-28・29図）。到達目標に達しているのは10.1%で、2022年（6.8%）とほぼ同じである。団体区分別にみると都道府県（14.3%）、県都・政令市・特別区（16.3%）、一般市（12.5%）で1割台、町村（7.4%）、一部事務組合・広域連合（6.1%）では1割を下回る（第2-39図）。一般市について自治体による水準の違いを十分位数

でみると、第1十分位 270,820 円、第9十分位 298,000 円で、27,180 円の開きがある（第2-33 図）。

- 40 歳勤続 22 年の中央値は 318,700 円で 2022 年（316,400 円）を 2,300 円上回る。団体区分別にみると都道府県 327,400 円、県都・政令市・特別区 325,200 円、一般市 320,800 円、町村 314,600 円、一部事務組合・広域連合 314,600 円である（第2-28・29 図）。到達目標に達しているのは 6.8%で、2022 年（5.7%）とほぼ同じである。団体区分別にみると都道府県（23.8%）で2割、県都・政令市・特別区（14.3%）、一般市（8.8%）で1割前後、町村（2.9%）、一部事務組合・広域連合（3.7%）ではわずかである（第2-41 図）。一般市について自治体による水準の違いを十分位数でみると、第1十分位 302,800 円、第9十分位 344,110 円で、41,310 円の開きがある（第2-33 図）。

【大学卒】

- 30 歳勤続 8 年の中央値は 250,900 円で 2022 年（242,400 円）を 8,500 円上回る。同年齢の高卒（245,200 円）との差は 5,700 円である。団体区分別にみると都道府県 256,050 円、県都・政令市・特別区 252,000 円、一般市 251,700 円、町村 246,400 円、一部事務組合・広域連合 250,900 円である（第2-42・43 図）。到達目標に達しているのは 44.9%で、2022 年（18.7%）を 26 ポイント上回る。団体区分別にみると都道府県（83.3%）で8割、県都・政令市・特別区（55.1%）、一般市（55.1%）で5割台、町村（31.8%）、一部事務組合・広域連合（34.1%）で3割である（第2-51 図）。一般市について自治体による水準の違いを十分位数でみると、第1十分位 242,600 円、第9十分位 262,300 円で、19,700 円の開きがある（第2-47 図）。
- 35 歳勤続 13 年の中央値は 284,800 円で 2022 年（279,500 円）を 5,300 円上回る。同年齢の高卒（280,300 円）との差は 4,500 円である。団体区分別にみると都道府県 292,700 円、県都・政令市・特別区 291,800 円、一般市 285,800 円、町村 280,150 円、一部事務組合・広域連合 283,600 円である（第2-42・43 図）。到達目標に達しているのは 17.2%で、2022 年（12.2%）とほぼ同じである。団体区分別にみると都道府県（45.2%）で4割強、県都・政令市・特別区（34.7%）で3割強、一般市（20.7%）で2割、町村（10.5%）、一部事務組合・広域連合（9.8%）では1割である（第2-53 図）。一般市について自治体による水準の違いを十分位数でみると、第1十分位 275,500 円、第9十分位 300,000 円で、24,500 円の開きがある（第2-47 図）。
- 40 歳勤続 18 年の中央値は 325,450 円で 2022 年（321,700 円）を 3,750 円上回る。同年齢の高卒（318,700 円）との差は 6,750 円である。団体区分別にみると都道府県 339,411 円、県都・政令市・特別区 336,350 円、一般市 327,600 円、町村 318,700 円、一部事務組合・広域連合 320,700 円である（第2-42・43 図）。到達目標に達しているのは 11.4%で、2022 年（9.3%）とほぼ同じである。団体区分別にみると都道府県（40.5%）で4割、県都・政令市・特別区（28.6%）で3割、一般市（14.1%）で1割台、町村（4.8%）、一部事務組合・広域連合（8.5%）では1割未満である（第2-55 図）。一般市について自治体による水準の違いを十分位数でみると、第1十分位 309,100 円、第9十分位 349,600 円で、40,500 円の開きがある（第2-47 図）。

第3章 現業職給料表について

1. 現業職調査票における団体区分の構成

第3-1表 (現業職) 団体区分の構成

	都道府県	特別都区・政令市・	一般市	町村	広域部連合事務組合・	件数
2024年	4.5	6.2	55.2	30.5	3.7	761
2022年	4.3	6.1	52.7	33.0	3.9	821
2020年	4.2	5.4	50.9	36.3	3.3	859
2018年	4.4	5.1	49.9	37.3	3.3	866
2016年	3.9	4.8	49.1	37.5	4.8	897
2014年	4.0	4.8	47.8	38.5	4.9	954
2012年	4.2	4.6	48.9	37.7	4.6	914
2010年	4.7	4.6	47.7	38.1	4.8	972

※下線数字は「2024年」より5ポイント以上少ないことを示す

※薄い網かけ数字は「2024年」より5ポイント以上多いことを示す

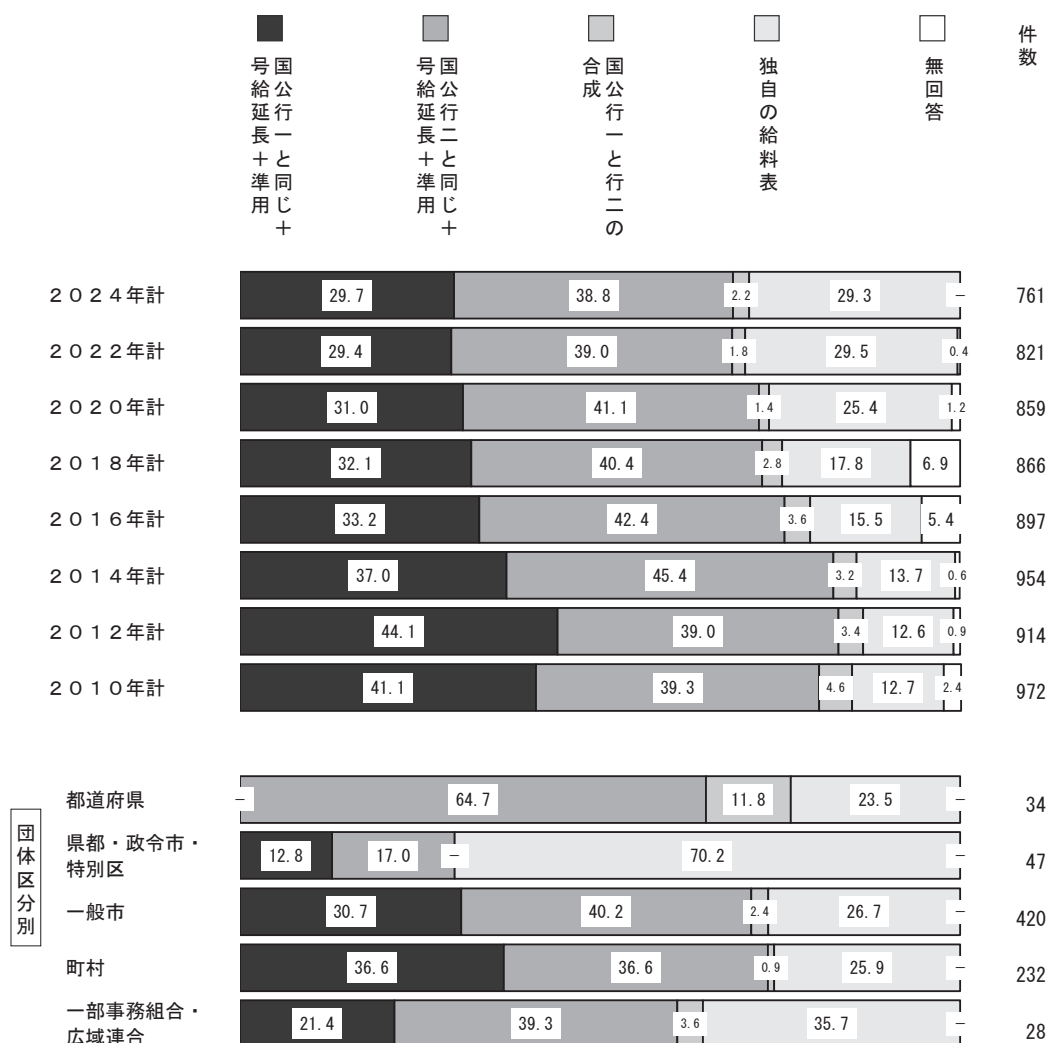
2. 使用している給料表

第3-2表 (現業職) 使用している給料表

(2 2 年)																	
		号 給 延 長 ＋ 準 用	国 公 行 一 と 同 じ	国 公 行 一 の 号 給 延 長	国 公 行 一 の 準 用	号 給 延 長 ＋ 準 用	国 公 行 二 と 同 じ	国 公 行 二 の 号 給 延 長	国 公 行 二 の 準 用	合 成 国 公 行 一 と 行 二 の	独 自 の 給 料 表	無 回 答	件 数	号 給 延 長 ＋ 準 用	国 公 行 一 と 同 じ	号 給 延 長 ＋ 準 用	国 公 行 二 と 同 じ
自治体計		29.7	21.0	5.7	3.0	38.8	28.9	3.9	5.9	2.2	29.3	...	761	29.4	39.0		
団 体 区 分 別	都道府県	...	...	...	...	64.7	26.5	11.8	26.5	11.8	23.5	...	34	...	62.9		
	県都・政令市・特別区	12.8	6.4	4.3	2.1	17.0	8.5	4.3	4.3	...	70.2	...	47	14.0	22.0		
	一般市	30.7	20.0	7.6	3.1	40.2	30.5	4.3	5.5	2.4	26.7	...	420	30.3	40.9		
	町村	36.6	29.3	3.9	3.4	36.6	29.7	2.6	4.3	0.9	25.9	...	232	34.7	37.3		
	一部事務組合・広域連合	21.4	17.9	...	3.6	39.3	35.7	...	3.6	3.6	35.7	...	28	28.1	28.1		

※「国公行一と同じ」は調査票では「国公行（一）と（級数以外は）同じ」、「国公行二と同じ」は調査票では「国公行（二）と（級数以外は）同じ」と表記

第3-1図 (現業職) 使用している給料表



※2018年、2016年は「都道府県の給料表と同じ」（それぞれ6.8%、5.2%）の選択肢がある。この図では無回答に含めている

3. 給料表の級制と最高級の最高給料月額

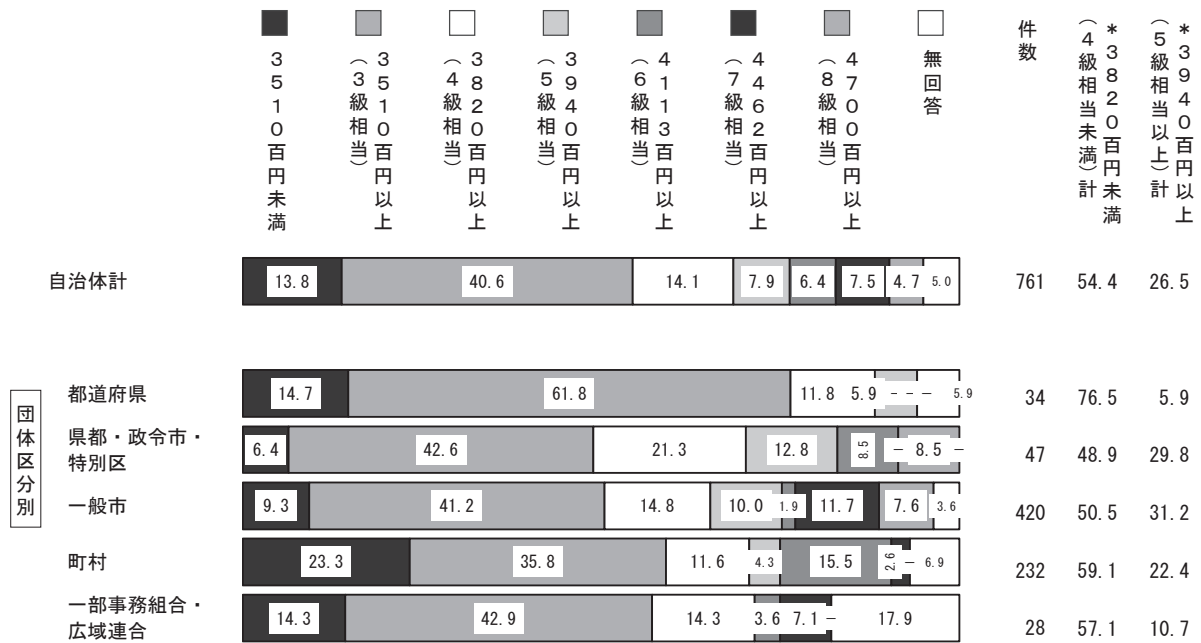
第3-3表 (現業職) 給料表の級制

(2 2 年)																		
	記入あり		記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・級制	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・級制	標準偏差	分散係数	中央値・級制	平均値・級制
団体区分別	自治体計	95.3	4.7	761	1.0	3.0	4.0	5.0	5.0	7.0	9.0	0.400	0.100	4.6	1.6	0.353	5.0	4.6
	都道府県	97.1	2.9	34	3.0	3.0	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0	0.200	0.100	4.5	0.7	0.167	5.0	4.4
	県都・政令市・特別区	100.0	...	47	2.0	3.0	4.0	5.0	5.0	5.4	9.0	0.240	0.100	4.7	1.5	0.330	5.0	4.8
	一般市	96.4	3.6	420	1.0	3.0	4.0	5.0	5.0	7.0	9.0	0.400	0.100	4.9	1.7	0.346	5.0	4.9
	町村	93.1	6.9	232	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	0.500	0.250	4.1	1.5	0.372	4.0	4.2
	一部事務組合・広域連合	85.7	14.3	28	2.0	3.0	3.0	5.0	5.0	5.7	7.0	0.270	0.200	4.4	1.3	0.299	5.0	4.7

第3-4表 (現業職) 最高級の最高給料月額

(2 2 年)																		
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・円	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・円	標準偏差	分散係数	中央値・円	平均値・円	
団体区分別	自治体計	95.0	5.0	761	303,900	321,700	359,400	367,400	394,000	446,200	540,400	0.169	0.047	378,842	41,930	0.111	366,400	378,571
	都道府県	94.1	5.9	34	308,900	322,500	359,400	361,800	372,250	384,880	403,400	0.086	0.018	361,562	21,080	0.058	362,200	362,716
	県都・政令市・特別区	100.0	...	47	321,700	359,400	365,400	382,000	398,300	423,280	540,400	0.084	0.043	391,096	48,044	0.123	372,200	389,018
	一般市	96.4	3.6	420	308,900	351,000	359,400	377,200	402,200	446,200	528,900	0.126	0.057	386,453	43,710	0.113	378,600	386,767
	町村	93.1	6.9	232	303,900	321,700	350,750	359,400	390,724	411,300	447,500	0.125	0.056	365,571	35,196	0.096	358,400	365,155
	一部事務組合・広域連合	82.1	17.9	28	308,900	326,020	359,400	360,300	386,800	407,360	446,200	0.113	0.038	368,461	33,924	0.092	373,000	381,071

第3-2図 (現業職) 最高級の最高給料月額



第3-5表 (現業職) 最高級の最高給料月額 (時系列比較)

	2024年		2022年		2020年		2018年		2016年		2014年		中央値 24年と 22年の差
	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	
自治体計	367,400	378,842	366,400	378,571	364,800	378,239	365,600	377,623	364,250	376,542	370,300	386,000	1,000
都道府県	361,800	361,562	362,200	362,716	363,550	365,538	366,100	367,144	367,100	365,346	372,200	372,200	▲ 400
県都・政令市・特別区	382,000	391,096	372,200	389,018	378,700	388,158	376,200	388,326	379,800	392,575	388,300	404,800	9,800
一般市	377,200	386,453	378,600	386,767	372,700	386,202	380,000	387,685	378,250	387,592	388,300	398,300	▲ 1,400
町村	359,400	365,571	358,400	365,155	358,400	366,620	358,000	363,387	357,200	360,885	365,900	369,200	1,000
一部事務組合・広域連合	360,300	368,461	373,000	381,071	368,300	381,233	375,400	381,759	367,600	377,988	372,700	390,300	▲ 12,700

4. 組合員として到達できる最高級と最高給料月額

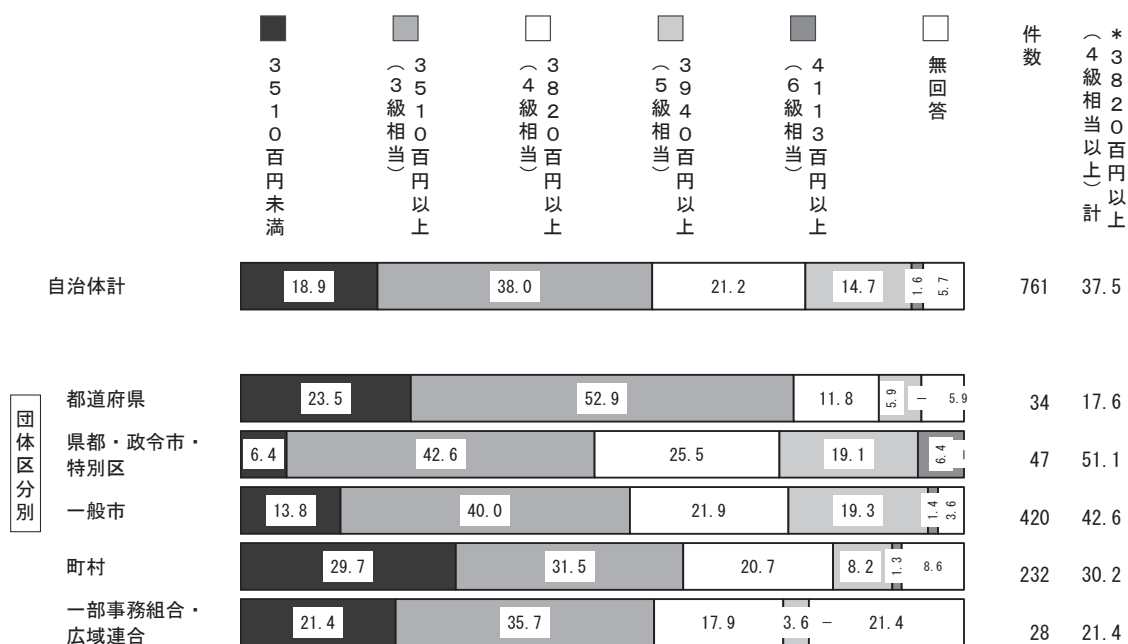
第3-6表 (現業職) 組合員として到達できる最高級

(2 2 年)																	
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・級	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・級	標準偏差	分散係数	中央値・級	平均値・級
団体区分別	自治体計	94.6 5.4	761	1.0	2.9	3.0	4.0	5.0	5.0	7.0	0.262	0.250	4.0	1.2	0.291	4.0	4.0
	都道府県	94.1 5.9	34	3.0	3.0	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0	0.200	0.100	4.4	0.7	0.169	5.0	4.3
	県都・政令市・特別区	100.0 ...	47	2.0	3.0	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	0.250	0.125	4.3	0.8	0.185	5.0	4.4
	一般市	96.7 3.3	420	1.0	3.0	4.0	4.0	5.0	5.0	6.0	0.250	0.125	4.2	1.2	0.279	4.0	4.2
	町村	91.4 8.6	232	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	5.0	7.0	0.375	0.250	3.7	1.3	0.339	4.0	3.7
	一部事務組合・広域連合	82.1 17.9	28	2.0	3.0	3.0	4.0	5.0	5.0	5.0	0.250	0.250	4.0	1.0	0.263	4.0	4.0

第3-7表 (現業職) 組合員として到達できる最高給料月額

																	(2 2 年)	
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・円	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・円	標準偏差	分散係数	中央値・円	平均値・円	
団体区分別	自治体計	94.3 5.7	761	270,100	321,700	352,050	363,200	386,675	394,000	446,200	0.100	0.048	365,176	27,439	0.075	362,900	364,160	
	都道府県	94.1 5.9	34	308,900	321,790	349,839	361,624	372,250	384,880	403,400	0.087	0.031	358,389	23,272	0.065	361,600	359,498	
	県都・政令市・特別区	100.0 ...	47	321,700	359,400	365,400	382,000	393,350	402,000	438,100	0.056	0.037	378,783	21,441	0.057	371,700	375,244	
	一般市	96.4 3.6	420	305,200	321,700	359,400	367,900	389,900	395,000	443,100	0.100	0.041	369,235	25,159	0.068	369,450	368,655	
	町村	91.4 8.6	232	270,100	308,900	323,545	359,400	382,000	393,760	446,200	0.118	0.081	356,306	30,220	0.085	358,400	355,419	
	一部事務組合・広域連合	78.6 21.4	28	299,400	310,340	346,200	359,400	378,950	390,540	395,000	0.112	0.046	356,723	27,448	0.077	369,050	364,381	

第3-3図 (現業職) 組合員として到達できる最高給料月額



第3-8表 (現業職) 組合員として到達できる最高給料月額 (時系列比較)

	2024年		2022年		2020年		2018年		2016年		2014年		中央値 24年と 22年の差
	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	
自治体計	363,200	365,176	362,900	364,160	362,200	364,358	361,300	363,557	360,750	363,009	367,600	370,000	300
都道府県	361,624	358,389	361,600	359,498	361,900	362,055	365,600	364,502	367,100	364,000	372,200	370,900	24
県都・政令市・特別区	382,000	378,783	371,700	375,244	375,750	374,947	374,950	374,790	379,800	378,424	388,300	386,600	10,300
一般市	367,900	369,235	369,450	368,655	369,300	369,189	369,434	369,513	367,900	369,483	378,500	377,700	▲ 1,550
町村	359,400	356,306	358,400	355,419	358,400	356,203	358,000	353,637	357,200	352,115	365,900	357,900	1,000
一部事務組合・広域連合	359,400	356,723	369,050	364,381	360,200	362,846	374,400	366,319	365,000	362,485	368,600	371,800	▲ 9,650

5. 高校卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢

※給料表が「国公行（一）と（級数以外は）同じ」、「国公行（一）の号給延長」の自治体。

第3-9表 （現業職）高校卒標準労働者の標準的昇格年齢への回答件数

	2級昇格年齢 への回答件数	3級昇格年齢 への回答件数	4級昇格年齢 への回答件数	5級昇格年齢 への回答件数	6級昇格年齢 への回答件数	国公行（一）と 同じ+号給延長 に該当する件数
自治体計	173	167	122	49	15	203
団体 区分 分別						
都道府県	0	0	0	0	0	0
県都・政令市・特別区	5	4	3	1	0	5
一般市	104	104	80	32	7	116
町村	60	56	37	14	7	77
一部事務組合・広域連合	4	3	2	2	1	5

第3-10表 （現業職）高校卒標準労働者の標準的昇格年齢（中央値・歳）

	2級昇格年齢	3級昇格年齢	4級昇格年齢	5級昇格年齢	6級昇格年齢
自治体計	26.0	31.0	41.0	48.0	53.0
団体 区分 分別					
都道府県	---	---	---	---	---
県都・政令市・特別区	26.0	31.0	43.0	50.0	---
一般市	26.0	31.0	41.0	48.0	55.0
町村	26.0	32.0	42.0	47.0	53.0
一部事務組合・広域連合	26.5	30.0	36.0	48.0	50.0
【2022年】					
自治体計	26.0	31.0	41.0	48.0	55.0
団体 区分 分別					
都道府県	---	---	---	---	---
県都・政令市・特別区	26.0	32.0	43.5	54.0	---
一般市	26.0	31.0	41.0	48.0	55.0
町村	26.0	32.0	43.0	48.0	53.0
一部事務組合・広域連合	26.0	30.0	36.5	48.5	53.0
【2024年-2022年】					
自治体計	...	...	...	...	-2.0
団体 区分 分別					
都道府県	---	---	---	---	---
県都・政令市・特別区	...	-1.0	-0.5	-4.0	---
一般市	...	...	...	...	...
町村	...	...	-1.0	-1.0	...
一部事務組合・広域連合	0.5	...	-0.5	-0.5	-3.0

第3-11表 (現業職) 高校卒2級昇格年齢

(2 2 年)																		
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・歳	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・歳	標準偏差	分散係数	中央値・歳	平均値・歳	
自治体計	85.2	14.8	203	22.0	24.0	25.0	26.0	28.0	30.0	40.0	0.115	0.058	26.7	2.7	0.101	26.0	26.7	
団体 区 分 別	都道府県	---	---	0	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
	県都・政令市・特別区	100.0	---	5	26.0	26.0	26.0	26.0	29.0	29.6	30.0	0.069	0.058	27.4	1.7	0.064	26.0	26.8
	一般市	89.7	10.3	116	22.0	24.0	25.0	26.0	27.0	29.0	35.0	0.096	0.038	26.2	2.3	0.089	26.0	26.2
	町村	77.9	22.1	77	23.0	25.0	26.0	26.0	28.3	31.0	40.0	0.115	0.043	27.5	3.1	0.112	26.0	27.5
	一部事務組合・広域連合	80.0	20.0	5	25.0	25.3	25.8	26.5	28.8	31.9	34.0	0.125	0.057	28.0	3.5	0.126	26.0	25.9

第3-12表 (現業職) 高校卒3級昇格年齢

(2 2 年)																		
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・歳	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・歳	標準偏差	分散係数	中央値・歳	中央値・歳	
自治体計	82.3	17.7	203	25.0	29.0	30.0	31.0	33.0	37.0	52.0	0.129	0.048	32.1	4.0	0.124	31.0	32.2	
団体 区 分 別	都道府県	---	---	0	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
	県都・政令市・特別区	80.0	20.0	5	30.0	30.0	30.0	31.0	32.3	32.7	33.0	0.044	0.036	31.3	1.3	0.042	32.0	32.4
	一般市	89.7	10.3	116	25.0	28.0	29.0	31.0	33.0	36.7	52.0	0.140	0.065	31.7	3.9	0.123	31.0	31.7
	町村	72.7	27.3	77	27.0	30.0	30.0	32.0	34.3	37.5	51.0	0.117	0.066	32.9	4.2	0.128	32.0	33.0
	一部事務組合・広域連合	60.0	40.0	5	29.0	29.2	29.5	30.0	32.0	33.2	34.0	0.067	0.042	31.0	2.2	0.070	30.0	31.0

第3-13表 (現業職) 高校卒4級昇格年齢

(2 2 年)																		
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・歳	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・歳	標準偏差	分散係数	中央値・歳	中央値・歳	
自治体計	60.1	39.9	203	31.0	34.0	38.0	41.0	44.8	49.0	60.0	0.183	0.082	41.7	5.5	0.132	41.0	42.1	
団体 区 分 別	都道府県	---	---	0	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
	県都・政令市・特別区	60.0	40.0	5	40.0	40.6	41.5	43.0	43.5	43.8	44.0	0.037	0.023	42.3	1.7	0.040	43.5	45.0
	一般市	69.0	31.0	116	31.0	34.0	38.0	41.0	45.0	49.1	60.0	0.184	0.085	41.5	5.9	0.141	41.0	41.7
	町村	48.1	51.9	77	34.0	37.2	40.0	42.0	44.0	48.8	58.0	0.138	0.048	42.4	4.8	0.113	43.0	42.9
	一部事務組合・広域連合	40.0	60.0	5	34.0	34.4	35.0	36.0	37.0	37.6	38.0	0.044	0.028	36.0	2.0	0.056	36.5	39.3

第3-14表 (現業職) 高校卒5級昇格年齢

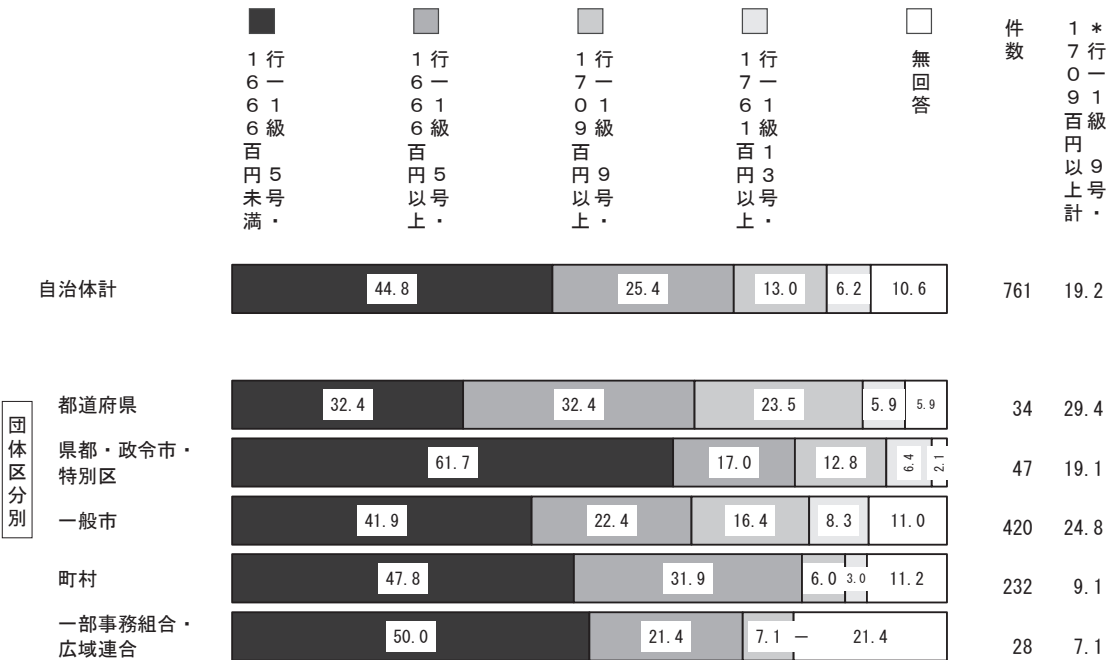
(2 2 年)																		
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・歳	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・歳	標準偏差	分散係数	中央値・歳	中央値・歳	
自治体計	24.1	75.9	203	34.0	42.8	45.0	48.0	50.0	53.2	59.0	0.108	0.052	47.8	5.1	0.106	48.0	48.4	
団 体 区 分 別	都道府県	---	0	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
	県都・政令市・特別区	20.0	80.0	5	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	0.000	0.000	50.0	0.0	0.000	54.0	54.0	
	一般市	27.6	72.4	116	34.0	42.1	45.0	48.0	50.5	53.9	59.0	0.123	0.057	47.9	5.5	0.116	48.0	48.1
	町村	18.2	81.8	77	42.0	43.3	44.3	47.0	48.8	50.0	59.0	0.071	0.048	47.2	4.1	0.087	48.0	48.4
	一部事務組合・広域連合	40.0	60.0	5	44.0	44.8	46.0	48.0	50.0	51.2	52.0	0.067	0.042	48.0	4.0	0.083	48.5	48.3

第3-15表 (現業職) 高校卒6級昇格年齢

(2 2 年)																		
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・歳	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・歳	標準偏差	分散係数	中央値・歳	中央値・歳	
自治体計	7.4	92.6	203	40.0	50.0	50.5	53.0	55.0	56.2	58.0	0.058	0.042	52.7	4.2	0.079	55.0	53.9	
団 体 区 分 別	都道府県	---	0	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
	県都・政令市・特別区	...	100.0	5	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
	一般市	6.0	94.0	116	40.0	46.0	51.5	55.0	55.0	56.2	58.0	0.093	0.032	52.3	5.5	0.105	55.0	54.5
	町村	9.1	90.9	77	50.0	50.6	52.0	53.0	55.0	55.8	57.0	0.049	0.028	53.4	2.3	0.042	53.0	53.3
	一部事務組合・広域連合	20.0	80.0	5	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	0.000	0.000	50.0	0.0	0.000	53.0	53.0

6. 18歳高校卒初任給の給料月額

第3-4図 (現業職) 18歳高校卒・初任給の給料月額



※国公行（一）の高卒初任給は1級5号

第3-16表 (現業職) 18歳高校卒・初任給の給料月額（時系列比較）

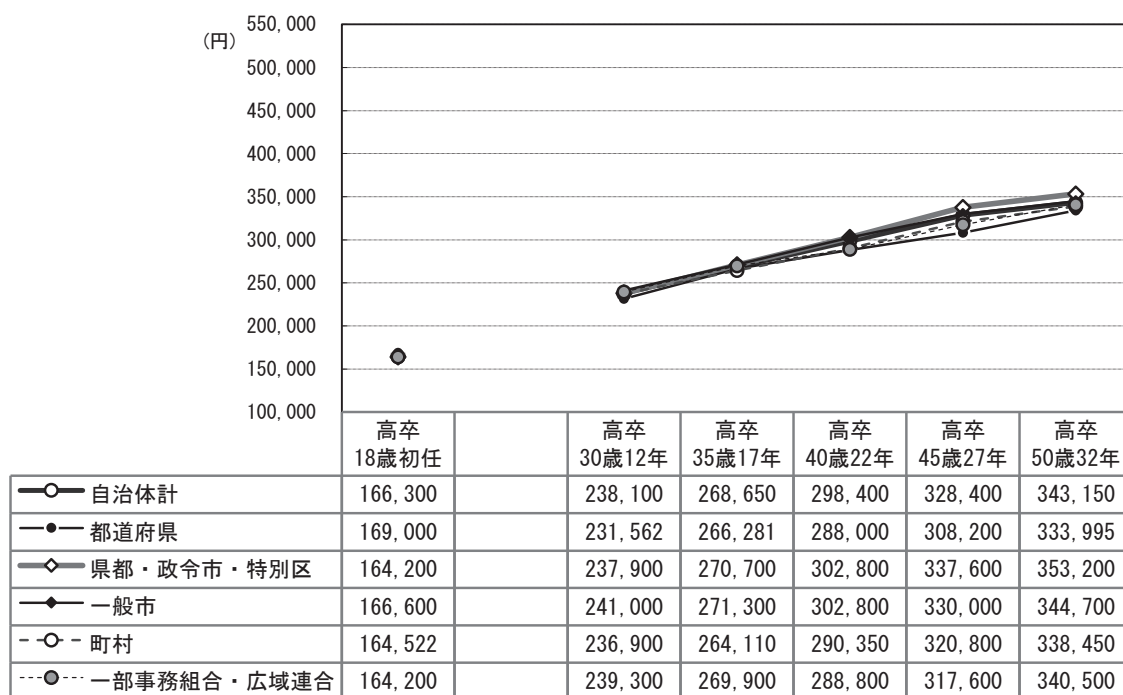
	2024年		2022年		2020年		2018年		2016年		2014年		中央値 24年と 22年の差
	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	
自治体計	166,300	165,962	149,800	150,387	149,500	150,221	146,900	146,960	143,350	144,472	138,200	139,900	16,500
都道府県	169,000	168,656	152,700	152,245	152,700	152,574	149,200	148,342	146,700	145,749	141,900	141,900	16,300
県都・政令市・特別区	164,200	164,471	149,200	149,299	150,400	149,743	146,400	147,458	144,600	144,893	139,900	140,900	15,000
一般市	166,600	166,820	150,600	150,972	150,600	151,002	147,100	147,695	144,600	145,483	140,100	140,900	16,000
町村	164,522	164,564	148,000	149,352	147,900	148,932	144,500	145,616	142,000	143,056	137,200	138,400	16,522
一部事務組合・広域連合	164,200	163,682	150,600	150,943	149,250	150,427	147,100	148,459	142,050	143,371	137,900	139,300	13,600

7. 高校卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額

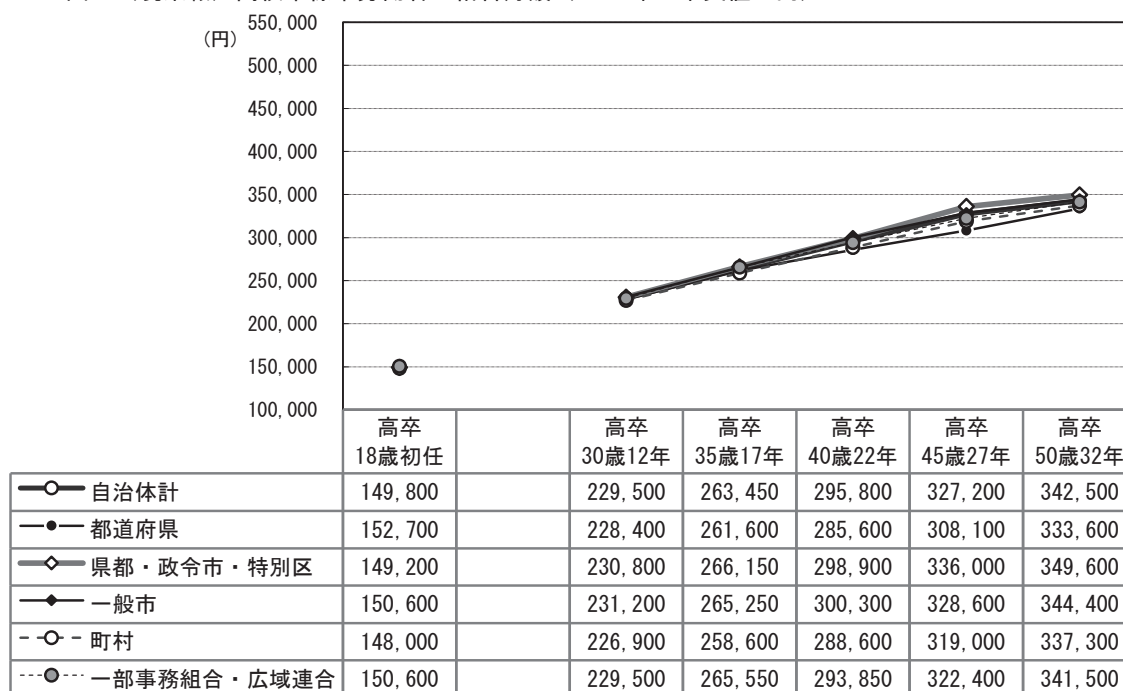
第3-17表 (現業職) 高校卒標準労働者の給料月額への回答件数

	高卒 18歳初任	高卒 30歳12年	高卒 35歳17年	高卒 40歳22年	高卒 45歳27年	高卒 50歳32年	現業職への 回答件数
自治体計	680	599	594	591	587	576	761
都道府県	32	28	28	28	28	27	34
県都・政令市・特別区	46	42	42	41	40	38	47
一般市	374	336	335	331	329	324	420
町村	206	176	172	174	173	170	232
一部事務組合・広域連合	22	17	17	17	17	17	28

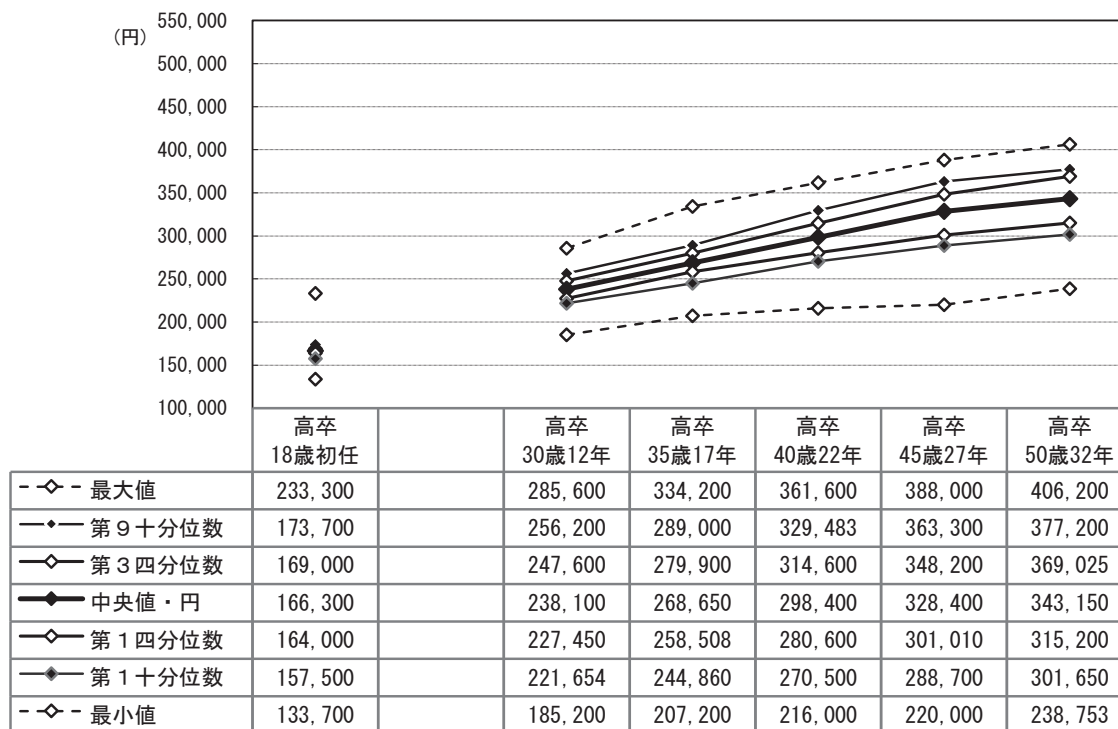
第3-5図 (現業職) 高校卒標準労働者の給料月額 (中央値・円)



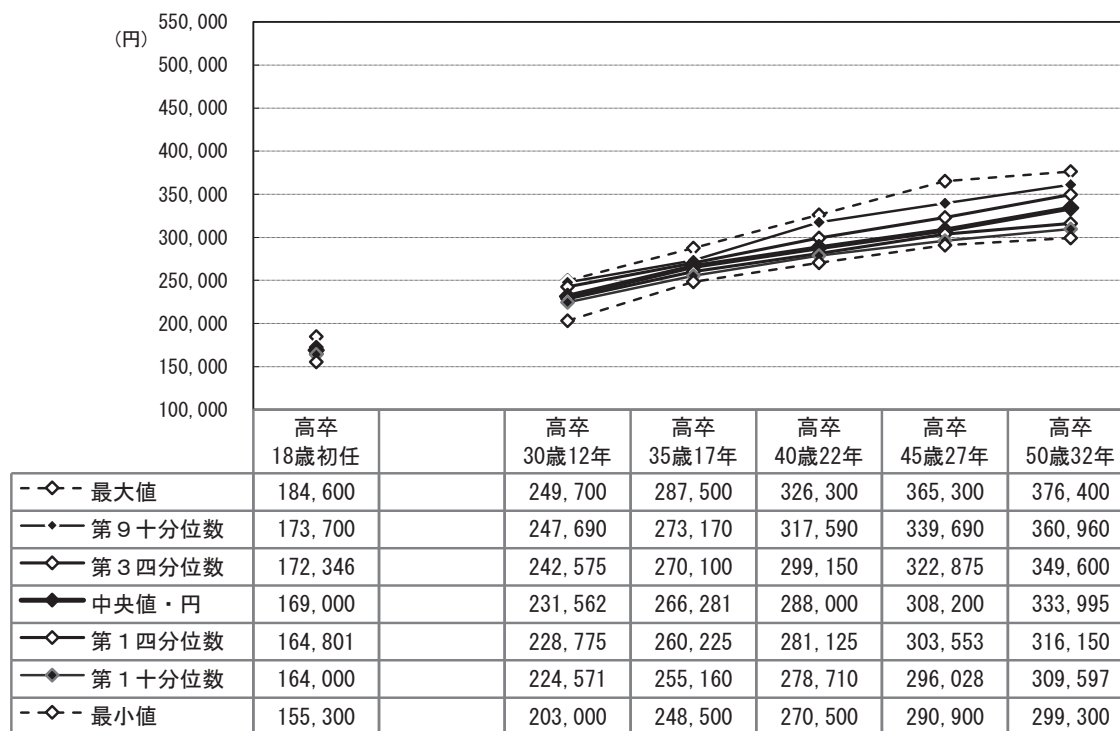
第3-6図 (現業職) 高校卒標準労働者の給料月額 (2022年・中央値・円)



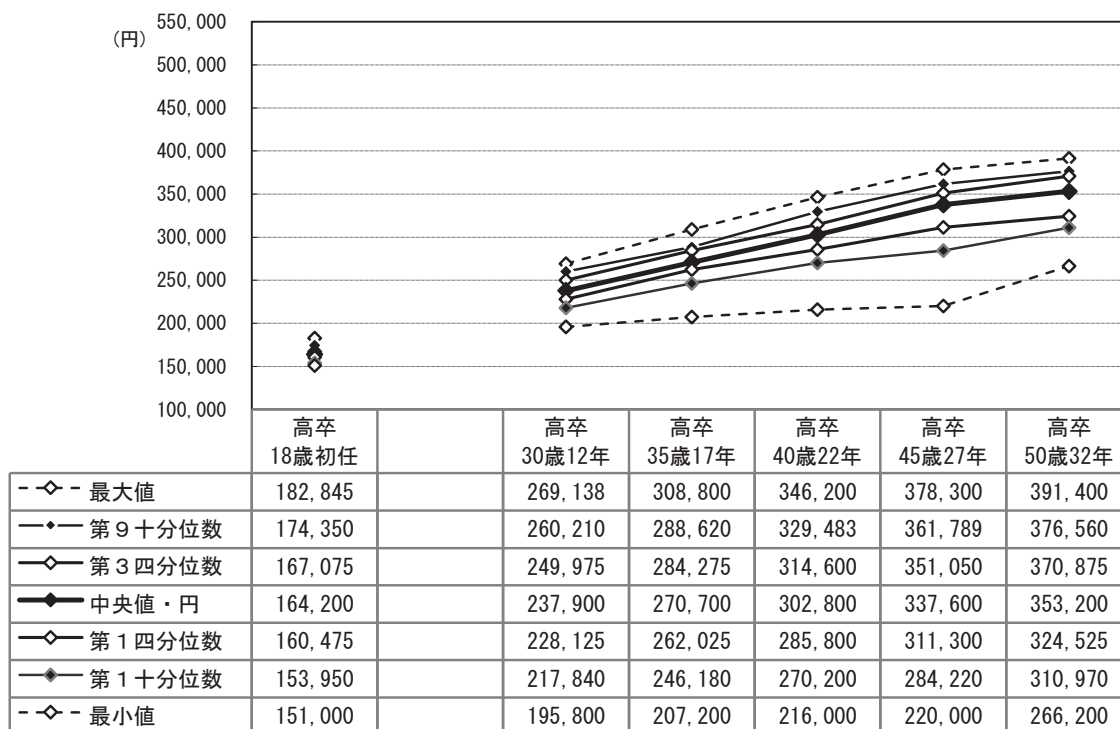
第3-7図 高校卒標準労働者の給料月額（円）〔自治体計〕



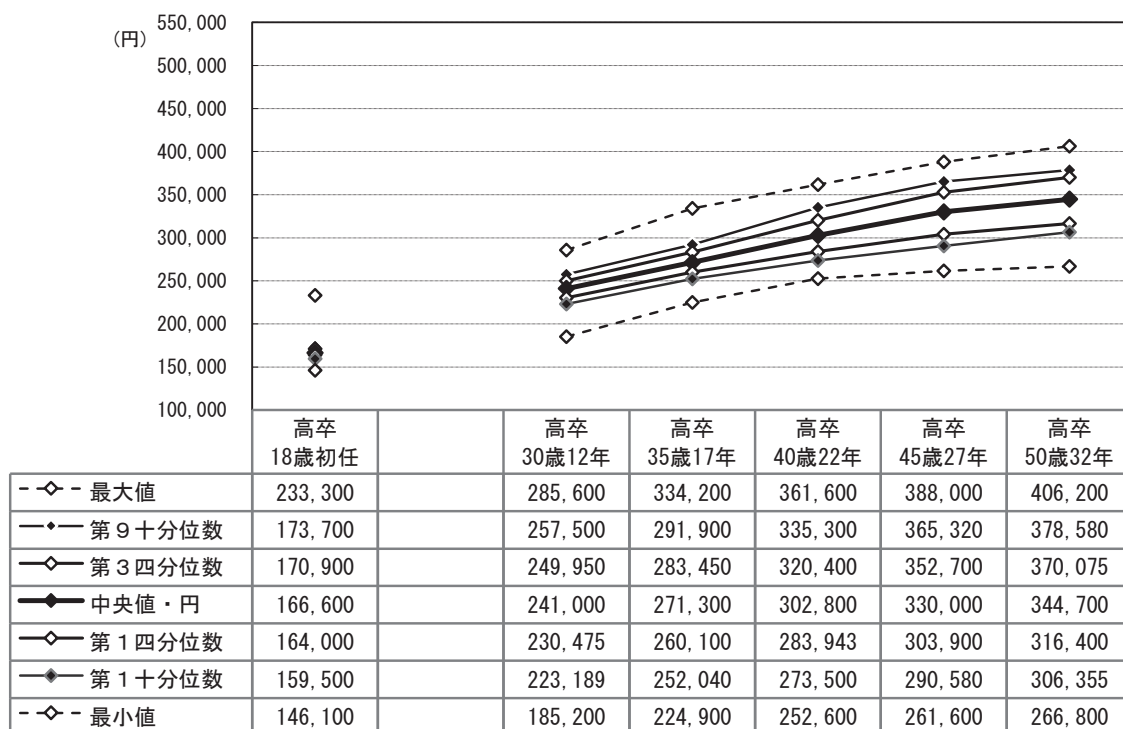
第3-8図 高校卒標準労働者の給料月額（円）〔都道府県計〕



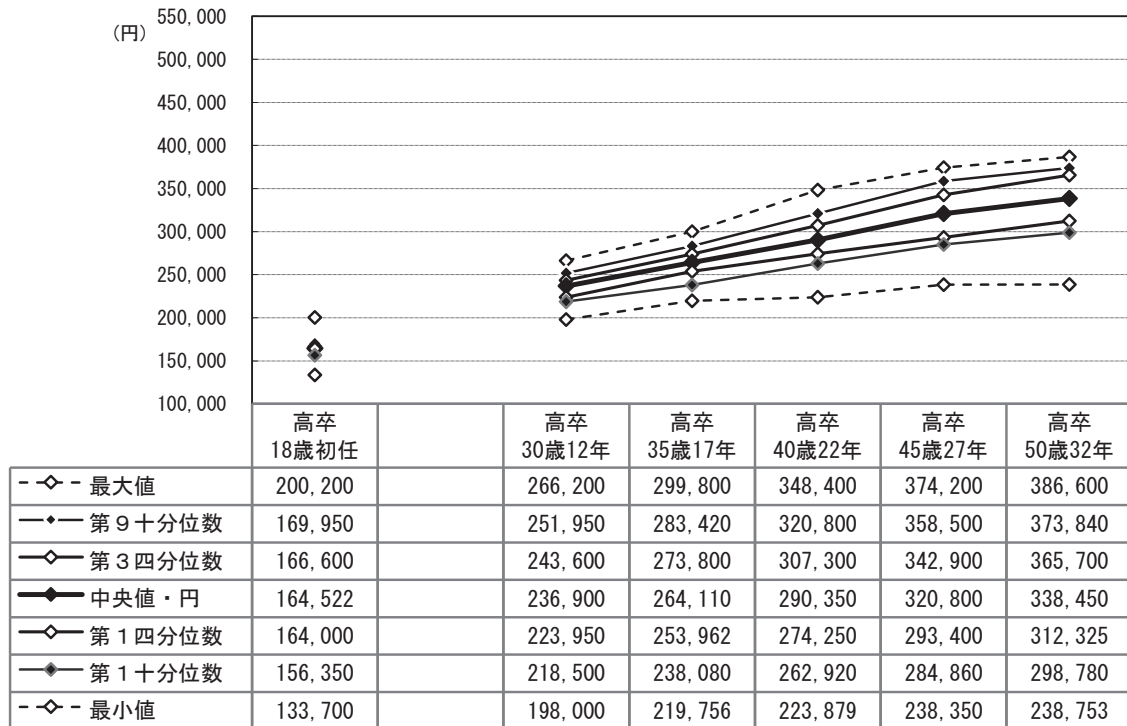
第3-9図 高校卒標準労働者の給料月額（円）〔県都・政令市・特別区計〕



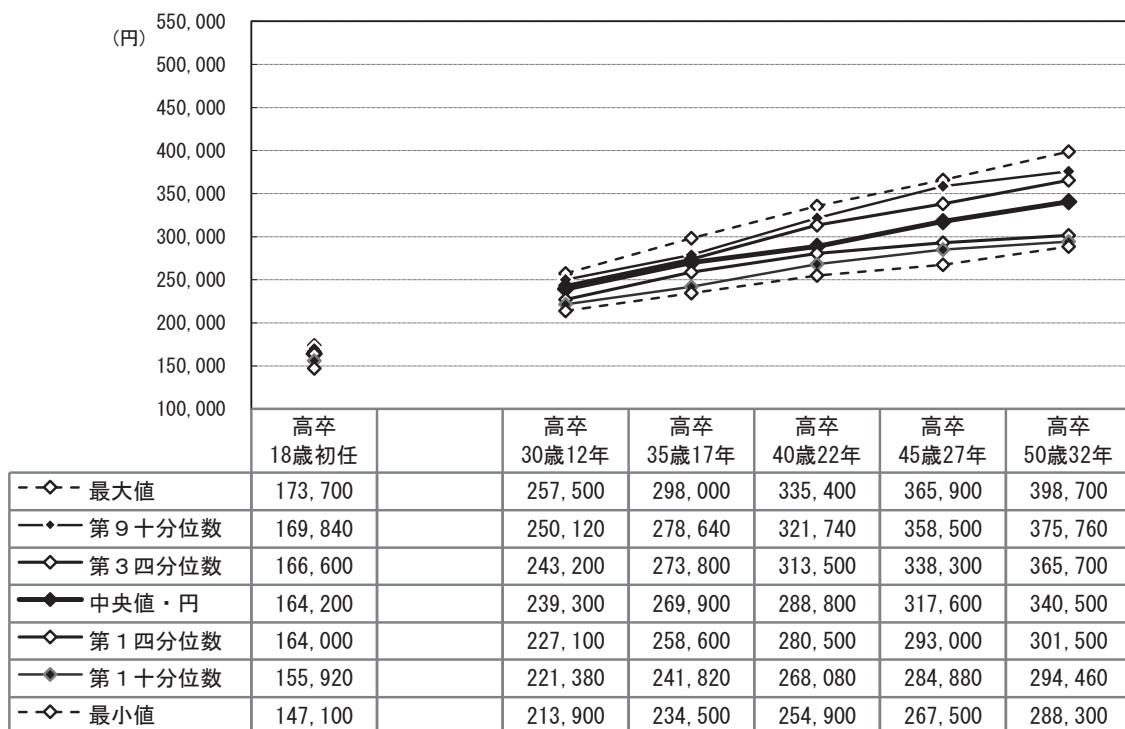
第3-10図 高校卒標準労働者の給料月額（円）〔一般市計〕



第3-11図 高校卒標準労働者の給料月額（円）〔町村計〕



第3-12図 高校卒標準労働者の給料月額（円）〔一部事務組合・広域連合計〕



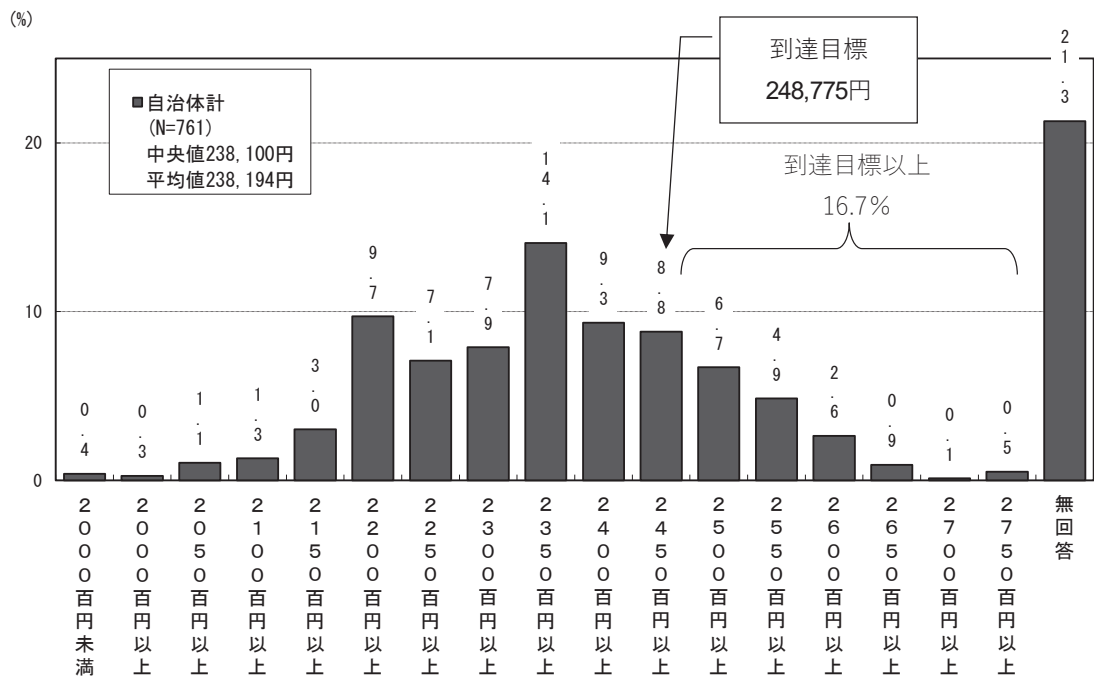
到達目標（ポイント賃金）の考え方

30 歳 248,775 円
 （国公行（一）3－7 水準、249,500 円）
 35 歳 293,807 円
 （国公行（一）3－39 水準、295,100 円）
 40 歳 343,042 円
 （国公行（一）4－42 水準、344,800 円）

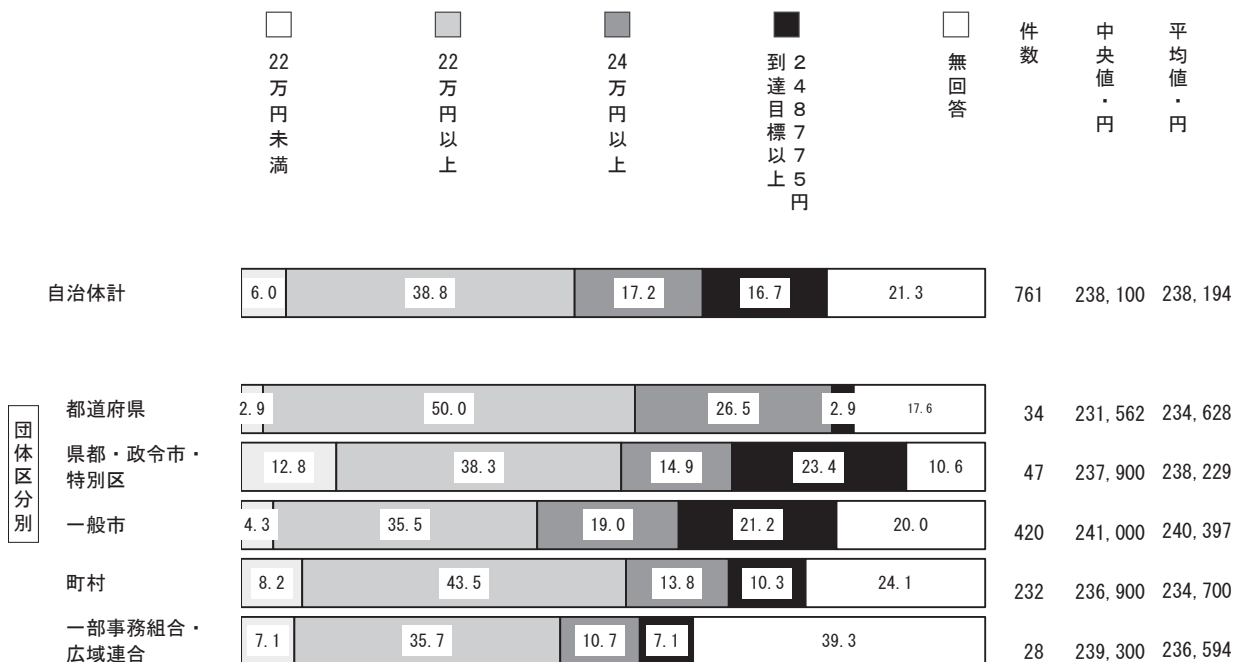
※号給は 2024 年 4 月 1 日時点

上記の到達目標は、2017 年実施の賃金実態調査を基準に、賃金 P T 報告に基づく算出方法により設定しています。具体的には、2006 給与構造改革により引き下げられた 4.8%と、2015 給与制度の総合的見直しにより引き下げられた 2.0%を加えた 6.8%に、2017 年度賃金実態調査における実在者中央値に乗じて算出しています。

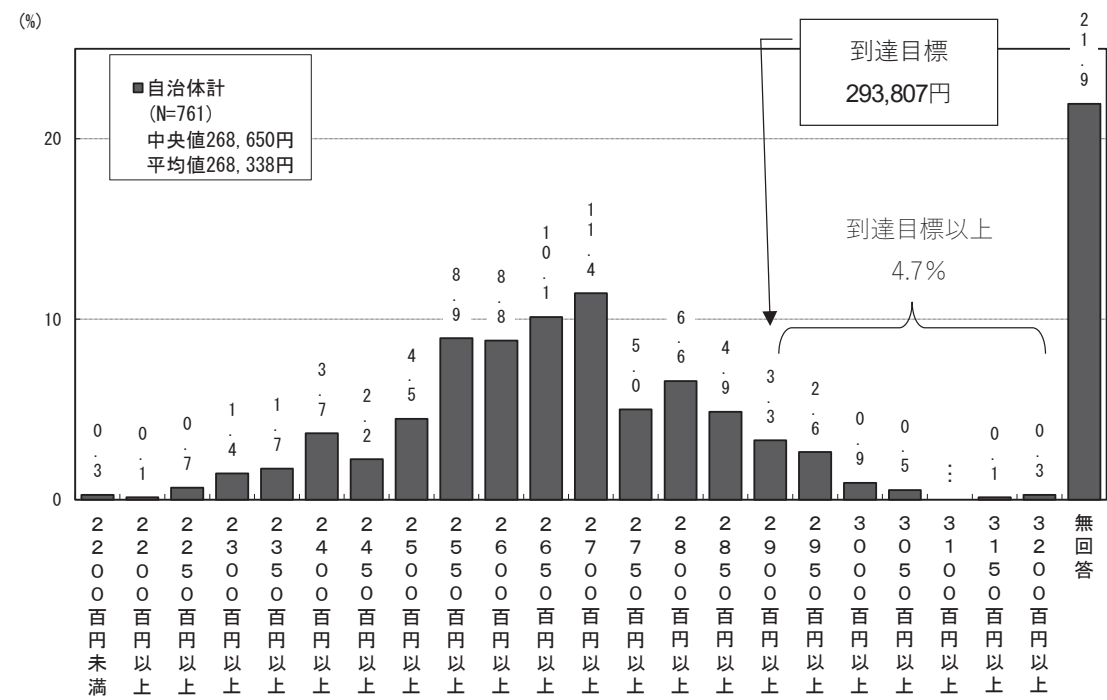
第 3－13 図 （現業職）高校卒 30 歳勤続 12 年・給料月額（分布・5,000 円刻み）



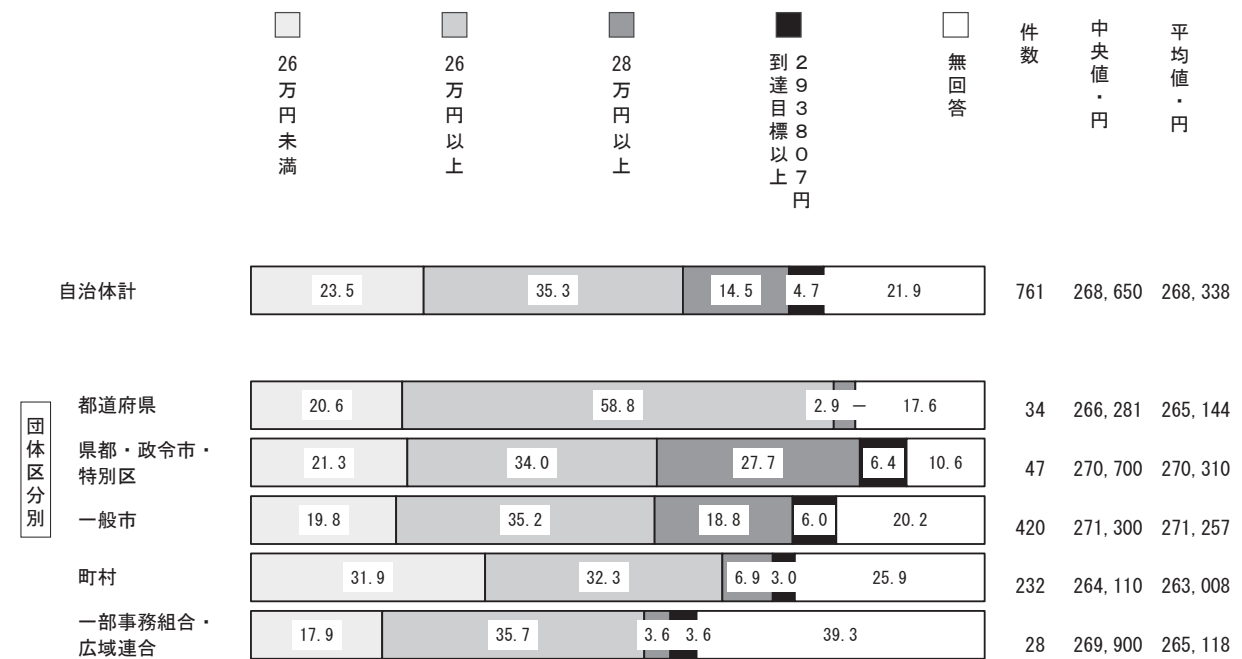
第 3－14 図 （現業職）高校卒 30 歳勤続 12 年・給料月額



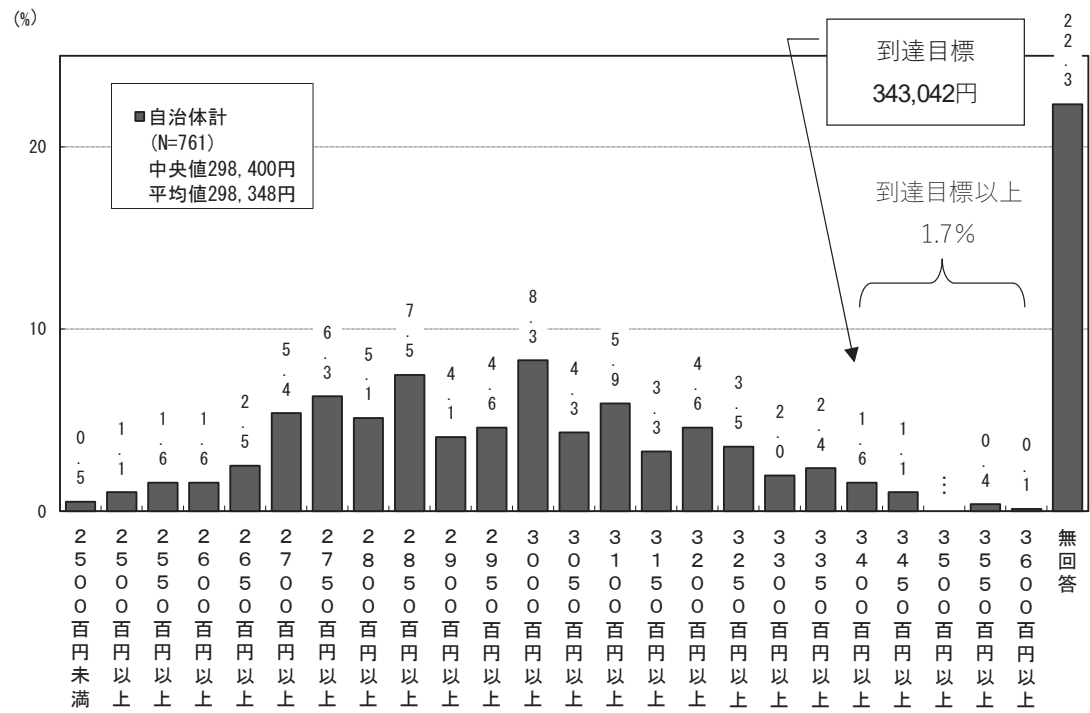
第 3-15 図 （現業職） 高校卒 35 歳勤続 17 年・給料月額（分布・5,000 円刻み）



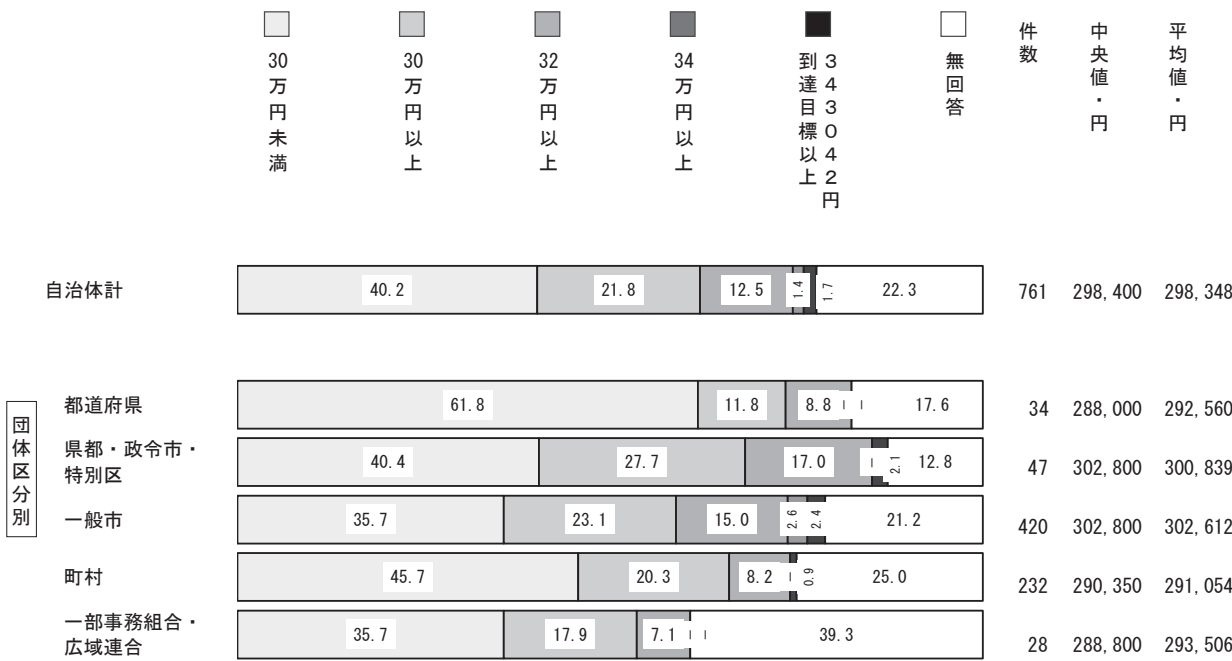
第 3-16 図 （現業職） 高校卒 35 歳勤続 17 年・給料月額



第 3-17 図 （現業職）高校卒 40 歳勤続 22 年・給料月額（分布・5,000 円刻み）



第 3-18 図 （現業職）高校卒 40 歳勤続 22 年・給料月額



8. 高校卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額の時系列比較

第3-18表 (現業職) 高校卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額(時系列比較・円)

		高卒（中央値）						高卒（平均値）						
		18歳 初任	30歳 12年	35歳 17年	40歳 22年	45歳 27年	50歳 32年	18歳 初任	30歳 12年	35歳 17年	40歳 22年	45歳 27年	50歳 32年	
自治体計	2024年	166,300	238,100	268,650	298,400	328,400	343,150	165,962	238,194	268,338	298,348	324,299	341,810	
	2022年	149,800	229,500	263,450	295,800	327,200	342,500	150,387	229,648	262,614	295,554	323,067	340,852	
	2020年	149,500	229,500	262,800	295,800	327,200	342,600	150,221	229,368	262,721	295,788	323,375	341,723	
	2018年	146,900	227,000	261,700	295,700	326,900	343,100	146,960	227,577	261,927	295,970	324,079	342,004	
	2016年	143,350	224,300	258,750	293,950	326,100	341,400	144,472	224,540	259,309	293,998	321,955	339,966	
	2014年	138,200	222,500	261,200	296,500	330,100	346,200	139,914	223,289	261,331	297,147	326,005	344,713	
	2024年－2022年	16,500	8,600	5,200	2,600	1,200	650	15,575	8,546	5,724	2,794	1,232	957	
団体区分別	都道府県	2024年	169,000	231,562	266,281	288,000	308,200	333,995	168,656	234,628	265,144	292,560	313,921	333,392
		2022年	152,700	228,400	261,600	285,600	308,100	333,600	152,245	228,473	262,149	293,122	316,396	334,081
		2020年	152,700	229,300	260,660	285,600	308,600	334,400	152,574	229,649	262,988	292,499	317,079	335,363
		2018年	149,200	228,250	261,950	287,200	308,450	341,230	148,342	228,599	264,048	293,916	319,214	337,536
		2016年	146,700	225,200	258,700	284,000	312,450	339,200	145,749	226,588	261,150	293,348	317,963	336,397
		2014年	141,900	223,800	262,500	287,800	316,100	340,500	141,869	225,437	262,663	295,963	321,691	341,023
	2024年－2022年	16,300	3,162	4,681	2,400	100	395	16,412	6,155	2,995	▲ 562	▲ 2,475	▲ 689	
	県都・政令市・特別区	2024年	164,200	237,900	270,700	302,800	337,600	353,200	164,471	238,229	270,310	300,839	328,812	346,725
		2022年	149,200	230,800	266,150	298,900	336,000	349,600	149,299	231,735	267,050	300,126	331,024	347,086
		2020年	150,400	233,550	267,050	300,600	336,600	353,800	149,743	233,172	268,227	303,230	333,130	349,065
		2018年	146,400	231,900	270,600	303,600	336,200	356,400	147,458	232,460	268,850	301,764	333,941	350,745
		2016年	144,600	229,400	263,100	300,850	339,600	357,050	144,893	228,867	265,090	301,382	335,405	353,122
		2014年	139,900	228,100	267,100	306,100	336,600	360,200	140,859	228,570	266,712	304,838	338,515	358,464
	2024年－2022年	15,000	7,100	4,550	3,900	1,600	3,600	15,171	6,495	3,260	713	▲ 2,212	▲ 361	
	一般市	2024年	166,600	241,000	271,300	302,800	330,000	344,700	166,820	240,397	271,257	302,612	328,098	345,224
		2022年	150,600	231,200	265,250	300,300	328,600	344,400	150,972	231,715	265,421	299,511	326,567	343,854
		2020年	150,600	232,700	265,600	300,600	329,525	347,000	151,002	232,020	266,054	300,006	327,484	344,999
		2018年	147,100	231,600	264,900	300,100	330,000	347,700	147,695	229,814	265,036	300,616	328,742	346,255
		2016年	144,600	229,100	263,100	299,900	328,900	345,800	145,483	227,098	263,043	299,595	326,819	344,820
		2014年	140,100	227,700	265,700	302,500	332,300	353,000	140,891	226,259	265,445	302,945	331,973	350,926
	2024年－2022年	16,000	9,800	6,050	2,500	1,400	300	15,848	8,682	5,836	3,100	1,531	1,370	
	町村	2024年	164,522	236,900	264,110	290,350	320,800	338,450	164,564	234,700	263,008	291,054	318,441	336,181
		2022年	148,000	226,900	258,600	288,600	319,000	337,300	149,352	225,814	257,055	288,598	316,896	335,442
		2020年	147,900	226,100	255,000	288,600	320,500	338,600	148,932	224,811	256,550	288,717	316,458	336,360
		2018年	144,500	224,100	256,364	289,500	320,100	338,300	145,616	223,400	256,179	288,798	316,379	334,766
		2016年	142,000	220,600	251,500	285,100	316,700	335,300	143,056	220,210	253,145	285,558	313,688	331,678
		2014年	137,200	217,400	252,800	288,300	318,400	339,200	138,442	217,881	254,551	288,344	316,238	334,323
	2024年－2022年	16,522	10,000	5,510	1,750	1,800	1,150	15,211	8,886	5,953	2,455	1,545	738	
	一部事務組合・広域連合	2024年	164,200	239,300	269,900	288,800	317,600	340,500	163,682	236,594	265,118	293,506	316,865	335,394
		2022年	150,600	229,500	265,550	293,850	322,400	341,500	150,943	231,668	263,332	294,691	321,191	342,714
		2020年	149,250	229,500	263,600	293,300	322,600	340,500	150,427	228,095	263,795	295,543	322,829	343,085
		2018年	147,100	227,350	262,200	297,350	330,750	350,600	148,459	228,542	261,400	295,423	325,385	346,450
		2016年	142,050	224,300	257,200	292,300	328,350	344,200	143,371	223,126	257,665	290,494	321,580	339,917
		2014年	137,900	224,600	265,700	304,200	334,100	349,900	139,279	226,453	264,139	298,303	331,550	349,743
	2024年－2022年	13,600	9,800	4,350	▲ 5,050	▲ 4,800	▲ 1,000	12,739	4,926	1,786	▲ 1,185	▲ 4,326	▲ 7,320	

9. 調査結果の要約

- 使用給料表は「国公行（一）と同じ（号給延長、準用を含む）」（29.7%）、「国公行（二）と同じ（号給延長、準用を含む）」（38.8%）、「国公行（一）と行（二）の合成」（2.2%）、「独自」（29.3%）に大別される。使用給料表が分かれていることは2022年と同じである。団体区分別にみると、都道府県は「国公行（二）と同じ（号給延長、準用を含む）」（64.7%）、県都・政令市・特別区は「独自」（70.2%）が多い。それ以外の一般市、町村、一部事務組合・広域連合は、「国公行（一）と同じ（号給延長、準用を含む）」、「国公行（二）と同じ（号給延長、準用を含む）」、「独自」がいずれも2～4割で分かれている（第3－2表、第3－1図）。
- 自治体で適用されている給料表の級制（中央値）は5級制で2022年と同じである。団体区分別にみると都道府県、県都・政令市・特別区、一般市、一部事務組合・広域連合は5級制、町村は4級制である。どの範囲にあるか十分位でみると、都道府県では第1十分位が3級制、第9十分位が5級制となっており、大半が3～5級制である。県都・政令市・特別区は3～5.4級制、一般市は3～7級制、町村は2～6級制、一部事務組合・広域連合は3～5.7級制である（第3－3表）。
- 自治体で適用されている最高給料月額中央値は367,400円で、2022年（366,400円）を1,000円上回る。団体区分別では、都道府県361,800円、県都・政令市・特別区382,000円、一般市377,200円、町村359,400円、一部事務組合・広域連合360,300円である（第3－4表）。国公行（一）5級相当（最高給料月額394,000円）以上となっているのは26.5%で、団体区分別にみると県都・政令市・特別区（29.8%）、一般市（31.2%）で3割、町村（22.4%）で2割、一部事務組合・広域連合（10.7%）で1割、都道府県（5.9%）で1割未満である。一方、国公行（一）4級相当（最高給料月額382,000円）に満たないところは54.4%で、団体区分別にみると都道府県（76.5%）で8割、町村（59.1%）、一部事務組合・広域連合（57.1%）で6割、県都・政令市・特別区（48.9%）、一般市（50.5%）で5割である（第3－2図）。
- 組合員として到達できる最高級（中央値）は4級で2022年と同じである。団体区分別にみると都道府県は5級、他の団体区分は4級である（第3－6表）。
- 組合員として到達できる最高給料月額中央値は363,200円で2022年（362,900円）を300円上回る。団体区分別では、都道府県361,624円、県都・政令市・特別区382,000円、一般市367,900円、町村359,400円、一部事務組合・広域連合359,400円である（第3－7表）。国公行（一）4級相当（最高給料月額382,000円）以上に到達しているのは37.5%で、団体区分別にみると県都・政令市・特別区（51.1%）で5割、一般市（42.6%）で4割、町村（30.2%）で3割、都道府県（17.6%）、一部事務組合・広域連合（21.4%）で2割である（第3－3図）。
- 高卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢（給料表が「国公行（一）」と（級数以外は）同じ」または「国公行（一）の号給延長」の場合）の中央値は、2級26歳、3級31歳、4級41歳で、いずれも2022年と同じである（第3－10表）。4級昇格年齢を団体区分別にみると、一般市は41歳、町村は42歳である（他の団体区分は該当自治体が少ない）。また、自治体による4級昇格年齢の開きを十分位数でみると、一般市では第1十分位34歳、第9十分位49.1歳となっており、およそ15歳の開きがある（第3－13表）。

- 18歳高卒初任給の中央値は166,300円で、2022年（149,800円）を16,500円上回る。団体区分別にみると都道府県169,000円、県都・政令市・特別区164,200円、一般市166,600円、町村164,522円、一部事務組合・広域連合164,200円である（第3-16表）。18歳高卒初任給が国公行（一）より4号以上上位（170,900円以上）となっているのは19.2%で、団体区分別にみると都道府県（29.4%）で3割、県都・政令市・特別区（19.1%）、一般市（24.8%）で2割前後、町村（9.1%）、一部事務組合・広域連合（7.1%）で1割である（第3-4図）。
- 高卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額の特徴は以下の通り。

分析するにあたっては、「自治労 2024 春闘方針」において提起した到達目標と比較していく。

給料月額の到達目標

30歳標準労働者	35歳標準労働者	40歳標準労働者
248,775円	293,807円	343,042円

- ⬆ 30歳勤続12年の中央値は238,100円で2022年（229,500円）を8,600円上回る。団体区分別にみると都道府県231,562円、県都・政令市・特別区237,900円、一般市241,000円、町村236,900円、一部事務組合・広域連合239,300円である（第3-5・6図）。到達目標に達しているのは16.7%で、2022年（8.0%）を9ポイント上回る。団体区分別にみると県都・政令市・特別区（23.4%）、一般市（21.2%）で2割、町村（10.3%）、一部事務組合・広域連合（7.1%）で1割、都道府県（2.9%）で1割未満である（第3-14図）。一般市について自治体による水準の違いを十分位数でみると、第1十分位223,189円、第9十分位257,500円で、34,311円の開きがある（第3-10図）。
- ⬆ 35歳勤続17年の中央値は268,650円で2022年（263,450円）を5,200円上回る。団体区分別にみると都道府県266,281円、県都・政令市・特別区270,700円、一般市271,300円、町村264,110円、一部事務組合・広域連合269,900円である（第3-5・6図）。到達目標に達しているのは4.7%であり、2022年（3.8%）とほぼ同じである。団体区分別にみても1割を下回るか皆無である（第3-16図）。一般市について自治体による水準の違いを十分位数でみると、第1十分位252,040円、第9十分位291,900円で、39,860円の開きがある（第3-10図）。
- ⬆ 40歳勤続22年の中央値は298,400円で2022年（295,800円）を2,600円上回る。団体区分別にみると都道府県288,000円、県都・政令市・特別区302,800円、一般市302,800円、町村290,350円、一部事務組合・広域連合288,800円である（第3-5・6図）。到達目標に達しているのは1.7%で、2022年（1.7%）と同じである。団体区分別にみてもほとんどないか皆無である（第3-18図）。一般市について自治体による水準の違いを十分位数でみると、第1十分位273,500円、第9十分位335,300円で、61,800円の開きがある（第3-10図）。

第4章 保育職給料表について

1. 保育職調査票における団体区分の構成

第4-1表 （保育職）団体区分の構成

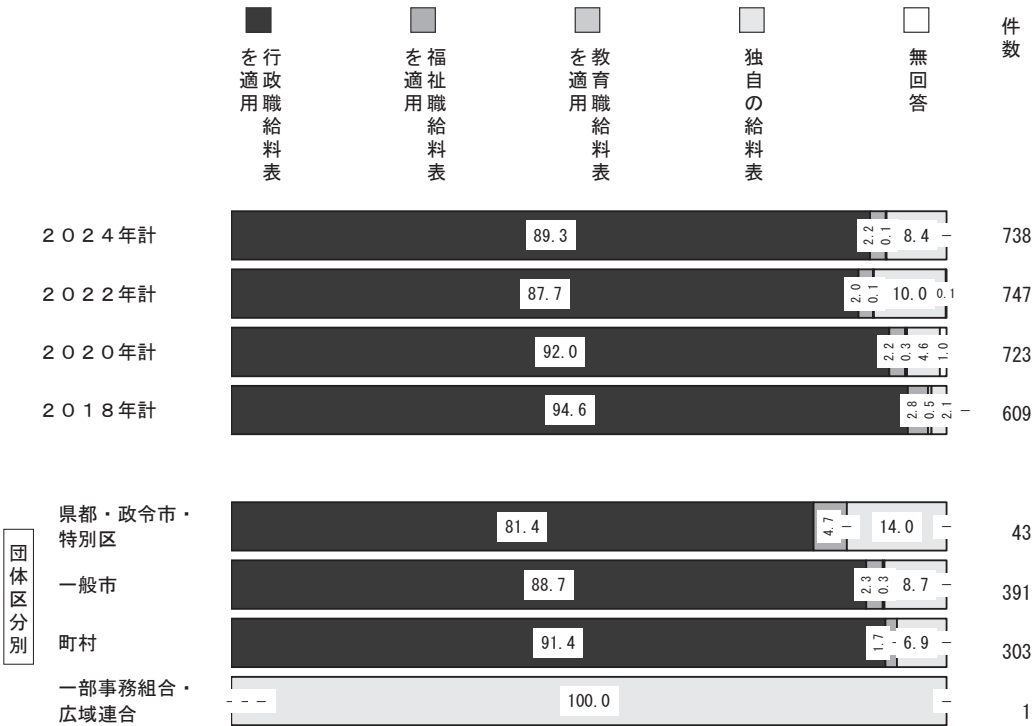
	都道府県	特別区・政令市・	一般市	町村	広域連合・一部事務組合	件数
2024年	...	5.8	53.0	41.1	0.1	738
2022年	...	6.0	51.5	42.2	0.3	747
2020年	...	5.9	50.8	43.2	0.1	723
2018年	...	6.1	52.9	41.1	...	609

2. 使用している給料表

第4-2表 （保育職）使用している給料表

		(2 2 年)							
		行政職給料表を適用	福祉職給料表を適用	教育職給料表を適用	独自の給料表	無回答	件数	行政職給料表を適用	福祉職給料表を適用
団体区分別	自治体計	89.3	2.2	0.1	8.4	...	738	87.7	2.0
	県都・政令市・特別区	81.4	4.7	...	14.0	...	43	80.0	4.4
	一般市	88.7	2.3	0.3	8.7	...	391	87.5	2.3
	町村	91.4	1.7	...	6.9	...	303	89.2	1.3
	一部事務組合・広域連合	...	...	...	100.0	...	1	50.0	...

第4-1図 （保育職）使用している給料表



3. 給料表の級制と最高級の最高給料月額

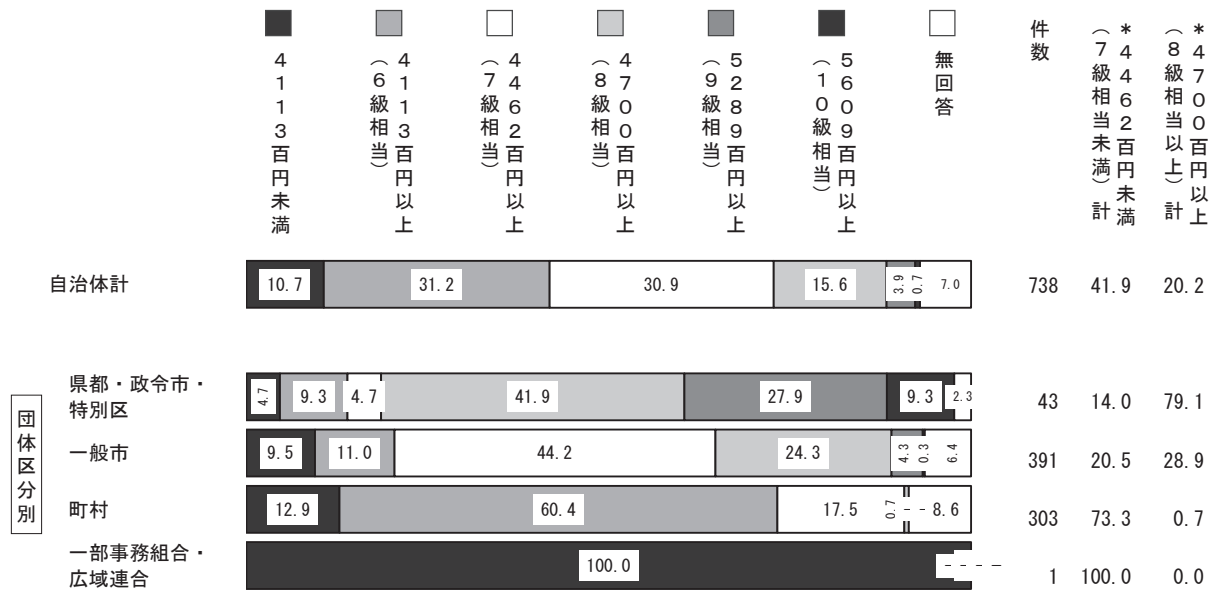
第4-3表 (保育職) 給料表の級制

(2 2 年)																	
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・級制	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・級制	標準偏差	分散係数	中央値・級制	平均値・級制
団体区分別	自治体計	93.2 6.8	738	3.0	5.0	6.0	7.0	7.0	8.0	10.0	0.214	0.071	6.6	1.1	0.172	7.0	6.6
	県都・政令市・特別区	97.7 2.3	43	4.0	6.0	6.3	8.0	9.0	9.0	10.0	0.188	0.172	7.7	1.5	0.189	8.0	7.8
	一般市	93.6 6.4	391	3.0	5.0	7.0	7.0	8.0	8.0	10.0	0.214	0.071	6.9	1.1	0.165	7.0	6.9
	町村	92.1 7.9	303	3.0	5.0	6.0	6.0	6.0	7.0	8.0	0.167	0.000	6.0	0.7	0.116	6.0	6.0
	一部事務組合・広域連合	100.0 …	1	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	0.000	0.000	3.0	0.0	0.000	5.0	5.0

第4-4表 (保育職) 最高級の最高給料月額

		(2 2 年)																
		記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・円	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・円	標準偏差	分散係数	中央値・円	平均値・円
団体区分別	自治体計	93.0	7.0	738	308,900	408,500	411,300	446,200	451,800	474,050	608,000	0.073	0.045	439,689	36,406	0.083	444,900	438,475
	県都・政令市・特別区	97.7	2.3	43	401,900	427,840	470,000	514,100	528,900	555,610	608,000	0.124	0.057	498,519	47,979	0.096	512,600	502,039
	一般市	93.6	6.4	391	372,500	410,300	446,200	446,200	470,000	478,400	560,900	0.076	0.027	450,062	32,527	0.072	444,900	449,337
	町村	91.4	8.6	303	351,000	394,000	411,300	411,300	424,800	446,200	470,000	0.063	0.016	417,534	17,775	0.043	410,200	415,933
	一部事務組合・広域連合	100.0	...	1	308,900	308,900	308,900	308,900	308,900	308,900	308,900	0.000	0.000	308,900	0	0.000	376,400	376,400

第 4-2 図 （保育職）最高級の最高給料月額



第 4-5 表 （保育職）最高級の最高給料月額

	2024年		2022年		2020年		2018年		中央値 24年と 22年の差
	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	
自治体計	446,200	439,689	444,900	438,475	444,900	438,866	444,500	440,966	1,300
団地区別									
県都・政令市・特別区	514,100	498,519	512,600	502,039	522,650	503,064	527,100	511,932	1,500
一般市	446,200	450,062	444,900	449,337	444,900	451,407	444,500	451,989	1,300
町村	411,300	417,534	410,200	415,933	410,200	415,352	409,800	415,755	1,100
一部事務組合・広域連合	308,900	308,900	376,400	376,400	444,900	444,900	---	---	---

4. 組合員として到達できる最高級と最高給料月額

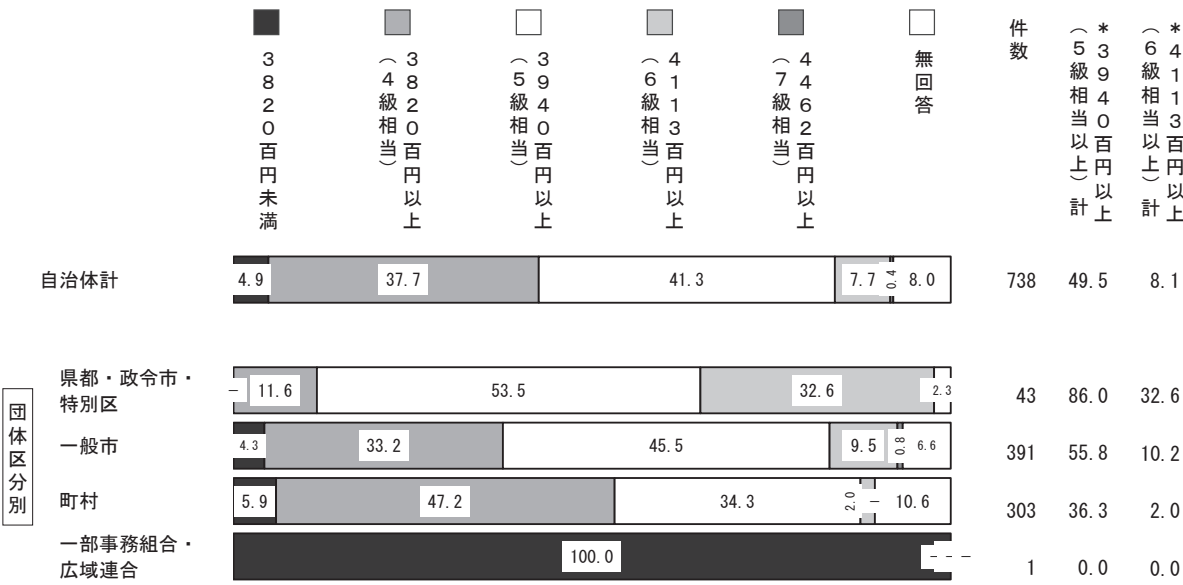
第4-6表 (保育職) 組合員として到達できる最高級

(22年)																	
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・級	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・級	標準偏差	分散係数	中央値・級	平均値・級
自治体計	92.8	7.2	738	2.0	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	7.0	0.125	0.125	4.5	0.7	0.161	4.0	4.5
団 体 区 分 別																	
県都・政令市・特別区	97.7	2.3	43	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	6.0	0.100	0.100	4.7	0.6	0.125	5.0	4.7
一般市	93.9	6.1	391	2.0	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	7.0	0.100	0.100	4.6	0.8	0.170	5.0	4.5
町村	90.8	9.2	303	3.0	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	6.0	0.125	0.125	4.3	0.6	0.145	4.0	4.4
一部事務組合・広域連合	100.0	...	1	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	0.000	0.000	3.0	0.0	0.000	4.0	4.0

第4-7表 (保育職) 組合員として到達できる最高給料月額

(22年)																	
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・円	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・円	標準偏差	分散係数	中央値・円	平均値・円
自治体計	92.0	8.0	738	308,900	382,000	382,000	394,000	395,050	407,700	446,200	0.033	0.017	391,085	14,001	0.036	393,000	390,147
団 体 区 分 別																	
県都・政令市・特別区	97.7	2.3	43	382,000	393,640	394,000	401,850	413,125	427,600	432,400	0.042	0.024	404,764	13,609	0.034	400,000	403,811
一般市	93.4	6.6	391	350,500	382,000	382,000	394,000	396,000	411,300	446,200	0.037	0.018	392,699	13,140	0.033	393,000	391,699
町村	89.4	10.6	303	344,500	382,000	382,000	385,800	394,000	399,700	419,300	0.023	0.016	387,094	12,510	0.032	385,800	386,380
一部事務組合・広域連合	100.0	...	1	308,900	308,900	308,900	308,900	308,900	308,900	308,900	0.000	0.000	308,900	0	0.000	350,450	350,450

第 4-3 図 （保育職）組合員として到達できる最高給料月額



第 4-8 表 （保育職）組合員として到達できる最高給料月額

	2024年		2022年		2020年		2018年		中央値 24年と 22年の差
	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	
自治体計	394,000	391,085	393,000	390,147	393,000	390,387	392,600	390,990	1,000
団体区分別									
県都・政令市・特別区	401,850	404,764	400,000	403,811	394,000	401,731	399,550	403,019	1,850
一般市	394,000	392,699	393,000	391,699	393,000	392,352	392,600	393,012	1,000
町村	385,800	387,094	385,800	386,380	384,300	386,503	385,900	386,536	0
一部事務組合・広域連合	308,900	308,900	350,450	350,450	393,000	393,000	---	---	---

5. 短大2卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢

※給料表による限定をしていない。

第4-9表 （保育職）短大2卒標準労働者の標準的昇格年齢への回答件数

	2級昇格年齢 への回答件数	3級昇格年齢 への回答件数	4級昇格年齢 への回答件数	5級昇格年齢 への回答件数	6級昇格年齢 への回答件数	保育職の 短大2卒への 回答件数
自治体計	530	523	436	219	94	595
団体 区分 別						
県都・政令市・特別区	36	35	26	12	4	42
一般市	293	289	247	130	46	328
町村	201	199	163	77	44	224
一部事務組合・広域連合	0	0	0	0	0	1

第4-10表 （保育職）短大2卒標準労働者の標準的昇格年齢（中央値・歳）

	2級昇格年齢	3級昇格年齢	4級昇格年齢	5級昇格年齢	6級昇格年齢
自治体計	26.0	31.0	40.0	48.0	53.0
団体 区分 別					
県都・政令市・特別区	26.0	31.0	39.0	47.5	56.0
一般市	26.0	31.0	40.0	47.0	51.5
町村	26.0	31.0	42.0	49.0	53.0
一部事務組合・広域連合	---	---	---	---	---
【2022年】					
自治体計	26.0	31.0	40.5	48.0	53.0
団体 区分 別					
県都・政令市・特別区	26.0	31.0	40.0	50.0	56.0
一般市	26.0	31.0	40.0	47.0	52.5
町村	26.0	31.0	42.0	49.0	54.0
一部事務組合・広域連合	---	---	---	---	---
【2024年－2022年】					
自治体計	...	...	-0.5	...	...
団体 区分 別					
県都・政令市・特別区	...	...	-1.0	-2.5	...
一般市	...	...	...	...	-1.0
町村	...	...	...	...	-1.0
一部事務組合・広域連合	---	---	---	---	---

第4-11表 (保育職) 短大2卒2級昇格年齢

(2 2 年)																	
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・歳	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・歳	標準偏差	分散係数	中央値・歳	平均値・歳
団体区分別	自治体計	89.1 10.9	595	20.0 24.0 25.0	26.0	27.0 28.0 36.0	0.077 0.038	26.1	2.0 0.076	26.0 26.2							
	県都・政令市・特別区	85.7 14.3	42	20.0 23.0 25.0	26.0	27.3 29.5 36.0	0.125 0.043	26.3	2.9 0.109	26.0 26.2							
	一般市	89.3 10.7	328	21.0 23.0 25.0	26.0	27.0 28.0 35.0	0.096 0.038	25.8	2.0 0.077	26.0 25.9							
	町村	89.7 10.3	224	22.0 25.0 26.0	26.0	28.0 29.0 33.0	0.077 0.038	26.6	1.7 0.063	26.0 26.6							
	一部事務組合・広域連合	・・・ 100.0	1	――	――	――	――	――	――	――	――						

第4-12表 (保育職) 短大2卒3級昇格年齢

(2 2 年)																	
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・歳	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・歳	標準偏差	分散係数	中央値・歳	平均値・歳
団体区分別	自治体計	87.9 12.1	595	25.0	29.0	30.0	31.0	33.0	35.0	50.0	0.097	0.048	31.5	3.1	0.099	31.0	31.6
	県都・政令市・特別区	83.3 16.7	42	25.0	29.0	29.5	31.0	33.5	39.6	46.0	0.171	0.065	32.4	4.6	0.141	31.0	32.3
	一般市	88.1 11.9	328	25.0	28.0	29.0	31.0	32.0	34.0	50.0	0.097	0.048	31.2	3.3	0.105	31.0	31.4
	町村	88.8 11.2	224	25.0	29.8	30.0	31.0	33.0	35.0	40.0	0.084	0.048	31.8	2.5	0.078	31.0	31.8
	一部事務組合・広域連合	... 100.0	1	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

第4-13表 (保育職) 短大2卒4級昇格年齢

(2 2 年)																	
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・歳	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・歳	標準偏差	分散係数	中央値・歳	平均値・歳
団体区分別	自治体計	73.3 26.7	595	28.0	35.0	38.0	40.0	43.0	46.0	53.0	0.138	0.063	40.6	4.4	0.108	40.5	40.9
	県都・政令市・特別区	61.9 38.1	42	32.0	36.0	38.0	39.0	43.0	48.5	53.0	0.160	0.064	40.9	5.0	0.122	40.0	41.3
	一般市	75.3 24.7	328	28.0	34.0	37.0	40.0	42.0	45.0	52.0	0.138	0.063	39.9	4.4	0.110	40.0	40.3
	町村	72.8 27.2	224	32.0	36.0	39.0	42.0	45.0	46.0	52.0	0.119	0.071	41.7	4.1	0.097	42.0	41.7
	一部事務組合・広域連合	・・・ 100.0	1	――	――	――	――	――	――	――	――	――	――	――	――	――	――

第4-14表 (保育職) 短大2卒5級昇格年齢

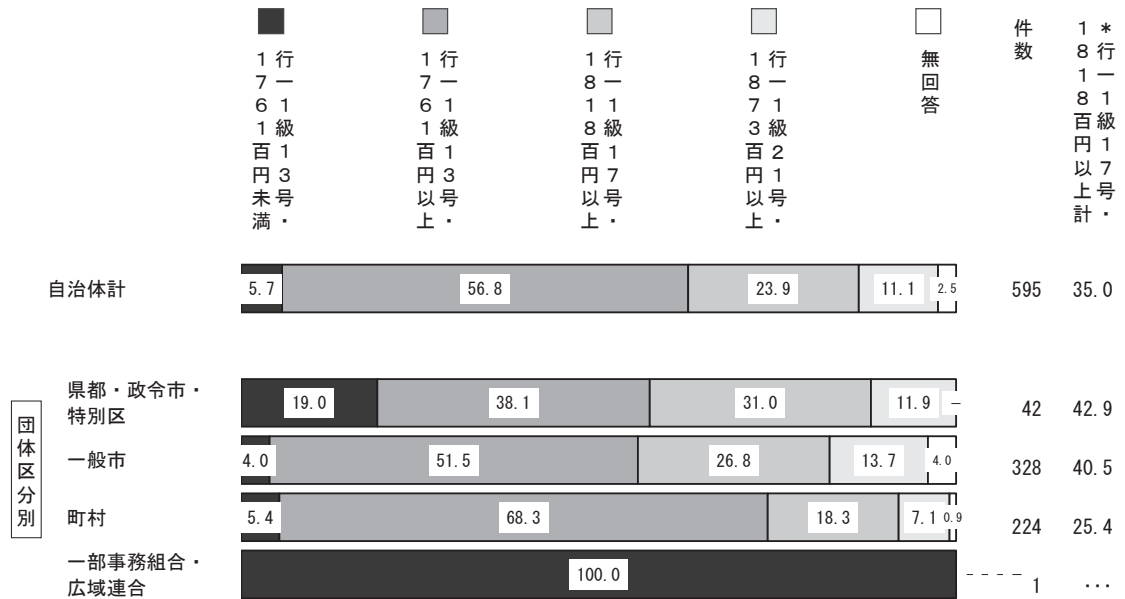
(2 2 年)																	
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・歳	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・歳	標準偏差	分散係数	中央値・歳	平均値・歳
団体区分別	自治体計	36.8 63.2	595	33.0	42.0	45.0	48.0	51.0	55.0	58.0	0.135	0.063	47.8	4.8	0.100	48.0	48.0
	県都・政令市・特別区	28.6 71.4	42	41.0	42.2	45.5	47.5	50.3	54.6	56.0	0.131	0.050	47.9	4.4	0.093	50.0	49.8
	一般市	39.6 60.4	328	33.0	41.0	44.0	47.0	50.0	55.0	57.0	0.149	0.064	47.2	4.9	0.104	47.0	47.0
	町村	34.4 65.6	224	37.0	43.0	47.0	49.0	52.0	54.4	58.0	0.116	0.051	49.0	4.4	0.090	49.0	49.2
	一部事務組合・広域連合	... 100.0	1	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

第4-15表 (保育職) 短大2卒6級昇格年齢

(2 2 年)																	
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・歳	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・歳	標準偏差	分散係数	中央値・歳	平均値・歳
団体区分別	自治体計	15.8 84.2	595	35.0	48.0	50.0	53.0	55.0	58.0	59.0	0.094	0.047	52.5	4.1	0.078	53.0	52.9
	県都・政令市・特別区	9.5 90.5	42	46.0	48.7	52.8	56.0	57.5	58.4	59.0	0.087	0.042	54.3	5.0	0.092	56.0	54.8
	一般市	14.0 86.0	328	35.0	47.0	49.3	51.5	54.0	57.0	59.0	0.097	0.046	51.4	4.5	0.088	52.5	52.2
	町村	19.6 80.4	224	46.0	50.0	51.0	53.0	55.0	58.0	59.0	0.075	0.038	53.4	3.1	0.058	54.0	53.5
	一部事務組合・広域連合	・・・ 100.0	1	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

6. 20 歳短大 2 卒初任給の給料月額

第 4-4 図 (保育職) 20 歳短大 2 卒初任給の給料月額 (国公行 (一) の給料表にもとづく分布)



※国公行 (一) の短大 2 卒初任給は 1 級 13 号

第 4-16 表 (保育職) 20 歳短大 2 卒初任給の給料月額 (時系列比較)

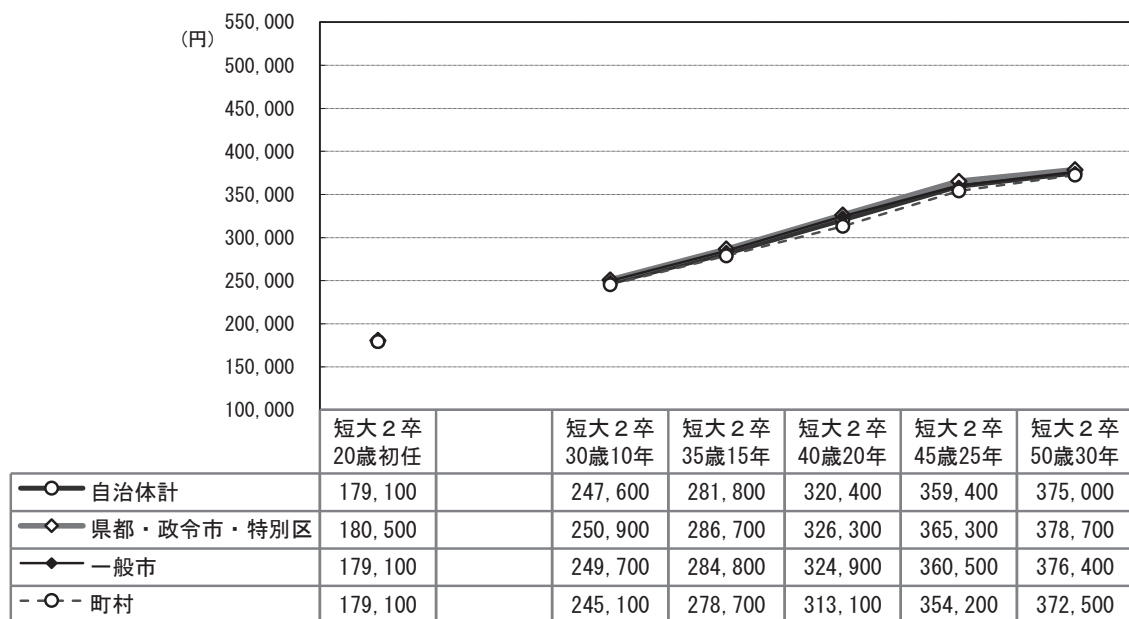
	2024年		2022年		2020年		2018年		中央値 24年と 22年の差
	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	
自治体計	179,100	180,580	163,100	164,740	163,100	164,663	159,800	161,751	16,000
団 体 区 分 別									
県都・政令市・特別区	180,500	180,580	163,500	165,217	165,300	165,556	162,700	163,461	17,000
一般市	179,100	181,406	163,100	165,581	163,100	165,667	159,800	162,549	16,000
町村	179,100	179,441	163,100	163,539	163,100	163,265	159,800	160,292	16,000
一部事務組合・広域連合	173,700	173,700	---	---	---	---	---	---	---

7. 短大2卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額

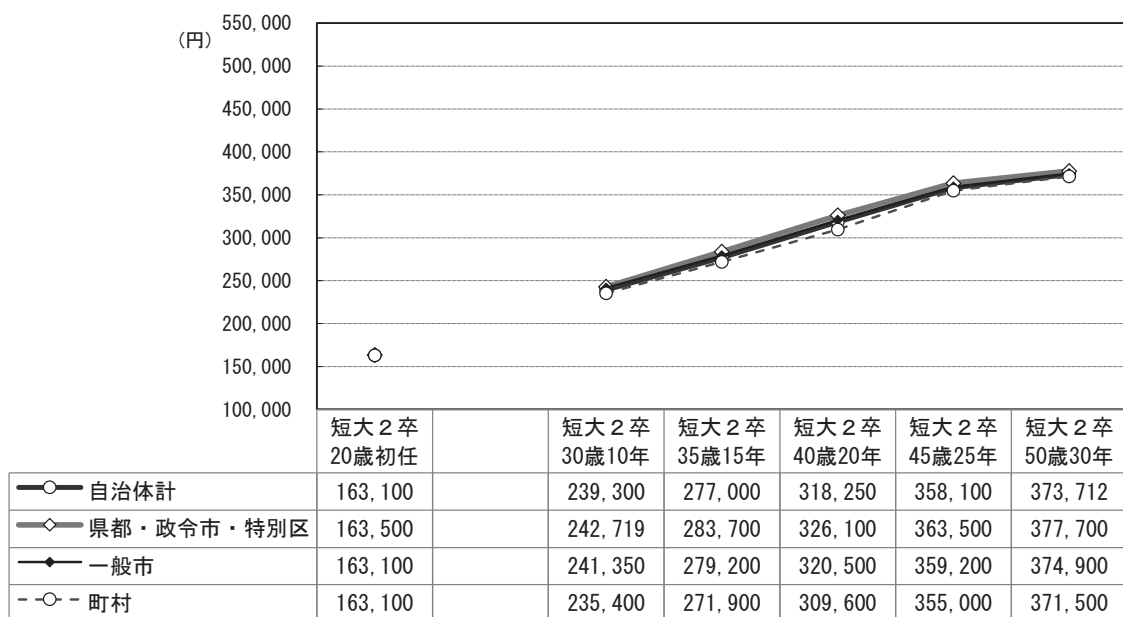
第4-17表 (保育職) 短大2卒標準労働者の給料月額への回答件数

	短大2卒 20歳初任	短大2卒 30歳10年	短大2卒 35歳15年	短大2卒 40歳20年	短大2卒 45歳25年	短大2卒 50歳30年	保育職の 短大2卒への 回答件数
自治体計	580	507	504	489	476	459	595
団体 区 分 別							
県都・政令市・特別区	42	35	35	35	33	31	42
一般市	315	281	280	272	265	255	328
町村	222	191	189	182	178	173	224
一部事務組合・広域連合	1	0	0	0	0	0	1

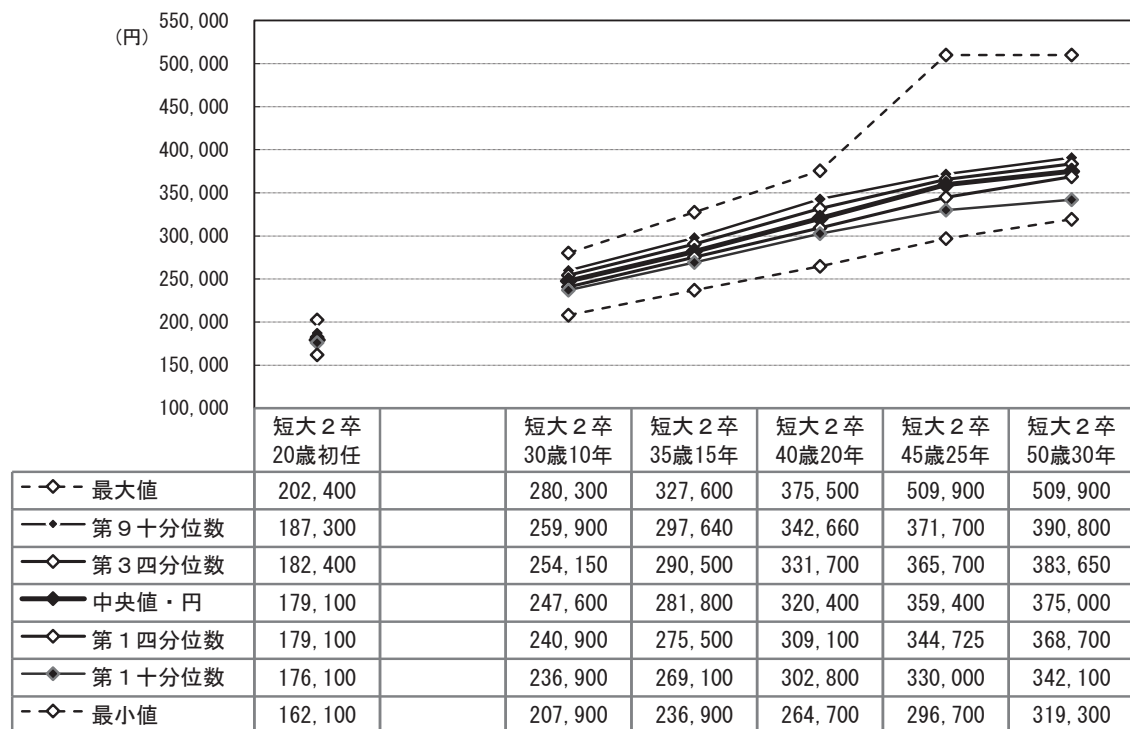
第4-5図 (保育職) 短大2卒標準労働者の給料月額 (中央値・円)



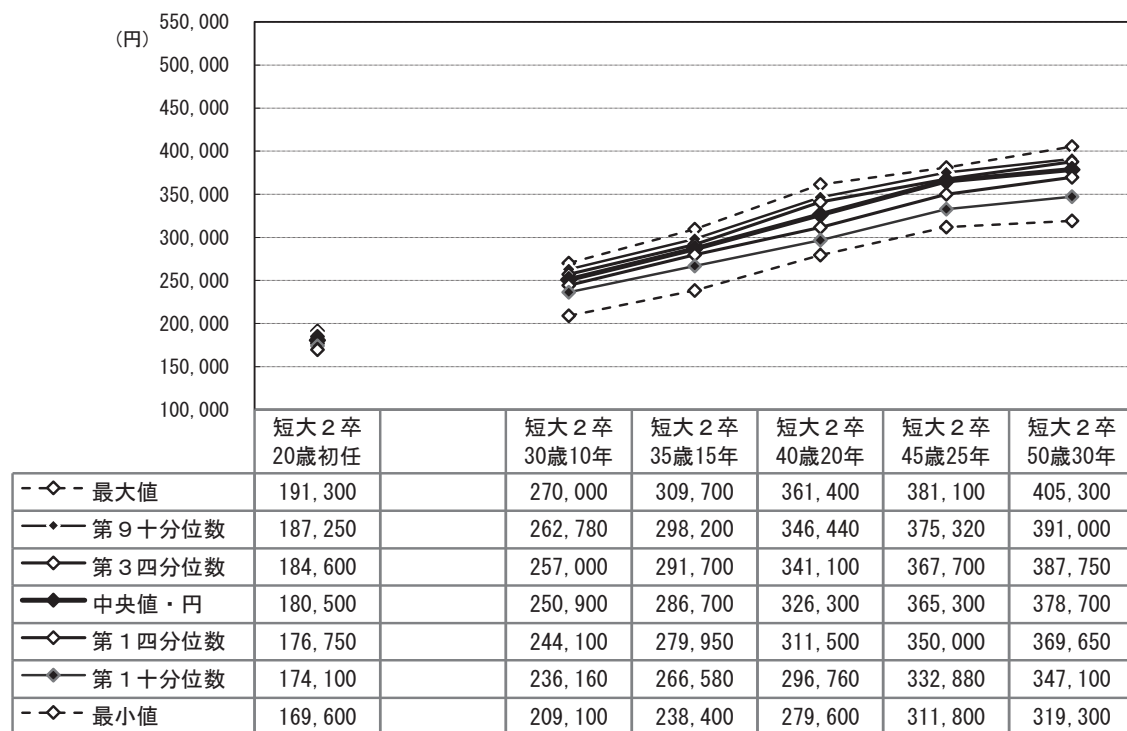
第4-6図 (保育職) 短大2卒標準労働者の給料月額 (2022年・中央値・円)



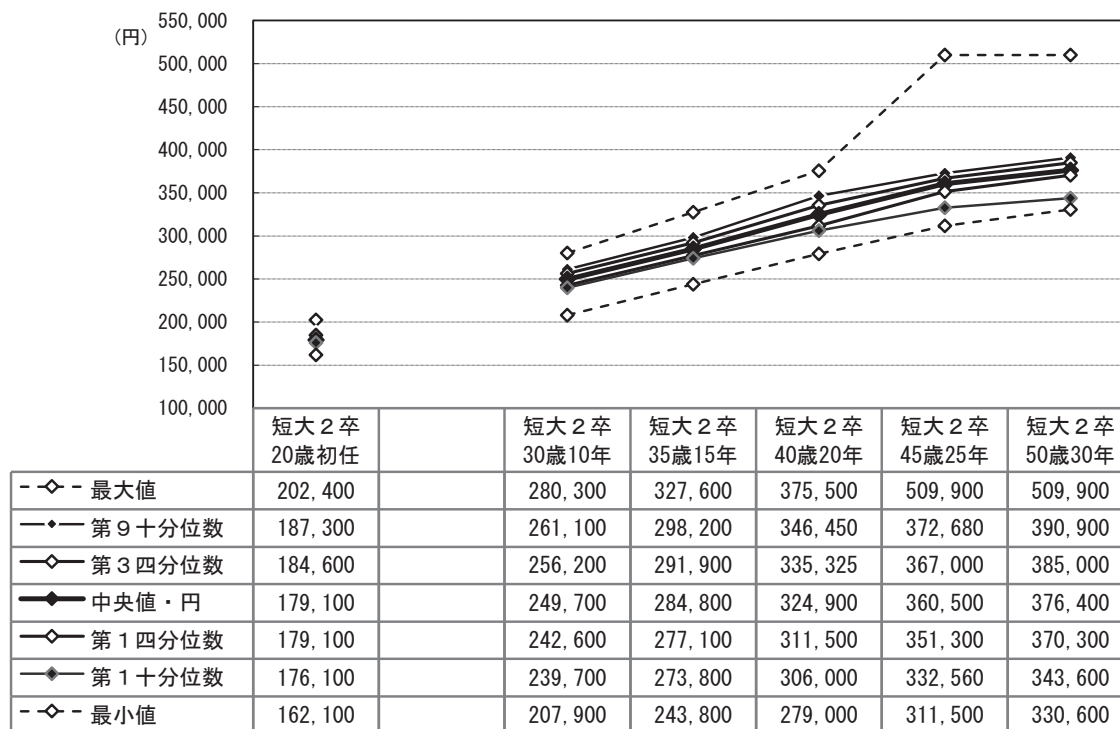
第4-7図 短大2卒標準労働者の給料月額（円）〔自治体計〕



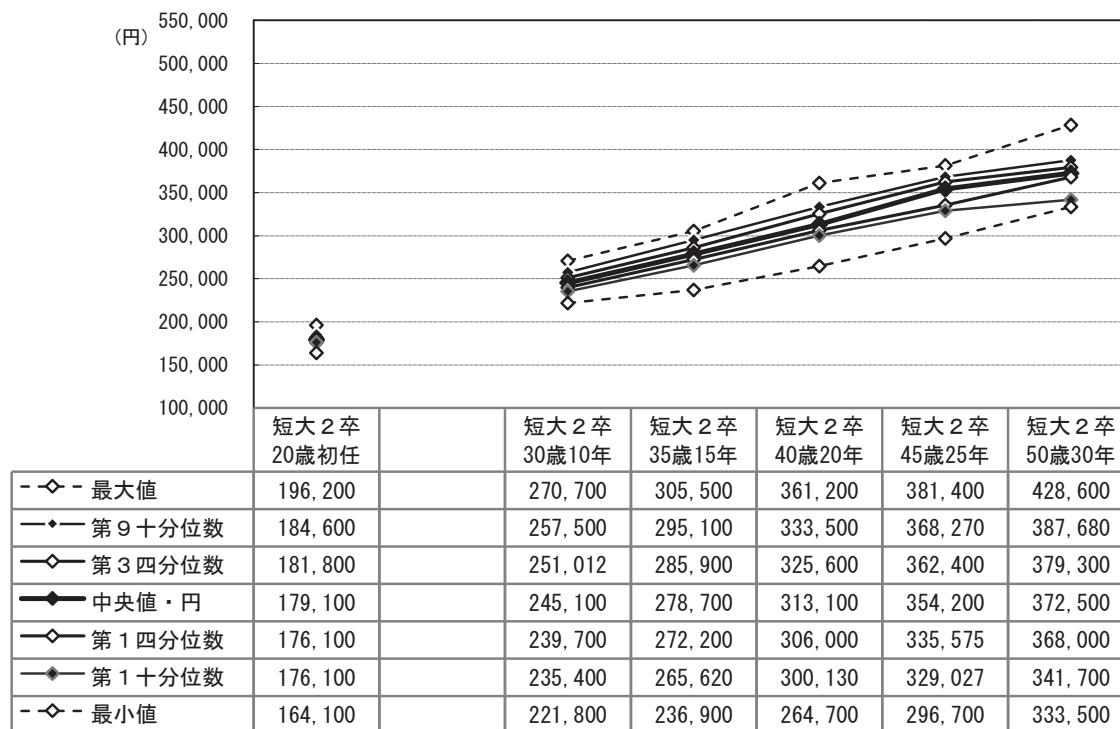
第4-8図 短大2卒標準労働者の給料月額（円）〔県都・政令市計〕



第4-9図 短大2卒標準労働者の給料月額（円）〔一般市計〕



第4-10図 短大2卒標準労働者の給料月額（円）〔町村計〕



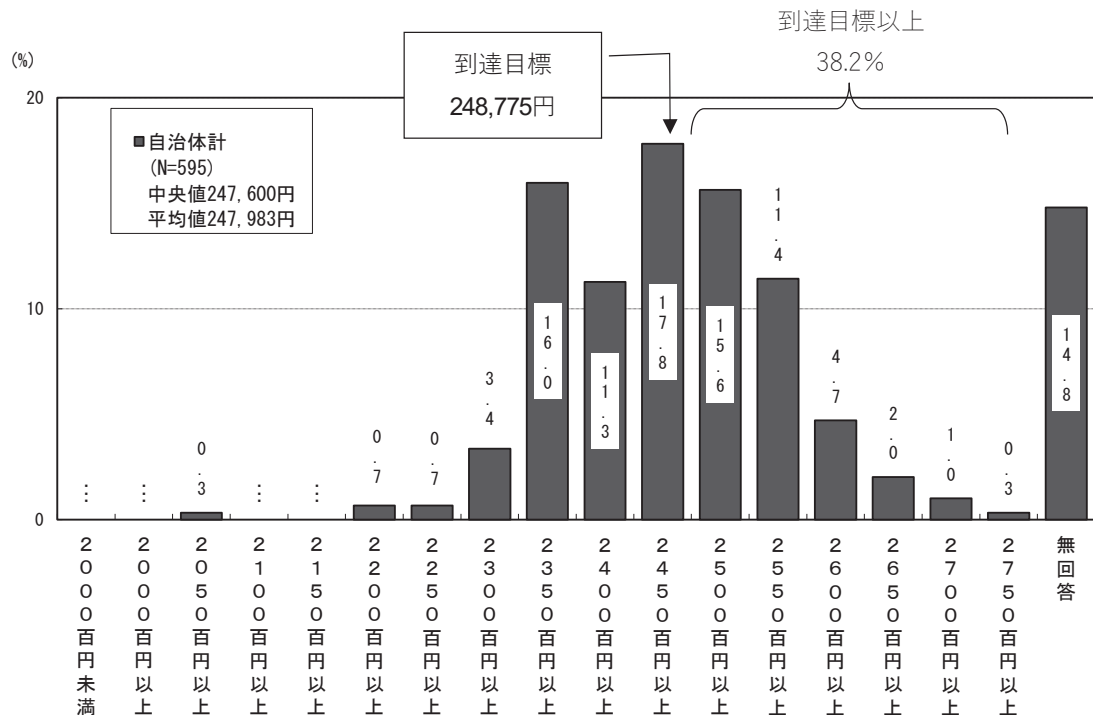
到達目標（ポイント賃金）の考え方

30 歳 248,775 円
 (国公行(一) 3－7 水準、249,500 円)
 35 歳 293,807 円
 (国公行(一) 3－39 水準、295,100 円)
 40 歳 343,042 円
 (国公行(一) 4－42 水準、344,800 円)

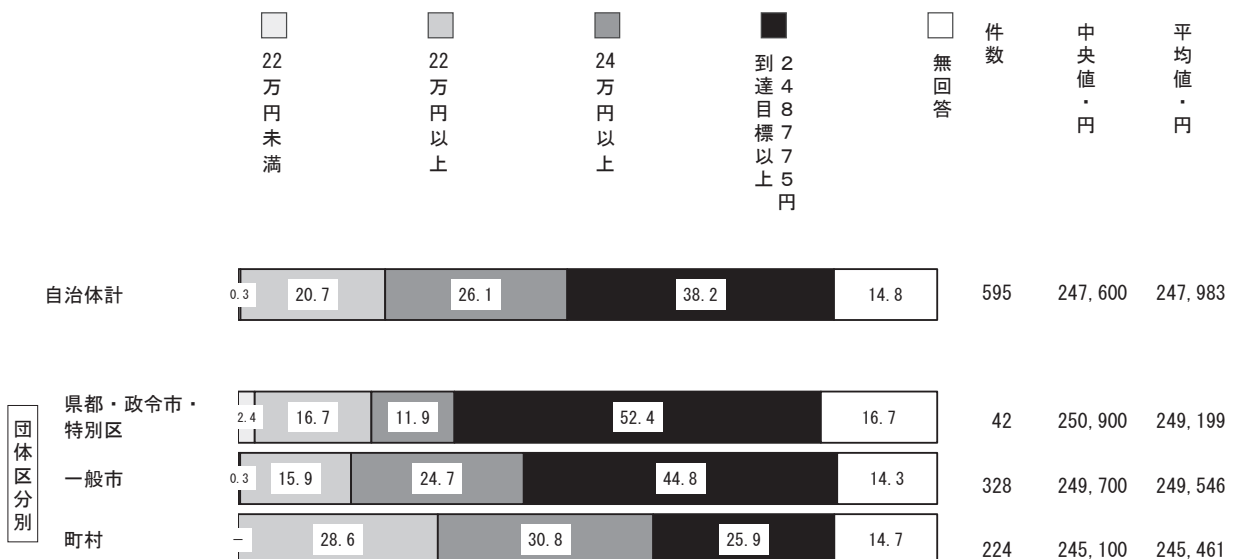
※号給は 2024 年 4 月 1 日時点

上記の到達目標は、2017 年実施の賃金実態調査を基準に、賃金 P T 報告に基づく算出方法により設定しています。具体的には、2006 給与構造改革により引き下げられた 4.8%と、2015 給与制度の総合的見直しにより引き下げられた 2.0%を加えた 6.8%に、2017 年度賃金実態調査における実在者中央値に乗じて算出しています。

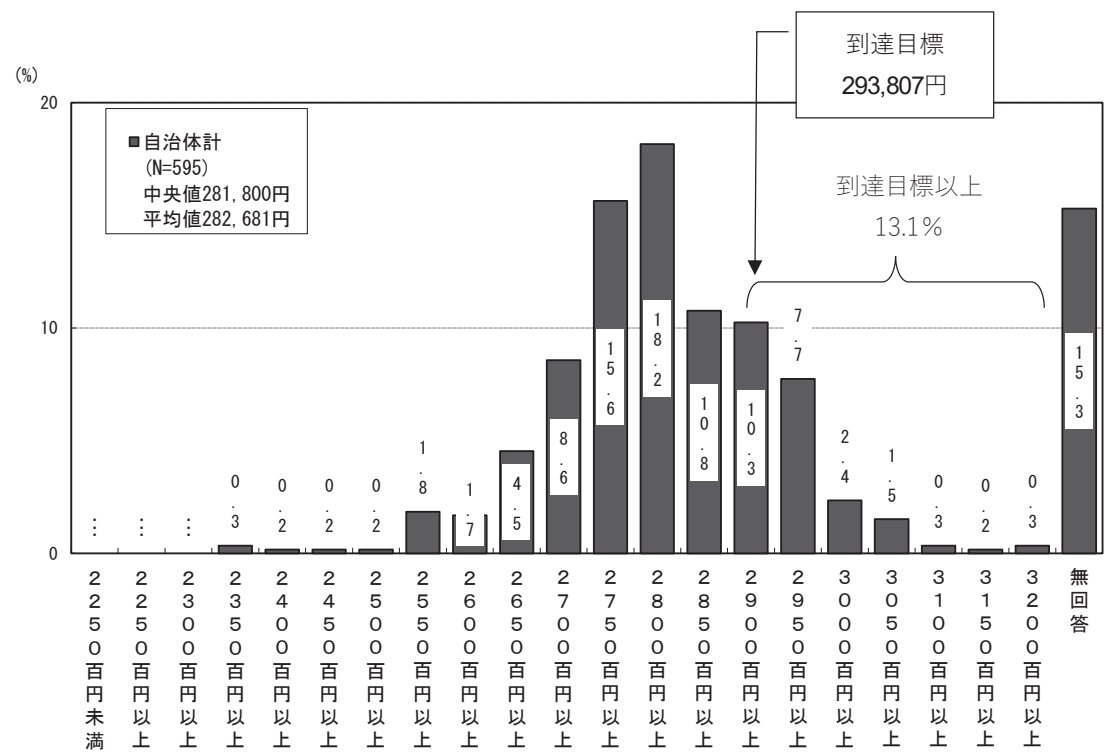
第 4－11 図 (保育職) 短大 2 卒 30 歳勤続 10 年・給料月額（分布・5,000 円刻み）



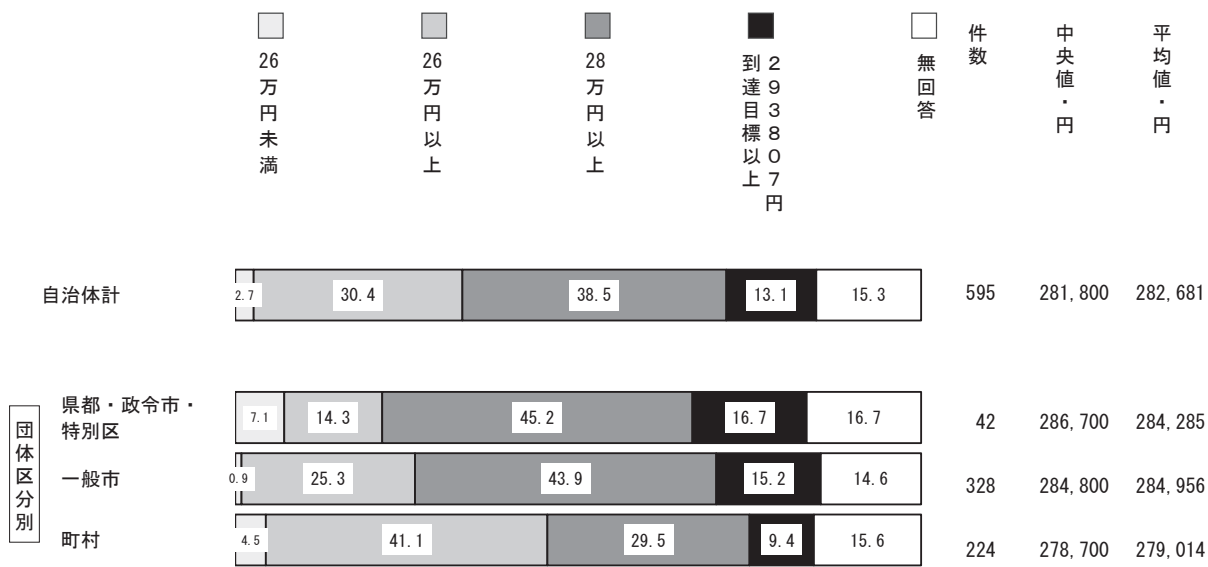
第 4－12 図 (保育職) 短大 2 卒 30 歳勤続 10 年・給料月額



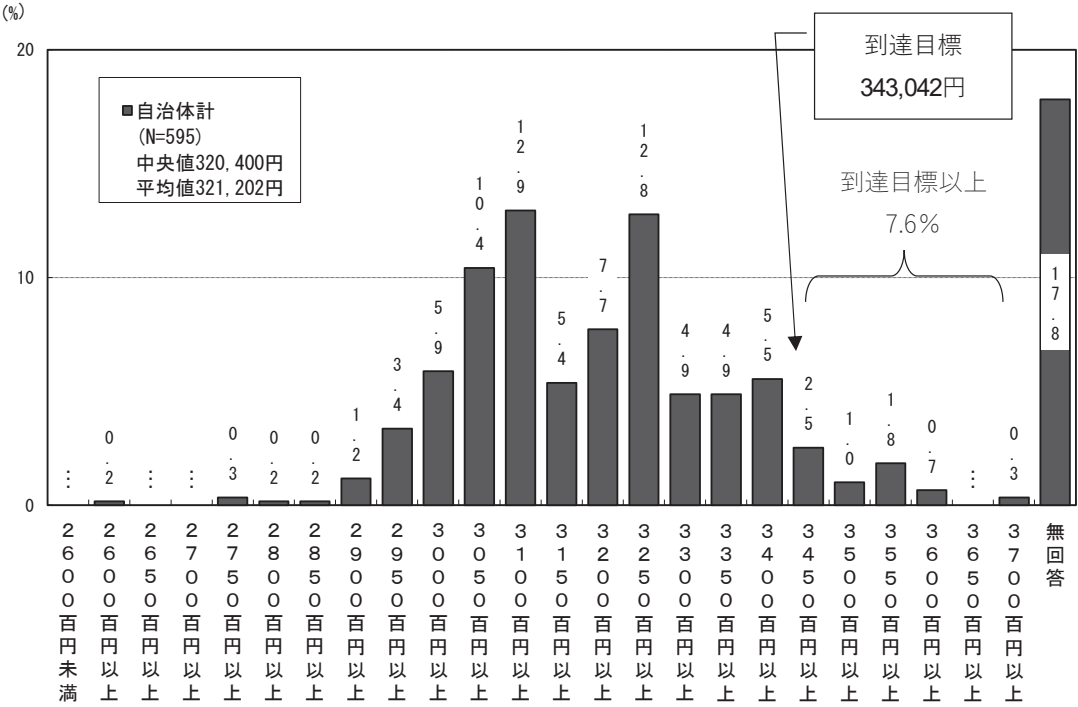
第 4-13 図 （保育職）短大 2 卒 35 歳勤続 15 年・給料月額（分布・5,000 円刻み）



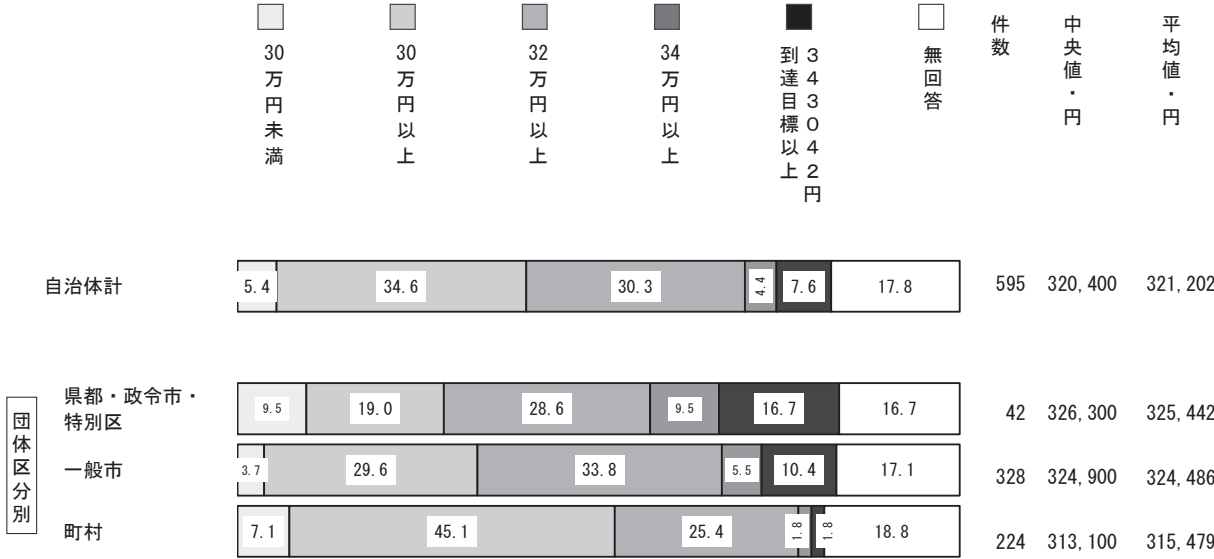
第 4-14 図 （保育職）短大 2 卒 35 歳勤続 15 年・給料月額



第 4-15 図 （保育職）短大 2 卒 40 歳勤続 20 年・給料月額（分布・5,000 円刻み）



第 4-16 図 （保育職）短大 2 卒 40 歳勤続 20 年・給料月額



8. 短大2卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額の時系列比較

第4-18表 (保育職) 短大2卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額(時系列比較・円)

		短大2卒（中央値）						短大2卒（平均値）						
		20歳 初任	30歳 10年	35歳 15年	40歳 20年	45歳 25年	50歳 30年	20歳 初任	30歳 10年	35歳 15年	40歳 20年	45歳 25年	50歳 30年	
自治体計	2024年	179,100	247,600	281,800	320,400	359,400	375,000	180,580	247,983	282,681	321,202	355,258	373,994	
	2022年	163,100	239,300	277,000	318,250	358,100	373,712	164,740	239,639	277,782	318,970	354,473	372,591	
	2020年	163,100	239,300	277,000	317,750	357,200	373,800	164,663	239,179	277,069	318,301	353,924	372,682	
	2018年	159,800	237,300	276,000	318,000	357,000	373,400	161,751	237,693	276,777	318,529	354,171	372,638	
	2016年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	2014年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	2024年－2022年	16,000	8,300	4,800	2,150	1,300	1,288	15,841	8,344	4,899	2,232	785	1,403	
団 体 区 分 別	県都・政令市・特別区	2024年	180,500	250,900	286,700	326,300	365,300	378,700	180,580	249,199	284,285	325,442	357,959	375,128
	2022年	163,500	242,719	283,700	326,100	363,500	377,700	165,217	242,626	283,505	326,771	358,133	375,231	
	2020年	165,300	243,500	285,500	324,700	362,324	377,350	165,556	242,338	282,842	324,613	356,536	371,611	
	2018年	162,700	244,300	287,700	325,900	360,350	376,600	163,461	242,500	284,203	326,393	359,021	375,589	
	2016年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	2014年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	2024年－2022年	17,000	8,181	3,000	200	1,800	1,000	15,363	6,573	779	▲ 1,328	▲ 174	▲ 103	
一 般 市	2024年	179,100	249,700	284,800	324,900	360,500	376,400	181,406	249,546	284,956	324,486	357,944	376,038	
	2022年	163,100	241,350	279,200	320,500	359,200	374,900	165,581	241,359	279,963	322,075	356,437	373,532	
	2020年	163,100	242,100	279,200	321,700	360,100	375,400	165,667	241,559	279,901	322,021	356,128	374,183	
	2018年	159,800	239,900	279,100	320,100	359,700	375,000	162,549	239,512	279,180	321,685	356,898	374,308	
	2016年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	2014年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	2024年－2022年	16,000	8,350	5,600	4,400	1,300	1,500	15,824	8,186	4,993	2,411	1,508	2,507	
町 村	2024年	179,100	245,100	278,700	313,100	354,200	372,500	179,441	245,461	279,014	315,479	350,757	370,777	
	2022年	163,100	235,400	271,900	309,600	355,000	371,500	163,539	236,781	273,771	313,187	351,068	370,827	
	2020年	163,100	234,400	270,200	309,600	352,600	369,900	163,265	235,714	272,609	312,597	350,737	370,957	
	2018年	159,800	233,600	270,600	311,800	352,200	370,200	160,292	234,221	272,005	312,575	349,473	369,795	
	2016年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	2014年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	2024年－2022年	16,000	9,700	6,800	3,500	▲ 800	1,000	15,901	8,680	5,243	2,293	▲ 311	▲ 50	

9. 調査結果の要約

- 使用給料表は「行政職給料表」(89.3%)が最も多く、2022年(87.7%)とほぼ同じである。団体区分別にみても「行政職給料表」は、県都・政令市・特別区(81.4%)、一般市(88.7%)、町村(91.4%)とも8～9割となっている(第4-2表、1図)。
- 自治体で適用されている給料表の級制(中央値)は7級制で2022年と同じである。団体区分別にみると県都・政令市・特別区は8級制、一般市は7級制、町村は6級制である。どの範囲にあるか十分位でみると、県都・政令市・特別区では第1十分位が6級制、第9十分位が9級制となっており大半が6～9級制、一般市では5～8級制、町村では5～7級制である(第4-3表)。
- 自治体で適用されている最高給料月額の中央値は446,200円で、2022年(444,900円)を1,300円上回る。団体区分別では、県都・政令市・特別区514,100円、一般市446,200円、町村411,300円である(第4-4表)。国公行(一)8級相当(最高給料月額470,000円)以上となっているのは20.2%で、団体区分別にみると県都・政令市・特別区(79.1%)で8割、一般市(28.9%)で3割、町村(0.7%)はわずかである。一方、国公行(一)7級相当(最高給料月額446,200円)に満たないところは41.9%で、団体区分別にみると町村(73.3%)で7割、一般市(20.5%)、県都・政令市・特別区(14.0%)で1～2割である(第4-2図)。
- 組合員として到達できる最高級(中央値)は4級で2022年と同じである。団体区分別にみると県都・政令市・特別区、一般市は5級、町村は4級である(第4-6表)。
- 組合員として到達できる最高給料月額の中央値は394,000円で2022年(393,000円)を1,000円上回る。団体区分別では、県都・政令市・特別区401,850円、一般市394,000円、町村385,800円である(第4-7表)。国公行(一)6級相当(最高給料月額411,300円)以上に到達しているのは8.1%で、団体区分別にみると県都・政令市・特別区(32.6%)で3割、一般市(10.2%)で1割、町村(2.0%)ではわずかであり、国公行(一)5級相当(最高給料月額394,000円)以上に到達しているのは49.5%で、団体区分別にみると県都・政令市・特別区(86.0%)で9割弱、一般市(55.8%)で5割強、町村(36.3%)で4割弱である(第4-3図)。
- 短大2卒標準労働者の標準的(平均的)な昇格年齢(給料表による限定なし)の中央値は、2級26歳、3級31歳、4級40歳で、いずれも2022年とほぼ同じである(第4-10表)。4級昇格年齢を団体区分別にみると、県都・政令市・特別区が39歳、一般市は40歳、町村は42歳である。また、自治体による4級昇格年齢の開きを十分位数でみると、一般市では第1十分位34歳、第9十分位45歳となっており、9歳の開きがある(第4-13表)。
- 20歳短大2卒初任給の中央値は179,100円で、2022年(163,100円)を16,000円上回る。団体区分別にみると県都・政令市・特別区180,500円、一般市、町村179,100円である(第3-16表)。20歳短大2卒初任給が国公行(一)より4号以上上位(181,800円以上)となっているのは35.0%で、団体区分別にみると県都・政令市・特別区(42.9%)、一般市(40.5%)で4割、町村(25.4%)で2割強である(第4-4図)。

- 短大2卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額の特徴は以下の通り。

分析するにあたっては、「自治労 2024 春闘方針」において提起した到達目標と比較していく。

給料月額の到達目標

30 歳標準労働者	35 歳標準労働者	40 歳標準労働者
248,775 円	293,807 円	343,042 円

- ⬇ 30 歳勤続 10 年の中央値は 247,600 円で 2022 年（239,300 円）を 8,300 円上回る。団体区分別にみると県都・政令市・特別区 250,900 円、一般市 249,700 円、町村 245,100 円である（第 4－5・6 図）。到達目標に達しているのは 38.2%で、2022 年（15.9%）を 22 ポイント上回る。団体区分別にみると県都・政令市・特別区（52.4%）、一般市（44.8%）で 4～5 割、町村（25.9%）で 2 割強である（第 4－12 図）。一般市について自治体による水準の違いを十分位数でみると、第 1 十分位 239,700 円、第 9 十分位 261,100 円で、21,400 円の開きがある（第 4－9 図）。
- ⬇ 35 歳勤続 15 年の中央値は 281,800 円で 2022 年（277,000 円）を 4,800 円上回る。団体区分別にみると県都・政令市・特別区 286,700 円、一般市 284,800 円、町村 278,700 円である（第 4－5・6 図）。到達目標に達しているのは 13.1%で、2022 年（8.9%）とほぼ同じである。団体区分別にみると県都・政令市・特別区（16.7%）、一般市（15.2%）、町村（9.4%）とも 1～2 割である（第 4－14 図）。一般市について自治体による水準の違いを十分位数でみると、第 1 十分位 273,800 円、第 9 十分位 298,200 円で、24,400 円の開きがある（第 4－9 図）。
- ⬇ 40 歳勤続 20 年の中央値は 320,400 円で 2022 年（318,250 円）を 2,150 円上回る。団体区分別にみると県都・政令市・特別区 326,300 円、一般市 324,900 円、町村 313,100 円である（第 4－5・6 図）。到達目標に達しているのは 7.6%で、2022 年（5.9%）とほぼ同じである。団体区分別にみると県都・政令市・特別区（16.7%）、一般市（10.4%）で 1～2 割、町村（1.8%）ではわずかである（第 4－16 図）。一般市について自治体による水準の違いを十分位数でみると、第 1 十分位 306,000 円、第 9 十分位 346,450 円で、40,450 円の開きがある（第 4－9 図）。

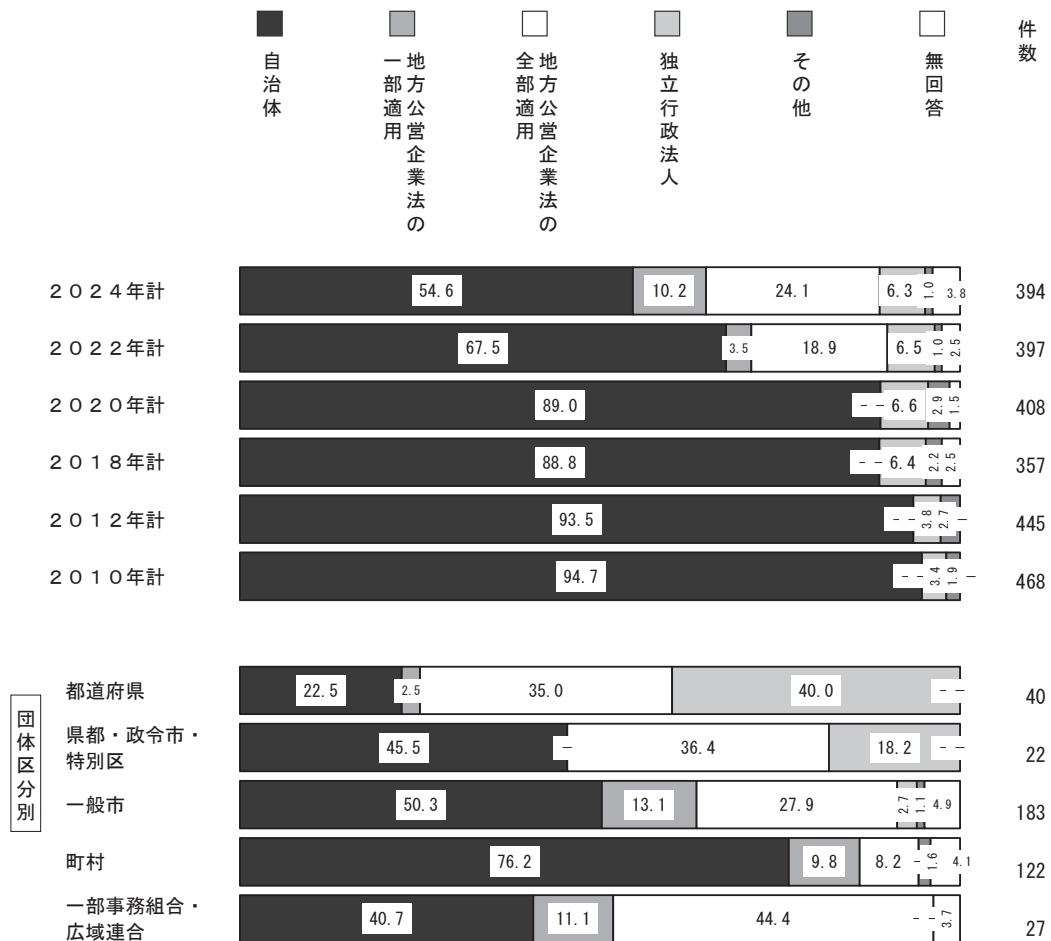
第5章 看護職給料表について

1. 看護職調査票における団体区分の構成と病院・診療所の経営主体

第5-1表 (看護職) 団体区分の構成

	都道府県	特別区・政令市・	一般市	町村	広域連合・一部事務組合	件数
2024年	10.2	5.6	46.4	31.0	6.9	394
2022年	9.6	6.3	46.9	32.0	5.3	397
2020年	10.0	5.1	45.6	34.6	4.7	408
2018年	10.4	5.3	48.2	30.5	5.6	357
2016年	-	-	-	-	-	-
2014年	-	-	-	-	-	-
2012年	8.3	7.0	49.4	29.9	5.4	445
2010年	8.8	6.6	49.1	30.1	5.3	468

第5-1図 (看護職) 病院・診療所の経営主体



※「地方公営企業法の一部適用」、「地方公営企業法の全部適用」は2022年から選択肢に加えている

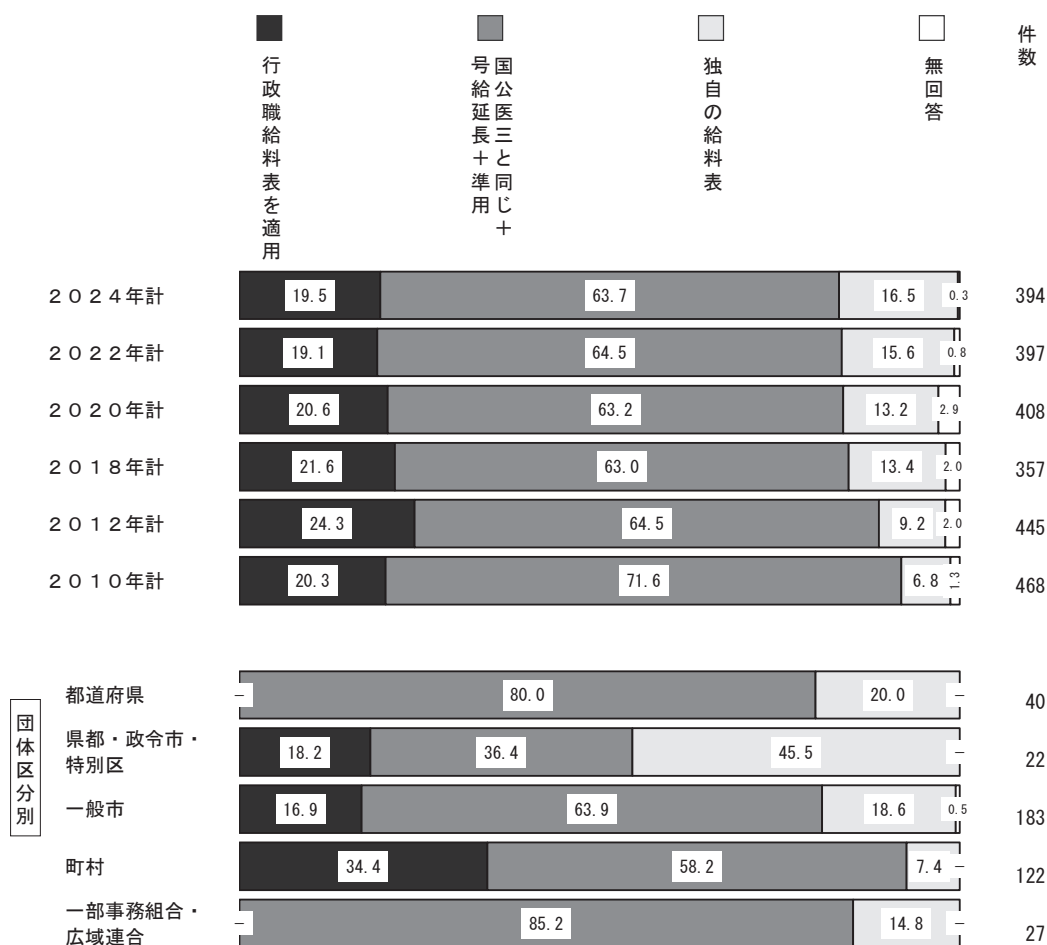
2. 使用している給料表

第5-2表 (看護職) 使用している給料表

(2 2 年)											
		適用行政職給料表を	国公医三と同じ十号給延長十準用	医三と同じ	医三の号給延長	医三の準用	独自の給料表	無回答	件数	適用行政職給料表を	国公医三と同じ十号給延長十準用
団体区分別	自治体計	19.5	63.7	42.9	9.9	10.9	16.5	0.3	394	19.1	64.5
	都道府県	...	80.0	30.0	15.0	35.0	20.0	...	40	...	71.1
	県都・政令市・特別区	18.2	36.4	22.7	9.1	4.5	45.5	...	22	16.0	52.0
	一般市	16.9	63.9	45.4	8.7	9.8	18.6	0.5	183	16.7	65.6
	町村	34.4	58.2	42.6	9.8	5.7	7.4	...	122	32.3	59.8
	一部事務組合・広域連合	...	85.2	63.0	11.1	11.1	14.8	...	27	...	85.7

※「医三と同じ」は調査票では「医(三)と(級数以外は)同じ」と表記

第5-2図 (看護職) 使用している給料表



3. 給料表の級制と最高級の最高給料月額

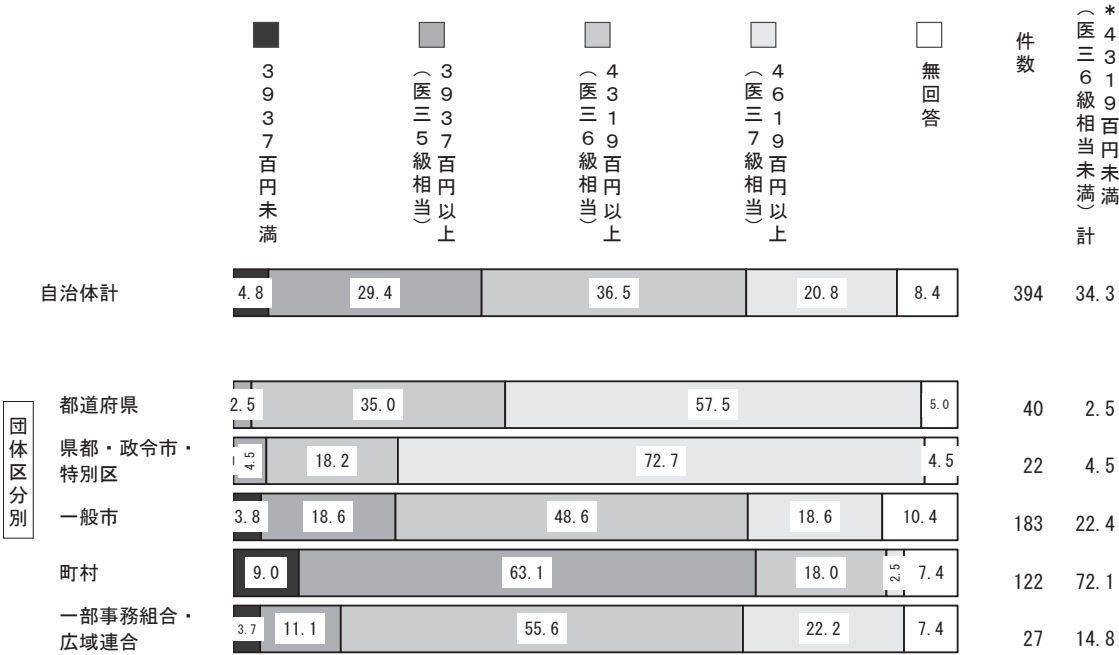
第5-3表 (看護職) 給料表の級制

		(22年)															
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・級制	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・級制	標準偏差	分散係数	中央値・級制	平均値・級制
自治体計	92.9	7.1	394	1.0	5.0	5.0	6.0	7.0	7.0	9.0	0.167	0.167	6.0	1.0	0.174	6.0	5.9
団体区分別																	
都道府県	95.0	5.0	40	5.0	6.0	6.0	7.0	7.0	7.0	7.0	0.071	0.071	6.6	0.6	0.091	7.0	6.5
県都・政令市・特別区	95.5	4.5	22	5.0	6.0	7.0	7.0	7.0	9.0	9.0	0.214	0.000	7.1	1.0	0.144	7.0	7.0
一般市	91.3	8.7	183	1.0	5.0	5.5	6.0	7.0	7.0	9.0	0.167	0.125	6.0	1.1	0.183	6.0	6.0
町村	92.6	7.4	122	2.0	5.0	5.0	6.0	6.0	6.0	7.0	0.083	0.083	5.4	0.8	0.145	6.0	5.5
一部事務組合・広域連合	100.0	...	27	5.0	5.0	6.0	6.0	7.0	7.0	7.0	0.167	0.083	6.1	0.7	0.112	6.0	6.0

第5-4表 (看護職) 最高級の最高給料月額

		(22年)															
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・円	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・円	標準偏差	分散係数	中央値・円	平均値・円
自治体計	91.6	8.4	394	363,600	393,700	402,400	431,900	451,800	463,000	580,700	0.080	0.057	431,842	34,255	0.079	430,700	428,882
団体区分別																	
都道府県	95.0	5.0	40	404,400	431,900	434,825	461,900	461,900	465,914	473,200	0.037	0.029	452,456	15,810	0.035	460,600	449,641
県都・政令市・特別区	95.5	4.5	22	393,700	440,700	461,900	463,000	492,600	528,900	540,400	0.095	0.033	476,271	35,675	0.075	461,700	469,467
一般市	89.6	10.4	183	363,600	393,700	431,600	431,900	446,400	461,900	580,700	0.079	0.017	436,040	33,953	0.078	430,700	432,796
町村	92.6	7.4	122	363,600	393,700	393,700	410,200	418,800	431,900	573,200	0.047	0.031	409,398	24,192	0.059	410,200	407,523
一部事務組合・広域連合	92.6	7.4	27	387,700	393,700	431,900	431,900	454,400	462,560	471,800	0.080	0.026	437,096	23,718	0.054	430,700	434,795

第 5-3 図 (看護職) 最高級の最高給料月額



第 5-5 表 (看護職) 最高級の最高給料月額 (時系列比較)

	2024年		2022年		2020年		2018年		中央値 24年と 22年の差
	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	
自治体計	431,900	431,842	430,700	428,882	430,700	427,033	430,300	429,391	1,200
都道府県	461,900	452,456	460,600	449,641	460,600	450,053	460,200	449,227	1,300
県都・政令市・特別区	463,000	476,271	461,700	469,467	462,716	477,847	460,200	475,865	1,300
一般市	431,900	436,040	430,700	432,796	430,700	430,997	430,300	434,715	1,200
町村	410,200	409,398	410,200	407,523	405,000	406,169	408,650	406,369	0
一部事務組合・広域連合	431,900	437,096	430,700	434,795	430,700	432,582	430,300	432,028	1,200

4. 組合員として到達できる最高級と最高給料月額

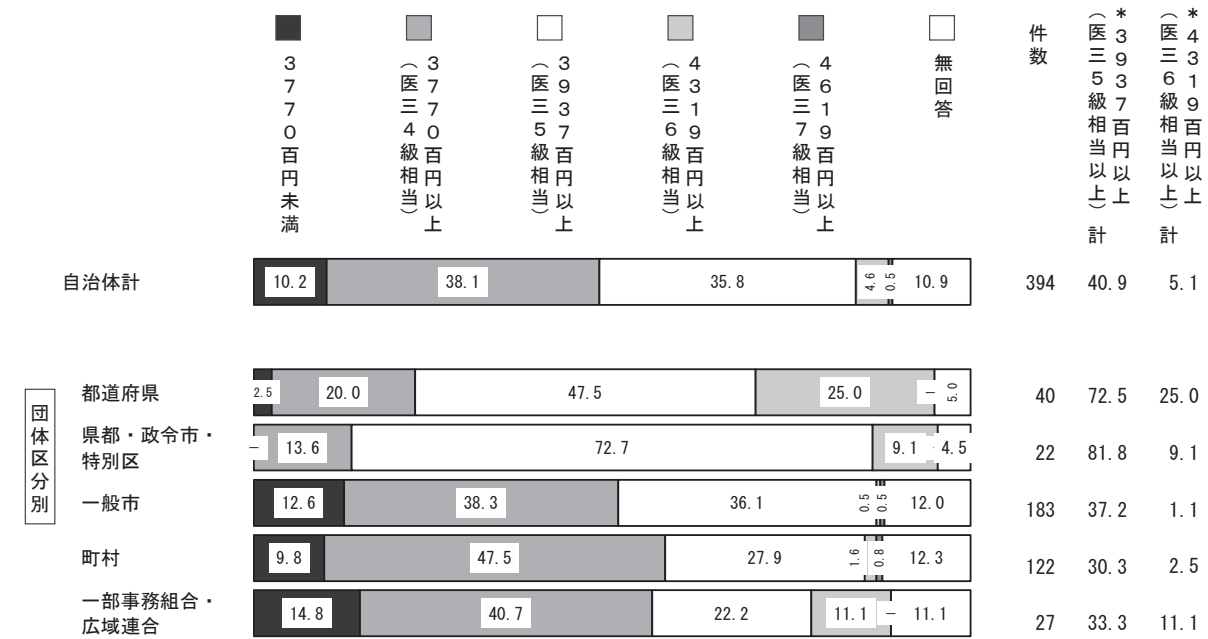
第5-6表 (看護職) 組合員として到達できる最高級

(2 2 年)																				
	記入あり		記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・級	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・級	標準偏差	分散係数	中央値・級	平均値・級		
団体 区 分別	自治体計			90.9	9.1	394	2.0	3.0	4.0	4.0	5.0	5.0	6.0	0.250	0.125	4.4	0.8	0.178	4.0	4.3
	都道府県			95.0	5.0	40	3.0	4.0	5.0	5.0	6.0	6.0	0.200	0.000	5.0	0.7	0.149	5.0	4.9	
	県都・政令市・特別区			95.5	4.5	22	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	6.0	0.100	0.100	4.8	0.5	0.110	5.0	4.8	
	一般市			89.6	10.4	183	2.0	3.0	4.0	4.0	5.0	5.0	6.0	0.250	0.125	4.2	0.8	0.184	4.0	4.3
	町村			89.3	10.7	122	2.0	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	6.0	0.125	0.125	4.3	0.7	0.164	4.0	4.2
	一部事務組合・広域連合			96.3	3.7	27	3.0	3.5	4.0	4.0	5.0	5.0	6.0	0.188	0.125	4.3	0.8	0.179	4.0	4.2

第5-7表 (看護職) 組合員として到達できる最高給料月額

(2 2 年)																	
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・円	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・円	標準偏差	分散係数	中央値・円	平均値・円
団体区分別	自治体計	89.1 10.9	394	351,000	372,100	377,000	387,395	394,350	410,600	573,200	0.050	0.022	389,551	19,942	0.051	383,950	386,605
	都道府県	95.0 5.0	40	369,000	381,983	393,700	395,100	424,400	434,630	437,800	0.067	0.039	402,436	19,984	0.050	392,600	398,723
	県都・政令市・特別区	95.5 4.5	22	377,000	393,500	393,700	401,100	413,200	422,000	432,900	0.036	0.024	403,762	13,908	0.034	395,269	400,460
	一般市	88.0 12.0	183	353,000	363,600	377,000	385,200	393,700	402,400	486,800	0.050	0.022	386,450	15,867	0.041	383,400	384,325
	町村	87.7 12.3	122	351,000	374,380	377,000	382,000	393,700	400,280	573,200	0.034	0.022	386,772	22,509	0.058	381,000	383,167
	一部事務組合・広域連合	88.9 11.1	27	363,600	365,610	377,000	377,000	399,075	426,470	454,400	0.081	0.029	389,913	22,988	0.059	375,900	386,844

第5-4図 (看護職) 組合員として到達できる最高給料月額



第5-8表 (看護職) 組合員として到達できる最高給料月額 (時系列比較)

	2024年		2022年		2020年		2018年		中央値 24年と 22年の差
	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	
自治体計	387,395	389,551	383,950	386,605	383,900	386,406	384,100	386,956	3,445
都道府県	395,100	402,436	392,600	398,723	395,635	401,729	393,900	398,217	2,500
県都・政令市・特別区	401,100	403,762	395,269	400,460	397,200	401,740	396,800	402,188	5,831
一般市	385,200	386,450	383,400	384,325	382,400	384,230	384,900	386,509	1,800
町村	382,000	386,772	381,000	383,167	381,000	382,713	380,600	383,082	1,000
一部事務組合・広域連合	377,000	389,913	375,900	386,844	375,900	384,917	375,500	376,628	1,100

5. 短大3卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢

※給料表による限定をしていない。

第5-9表 （看護職）短大3卒標準労働者の標準的昇格年齢への回答件数

	2級昇格年齢 への回答件数	3級昇格年齢 への回答件数	4級昇格年齢 への回答件数	5級昇格年齢 への回答件数	6級昇格年齢 への回答件数	看護職の 短大3卒への 回答件数
自治体計	175	248	191	103	46	301
団体 区 分別						
都道府県	21	33	31	19	2	38
県都・政令市・特別区	16	16	12	9	4	19
一般市	75	113	81	38	20	137
町村	47	66	54	28	14	80
一部事務組合・広域連合	16	20	13	9	6	27

第5-10表 （看護職）短大3卒標準労働者の標準的昇格年齢（中央値・歳）

	2級昇格年齢	3級昇格年齢	4級昇格年齢	5級昇格年齢	6級昇格年齢
自治体計	21.0	30.0	40.0	48.0	54.5
団体 区 分別					
都道府県	21.0	28.0	37.0	43.0	55.0
県都・政令市・特別区	24.5	30.5	41.0	49.0	56.5
一般市	21.0	29.0	40.0	46.5	54.0
町村	25.0	31.0	41.0	50.0	55.0
一部事務組合・広域連合	21.5	31.0	40.0	50.0	54.0
【2022年】					
自治体計	21.0	30.0	40.0	47.0	54.0
団体 区 分別					
都道府県	21.0	28.0	36.5	41.0	53.0
県都・政令市・特別区	24.0	31.5	40.0	48.5	56.0
一般市	21.0	29.0	40.0	47.0	54.0
町村	23.5	31.0	42.0	49.5	54.5
一部事務組合・広域連合	21.5	29.5	39.0	49.0	54.0
【2024年－2022年】					
自治体計	...	...	...	1.0	0.5
団体 区 分別					
都道府県	...	...	0.5	2.0	2.0
県都・政令市・特別区	0.5	-1.0	1.0	0.5	0.5
一般市	...	...	...	-0.5	...
町村	1.5	...	-1.0	0.5	0.5
一部事務組合・広域連合	...	1.5	1.0	1.0	...

第5-11表 (看護職) 短大3卒2級昇格年齢

		(2 2 年)																
		記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・歳	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・歳	標準偏差	分散係数	中央値・歳	平均値・歳
団体 区分別	自治体計	58.1	41.9	301	20.0	21.0	21.0	21.0	25.8	27.0	32.0	0.143	0.113	23.0	2.7	0.118	21.0	22.9
	都道府県	55.3	44.7	38	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0	29.0	0.000	0.000	21.4	1.7	0.080	21.0	21.4
	県都・政令市・特別区	84.2	15.8	19	21.0	21.0	21.0	24.5	26.3	28.0	32.0	0.143	0.107	24.4	3.2	0.132	24.0	24.1
	一般市	54.7	45.3	137	20.0	21.0	21.0	21.0	24.5	26.0	30.0	0.119	0.083	22.7	2.5	0.112	21.0	22.5
	町村	58.8	41.3	80	20.0	21.0	21.0	25.0	26.0	28.0	29.0	0.140	0.100	24.1	2.8	0.116	23.5	23.9
	一部事務組合・広域連合	59.3	40.7	27	21.0	21.0	21.0	21.5	22.0	24.0	25.0	0.070	0.023	21.9	1.2	0.057	21.5	21.8

第5-12表 (看護職) 短大3卒3級昇格年齢

(2 2 年)																		
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・歳	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・歳	標準偏差	分散係数	中央値・歳	平均値・歳	
自治体計	82.4	17.6	301	23.0	27.0	28.0	30.0	32.0	37.3	53.0	0.172	0.067	30.8	4.5	0.146	30.0	30.8	
団体 区分別	都道府県	86.8	13.2	38	25.0	26.0	27.0	28.0	32.0	38.0	41.0	0.214	0.089	30.2	4.3	0.143	28.0	29.9
	県都・政令市・特別区	84.2	15.8	19	25.0	27.0	28.0	30.5	35.3	39.0	40.0	0.197	0.119	31.9	4.6	0.143	31.5	32.6
	一般市	82.5	17.5	137	23.0	26.2	28.0	29.0	31.0	34.0	45.0	0.134	0.052	30.1	4.1	0.136	29.0	30.1
	町村	82.5	17.5	80	25.0	27.0	28.0	31.0	33.0	34.0	43.0	0.113	0.081	30.9	3.6	0.115	31.0	31.2
	一部事務組合・広域連合	74.1	25.9	27	28.0	28.0	28.0	31.0	37.3	41.8	53.0	0.223	0.149	33.9	7.3	0.217	29.5	34.1

第5-13表 (看護職) 短大3卒4級昇格年齢

(2 2 年)																		
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・歳	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・歳	標準偏差	分散係数	中央値・歳	平均値・歳	
自治体計	63.5	36.5	301	28.0	33.0	36.0	40.0	43.0	46.0	57.0	0.163	0.088	39.7	5.6	0.142	40.0	40.0	
団体 区分別	都道府県	81.6	18.4	38	30.0	32.0	33.0	37.0	40.5	43.0	50.0	0.149	0.101	37.1	4.9	0.131	36.5	37.3
	県都・政令市・特別区	63.2	36.8	19	34.0	36.0	36.8	41.0	46.0	47.8	50.0	0.144	0.113	41.6	5.1	0.123	40.0	41.5
	一般市	59.1	40.9	137	28.0	31.0	35.0	40.0	43.0	46.0	52.0	0.188	0.100	39.1	5.8	0.148	40.0	39.7
	町村	67.5	32.5	80	32.0	35.0	38.0	41.0	45.0	46.0	54.0	0.134	0.085	41.3	4.9	0.119	42.0	41.5
	一部事務組合・広域連合	48.1	51.9	27	29.0	34.6	37.0	40.0	42.0	46.0	57.0	0.143	0.063	40.6	6.5	0.159	39.0	40.3

第5-14表 (看護職) 短大3卒5級昇格年齢

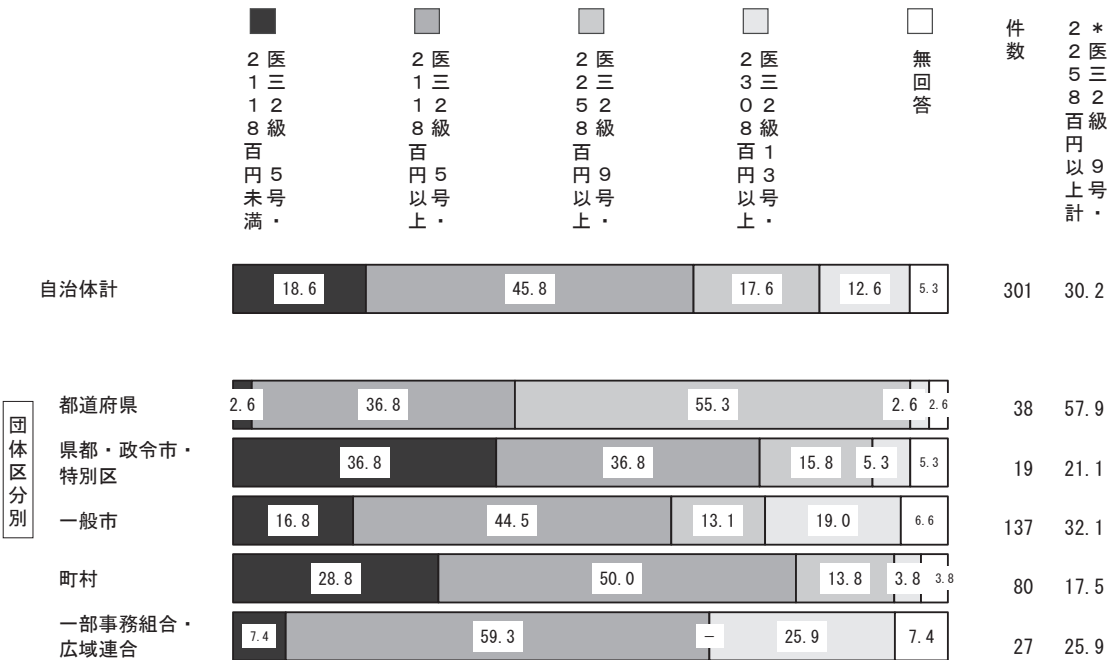
(2 2 年)																	
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・歳	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・歳	標準偏差	分散係数	中央値・歳	平均値・歳
団 体 区 分 別	自治体計	34.2 65.8	301	33.0	38.0	42.0	48.0	51.0	54.0	60.0	0.167	0.094	46.7	5.9	0.126	47.0	46.4
	都道府県	50.0 50.0	38	35.0	37.8	39.0	43.0	47.0	51.2	55.0	0.156	0.093	43.4	5.5	0.127	41.0	42.0
	県都・政令市・特別区	47.4 52.6	19	41.0	45.0	48.0	49.0	52.0	55.2	56.0	0.104	0.041	49.7	4.4	0.089	48.5	48.4
	一般市	27.7 72.3	137	33.0	38.0	42.3	46.5	50.0	53.3	56.0	0.165	0.083	46.2	5.8	0.125	47.0	46.5
	町村	35.0 65.0	80	37.0	41.1	45.0	50.0	51.0	54.3	60.0	0.132	0.060	48.5	5.4	0.111	49.5	47.3
	一部事務組合・広域連合	33.3 66.7	27	34.0	40.4	46.0	50.0	51.0	54.0	54.0	0.136	0.050	47.8	6.0	0.126	49.0	47.4

第5-15表 (看護職) 短大3卒6級昇格年齢

(2 2 年)																	
	記入あり	記入なし	件数	最小値	第1十分位数	第1四分位数	中央値・歳	第3四分位数	第9十分位数	最大値	十分位分散係数	四分位分散係数	平均値・歳	標準偏差	分散係数	中央値・歳	平均値・歳
団 体 区 分 別	自治体計	15. 3 84. 7	301	41. 0	48. 0	51. 0	54. 5	56. 8	58. 0	59. 0	0. 092	0. 053	53. 3	4. 3	0. 080	54. 0	53. 6
	都道府県	5. 3 94. 7	38	53. 0	53. 4	54. 0	55. 0	56. 0	56. 6	57. 0	0. 029	0. 018	55. 0	2. 0	0. 036	53. 0	53. 0
	県都・政令市・特別区	21. 1 78. 9	19	51. 0	52. 5	54. 8	56. 5	57. 5	58. 4	59. 0	0. 052	0. 024	55. 8	2. 9	0. 053	56. 0	55. 4
	一般市	14. 6 85. 4	137	41. 0	47. 3	49. 0	54. 0	56. 3	58. 0	58. 0	0. 099	0. 067	52. 5	5. 0	0. 096	54. 0	53. 1
	町村	17. 5 82. 5	80	46. 0	48. 9	53. 0	55. 0	55. 0	57. 7	59. 0	0. 080	0. 018	53. 9	3. 4	0. 064	54. 5	53. 6
	一部事務組合・広域連合	22. 2 77. 8	27	47. 0	48. 5	51. 0	54. 0	54. 8	56. 5	58. 0	0. 074	0. 035	53. 0	3. 6	0. 067	54. 0	53. 3

6. 21 歳短大3 卒初任給の給料月額

第 5－5 図 （看護職）21 歳短大3 卒初任給の給料月額



※国公医（三）の短大3 卒初任給は2 級 5 号

第 5－16 表 （看護職）21 歳短大3 卒初任給の給料月額（時系列比較）

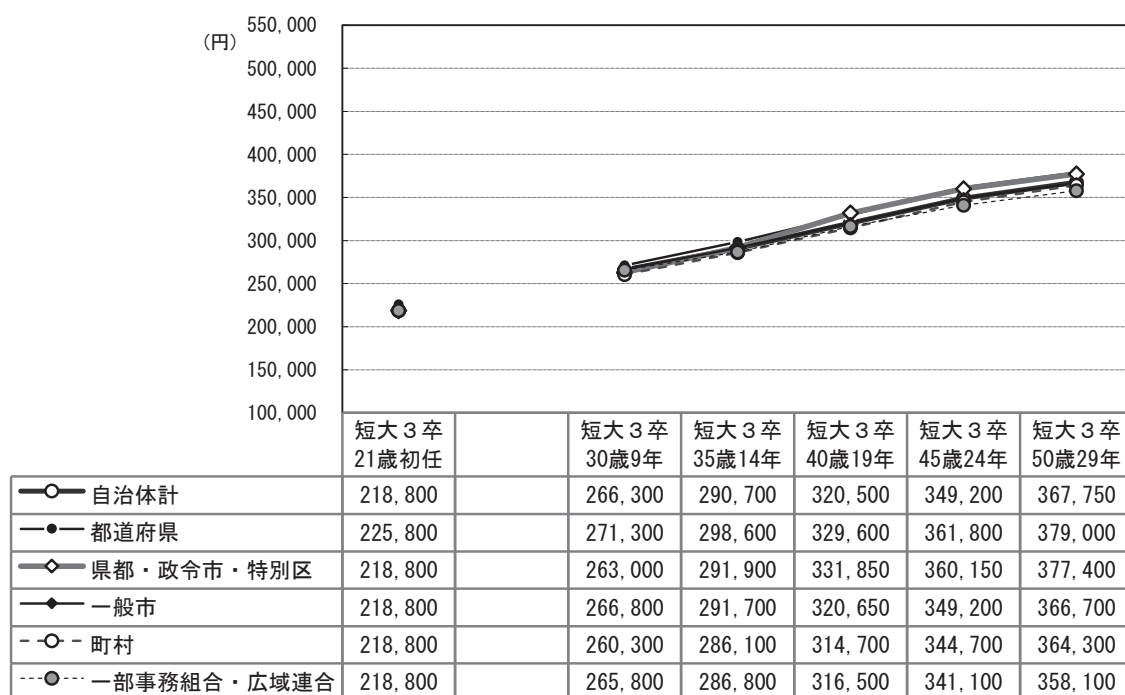
	2024年		2022年		2020年		2018年		中央値 24年と 22年の差
	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	
自治体計	218,800	217,059	200,700	200,263	200,700	200,340	197,100	197,029	18,100
都道府県	225,800	223,430	209,800	206,884	209,500	206,977	206,400	204,069	16,000
政令市・特別区	218,800	213,717	200,700	197,804	200,700	196,882	196,550	193,729	18,100
一般市	218,800	218,456	200,700	202,257	200,700	201,971	197,100	198,635	18,100
町村	218,800	210,969	200,700	193,725	200,700	194,889	197,100	190,868	18,100
一部事務組合・広域連合	218,800	221,636	201,050	206,219	202,500	206,989	197,100	201,718	17,750

7. 短大3卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額

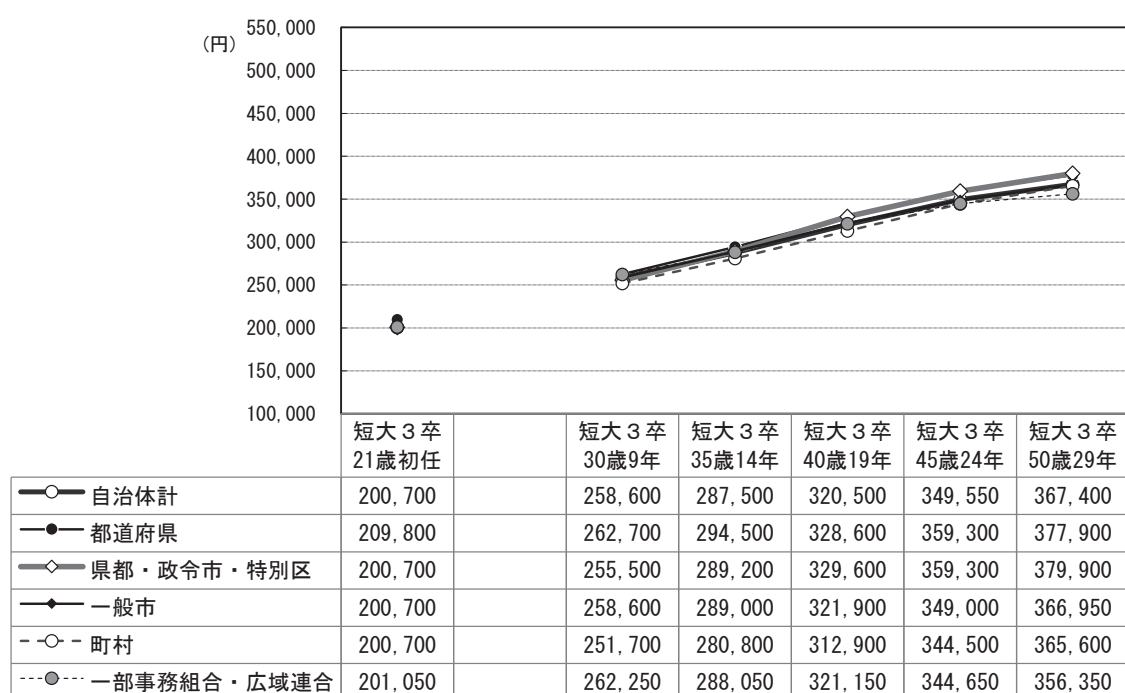
第5-17表 (看護職) 短大3卒標準労働者の給料月額への回答件数

	短大3卒 21歳初任	短大3卒 30歳9年	短大3卒 35歳14年	短大3卒 40歳19年	短大3卒 45歳24年	短大3卒 50歳29年	看護職の 短大3卒への 回答件数
自治体計	285	252	246	244	239	236	301
都道府県	37	35	35	35	35	33	38
県都・政令市・特別区	18	18	17	16	16	16	19
一般市	128	117	113	112	108	107	137
町村	77	65	64	64	63	63	80
一部事務組合・広域連合	25	17	17	17	17	17	27

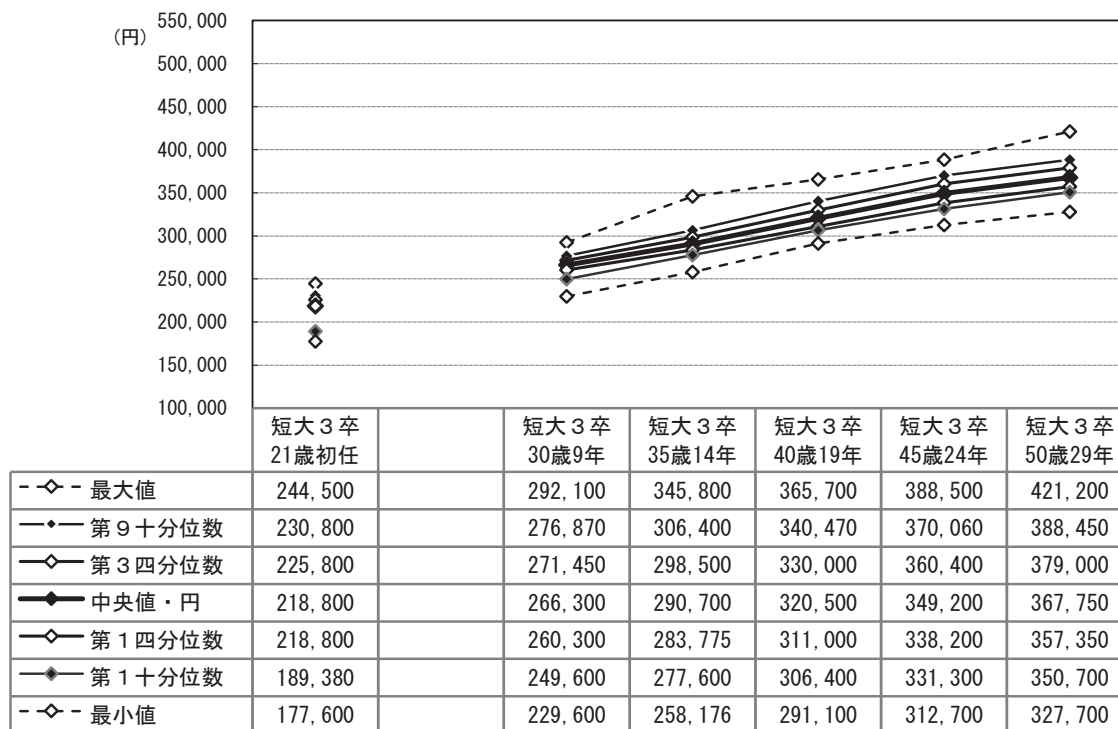
第5-6図 (看護職) 短大3卒標準労働者の給料月額(中央値・円)



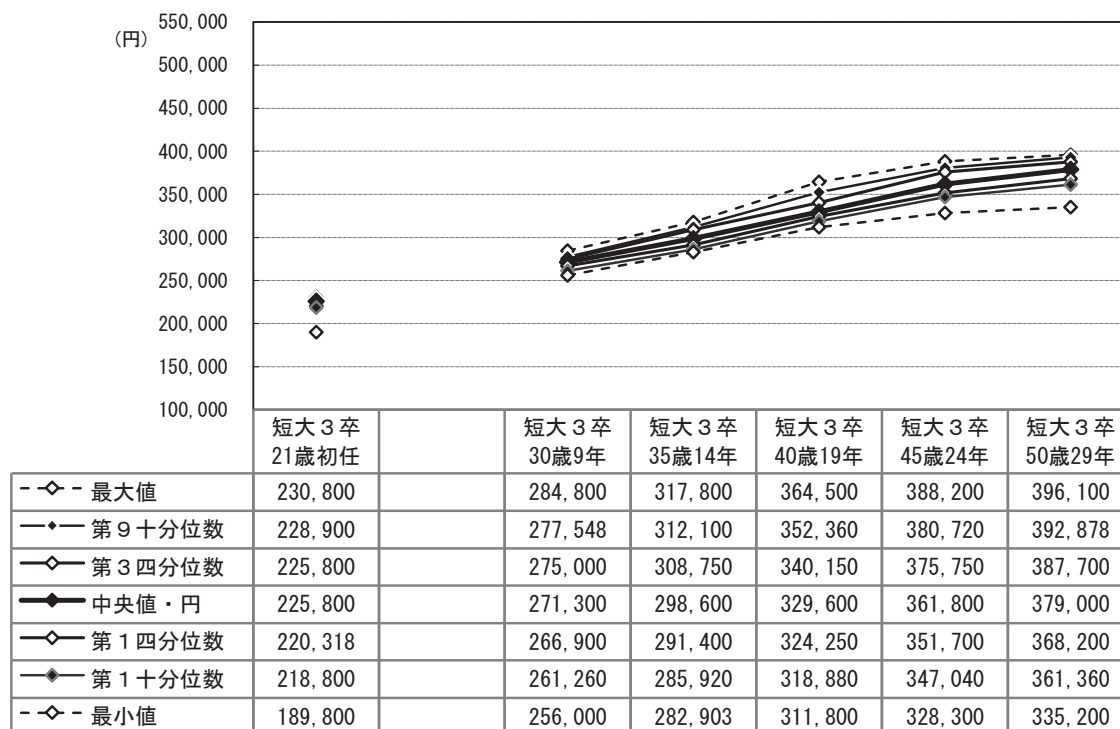
第5-7図 (看護職) 短大3卒標準労働者の給料月額(2022年・中央値・円)



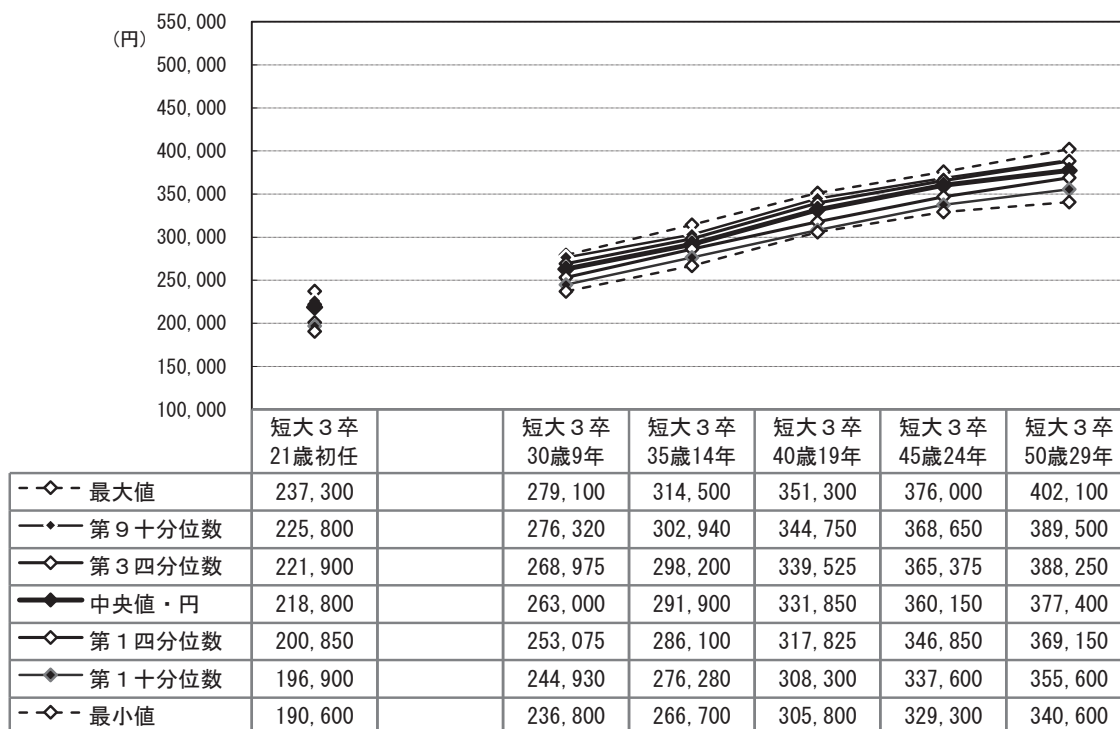
第5-8図 短大3卒標準労働者の給料月額（円）〔自治体計〕



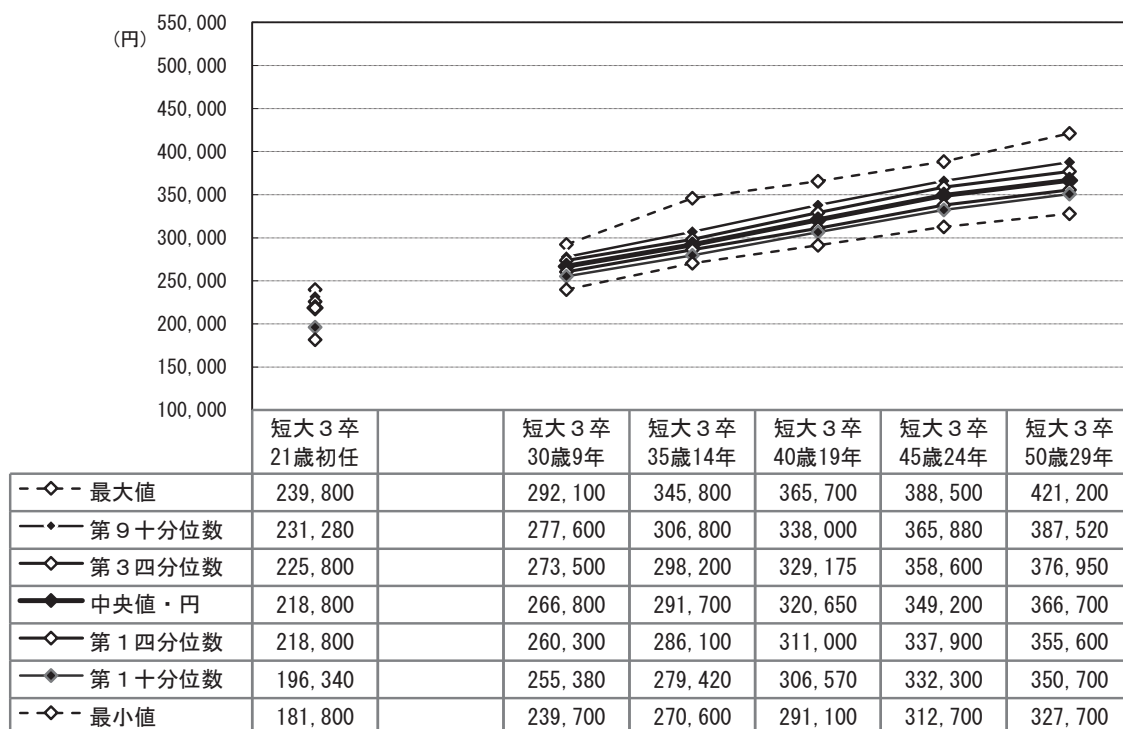
第5-9図 短大3卒標準労働者の給料月額（円）〔都道府県計〕



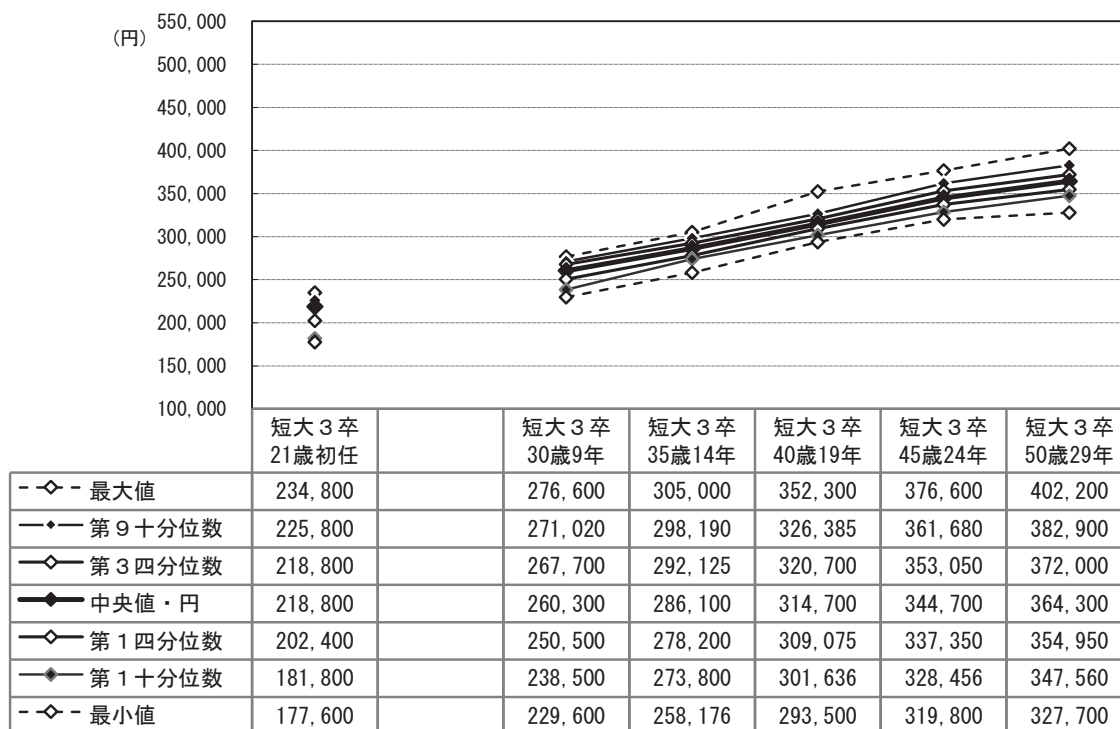
第5-10図 短大3卒標準労働者の給料月額（円）〔県都・政令市・特別区計〕



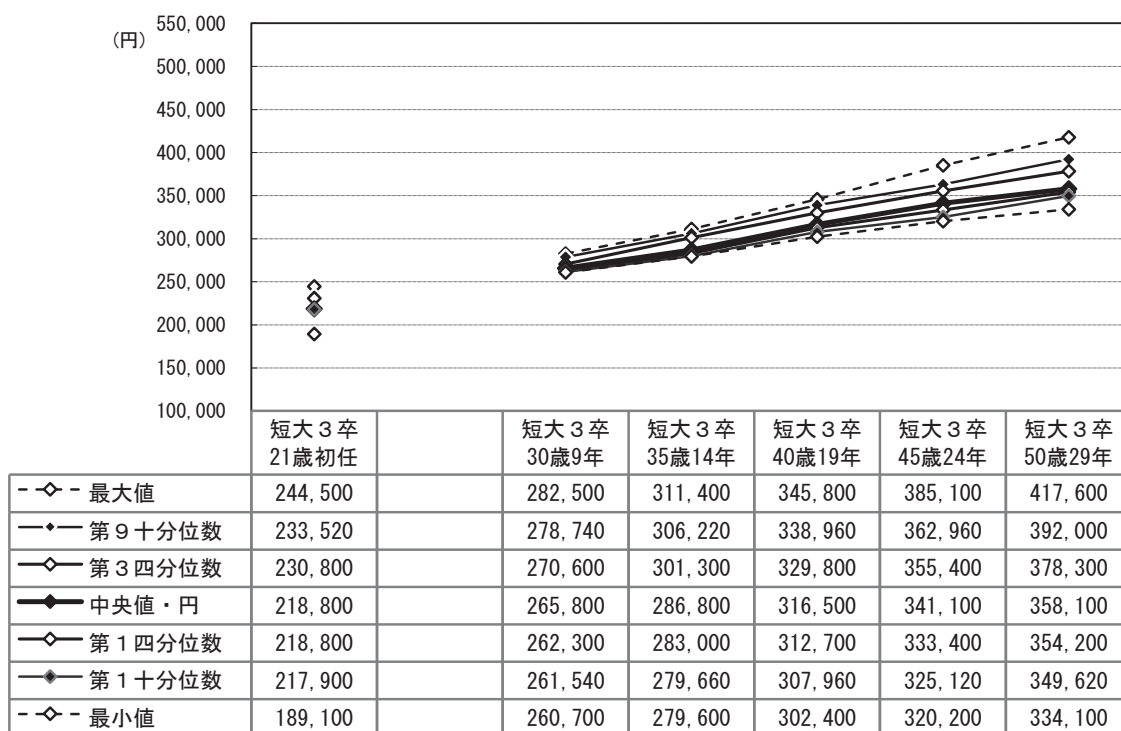
第5-11図 短大3卒標準労働者の給料月額（円）〔一般市計〕



第5-12図 短大3卒標準労働者の給料月額（円）〔町村計〕



第5-13図 短大3卒標準労働者の給料月額（円）〔一部事務組合・広域連合計〕



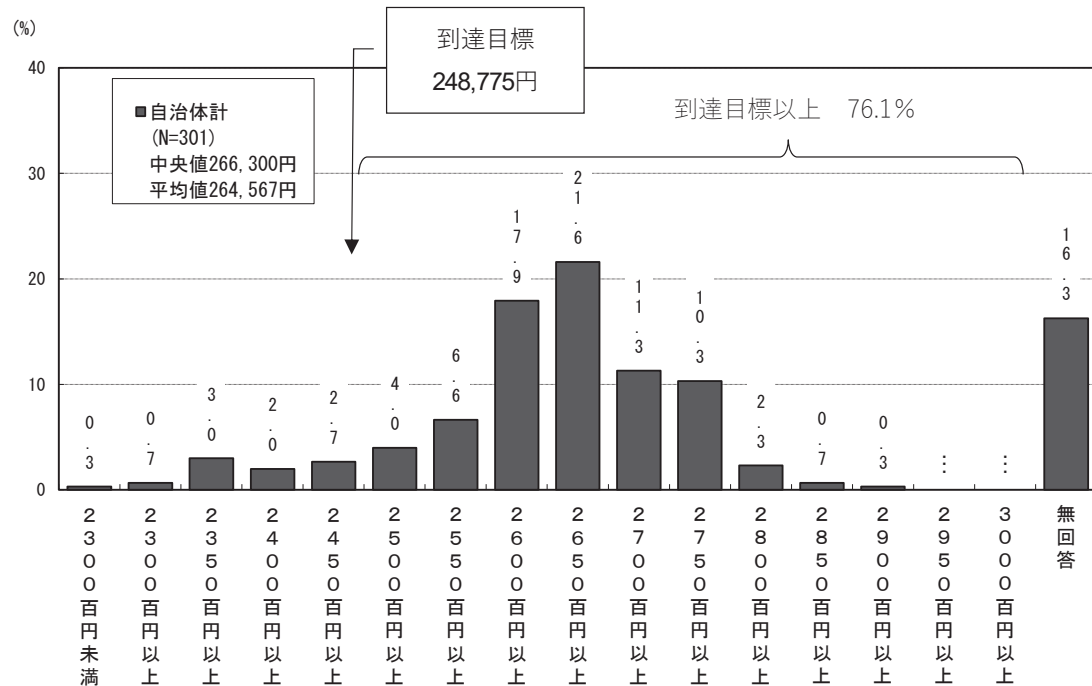
到達目標（ポイント賃金）の考え方

30 歳 248,775 円
 (国公行(一) 3－7 水準、249,500 円)
 35 歳 293,807 円
 (国公行(一) 3－39 水準、295,100 円)
 40 歳 343,042 円
 (国公行(一) 4－42 水準、344,800 円)

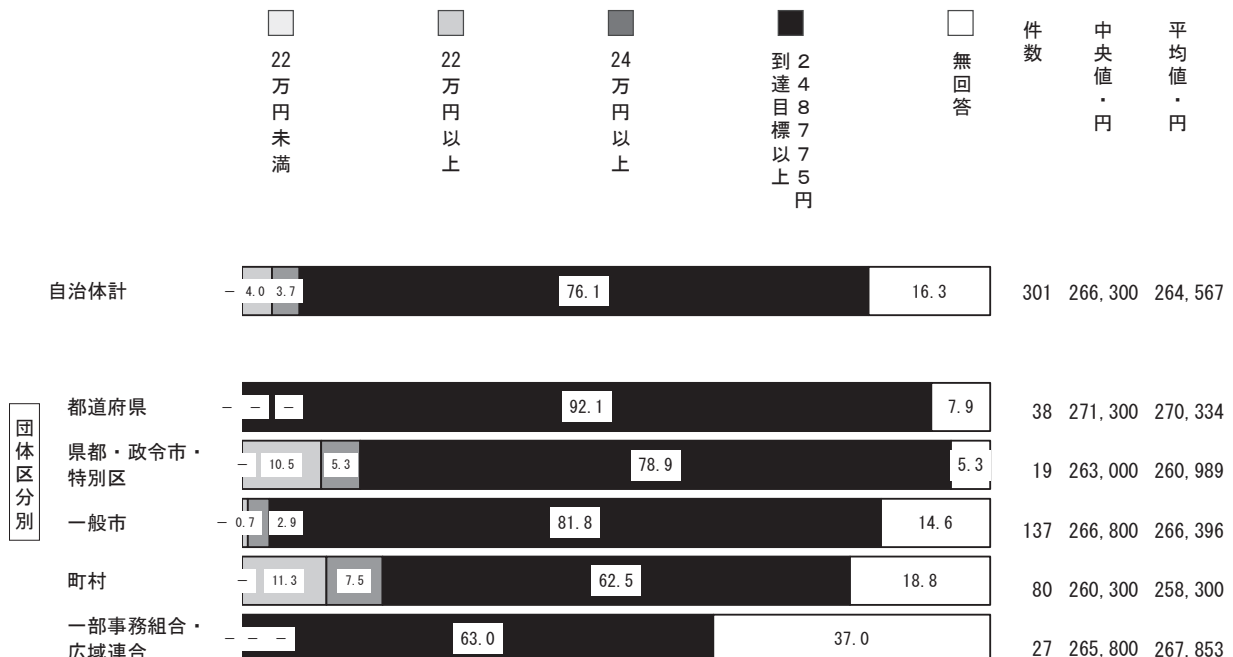
※号給は 2024 年 4 月 1 日時点

上記の到達目標は、2017 年実施の賃金実態調査を基準に、賃金 P T 報告に基づく算出方法により設定しています。具体的には、2006 給与構造改革により引き下げられた 4.8%と、2015 給与制度の総合的見直しにより引き下げられた 2.0%を加えた 6.8%に、2017 年度賃金実態調査における実在者中央値に乗じて算出しています。

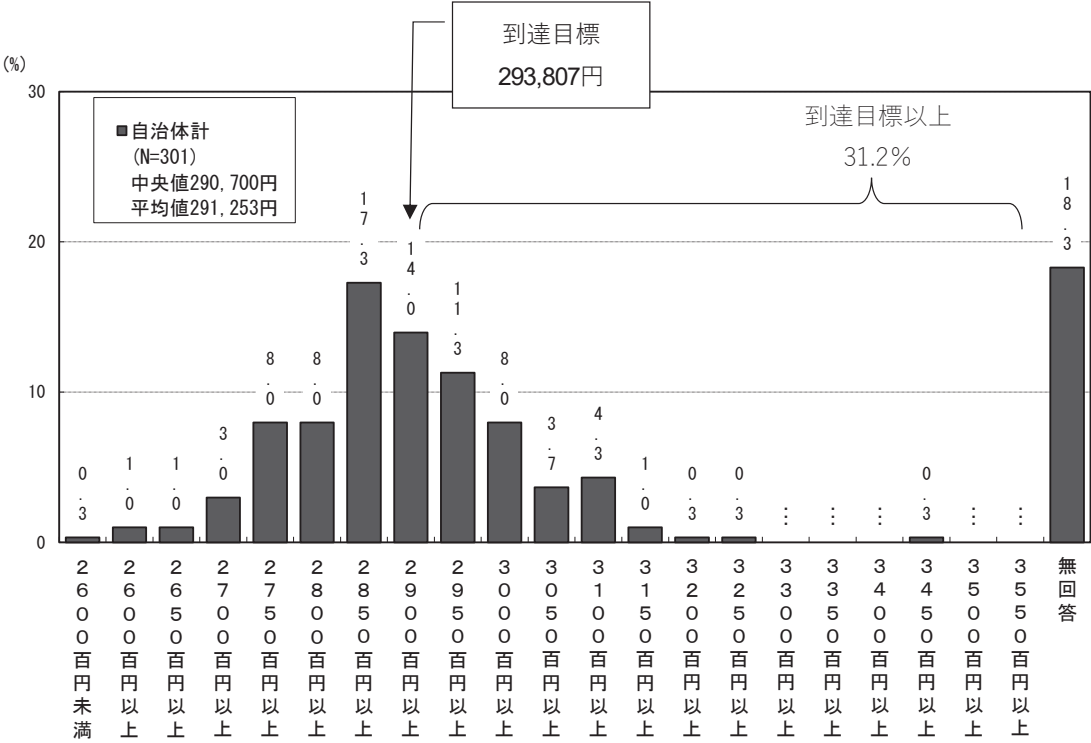
第 5－14 図 (看護職) 短大 3 卒 30 歳勤続 9 年・給料月額 (分布・5,000 円刻み)



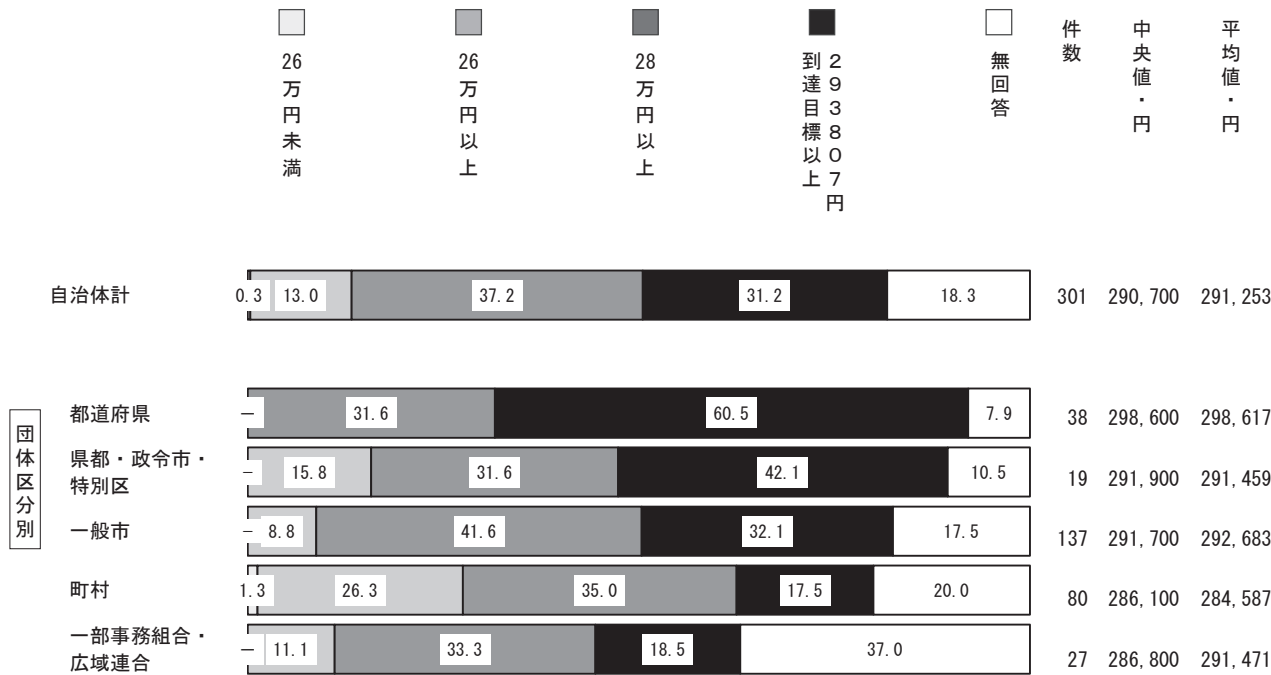
第 5－15 図 (看護職) 短大 3 卒 30 歳勤続 9 年・給料月額



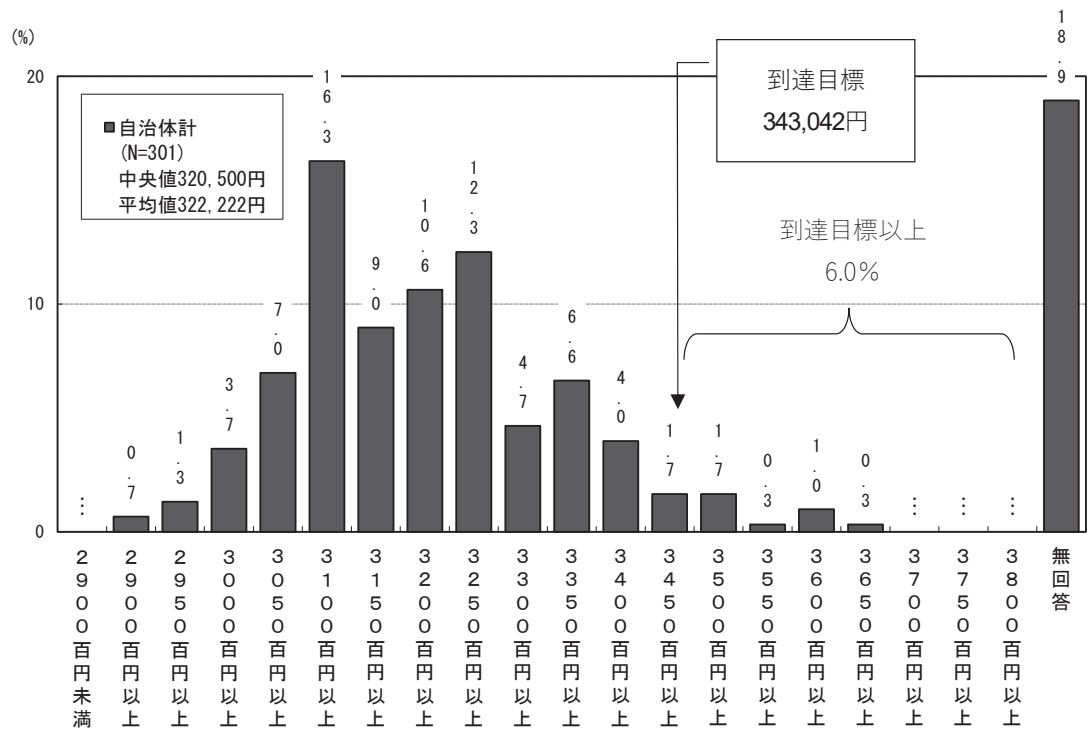
第 5-16 図 （看護職）短大3卒 35 歳勤続 14 年・給料月額（分布・5,000 円刻み）



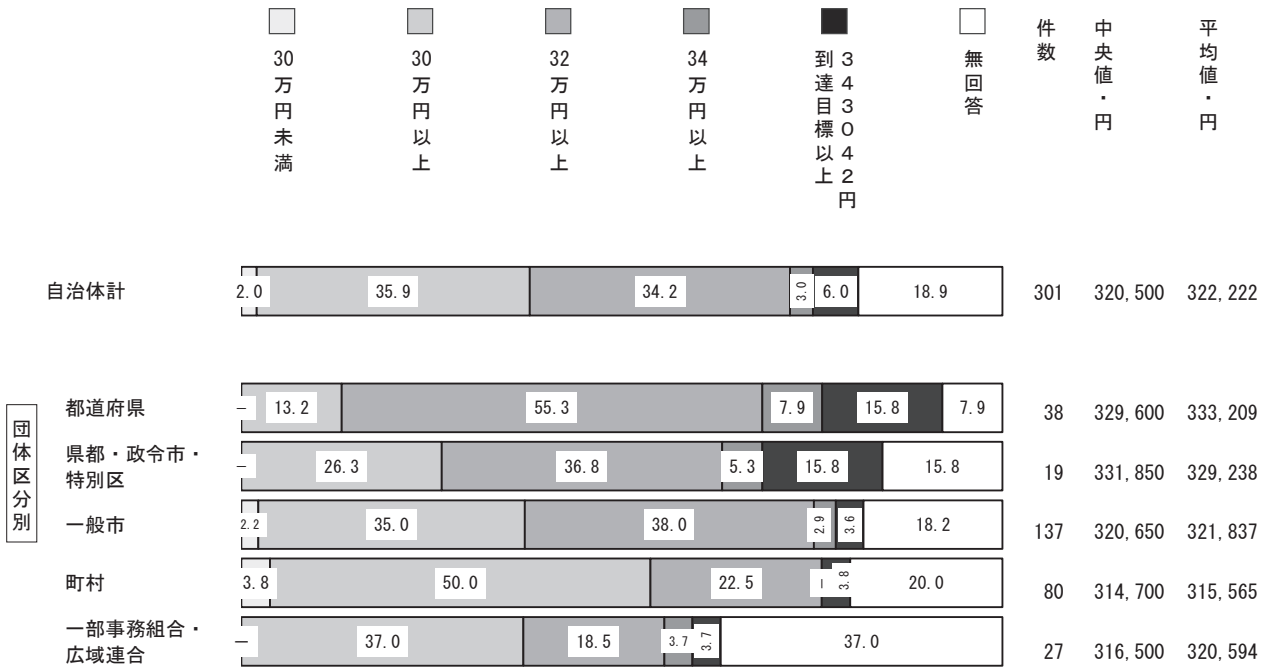
第 5-17 図 （看護職）短大3卒 35 歳勤続 14 年・給料月額



第 5-18 図 （看護職）短大3卒 40 歳勤続 19 年・給料月額（分布・5,000 円刻み）



第 5-19 図 （看護職）短大3卒 40 歳勤続 19 年・給料月額



8. 短大3卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額の時系列比較

第5-18表 (看護職) 短大3卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額(時系列比較・円)

		短大3卒(中央値)						短大3卒(平均値)					
		21歳 初任	30歳 9年	35歳 14年	40歳 19年	45歳 24年	50歳 29年	21歳 初任	30歳 9年	35歳 14年	40歳 19年	45歳 24年	50歳 29年
自治体計	2024年	218,800	266,300	290,700	320,500	349,200	367,750	217,059	264,567	291,253	322,222	350,286	368,493
	2022年	200,700	258,600	287,500	320,500	349,550	367,400	200,263	256,726	287,803	321,043	349,587	368,067
	2020年	200,700	258,600	287,750	320,500	349,000	367,000	200,340	256,856	287,971	321,198	349,736	368,028
	2018年	197,100	255,900	286,800	319,950	350,700	367,800	197,029	254,067	285,802	320,067	349,088	367,718
	2016年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2014年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2024年-2022年	18,100	7,700	3,200	0	▲ 350	350	16,796	7,841	3,450	1,178	699	426
団 体 区 分 別	都道府県	225,800	271,300	298,600	329,600	361,800	379,000	223,430	270,334	298,617	333,209	362,683	376,676
	2022年	209,800	262,700	294,500	328,600	359,300	377,900	206,884	262,620	294,926	330,984	360,453	374,027
	2020年	209,500	263,900	294,600	334,500	366,900	380,600	206,977	263,617	296,818	333,332	363,815	377,882
	2018年	206,400	262,000	294,800	333,800	363,950	380,000	204,069	261,842	296,960	331,864	363,051	377,091
	2016年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2014年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2024年-2022年	16,000	8,600	4,100	1,000	2,500	1,100	16,546	7,714	3,691	2,225	2,230	2,649
県 都 ・ 政 令 市 ・ 特 別 区	2024年	218,800	263,000	291,900	331,850	360,150	377,400	213,717	260,989	291,459	329,238	355,944	375,969
	2022年	200,700	255,500	289,200	329,600	359,300	379,900	197,804	255,406	288,465	327,969	355,153	373,711
	2020年	200,700	255,200	291,400	329,600	359,300	379,900	196,882	254,614	287,836	328,614	354,220	374,981
	2018年	196,550	255,250	290,600	329,850	357,900	377,050	193,729	251,608	286,450	327,325	352,892	369,092
	2016年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2014年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2024年-2022年	18,100	7,500	2,700	2,250	850	▲ 2,500	15,913	5,583	2,994	1,268	791	2,257
一 般 市	2024年	218,800	266,800	291,700	320,650	349,200	366,700	218,456	266,396	292,683	321,837	349,231	367,522
	2022年	200,700	258,600	289,000	321,900	349,000	366,950	202,257	258,365	289,419	320,771	348,887	367,506
	2020年	200,700	258,600	289,000	321,900	349,000	365,900	201,971	258,322	289,412	320,960	348,933	366,803
	2018年	197,100	255,900	288,050	321,300	351,250	366,700	198,635	255,602	287,017	319,785	348,686	367,311
	2016年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2014年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2024年-2022年	18,100	8,200	2,700	▲ 1,250	200	▲ 250	16,199	8,031	3,264	1,065	344	16
町 村	2024年	218,800	260,300	286,100	314,700	344,700	364,300	210,969	258,300	284,587	315,565	345,076	364,519
	2022年	200,700	251,700	280,800	312,900	344,500	365,600	193,725	250,628	280,976	315,148	345,519	365,684
	2020年	200,700	252,800	280,800	312,900	343,600	363,200	194,889	251,500	281,842	315,365	345,505	365,119
	2018年	197,100	249,500	275,400	312,500	343,750	365,200	190,868	248,032	279,138	314,783	345,027	365,668
	2016年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2014年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2024年-2022年	18,100	8,600	5,300	1,800	200	▲ 1,300	17,243	7,673	3,611	417	▲ 442	▲ 1,165
一 部 事 務 組 合 ・ 広 域 連 合	2024年	218,800	265,800	286,800	316,500	341,100	358,100	221,636	267,853	291,471	320,594	345,447	366,406
	2022年	201,050	262,250	288,050	321,150	344,650	356,350	206,219	260,450	288,836	318,836	342,036	363,500
	2020年	202,500	262,700	290,200	323,000	344,800	357,000	206,989	260,635	289,553	321,006	345,141	366,482
	2018年	197,100	254,000	278,800	310,700	336,400	355,300	201,718	256,273	283,547	316,367	340,153	361,160
	2016年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2014年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2024年-2022年	17,750	3,550	▲ 1,250	▲ 4,650	▲ 3,550	1,750	15,417	7,403	2,635	1,758	3,411	2,906

9. 調査結果の要約

- 病院・診療所の経営主体をみると、「自治体（一部事務組合・広域連合を含む）」が 54.6%、「地方公営企業法の全部適用」が 24.1%、「地方公営企業法の一部適用」が 10.2%、「独立行政法人」が 6.3%である。2022 年と比べて、「地方公営企業法の一部適用」、「地方公営企業法の全部適用」が増え、「自治体」が減っている（第 5－1 図）。
- 使用給料表は、「行政職給料表」が 19.5%、「国公医（三）（号給延長、準用含む）」が 63.7%、「独自」が 16.5%である。「国公医（三）（号給延長、準用含む）」は 2022 年（64.5%）とほぼ同じである。団体区分別にみると、都道府県、一般市、町村、一部事務組合・広域連合では「国公医（三）（号給延長、準用含む）」が最も多いが、県都・政令市・特別区は「国公医（三）（号給延長、準用含む）」（36.4%）、「独自の給料表」（45.5%）とも 4 割前後である（第 5－2 表、2 図）。
- 自治体で適用されている給料表の級制（中央値）は 6 級制で 2022 年と同じである。団体区分別では都道府県、県都・政令市・特別区は 7 級制、一般市、町村、一部事務組合・広域連合は 6 級制である。どの範囲にあるか十分位でみると、都道府県では第 1 十分位が 6 級制、第 9 十分位が 7 級制となっており、大半が 6～7 級制、県都・政令市・特別区では 6～9 級制、一般市では 5～7 級制、町村では 5～6 級制、一部事務組合・広域連合では 5～7 級制である（第 5－3 表）。
- 自治体で適用されている最高給料月額中央値は 431,900 円で 2022 年（430,700 円）を 1,200 円上回る。団体区分別では、都道府県 461,900 円、県都・政令市・特別区 463,000 円、一般市 431,900 円、町村 410,200 円、一部事務組合・広域連合 431,900 円である（第 5－4 表）。自治体で適用されている給料表の最高級が国公医（三）7 級相当（最高給料月額 461,900 円）以上となっているのは 20.8%である。しかし、団体区分別にみると県都・政令市・特別区（72.7%）で 7 割、都道府県（57.5%）で 6 割であるのに対し、一般市（18.6%）、一部事務組合・広域連合（22.2%）は 2 割、町村（2.5%）はほとんどみられない。一方、国公医（三）6 級相当（最高給料月額 431,900 円）に満たないのは 34.3%で、団体区分別では町村（72.1%）で 7 割、一般市（22.4%）、一部事務組合・広域連合（14.8%）で 2 割前後である（第 5－3 図）。
- 組合員として到達できる最高級（中央値）は 4 級で 2022 年と同じである。団体区分別にみると都道府県、県都・政令市・特別区は 5 級、一般市、町村、一部事務組合・広域連合は 4 級である（第 5－6 表）。
- 組合員として到達できる最高給料月額中央値は 387,395 円で 2022 年（383,950 円）を 3,445 円上回る。団体区分別では、都道府県 395,100 円、県都・政令市・特別区 401,100 円、一般市 385,200 円、町村 382,000 円、一部事務組合・広域連合 377,000 円である（第 5－7 表）。組合員として到達できる最高級が国公医（三）6 級相当（最高給料月額 431,900 円）以上に到達しているのは 5.1%で、団体区分別では都道府県（25.0%）で 2 割強、県都・政令市・特別区（9.1%）、一部事務組合・広域連合（11.1%）で 1 割だが、一般市（1.1%）、町村（2.5%）では 1 割を大きく下回る。国公医（三）5 級相当（最高給料月額 393,700 円）以上に到達しているのは 40.9%で、団体区分別では都道府県（72.5%）、県都・政令市・特別区（81.8%）で 7～8 割、一般市（37.2%）、町村（30.3%）、一部事務組合・広域連合（33.3%）では 3～4 割である（第 5－4 図）。
- 短大 3 卒標準労働者の標準的（平均的）な昇格年齢（給料表による限定なし）の中央値は、2 級 21 歳、3 級 30 歳、4 級 40 歳で、いずれも 2022 年と同じである（第 5－10 表）。4 級昇格年齢を団体区分別にみると、都道府県は 37 歳、県都・政令市・特別区（41 歳）、一般市（40 歳）、町村（41 歳）、一部事務組合・広域連合（40 歳）は 40～41 歳である。また、自治体による 4 級昇格年齢の

開きを十分位数でみると、一般市では第1十分位 31 歳、第9十分位 46 歳となっており、およそ 15 歳の開きがある（第5-13表）。

- 21 歳短大3卒初任給の中央値は 218,800 円で 2022 年（200,700 円）を 18,100 円上回る。団体区分別にみると都道府県は 225,800 円、県都・政令市・特別区、一般市、町村、一部事務組合・広域連合は 218,800 円である（第5-16表）。21 歳短大3卒初任給が国公医（三）より4号以上上位（225,800 円以上）となっているのは 30.2%で、団体区分別では都道府県（57.9%）で6割、県都・政令市・特別区（21.1%）、一般市（32.1%）、町村（17.5%）、一部事務組合・広域連合（25.9%）で2～3割である（第5-5図）。
- 短大3卒標準労働者の年齢ポイント別の給料月額の特徴は以下の通り。

分析するにあたっては、「自治労 2024 春闘方針」において提起した到達目標と比較していく。

給料月額の到達目標

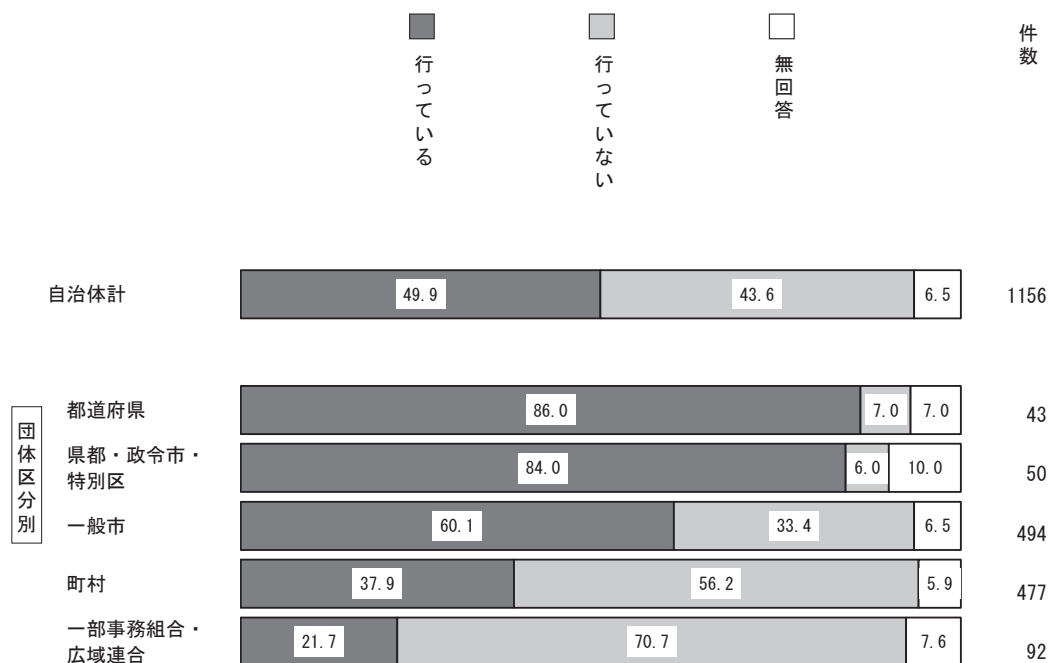
30 歳標準労働者	35 歳標準労働者	40 歳標準労働者
248,775 円	293,807 円	343,042 円

- ⬇ 30 歳勤続 9 年の中央値は 266,300 円で 2022 年（258,600 円）を 7,700 円上回る。団体区分別にみると都道府県 271,300 円、県都・政令市・特別区 263,000 円、一般市 266,800 円、町村 260,300 円、一部事務組合・広域連合 265,800 円である（第5-6・7図）。到達目標に達しているのは 76.1%で、2022 年（73.8%）とほぼ同じである。団体区分別では都道府県（92.1%）、県都・政令市・特別区（78.9%）、一般市（81.8%）、で8～9割、町村（62.5%）、一部事務組合・広域連合（63.0%）で6割である（第5-15図）。一般市について自治体による水準の違いを十分位数でみると、第1十分位 255,380 円と第9十分位 277,600 円には 22,220 円の開きがある（第5-11図）。
- ⬇ 35 歳勤続 14 年の中央値は 290,700 円で 2022 年（287,500 円）を 3,200 円上回る。団体区分別にみると都道府県 298,600 円、県都・政令市・特別区 291,900 円、一般市 291,700 円、町村 286,100 円、一部事務組合・広域連合 286,800 円である（第5-6・7図）。到達目標に達しているのは 31.2%で、2022 年（25.2%）とほぼ同じである。団体区分別では都道府県（60.5%）で6割、県都・政令市・特別区（42.1%）、一般市（32.1%）で3～4割、町村（17.5%）、一部事務組合・広域連合（18.5%）で2割である（第5-17図）。一般市について自治体による水準の違いを十分位数でみると、第1十分位 279,420 円と第9十分位 306,800 円には 27,380 円の開きがある（第5-11図）。
- ⬇ 40 歳勤続 19 年の中央値は 320,500 円で 2022 年と同じである。団体区分別にみると都道府県 329,600 円、県都・政令市・特別区 331,850 円、一般市 320,650 円、町村 314,700 円、一部事務組合・広域連合 316,500 円である（第5-6・7図）。到達目標に達しているのは 6.0%で、2022 年（6.0%）と同じである。団体区分別では都道府県（15.8%）、県都・政令市・特別区（15.8%）で1割台、一般市（3.6%）、町村（3.8%）、一部事務組合・広域連合（3.7%）はいずれも1割未満である（第5-19図）。一般市について自治体による水準の違いを十分位数でみると、第1十分位 306,570 円と第9十分位 338,000 円には 31,430 円の開きがある（第5-11図）。

第6章 中途採用者の前歴換算

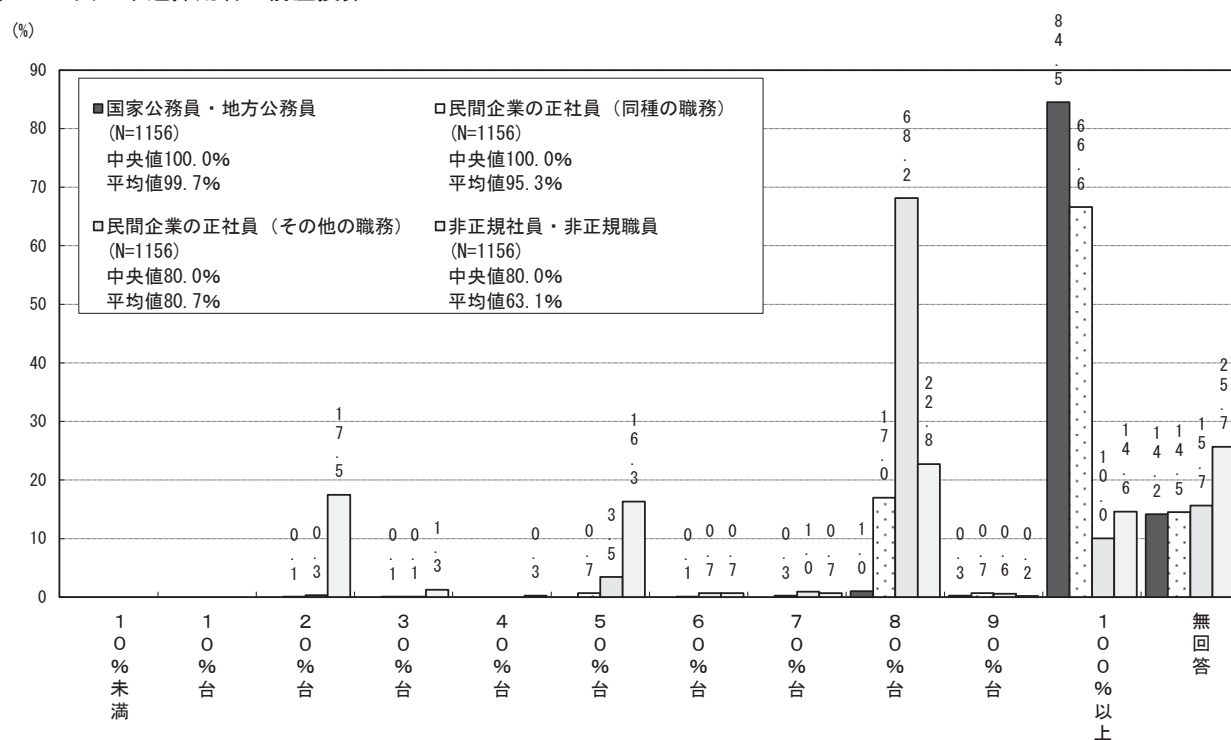
1. 社会人経験者のみを対象とした採用試験の実施

第6-1図 社会人経験者のみを対象とした採用試験の実施



2. 中途採用者の前歴換算

第6-2図 中途採用者の前歴換算



第6-1表 中途採用者の前歴換算 国家公務員・地方公務員としての在職期間

	1 0 % 未 満	1 0 % 台	2 0 % 台	3 0 % 台	4 0 % 台	5 0 % 台	6 0 % 台	7 0 % 台	8 0 % 台	9 0 % 台	1 0 0 % 以 上	無 回 答	件 数	中 央 値 ・ %	平 均 値 ・ %
自治体計	...	...	...	...	...	...	...	...	1.0 ②	0.3	84.5 ①	14.2	1156	100.0	99.7
団 体 区 分 別															
都道府県	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	97.7 ①	2.3	43	100.0	100.0
県都・政令市・ 特別区	...	...	...	...	...	...	...	...	2.0 ②	...	90.0 ①	8.0	50	100.0	99.6
一般市	...	...	...	...	...	...	...	...	1.2 ②	0.6	86.2 ①	11.9	494	100.0	99.7
町村	...	...	...	...	...	...	...	...	1.0 ②	...	83.2 ①	15.7	477	100.0	99.8
一部事務組合・ 広域連合	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	72.8 ①	27.2	92	100.0	100.0

※下線数字は「自治体計」より5ポイント以上少ないことを示す

※薄い網かけ数字は「自治体計」より5ポイント以上多いことを示す

※丸数字は比率の順位(第2位まで表示)

第6-2表 中途採用者の前歴換算 民間企業の正社員(同種の職務の在職期間)

	1 0 % 未 満	1 0 % 台	2 0 % 台	3 0 % 台	4 0 % 台	5 0 % 台	6 0 % 台	7 0 % 台	8 0 % 台	9 0 % 台	1 0 0 % 以 上	無 回 答	件 数	中 央 値 ・ %	平 均 値 ・ %
自治体計	...	...	0.1	0.1	...	0.7	0.1	0.3	17.0 ②	0.7	66.6 ①	14.5	1156	100.0	95.3
団 体 区 分 別															
都道府県	...	...	...	...	...	...	...	...	4.7 ②	...	93.0 ①	2.3	43	100.0	99.0
県都・政令市・ 特別区	...	...	...	...	...	2.0	...	...	14.0 ②	2.0	74.0 ①	8.0	50	100.0	95.7
一般市	...	...	...	0.2	...	0.8	...	0.2	17.4 ②	1.2	67.4 ①	12.8	494	100.0	95.2
町村	...	...	...	...	...	0.4	0.2	...	18.2 ②	0.2	65.0 ①	15.9	477	100.0	95.3
一部事務組合・ 広域連合	...	...	1.1	...	...	1.1	...	2.2	15.2 ②	...	54.3 ①	26.1	92	100.0	93.2

※下線数字は「自治体計」より5ポイント以上少ないことを示す

※薄い網かけ数字は「自治体計」より5ポイント以上多いことを示す

※濃い網かけ数字は「自治体計」より15ポイント以上多いことを示す

※丸数字は比率の順位(第2位まで表示)

第6-3表 中途採用者の前歴換算 民間企業の正社員（その他の職務の在職期間）

	1 0 % 未 満	1 0 % 台	2 0 % 台	3 0 % 台	4 0 % 台	5 0 % 台	6 0 % 台	7 0 % 台	8 0 % 台	9 0 % 台	1 0 0 % 以 上	無 回 答	件 数	中 央 値 ・ %	平 均 値 ・ %
自治体計	...	...	0.3	0.1	...	3.5	0.7	1.0	68.2 ①	0.6	10.0 ②	15.7	1156	80.0	80.7
団 体 区 分 別															
都道府県	...	...	...	...	...	...	...	...	76.7 ①	...	20.9 ②	2.3	43	80.0	84.3
県都・政令市・ 特別区	...	...	...	...	...	2.0	...	2.0	68.0 ①	4.0	16.0 ②	8.0	50	80.0	83.0
一般市	...	...	0.2	0.2	...	2.8	1.0	1.2	69.2 ①	1.0	10.7 ②	13.6	494	80.0	81.0
町村	...	...	0.2	...	...	4.4	0.4	0.4	69.6 ①	...	8.4 ②	16.6	477	80.0	80.2
一部事務組合・ 広域連合	...	...	2.2	...	...	4.3	1.1	2.2	51.1 ①	...	6.5 ②	32.6	92	80.0	77.7

※下線数字は「自治体計」より5ポイント以上少ないことを示す

※薄い網かけ数字は「自治体計」より5ポイント以上多いことを示す

※丸数字は比率の順位（第2位まで表示）

第6-4表 中途採用者の前歴換算 非正規社員・非正規職員としての在職期間

	1 0 % 未 満	1 0 % 台	2 0 % 台	3 0 % 台	4 0 % 台	5 0 % 台	6 0 % 台	7 0 % 台	8 0 % 台	9 0 % 台	1 0 0 % 以 上	無 回 答	件 数	中 央 値 ・ %	平 均 値 ・ %
自治体計	...	...	17.5 ②	1.3	0.3	16.3	0.7	0.7	22.8 ①	0.2	14.6	25.7	1156	80.0	63.1
団 体 区 分 別															
都道府県	...	...	11.6	...	...	14.0	...	2.3	27.9 ①	...	20.9 ②	23.3	43	80.0	71.5
県都・政令市・ 特別区	...	...	14.0	6.0	...	24.0 ①	...	2.0	18.0	...	22.0 ②	14.0	50	50.0	64.2
一般市	...	...	17.2 ②	1.4	0.4	15.4	1.0	0.6	26.1 ①	0.4	14.4	23.1	494	80.0	64.0
町村	...	...	18.9 ②	0.6	0.2	18.0	0.6	0.4	22.4 ①	...	13.2	25.6	477	50.0	61.5
一部事務組合・ 広域連合	...	...	16.3 ①	2.2	...	9.8	...	1.1	6.5	...	16.3 ①	47.8	92	50.0	61.1

※下線数字は「自治体計」より5ポイント以上少ないことを示す

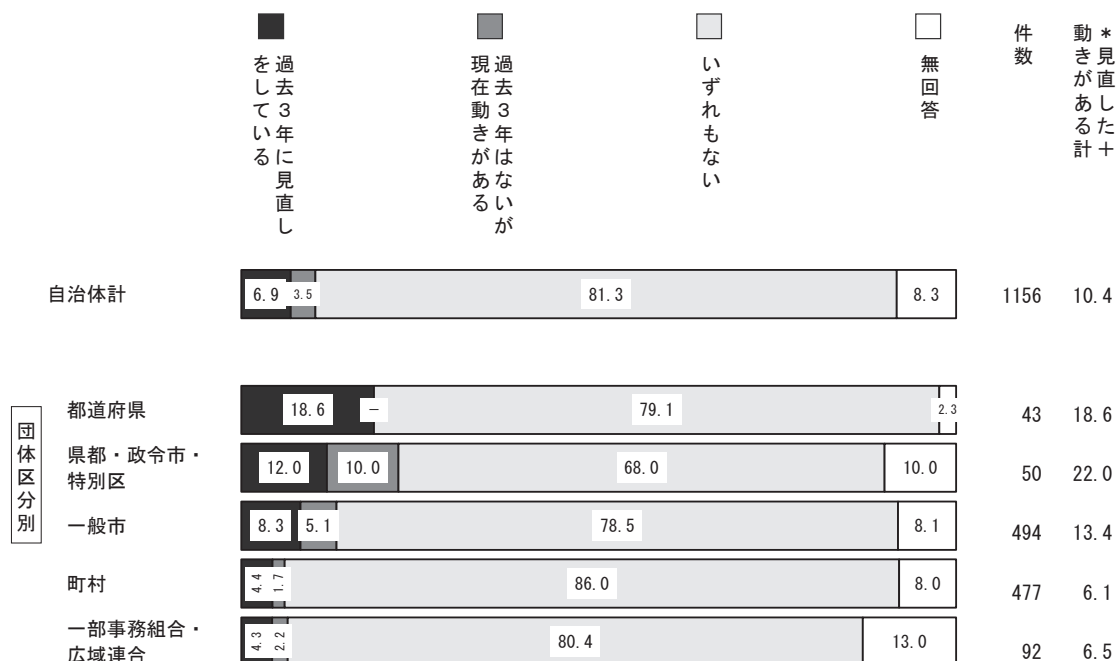
※薄い網かけ数字は「自治体計」より5ポイント以上多いことを示す

※丸数字は比率の順位（第2位まで表示）

3. 過去3年に前歴換算の見直し、見直しに向けた動き

(1) 前歴換算の見直し、見直しに向けた動きの有無

第6-3図 過去3年に前歴換算の見直し、もしくは、見直しに向けた動き



(2) 見直し（予定）の内容

（「過去3年に見直しをしている」、「過去3年に見直しはないが、現在、動きがある」の場合）

第6-5表 前歴換算見直しの内容

（「過去3年に見直しをしている」、「過去3年に見直しはないが、現在、動きがある」の場合、複数選択）

	換算率の引き上げ	同一職種の拡大	能力の格付け	15年以上の経験に合わせた	その他	無回答	件数
自治体計	52.5 ①	24.2 ②	24.2 ②	20.8	19.2	2.5	120
都道府県	62.5 ①	12.5 ②	12.5 ②	25.0 ②	12.5	...	8
県都・政令市・特別区	72.7 ①	36.4 ②	18.2 ②	18.2	9.1	...	11
一般市	59.1 ①	19.7 ②	27.3 ②	25.8	15.2	4.5	66
町村	31.0 ②	34.5 ①	24.1 ①	13.8 ②	27.6 ①	...	29
一部事務組合・広域連合	33.3 ②	16.7 ②	16.7 ②	...	50.0 ①	...	6

※下線数字は「自治体計」より5ポイント以上少ないことを示す

※薄い網かけ数字は「自治体計」より5ポイント以上多いことを示す

※濃い網かけ数字は「自治体計」より15ポイント以上多いことを示す

※丸数字は比率の順位（第2位まで表示）

(3) 見直しの有無と前歴換算

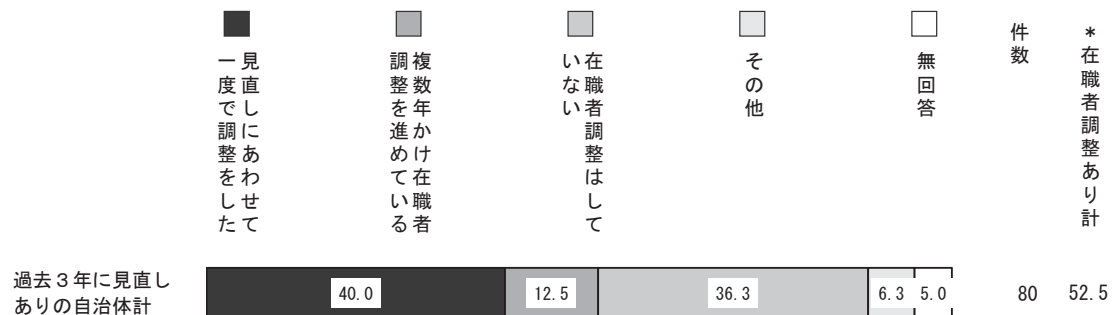
第6-6表 見直しの有無別にみた中途採用者の前歴換算

		1 0 % 未 満	1 0 % 台	2 0 % 台	3 0 % 台	4 0 % 台	5 0 % 台	6 0 % 台	7 0 % 台	8 0 % 台	9 0 % 台	1 0 0 % 以 上	無 回 答	件 数	中 央 値 ・ %	平 均 値 ・ %
国家公務員・ 地方公務員	過去3年に見直し	...	...	...	...	...	...	...	...	1.3 ②	1.3 ②	93.8 ①	3.8	80	100.0	99.6
	見直しなし	...	...	...	...	...	...	...	...	1.1 ②	0.2	91.2 ①	7.4	980	100.0	99.7
民間企業の正社員 (同種の職務)	過去3年に見直し	...	...	...	...	...	...	...	...	16.3 ②	1.3	77.5 ①	5.0	80	100.0	96.4
	見直しなし	...	...	0.1	0.1	...	0.8	0.1	0.3	18.7 ②	0.7	71.4 ①	7.8	980	100.0	95.1
民間企業の正社員 (その他の職務)	過去3年に見直し	...	...	...	...	...	...	1.3	...	53.8 ①	3.8	35.0 ②	6.3	80	80.0	87.6
	見直しなし	...	...	0.4	0.1	...	4.0	0.7	1.1	75.7 ①	0.4	8.8 ②	8.8	980	80.0	80.1
非正規社員・ 非正規職員	過去3年に見直し	...	...	11.3 ②	...	...	13.8	1.3	...	30.0 ①	2.5	23.8 ②	17.5	80	80.0	73.3
	見直しなし	...	...	19.4 ②	1.5	0.3	18.2	0.7	0.8	24.4 ①	...	15.2	19.5	980	70.0	62.4

※丸数字は比率の順位(第2位まで表示)

(4) 見直し内容についての在職者調整（「過去3年に見直しをしている」の場合）

第6-4図 見直し内容についての在職者調整（「過去3年に見直しをしている」の場合）



第6-7表 見直し内容についての在職者調整（「過去3年に見直しをしている」の場合）

	一度直しに調整をわせた	複数年かけて在職者調整を進めている	在職者調整はしていない	その他	無回答	件数	* 在職者調整あり計
過去3年に見直しありの自治体計	40.0 ①	12.5 ②	36.3 ②	6.3	5.0	80	52.5
都道府県	37.5 ②	12.5 ①	50.0 ①	...	...	8	50.0
県都・政令市・特別区	16.7 ②	16.7 ②	66.7 ①	...	...	6	33.3
一般市	36.6 ①	9.8 ②	31.7 ②	12.2	9.8	41	46.3
町村	52.4 ①	14.3 ②	33.3 ②	...	...	21	66.7
一部事務組合・広域連合	50.0 ①	25.0 ②	25.0 ②	...	...	4	75.0

※下線数字は「過去3年に見直しありの自治体計」より5ポイント以上少ないことを示す

※薄い網かけ数字は「過去3年に見直しありの自治体計」より5ポイント以上多いことを示す

※濃い網かけ数字は「過去3年に見直しありの自治体計」より15ポイント以上多いことを示す

※丸数字は比率の順位(第2位まで表示)

4. 調査結果の要約

- 社会人経験者のみを対象とした採用試験の実施は「行っている」が 49.9%である。団体区分により異なり、都道府県（86.0%）、県都・政令市・特別区（84.0%）はほとんどが「行っている」だが、一般市（60.1%）は6割、町村（37.9%）は4割、一部事務組合・広域連合（21.7%）は2割である（第6－1図）。
- 中途採用者の前歴換算は、国家公務員・地方公務員の換算率は100%以上（84.5%）がほとんどだが、民間企業の正社員（同種の職務）での100%以上（66.6%）は少なくなり、80%台（17.0%）もみられる。民間企業の正社員（その他の職務）では100%以上（10.0%）は少なく、80%台（68.2%）がもっとも多い。非正社員・非正規職員は、100%以上（14.6%）、80%台（22.8%）、50%台（16.3%）、20%台（17.5%）にバラついている（第6－2図）。非正社員・非正規職員は、自治体の会計年度任用職員について回答したものと、民間企業の非正社員について回答したものがあることもバラつきの一因である。このような結果は団体区分別にみても概ね共通している（比率の違いもみられるが、団体区分によって無回答の比率が異なることに注意する必要がある）（第6－1～4表）。
- 前歴換算の見直しについては、「過去3年に見直しをしている」が6.9%、「過去3年に見直しはないが、現在、動きがある」が3.5%で、これらをあわせた＜見直した＋動きがある＞は10.4%である。＜見直した＋動きがある＞は、都道府県（18.6%）、県都・政令市・特別区（22.0%）が他の団体区分を上回るが2割である（第6－3図）。
- 見直した、動きがある場合の見直しの内容（複数選択）としては、「換算率の引き上げ」（52.5%）が5割であり、他の「『同種の職務』の範囲の拡大」（24.2%）、「能力や経験に応じた級（役職）への格付け」（24.2%）、「5年以上の民間経験18月換算の撤廃」（20.8%）はいずれも2割である（第6－5表）。
- 過去3年間に見直しがあった場合、民間企業の正社員（その他の職務）、非正規社員・非正規職員の換算率が引き上げられている。民間企業の正社員（その他の職務）の場合、換算率100%以上は、見直しがない場合には8.8%であるが、見直しがあった場合は35.0%である（第6－6表）。
- 過去3年間に見直しがあった場合の在職者調整は、「見直しにあわせて一度で在職者調整をした」が40.0%、「複数年かけて在職者調整を進めている」が12.5%で、在職者調整をしているのは52.5%である。調整をする場合には「一度で」が多い（団体区分別の結果は該当する組合数が限られる）（第6－4図）。

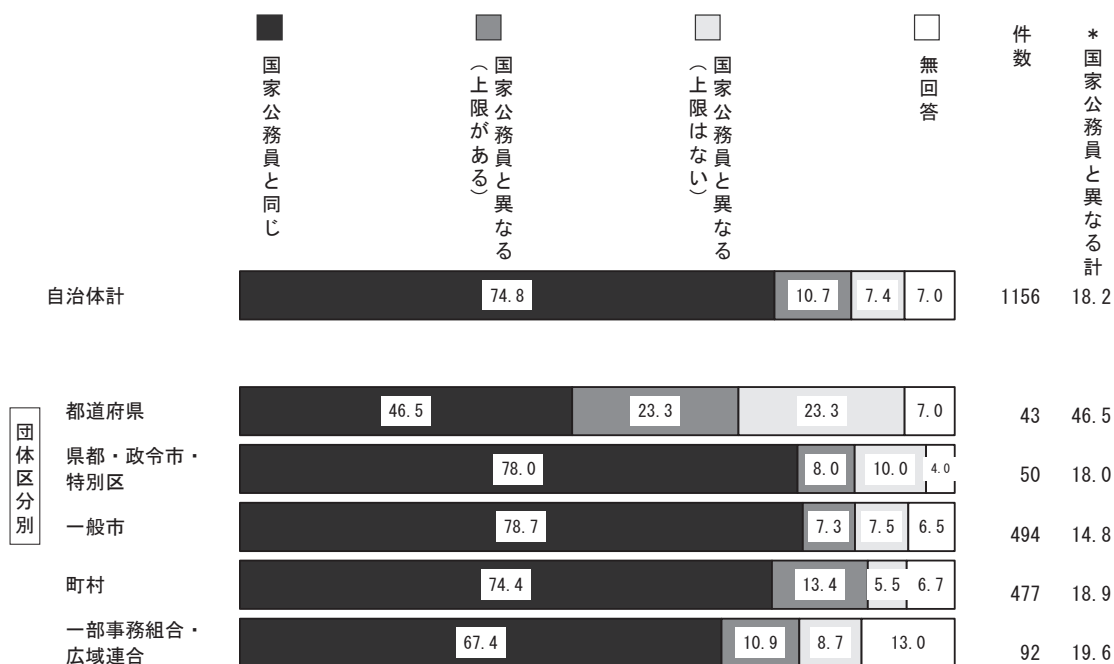
第7章 手当制度（通勤手当、管理職手当、充実を図った手当）

1. 通勤手当

（1）交通機関を利用した場合の支給限度額

①支給限度額の設定

第7-1図 交通機関を利用した場合の支給限度額



②国家公務員と異なる場合の上限額

第7-1表 交通機関を利用した場合の支給の上限額（「国家公務員と異なる（上限がある）」の場合）

	3万円未満	3万円台	4万円台	5万円台	6万円台	7万円以上	無回答	* 5万5千円未満計	* 5万5千円超計	件数	中央値・円	平均値・円
国家公務員と異なる場合の上限	16.1	13.7	7.3	23.4	16.9	16.1	6.5	58.1	35.5	124	50,000	49,022
団体区分別												
都道府県	...	...	...	20.0	30.0	50.0	...	...	100.0	10	70,000	71,320
県都・政令市・特別区	...	50.0	...	...	50.0	...	...	50.0	50.0	4	49,200	49,603
一般市	16.7	16.7	11.1	36.1	8.3	8.3	2.8	80.6	16.7	36	50,000	44,496
町村	17.2	12.5	6.3	18.8	18.8	15.6	10.9	54.7	34.4	64	50,000	48,396
一部事務組合・広域連合	30.0	10.0	10.0	20.0	10.0	20.0	...	60.0	40.0	10	47,500	45,900

※下線数字は「国家公務員と異なる場合の上限」より5ポイント以上少ないことを示す

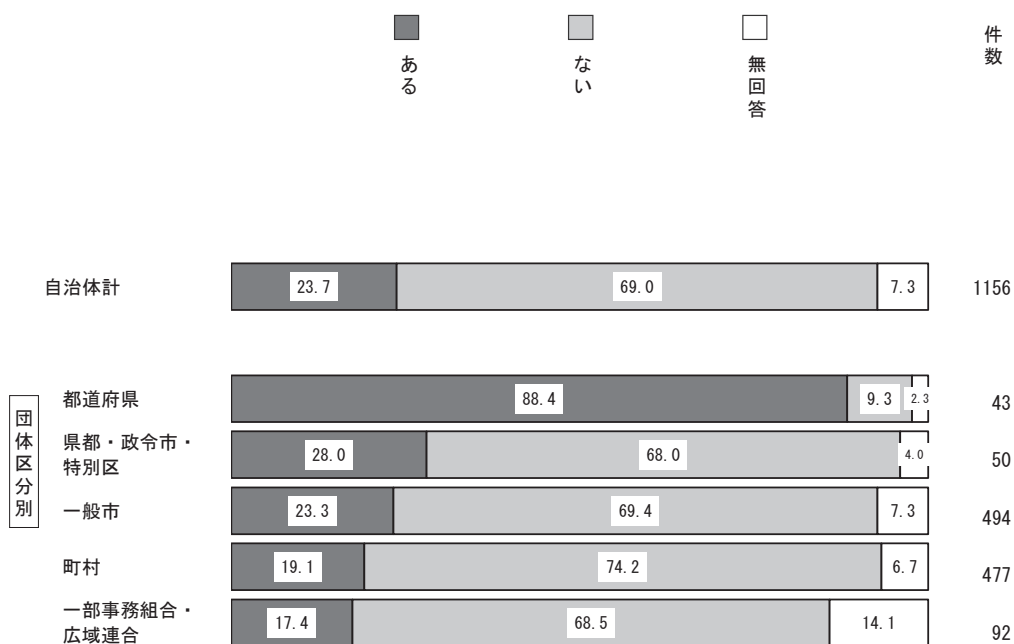
※薄い網かけ数字は「国家公務員と異なる場合の上限」より5ポイント以上多いことを示す

※濃い網かけ数字は「国家公務員と異なる場合の上限」より15ポイント以上多いことを示す

（２）新幹線等の特急料金が支給対象となる制度

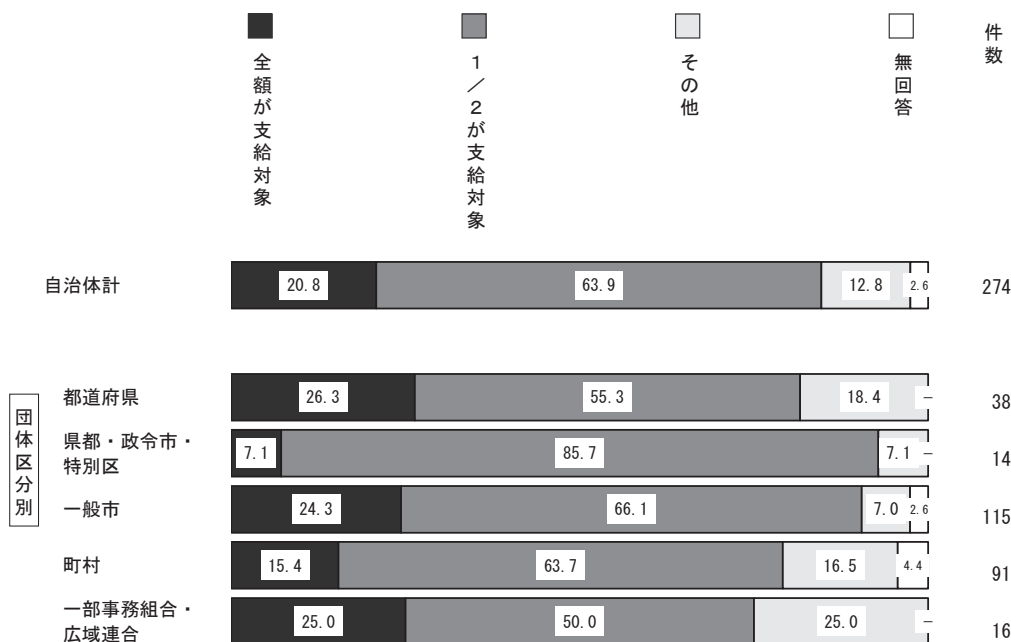
①制度の有無

第 7-2 図 新幹線等の特急料金が支給対象となる制度



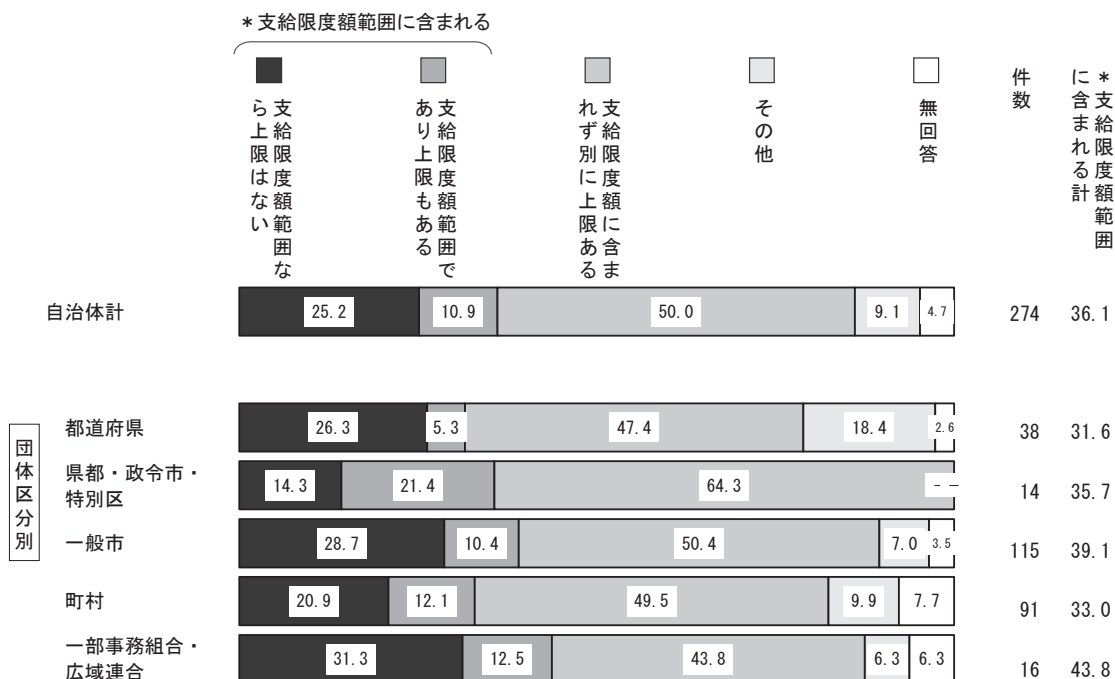
②支給対象の範囲（支給対象となる制度が「ある」の場合）

第 7-3 図 支給対象となる特急料金の割合（支給対象となる制度が「ある」の場合）



③支給額の上限設定（支給対象となる制度が「ある」の場合）

第7-4図 特急料金の支給額の上限設定（支給対象となる制度が「ある」の場合）



④特急料金の支給の上限額

（交通機関を利用した場合の「[支給限度額]」の範囲であり、かつ上限もある」、「[支給限度額]」には含まれず、別に上限がある」の場合）

第7-2表 特急料金の支給の上限額

（交通機関を利用した場合の「[支給限度額]」の範囲であり、かつ上限もある」、「[支給限度額]」には含まれず、別に上限がある」の場合）

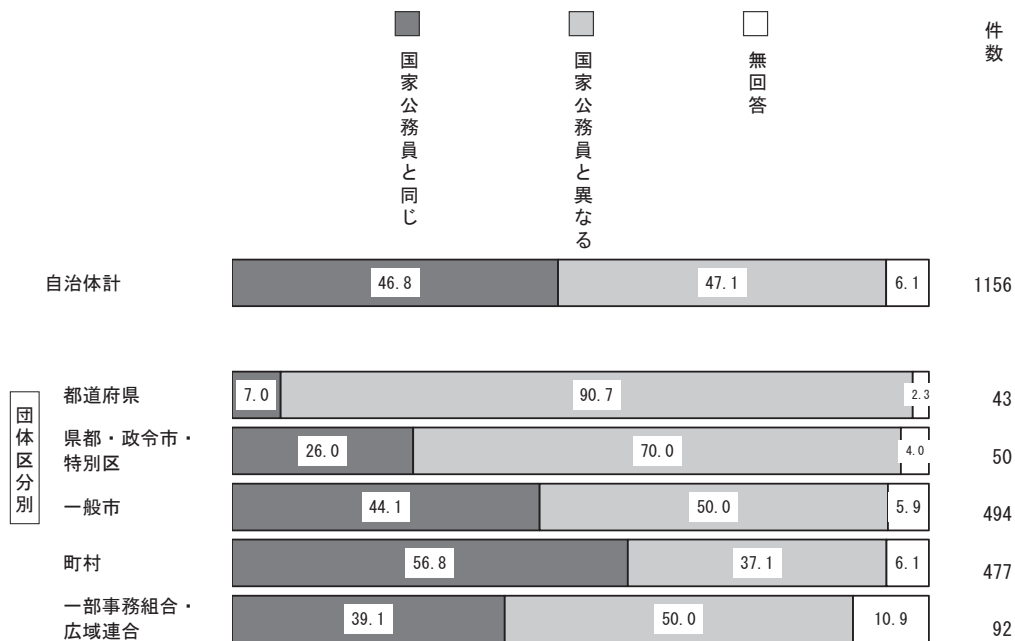
団体区分別		2万円未満					件数	中央値・円	平均値・円
		2万円未満	2万円台	3万円台	4万円以上	無回答			
	上限がある計	...	72.5 ①	1.8	5.4 ②	20.4	167	20,000	22,556
団体区分別	都道府県	...	60.0 ①	10.0	20.0 ②	10.0	20	20,000	26,667
	県都・政令市・特別区	...	83.3 ①	...	...	16.7	12	20,000	20,000
	一般市	...	81.4 ①	...	2.9 ②	15.7	70	20,000	21,271
	町村	...	62.5 ①	1.8	3.6 ②	32.1	56	20,000	22,658
	一部事務組合・広域連合	...	77.8 ①	...	11.1 ②	11.1	9	20,000	25,500
	支給限度額範囲で上限もある	...	70.0 ①	...	10.0 ②	20.0	30	20,000	25,583
	支給限度額に含まれず上限ある	...	73.0 ①	2.2	4.4 ②	20.4	137	20,000	21,890

※下線数字は「上限がある計」より5ポイント以上少ないことを示す
 ※薄い網かけ数字は「上限がある計」より5ポイント以上多いことを示す
 ※丸数字は比率の順位(第2位まで表示)
 ※「2万円台」はすべて20,000円の回答

(3) 自動車を利用した場合の支給限度額

① 支給限度額

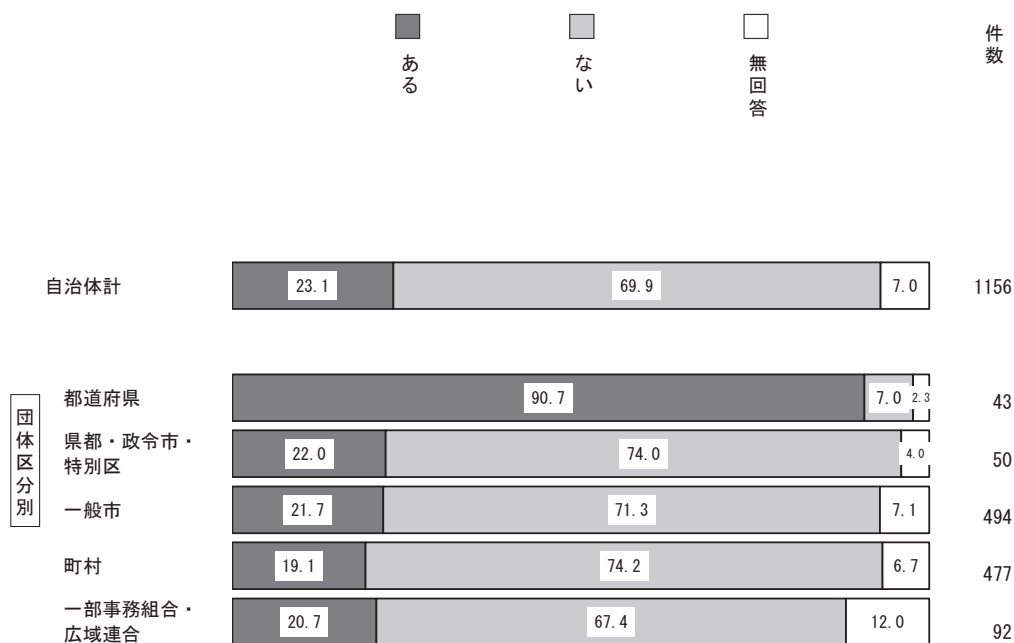
第7-5図 自動車を利用した場合の支給額



(4) 高速道路の利用料金が支給対象となる制度

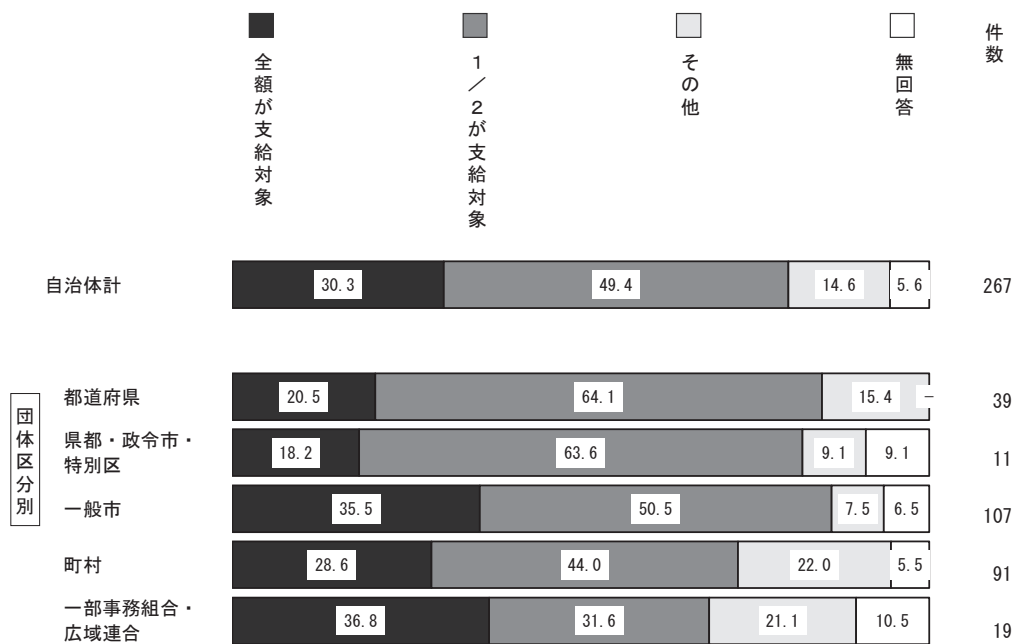
①制度の有無

第7-6図 高速道路の利用料金が支給対象となる制度



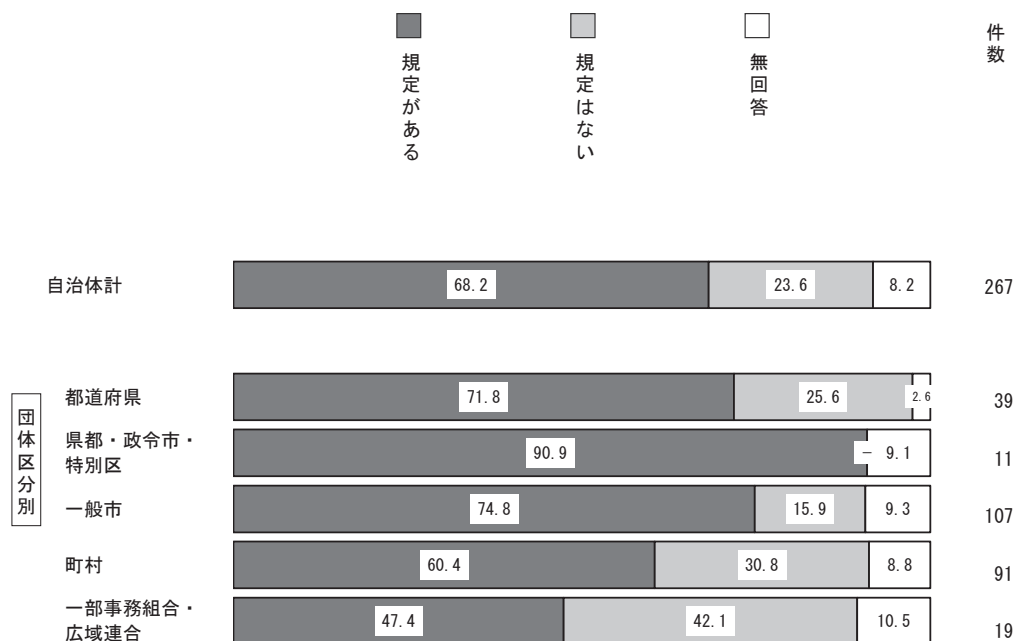
②支給対象の範囲（支給対象となる制度が「ある」の場合）

第7-7図 支給対象となる利用料金の割合（支給対象となる制度が「ある」の場合）



③上限に関する規定（支給対象となる制度が「ある」の場合）

第7-8図 支給額の上限に関する規定（支給対象となる制度が「ある」の場合）



④高速道路の料金の支給上限額（上限に関する「規定がある」の場合）

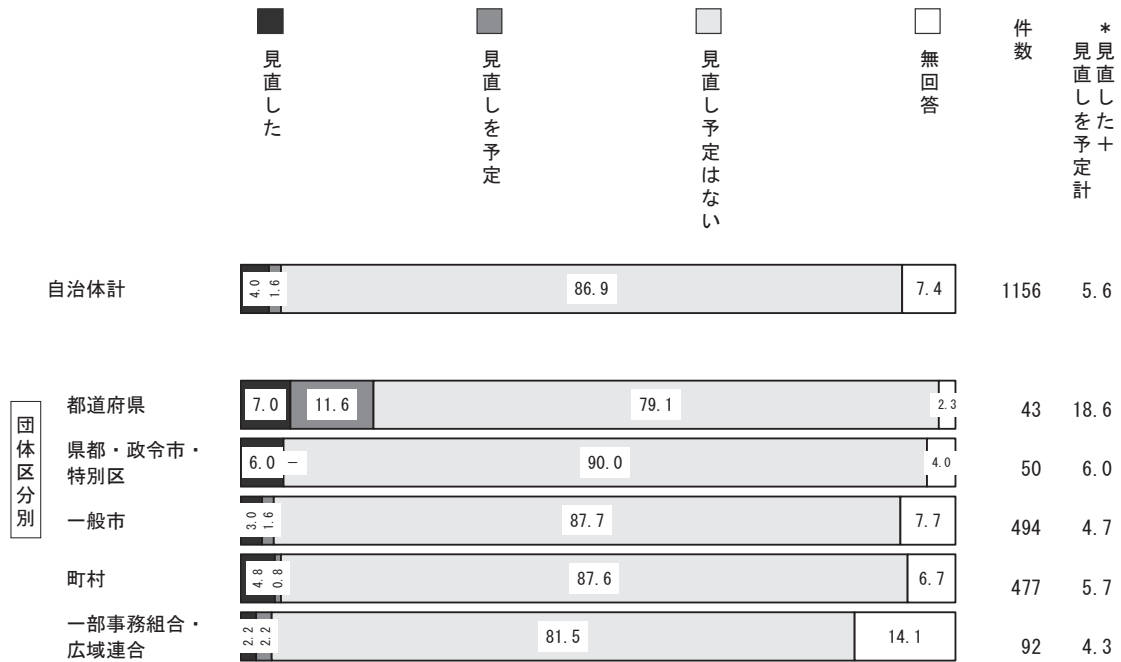
第7-3表 高速道路の支給の上限額（上限に関する「規定がある」の場合）

	1万円未満	1万円台	2万円台	3万円台	4万円台	5万円台	6万円以上	無回答	件数	中央値・円	平均値・円
自治体計	...	1.1	55.5 ①	1.1	4.4	26.4 ②	6.6	4.9	182	20,000	34,162
団体区分別											
都道府県	...	...	46.4 ①	3.6	17.9 ②	3.6	14.3	14.3	28	22,500	34,958
県都・政令市・特別区	...	10.0 ②	60.0 ①	...	...	10.0 ②	10.0 ②	10.0	10	20,000	28,444
一般市	...	...	58.8 ①	...	2.5	32.5 ②	2.5	3.8	80	20,000	33,883
町村	...	...	52.7 ①	1.8	1.8	34.5 ②	7.3	1.8	55	20,000	36,130
一部事務組合・広域連合	...	11.1 ②	66.7 ①	...	...	11.1 ②	11.1 ②	...	9	20,000	28,333
全額が支給対象	...	2.0	3.9 ①	...	5.9	76.5 ①	11.8 ②	...	51	55,000	52,980
1/2が支給対象	...	...	85.7 ①	1.8	1.8	3.6 ②	3.6 ②	3.6	112	20,000	24,000

※下線数字は「自治体計」より5ポイント以上少ないことを示す
 ※薄い網かけ数字は「自治体計」より5ポイント以上多いことを示す
 ※濃い網かけ数字は「自治体計」より15ポイント以上多いことを示す
 ※丸数字は比率の順位(第2位まで表示)
 ※「2万円台」の102件のうち99件は20,000円
 ※「5万円台」の48件のうち45件は55,000円

(5) 物価上昇を踏まえた見直しの有無

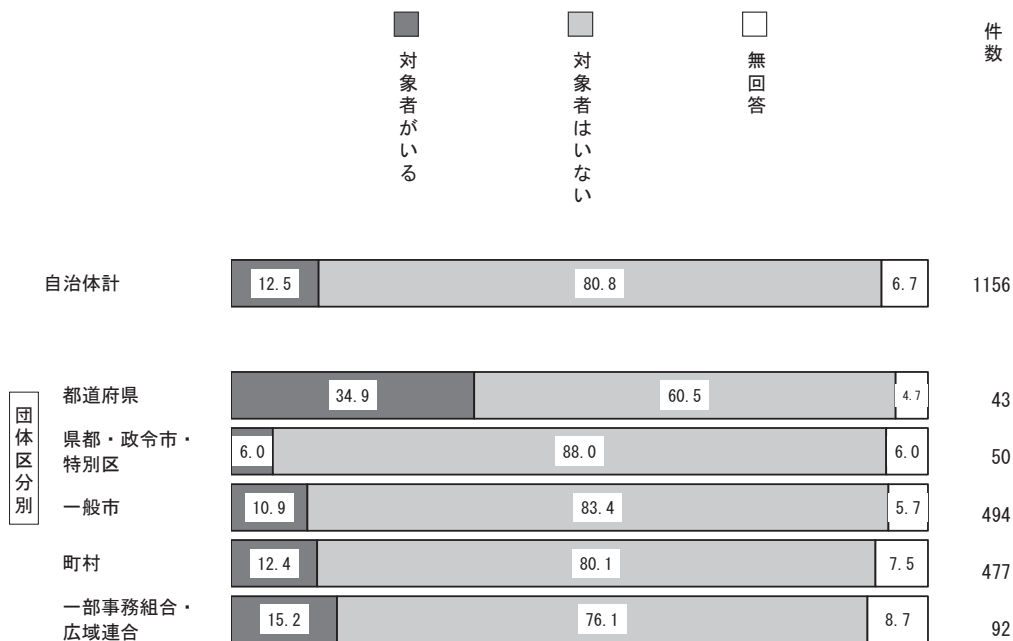
第7-9図 通勤手当の物価上昇を踏まえた見直し



2. 管理職手当

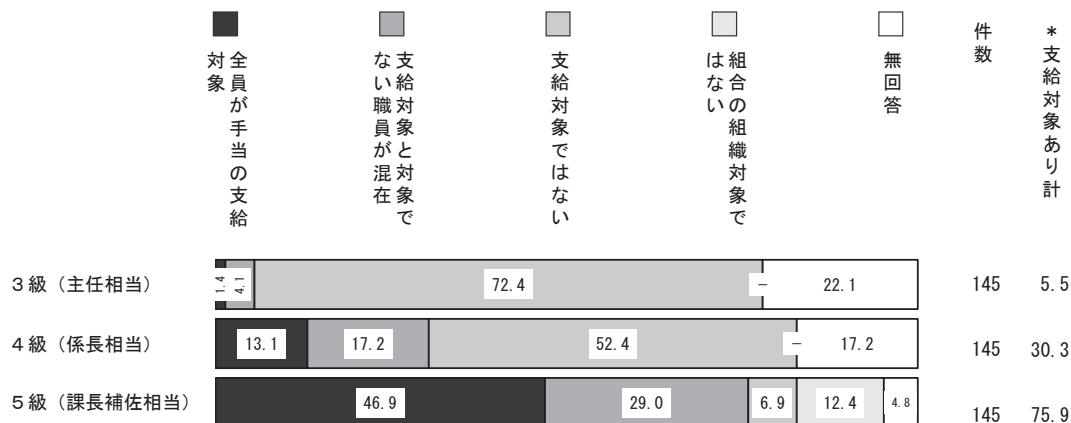
(1) 管理職手当の支給対象者の有無（組合の組織対象とする職員）

第7-10図 組織対象職員における管理職手当の支給対象者の有無



(2) 支給対象となっている級（役職）（管理職手当の支給「対象者がいる」の場合）

第7-11図 支給対象となっている級（役職）（管理職手当の支給「対象者がいる」の場合）



第7-4表 支給対象となっている級（役職）（管理職手当の支給「対象者がいる」の場合）

	3級（主任相当）						4級（係長相当）						5級（課長補佐相当）						件数
	象全 員が 手当 の支 給対 象	い支 職給 員対 が象 混と 在対 象で な	*支 給 対 象 あり 計	支 給 対 象 で は な い	組 合 の 組 織 対 象 で は な い	無 回 答	象全 員が 手当 の支 給対 象	い支 職給 員対 が象 混と 在対 象で な	*支 給 対 象 あり 計	支 給 対 象 で は な い	組 合 の 組 織 対 象 で は な い	無 回 答	象全 員が 手当 の支 給対 象	い支 職給 員対 が象 混と 在対 象で な	*支 給 対 象 あり 計	支 給 対 象 で は な い	組 合 の 組 織 対 象 で は な い	無 回 答	
管理職手当支給対象あり計	1.4	4.1	5.5	72.4	...	22.1	13.1	17.2	30.3	52.4	...	17.2	46.9	29.0	75.9	6.9	12.4	4.8	145
団体 区分 別	...	13.3	13.3	66.7	...	20.0	...	20.0	20.0	60.0	...	20.0	...	53.3	53.3	40.0	...	6.7	15
都道府県	...	13.3	13.3	66.7	...	20.0	...	20.0	20.0	60.0	...	20.0	...	53.3	53.3	40.0	...	6.7	15
県都・政令市・特別区	33.3	...	33.3	33.3	...	33.3	33.3	...	33.3	33.3	...	33.3	100.0	...	100.0	...	...	...	3
一般市	1.9	...	1.9	75.9	...	22.2	13.0	11.1	24.1	57.4	...	18.5	55.6	29.6	85.2	3.7	7.4	3.7	54
町村	...	1.7	1.7	78.0	...	20.3	11.9	22.0	33.9	52.5	...	13.6	50.8	25.4	76.3	1.7	16.9	5.1	59
一部事務組合・広域連合	...	21.4	21.4	50.0	...	28.6	28.6	21.4	50.0	28.6	...	21.4	35.7	21.4	57.1	7.1	28.6	7.1	14

※下線数字は「管理職手当支給対象あり計」より5ポイント以上少ないことを示す

※薄い網かけ数字は「管理職手当支給対象あり計」より5ポイント以上多いことを示す

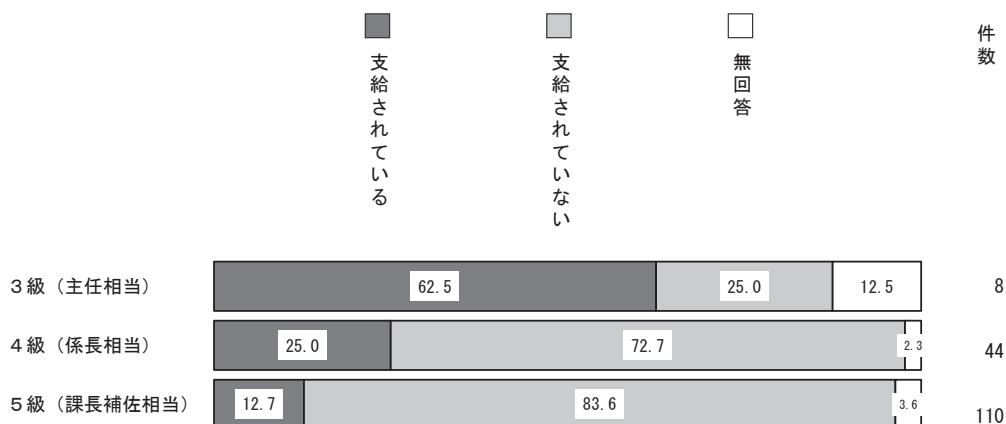
※濃い網かけ数字は「管理職手当支給対象あり計」より15ポイント以上多いことを示す

(3) 管理職手当の支給対象者への超過勤務手当の支給

(管理職手当は「全員が手当の支給対象」、「支給対象と支給対象でない職員が混在」の場合)

第7-12図 管理職手当の支給対象者への超過勤務手当の支給

(管理職手当は「全員が手当の支給対象」、「支給対象と支給対象でない職員が混在」の場合)



第7-5表 管理職手当の支給対象者への超過勤務手当の支給

(管理職手当は「全員が手当の支給対象」、「支給対象と支給対象でない職員が混在」の場合)

	3級 (主任相当)				4級 (係長相当)				5級 (課長補佐相当)			
	支給されている	支給されていない	無回答	件数	支給されている	支給されていない	無回答	件数	支給されている	支給されていない	無回答	件数
管理職手当支給対象あり計	62.5	25.0	12.5	8	25.0	72.7	2.3	44	12.7	83.6	3.6	110
団体区分別												
都道府県	100.0	...	...	2	66.7	33.3	...	3	37.5	62.5	...	8
県都・政令市・特別区	100.0	...	...	1	100.0	...	...	1	33.3	66.7	...	3
一般市	...	...	100.0	1	38.5	53.8	7.7	13	10.9	82.6	6.5	46
町村	...	100.0	...	1	5.0	95.0	...	20	2.2	95.6	2.2	45
一部事務組合・広域連合	66.7	33.3	...	3	28.6	71.4	...	7	50.0	50.0	...	8

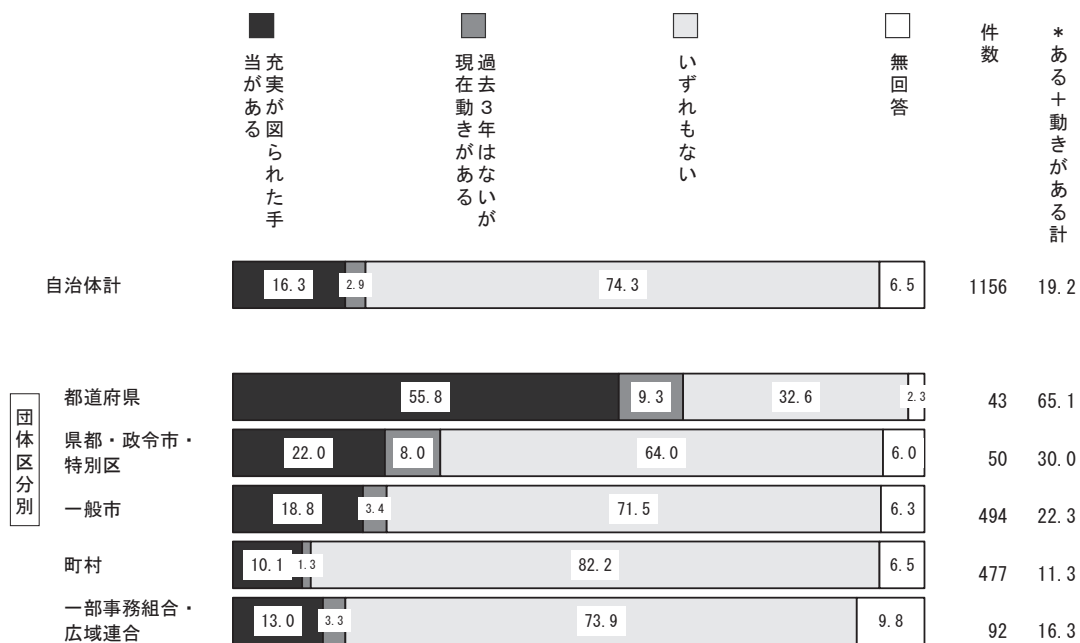
※下線数字は「管理職手当支給対象あり計」より5ポイント以上少ないことを示す

※薄い網かけ数字は「管理職手当支給対象あり計」より5ポイント以上多いことを示す

※濃い網かけ数字は「管理職手当支給対象あり計」より15ポイント以上多いことを示す

3. 新型コロナウイルス感染症関連以外で充実を図った手当

第7-13図 過去3年に新型コロナウイルス感染症関連以外の手当で充実が図られた手当の有無



4. 調査結果の要約

【通勤手当】

- 交通機関を利用した場合の支給限度額は「国家公務員と同じ」(74.8%)が多い。「国家公務員と異なる」場合には、「上限がある」が10.7%、「上限はない」(7.4%)とも1割であり、これらをあわせた<国家公務員と異なる>は18.2%である。団体区別にみると、都道府県は「国家公務員と同じ」(46.5%)、<国家公務員と異なる>(46.5%)がいずれも4割台で分かれているが、他の団体区分は「国家公務員と同じ」のほうが多い(第7-1図)。
 - ✚ 「国家公務員と異なる(上限がある)」(124組合)場合の上限額は、国家公務員を下回る55,000円未満(58.1%)が国家公務員を上回る55,000円超(35.5%)よりも多い(第7-1表)。
- 新幹線等の特急料金が支給対象となる制度は「ある」が23.7%、「ない」が69.0%である。団体区別にみると、都道府県は「ある」(88.4%)が多数であるが、他の団体区分の「ある」は2~3割である(第7-2図)。
 - ✚ 新幹線等の特急料金が支給対象となる制度が「ある」(274組合)場合の支給対象となる割合は「1/2が支給対象」が63.9%、「全額が支給対象」が20.8%である(第7-3図)。
 - ✚ 新幹線等の特急料金の上限設定の有無は、「[支給限度額]には含まれず、別に上限がある」が50.0%、「[支給限度額]の範囲であれば上限はない」が25.2%、「[支給限度額]の範囲であり、かつ上限もある」が10.9%である。後者2つが[支給限度額]に含めているが、これはあわせると36.1%である。[支給限度額]に含めるかどうかで取扱いが分かれている(第7-4図)。
 - ✚ 特急料金についての上限を設定している場合の上限額は2万円(72.5%)が多い。特急料金を支給限度額に含めている場合、含めていない場合ともに2万円がもっとも多い(第7-2表)。
- 自動車を利用した場合の支給額は「国家公務員と同じ」が46.8%、「国家公務員と異なる」が47.1%で分かれている。団体区別にみると、都道府県、県都・政令市・特別区は「国家公務員と異なる」(それぞれ90.7%、70.0%)が多く、一般市、町村、一部事務組合・広域連合は扱いが分かれている(第7-5図)。
- 高速道路の利用料金が支給対象となる制度は「ある」が23.1%、「ない」が69.9%である。団体区別にみると、都道府県のみ「ある」(90.7%)が多数で、他の団体区分での「ある」はいずれも2割である(第7-6図)。
 - ✚ 高速道路の利用料金が支給対象となる制度が「ある」(267組合)場合の支給対象となる割合は「1/2が支給対象」が49.4%、「全額が支給対象」が30.3%である(第7-7図)。
 - ✚ 制度が「ある」場合の支給額の上限に関する規定は、「規定がある」が68.2%、「規定はない」が23.6%である(第7-8図)。
 - ✚ 「規定がある」(182組合)での上限額は「2万円台」(55.5%)と「5万円台」(26.4%)が多い。なお、全額が支給対象の場合は「5万円台」(76.5%)、1/2が支給対象の場合は「2万円台」(85.7%)が多数である(第7-3表)。
- 物価上昇を踏まえた見直しについては、「見直した」が4.0%、「見直しを予定している」が1.6%で、これらをあわせた<見直した+見直し予定>は5.6%である。「見直しの予定はない」(86.9%)が多数である(第7-9図)。

【管理職手当】

- 組合の組織対象職員のなかに管理職手当の支給対象者がいるかたずねると、「対象者がいる」が12.5%である。団体区分別にみると都道府県は34.9%で、他の団体区分は1割前後である（第7-10図）。
- 「対象者がいる」（145組合）場合の支給対象となっている級（役職）について、「全員が手当の支給対象」、「支給対象と支給対象でない職員が混在」をあわせた＜支給対象あり＞の比率をみると、3級（主任相当）は5.5%、4級（係長相当）は30.3%、5級（課長補佐相当）は75.9%である。5級（課長補佐相当）は支給対象としているところが多いが、4級（係長相当）は取扱いが分かれ、3級（主任相当）は支給対象としているところはかなり少ない（第7-11図）。
- 管理職手当の支給対象となっている場合（4級（係長相当）44組合、5級（課長補佐相当）110組合）に超過勤務手当が支給されているのは、4級（係長相当）が25.0%、5級（課長補佐相当）が12.7%である。4級（係長相当）、5級（課長補佐相当）は管理職手当の支給対象となっている場合には超過勤務手当が「支給されていない」ケースのほうが多い（第7-12図）。

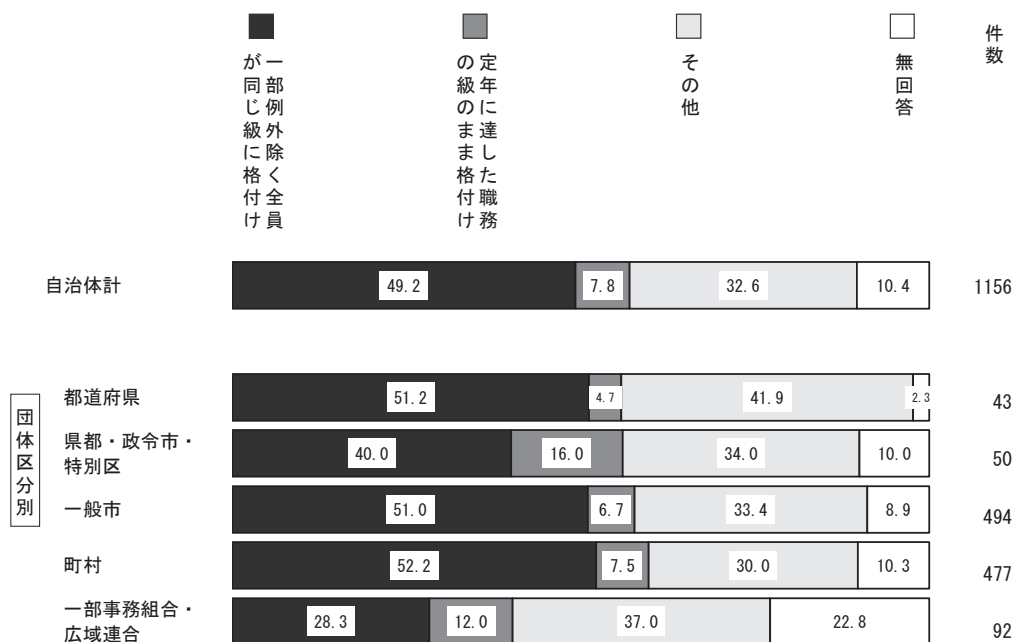
【過去3年に充実が図られた手当（新型コロナウイルス感染症関連以外）】

- 「過去3年に充実が図られた手当がある」が16.3%、「過去3年にはないが、現在、充実に向けた動きがある」が2.9%で、これらをあわせた＜ある＋動きがある＞は19.2%である。団体区分別に「ある」をみると、都道府県（55.8%）が5割強、県都・政令市・特別区（22.0%）、一般市（18.8%）が2割、町村（10.1%）、一部事務組合・広域連合（13.0%）が1割である（第7-13図）。

第8章 暫定再任用職員、定年引上げにともなう役職定年者の給料

1. 行政職の暫定再任用職員（フルタイム）に適用される給料表

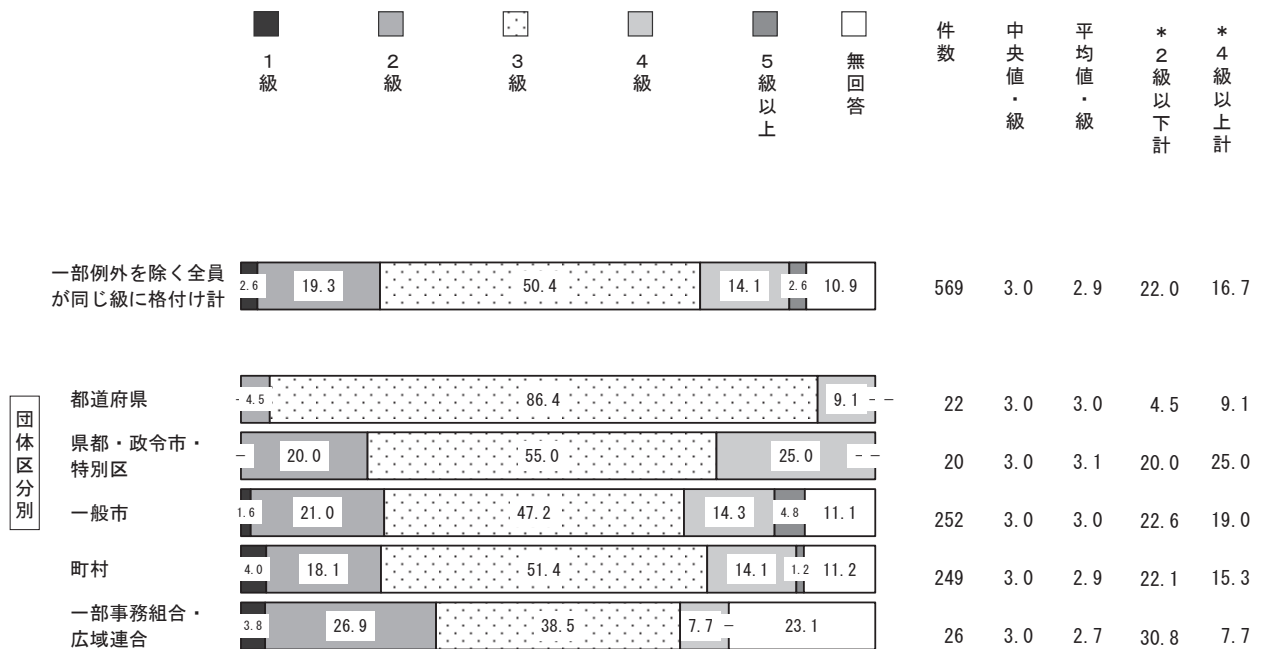
第8-1図 行政職の暫定再任用職員（フルタイム）の給料表



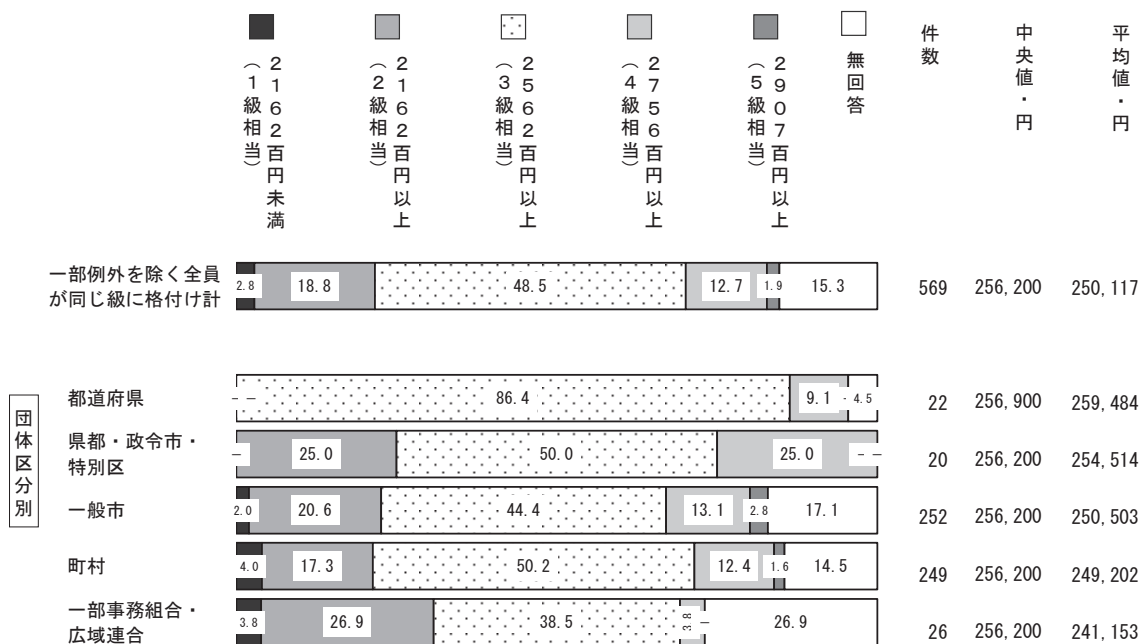
2. 暫定再任用職員（フルタイム）に適用される級、金額

一部例外を除く全員が同じ級に格付けされる場合

第8-2図 行政職の暫定再任用職員（フルタイム）に適用される級
（「一部例外を除く全員が同じ級に格付けされる」の場合）

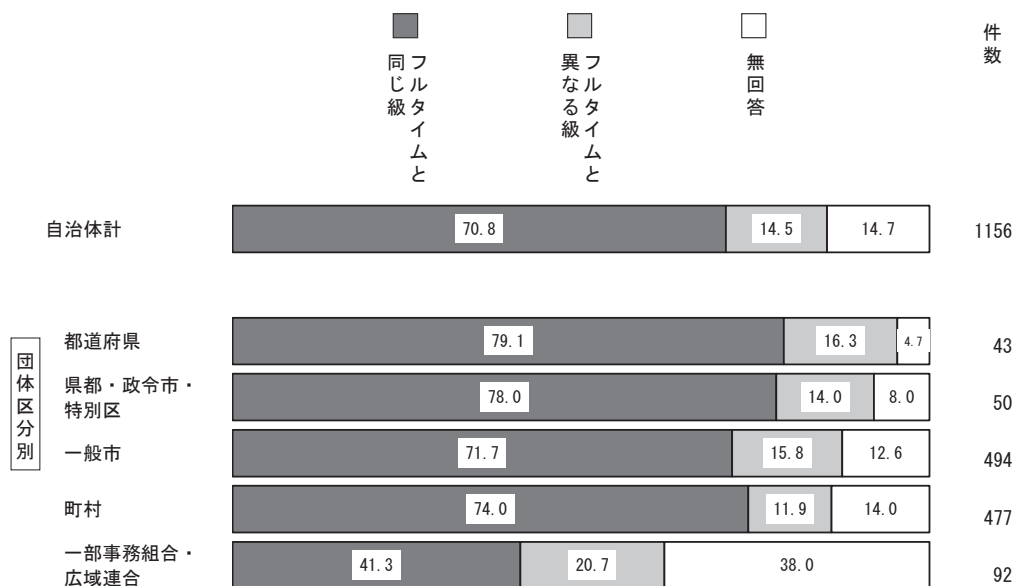


第8-3図 行政職の暫定再任用職員（フルタイム）に適用される給料月額
（「一部例外を除く全員が同じ級に格付けされる」の場合）



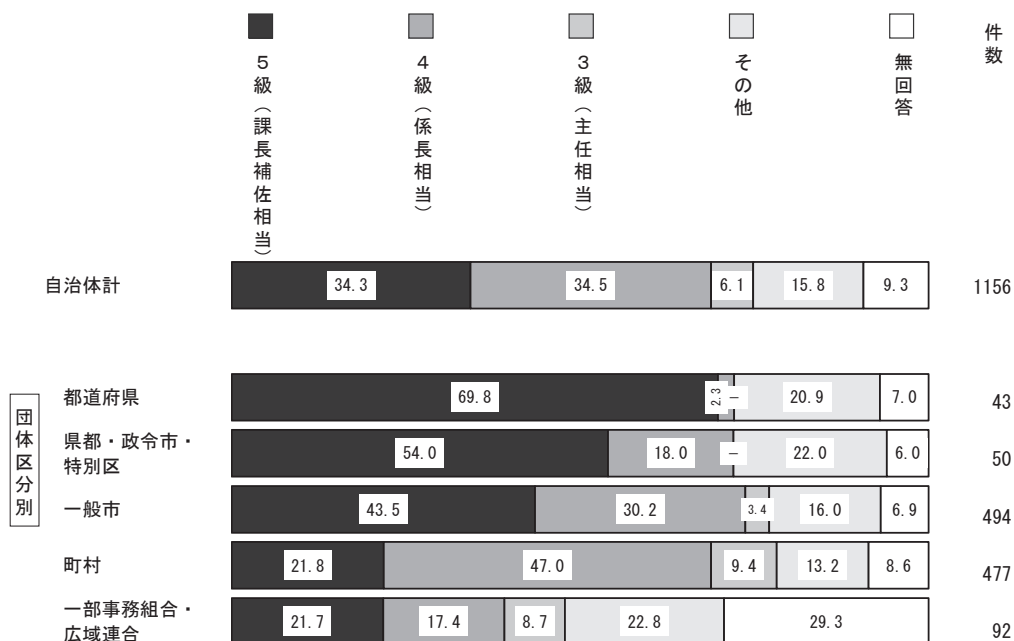
3. 短時間暫定再任用職員に適用される級

第8-4図 短時間暫定再任用職員に適用される級



4. 定年引上げにともなう役職定年者の60歳以降の格付け

第8-5図 定年引上げにともなう役職定年者が60歳以降に格付けされる級



5. 調査結果の要約

- 行政職の暫定再任用職員（フルタイム）に適用される給料表は「一部例外を除く全員が同じ級に格付けされる」が 49.2%、「定年年齢に達した職務の級のまま格付けされる」が 7.8%であるが、「その他」が 32.6%みられる。「その他」は記述には「退職時の級から●級下位」などの退職時の級（職務）に応じた格付けとしているケースがみられる。団体区分別にみても概ね共通している（第 8－1 図）。
 - ✚ 「一部例外を除く全員が同じ級に格付けされる」（569 組合）場合、適用される級は 3 級（50.4%）がもっとも多く、適用される給料月額も「256,200 円以上（3 級相当）」（48.5%）がもっとも多い（第 8－2～3 図）。
 - ✚ 短時間暫定再任用職に適用される級は「フルタイムと同じ級」が 70.8%、「フルタイムと異なる級」が 14.5%である（第 8－4 図）。
- 定年引上げにともなう役職定年者が 60 歳以降に格付けされる級（役職）は、「5 級（課長補佐相当）」が 34.3%、「4 級（係長相当）」が 34.5%、「3 級（主任相当）」が 6.1%である。このうち「5 級（課長補佐相当）」を団体区分別にみると、都道府県（69.8%）で 7 割、県都・政令市・特別区（54.0%）で 5 割、一般市（43.5%）で 4 割、町村（21.8%）、一部事務組合・広域連合（21.7%）で 2 割である（第 8－5 図）。

自治労賃金等制度調査への回答のお願い

2024 年 4 月 全日本自治団体労働組合

調査協力をお願い：

本調査は 2024 確定・2025 春闘をはじめとする今後の賃金闘争の基礎資料とするために単組を対象に実施するものです（前回は 2022 年に実施）。今回調査では従来から設問していた〔行政職〕、〔現業職〕、〔保育職〕、〔看護職〕の賃金等制度に関する設問のほかに、中途採用者、手当、暫定再任用職員、定年引上げに関連した設問も設けています。自治体における制度について確認のうえ、回答いただけますようお願い致します。

回答方法と期限：

今回調査では Web 上に組合ごとにページを用意しています。URL にアクセスして入力してください。
回答期限は **2024 年 5 月末** としています。期限までの回答をお願いします。

アクセス先 URL：

下記の URL にアクセスしてください（URL をクリック）。

〇〇労働組合 の回答ページ (00000)

<https://rchky.org/rse/index.php?r=survey/index&sid=582968&token=test&newtest=Y>



回答上の注意：

- ① 自治体ごとに回答を求めています。自治体内に複数の自治労加盟組合がある場合（現業職場や病院職場が独立した組合となっているケースなど）には、この調査の依頼を受けた組合が行政職以外についても取りまとめて回答してください。
- ② スマートフォンでのアクセスも可能ですが、パソコンでの回答に適したものとなっています。
- ③ 上記の URL には、何度でも（どこからでも）アクセスし、回答を再開できます。
- ④ 回答は自動では保存されません。回答を中断するときは画面右上「**あとで続きをする**」をクリックしてください。上記 URL にアクセスすると再開できます。
（開始から長時間経過すると入力や保存ができなくなります。1 時間を目安に保存してください）
- ⑤ 回答を完了して提出するさいには、画面の一番下にある「**送信する**」をクリックしてください。
- ⑥ **（前回〇〇）** のように前回の回答を掲載しています。参考にしてください。
- ⑦ Web 画面の紙への出力が必要な場合には、**倍率を 70% に設定すると A4 用紙に出力**できます。

自治労賃金等制度調査

あとで続きをする

Q5-13 常勤職員の勤務時間（1日7時間45分）より1日15分だけ短い勤務時間設定の職員がいますか？
（今回新規設問）

☐ 1. いらない
☐ 2. いる

回答を完了したら「送信する」をクリック。

送信する

「あとで続きをする」をクリックすると、回答を保存できます。（再開する場合は上記 URL へ）

自治労賃金等制度調査

2024年4月 全日本自治団体労働組合

回答上の注意

1. 自治体ごとに回答を求めています。自治体内に複数の自治労加盟組合がある場合（現業職場や独立行政法人を含む病院職場が独立した組合となっているケースなど）には、この調査の依頼を受けた組合が行政職以外についても取りまとめて回答してください。
2. この調査は**2024年4月1日基準調査**として実施しています。基準日時点の賃金等制度を回答してください。
3. 回答期限は**2024年5月末**としています。期限までの回答をお願いします。
4. 前回調査時（2022年）の回答を欄外に（前回○○）のように表示しています。**金額は前回時点のもので現在の金額に置き換えてください。**
5. 設問の冒頭に＊のある項目は回答必須の項目です。人数なども概数で構いませんので必ず回答してください。
6. 回答の開始時点ではすべての設問が表示されていますが、回答内容に応じて対象外となる設問は非表示になります。
7. 人数、年齢、級号給、金額、中途採用の前歴換算の換算率の欄には、数字のみを入力してください（文字（約、～、横棒線など）は入力しないでください）。
8. 回答内容で確認の必要な箇所がある場合には調査票の最後に【回答確認】の項が表示されます。内容に誤りがないか確認をお願いします。

回答する給料月額

1. 基本給カットが行われている場合にも、カット前の金額を回答してください。
2. **現給保障**がある場合も、**現給保障を含まない給料表**の金額を回答してください。
3. 1つの回答欄には複数の数値を回答することはできません。複数のケースがある場合には該当する組合員の多いケースを回答してください。

回答の保存

1. 回答を途中で保存する場合は画面の右上にある「あとで続きをする」をクリックしてください。同じURLにアクセスすれば再開できます。
2. **回答開始から長時間経過すると入力や保存・送信をできなくなります。**1時間を目安に「あとで続きをする」をクリックして保存してください（自動では保存されません）。
3. 組合内で複数の役員が回答のためにアクセスする場合には、同時の入力はしないでください。最後に「あとで保存する」、「送信する」を押した方の入力内容が上書きされます。
4. 回答を終えたら最後にある「送信する」をチェックし、右下にある「送信する」をクリックしてください。
5. 回答内容の紙への出力が必要な場合には、**倍率を70%に設定するとA4用紙に出力することができます。**

回答者の名前・連絡先、回答内容についての連絡欄

このページは（デモページ5・都道府県以外）（自治労登録番号：99999）の回答ページです。

	お名前 (前回 -)	電話番号	E-mail
回答者の名前と連絡先			

回答組合からの連絡欄

回答内容についての連絡事項がありましたら入力してください。

該当職種の有無と人数

調査では、「行政職」、「現業職」、「保育職」、「看護職」の賃金制度を回答していただきます。
各職種（正規職員）の組合員の有無と人数をお答えください。

① 組合員（正規職員）の有無

② 【Ⅲ．保育職】について

都道府県職の場合には「Ⅲ．保育職」は調査の対象にしていないため表示されません。

【Ⅳ．看護職】について

自治体内に複数の自治労加盟組合がある場合、自治体立病院労組、独立行政法人の病院労組には本調査を依頼していません。

自治体内に病院労組があり、看護職（正規職員）の組合員がいる場合には、「１．いる」と回答し、看護職の賃金についても病院労組に照会のうえ回答してください。

	1. いる	2. いない
I. 行政職の組合員（正規職員）（前回は「-」）	☐	☐
II. 現業職の組合員（正規職員）（前回は「-」）	☐	☐
III. 保育職の組合員（正規職員）（前回は「-」）	☐	☐
IV. 看護職の組合員（正規職員）（前回は「-」） （病院・診療所に勤務する看護師に限る）	☐	☐

② 組合員（正規職員）の人数

② この調査と隔年で実施している賃金実態調査（個人調査）の依頼対象数や抽出数の計算に必要な項目となります。概数でも構いませんので必ず回答してください。

【Ⅱ．現業職】の人数には交通職（電車、バス等の公共交通）を含めないでください。

	組合員（正規職員）の人数
I. 行政職の組合員（正規職員）（前回は-人）	
II. 現業職の組合員（正規職員）（前回は-人）	
III. 保育職の組合員（正規職員）（前回は-人）	
IV. 看護職の組合員（正規職員）（前回は-人） （病院・診療所に勤務する看護師に限る）	

人事評価制度の結果の反映

人事評価制度の評価結果が組合員の「上位昇給の際の判断」や「勤勉手当」に活用されていますか？

	1. 活用されている	2. 活用されていない
①上位昇給 （前は「-」）	☐	☐
②勤勉手当 （前は「-」）	☐	☐

人事評価制度の評価結果の反映について補足説明が必要でしたら入力してください。

--

I. 行政職

Q 1 - 1 給料表は何を使っていますか？

(前は「-」)

- ☐ 1. 国公行 (一) と (級数以外は) 同じ
☐ 2. 国公行 (一) の (一部) 号給延長
☐ 3. 国公行 (一) の準用 (一定額を加減、一定額を乗じる)
☐ 4. 独自の給料表 (複数の級の合成、他の給料表の合成等を含む)

その給料表は都道府県の給料表と同じ (または準用した) ものですか？

(前は「-」)

- ☐ 1. 同じ (準用した) もの
☐ 2. 異なる

Q 1 - 2 給料表は何級制ですか？ 最高級の最高号給とその給料月額を？

	級制	号給	給料月額
給料表の最高級 (前は「級、-号、-円」)			

Q 1 - 3 組合員として到達できる最高級は何級ですか？ その最高号給と給料月額は？

② 例外的なケースは含めずに回答してください。

	級	号給	給料月額
組合員の最高級 (前は「級、-号、-円」)			

Q 1 - 4 標準労働者の標準的 (または平均的) な昇格年齢は？

(高卒標準労働者・大卒標準労働者)

	高卒 (歳)	大卒 (歳)
2 級昇格年齢 (前は「高卒-歳、大卒-歳」)		
3 級昇格年齢 (前は「高卒-歳、大卒-歳」)		
4 級昇格年齢 (前は「高卒-歳、大卒-歳」)		
5 級昇格年齢 (前は「高卒-歳、大卒-歳」)		
6 級昇格年齢 (前は「高卒-歳、大卒-歳」)		

Q 1 - 5 初任給の級号給と給料月額（基本給カット前額）は？

（高卒・大卒）

	級	号給	給料月額
高卒（18歳）（前回は-級、-号、-円）			
大卒（22歳）（前回は-級、-号、-円）			

Q 1 - 6 標準労働者の年齢ポイント別の級号給と給料月額（基本給カット前額）は？

（高卒標準労働者）

② 平均的な昇給・昇格をしたケースについてご回答ください。

	級	号給	給料月額
30歳勤続12年（前回は-級、-号、-円）			
35歳勤続17年（前回は-級、-号、-円）			
40歳勤続22年（前回は-級、-号、-円）			
45歳勤続27年（前回は-級、-号、-円）			
50歳勤続32年（前回は-級、-号、-円）			

（大卒標準労働者）

② 平均的な昇給・昇格をしたケースについてご回答ください。

	級	号給	給料月額
30歳勤続8年（前回は-級、-号、-円）			
35歳勤続13年（前回は-級、-号、-円）			
40歳勤続18年（前回は-級、-号、-円）			
45歳勤続23年（前回は-級、-号、-円）			
50歳勤続28年（前回は-級、-号、-円）			

Ⅱ．現業職

Q2-1 給料表は何を使っていますか？

（前は「-」）

- ☐ 1. 国公行（一）と（級数以外は）同じ
☐ 2. 国公行（一）の（一部）号給延長
☐ 3. 国公行（一）の準用（一定額を加減、一定額を乗じる）
☐ 4. 国公行（二）と（級数以外は）同じ
☐ 5. 国公行（二）の（一部）号給延長
☐ 6. 国公行（二）の準用（一定額を加減、一定額を乗じる）
☐ 7. 国公行（一）と国公行（二）の合成
☐ 8. 独自の給料表（複数の級の合成、他の給料表の合成等を含む）

Q2-2 給料表は何級制ですか？ 最高級の最高号給とその給料月額

	級制	号給	給料月額
給料表の最高級（前は級、-号、-円）			

Q2-3 組合員として到達できる最高級は何級ですか？ その最高号給と給料月額は？

② 例外的なケースは含めずに回答してください。

	級	号給	給料月額
組合員の最高級（前は級、-号、-円）			

Q2-4 標準労働者の標準的（または平均的）な昇格年齢は？

（高卒標準労働者）

	高卒（歳）
2級昇格年齢（前は歳）	
3級昇格年齢（前は歳）	
4級昇格年齢（前は歳）	
5級昇格年齢（前は歳）	
6級昇格年齢（前は歳）	

Q2-5 初任給の級号給と給料月額（基本給カット前額）は？

（高卒）

	級	号給	給料月額
高卒（18歳）（前回は-級、-号、-円）			

Q2-6 標準労働者の年齢ポイント別の級号給と給料月額（基本給カット前額）は？

（高卒標準労働者）

② 平均的な昇給・昇格をしたケースについてご回答ください。

	級	号給	給料月額
30歳勤続12年（前回は-級、-号、-円）			
35歳勤続17年（前回は-級、-号、-円）			
40歳勤続22年（前回は-級、-号、-円）			
45歳勤続27年（前回は-級、-号、-円）			
50歳勤続32年（前回は-級、-号、-円）			

Ⅲ. 保育職

Q3-1 給料表は何を使っていますか？

(前は「-」)

- ☐ 1. 行政職給料表を適用
- ☐ 2. 福祉職給料表を適用
- ☐ 3. 教育職給料表を適用
- ☐ 4. 独自の給料表 (複数の級の合成、他の給料表の合成等を含む)

Q3-2 給料表は何級制ですか？ 最高級の最高号給とその給料月額を？

	級制	号給	給料月額
給料表の最高級 (前は級、-号、-円)			

Q3-3 組合員として到達できる最高級は何級ですか？ その最高号給と給料月額は？

❶ 例外的なケースは含めずに回答してください。

	級	号給	給料月額
組合員の最高級 (前は級、-号、-円)			

Q3-4～Q3-6は短大2卒についての回答欄です。該当者はいますか？

(前は「-」)

- ☐ 1. 短大2卒がいる
- ☐ 2. 短大2卒はいない

Q3-4 標準労働者の標準的 (または平均的) な昇格年齢は？

(短大2卒標準労働者)

	短大2卒 (歳)
2級昇格年齢 (前は歳)	
3級昇格年齢 (前は歳)	
4級昇格年齢 (前は歳)	
5級昇格年齢 (前は歳)	
6級昇格年齢 (前は歳)	

Q3－5 初任給の級号給と給料月額（基本給カット前額）は？

（短大2卒）

	級	号給	給料月額
短大2卒（20歳）（前回は-級、-号、-円）			

Q3－6 標準労働者の年齢ポイント別の級号給と給料月額（基本給カット前額）は？

（短大2卒標準労働者）

② 平均的な昇給・昇格をしたケースについてご回答ください。

	級	号給	給料月額
30歳勤続10年（前回は-級、-号、-円）			
35歳勤続15年（前回は-級、-号、-円）			
40歳勤続20年（前回は-級、-号、-円）			
45歳勤続25年（前回は-級、-号、-円）			
50歳勤続30年（前回は-級、-号、-円）			

IV. 看護職（病院・診療所の看護師について記入）

Q4-1A 病院・診療所の経営主体は？

（前は「-」）

① 複数ある場合は組合員数の多いものを選んでください。以下については上記の経営主体のケースについて記入してください。

- ☐ 1. 自治体（一部事務組合・広域連合を含む）
- ☐ 2. 地方公営企業法の一部適用
- ☐ 3. 地方公営企業法の全部適用
- ☐ 4. 独立行政法人
- ☐ 5. その他

その他の内容（前は「-」）

Q4-1B 給料表は何を使っていますか？

（前は「-」）

- ☐ 1. 行政職給料表を適用
- ☐ 2. 医（三）と（級数以外は）同じ
- ☐ 3. 医（三）の（一部）号給延長
- ☐ 4. 医（三）の準用（一定額を加減、一定額を乗じる）
- ☐ 5. 独自の給料表（複数の級の合成、他の給料表の合成等を含む）

Q4-2 給料表は何級制ですか？ 最高級の最高号給とその給料月額を？

	級制	号給	給料月額
給料表の最高級（前は級、-号、-円）			

Q4-3 組合員として到達できる最高級は何級ですか？ その最高号給と給料月額を？

① 例外的なケースは含めずに回答してください。

	級	号給	給料月額
組合員の最高級（前は級、-号、-円）			

Q4-4～Q4-6は短大3卒についての回答欄です。該当者はいますか？

(前は「-」)

- ☐ 1. 短大3卒がいます
- ☐ 2. 短大3卒はいない

Q4-4 標準労働者の標準的(または平均的)な昇格年齢は？

(短大3卒標準労働者)

	短大3卒(歳)
2級昇格年齢 (前は-歳)	
3級昇格年齢 (前は-歳)	
4級昇格年齢 (前は-歳)	
5級昇格年齢 (前は-歳)	
6級昇格年齢 (前は-歳)	

Q4-5 初任給の級号給と給料月額(基本給カット前額)は？

(短大3卒)

	級	号給	給料月額
短大3卒(21歳) (前は-級、-号、-円)			

Q4-6 標準労働者の年齢ポイント別の級号給と給料月額(基本給カット前額)は？

(短大3卒標準労働者)

② 平均的な昇給・昇格をしたケースについてご回答ください。

	級	号給	給料月額
30歳勤続9年 (前は-級、-号、-円)			
35歳勤続14年 (前は-級、-号、-円)			
40歳勤続19年 (前は-級、-号、-円)			
45歳勤続24年 (前は-級、-号、-円)			
50歳勤続29年 (前は-級、-号、-円)			

ここから下の設問は、今回の調査で新たにおたずねするものです。前回回答の表示はありません。

② 回答にあたっては行政職の制度について回答してください。

V. 中途採用者の前歴換算

Q5-1 社会人経験者のみを対象とした採用試験を行っていますか？

- ☐ 1. 行っている
☐ 2. 行っていない

Q5-2 中途採用者の前歴換算（号俸決定時の経験年数の換算）

- ② 複数のケースがある場合には換算率の高いものを入力してください。
前歴換算に反映しない場合は「0」を入力してください。
「100以下／100」としている場合には「100」と入力してください。

国家公務員・地方公務員としての在職期間 /100

民間企業の正社員（同種の職務）の在職期間 /100

民間企業の正社員（その他の職務）の在職期間 /100

非正規社員、非正規職員としての在職期間 /100

Q5-3 過去3年に前歴換算の見直しがありましたか。もしくは、見直しに向けた動きがありますか？

- ☐ 1. 過去3年に見直しをしている
☐ 2. 過去3年に見直しはないが、現在、動きがある
☐ 3. いずれもない

（1. 過去3年に見直しをしているの場合、Q5-4 Q5-5、2. 過去3年に見直しはないが、現在、動きがある場合、Q5-4 に回答してください）

Q5-4 どのような見直しがありましたか（検討されていますか）？

- ② 該当するものをすべて選んでください。

- ☐ 1. 換算率の引き上げ
☐ 2. 「同種の職務」の範囲の拡大
☐ 3. 能力や経験に応じた級（役職）への格付け
☐ 4. 5年以上の民間経験18月換算の撤廃
☐ 5. その他

その他の内容

見直しの内容について補足事項がありましたら入力してください

Q5－5 見直しの内容について在職者調整をしましたか（見直し決定した以前の中途採用者にも適用しましたか）？

- ☐ 1. 見直しにあわせて一度で在職者調整をした
- ☐ 2. 複数年かけて在職者調整を進めている
- ☐ 3. 在職者調整はしていない
- ☐ 4. その他

その他の内容

Q5－6 前歴換算について補足事項がありましたら入力してください。

② 例）「前歴換算を行う対象を合併以降の入職者に限る」など

VI. 手当制度（通勤手当）

Q 6 - 1 交通機関を利用した場合の支給限度額は国家公務員と同額ですか？

国家公務員の支給限度額 55,000円

- ☐ 1. 国家公務員と同じ
☐ 2. 国家公務員と異なる（上限がある）
☐ 3. 国家公務員と異なる（上限はない）

（「2. 国家公務員と異なる（上限がある）」の場合）
支給額の上限を入力してください。

① 複数のケースがある場合には高いものを回答してください。

上限額 円

Q 6 - 2 新幹線等の特急料金が支給対象となる制度がありますか？

- ☐ 1. ある
☐ 2. ない

（1. あるの場合、（1）～（3）に回答してください）

（1）可能な範囲で支給対象となる条件を入力してください。

（2）特急料金のどの程度が支給対象となりますか？

- ☐ 1. 全額が支給対象
☐ 2. 1 / 2 が支給対象
☐ 3. その他

その他の内容

（3）特急料金の支給額の上限はどのように設定されていますか？

- ☐ 1. [Q 6 - 1. 支給限度額] の範囲であれば上限はない
☐ 2. [Q 6 - 1. 支給限度額] の範囲であり、かつ上限もある
☐ 3. [Q 6 - 1. 支給限度額] には含まれず、別に上限がある
☐ 4. その他

その他の内容

（2. [Q 6 - 1. 支給限度額] の範囲であり、かつ上限もある、3. [Q 6 - 1. 支給限度額] には含まれず、別に上限があるの場合）
上限額を入力してください。

上限額 円

Q6-3 自動車を利用した場合の支給額は国家公務員と同額ですか？

国家公務員の支給額

片道 2 km以上 5 km未満	2000円
片道 5 km以上10km未満	4200円
片道10km以上15km未満	7000円
片道15km以上20km未満	10000円
片道20km以上25km未満	12900円
片道25km以上30km未満	15800円
片道30km以上35km未満	18700円
片道35km以上40km未満	21600円
片道40km以上45km未満	24400円
片道45km以上50km未満	26200円
片道50km以上55km未満	28000円
片道55km以上60km未満	29800円
片道60km以上	31600円

- ☐ 1. 国家公務員と同じ
- ☐ 2. 国家公務員と異なる

(2. 国家公務員と異なるの場合)

支給額を決めたさいの積算の根拠はありますか？

- ☐ 1. 積算根拠がある
- ☐ 2. 積算根拠はない

(1. 積算根拠があるの場合)

具体的な積算根拠の内容を可能な範囲で入力してください。

Q6-4 高速道路の利用料金が支給対象となる制度がありますか？

- ☐ 1. ある
☐ 2. ない

(1. あるの場合、(1)～(3)に回答してください)

(1) 可能な範囲で支給対象となる条件を入力してください。

(2) 利用料金のどの程度が支給対象となりますか？

- ☐ 1. 全額が支給対象
☐ 2. 1/2が支給対象
☐ 3. その他

その他の内容

(3) 支給額の上限に関する規定はありますか？

- ☐ 1. 規定がある
☐ 2. 規定はない

(「1. 規定がある」の場合)
上限額を入力してください。

上限額

円

Q6-5 通勤手当について物価上昇を踏まえた見直しをしていますか？

- ☐ 1. 見直した
☐ 2. 見直しを予定している
☐ 3. 見直しの予定はない

(1. 見直した、2. 見直しを予定しているの場合)
可能な範囲で具体的な内容を入力してください。

Q6-6 通勤手当について補足事項がある場合は入力してください。

Ⅶ. 手当制度（管理職手当）

Q7-1 組合が組織対象とする職員のなかに管理職手当の支給対象となっている人がいますか？

- ☐ 1. 対象者がいる
☐ 2. 対象者はいない

（1. 対象者がいるの場合、Q7-2 に回答してください）

Q7-2 支給対象となっている級（役職）の範囲をお答えください。

	全員が手当の支給対象	支給対象と支給対象でない職員が混在	支給対象ではない	組合の組織対象ではない
3 級（主任相当）	☐	☐	☐	☐
4 級（係長相当）	☐	☐	☐	☐
5 級（課長補佐相当）	☐	☐	☐	☐

（全員が手当の支給対象、支給対象と支給対象でない職員が混在の級（役職）がある場合、Q7-3 に回答してください）

Q7-3 管理職手当の支給対象者に超過勤務手当は支給されますか？

	支給されている	支給されていない
3 級（主任相当）	☐	☐
4 級（係長相当）	☐	☐
5 級（課長補佐相当）	☐	☐

Q7-4 管理職手当について補足事項がある場合は入力してください。

Ⅷ. 手当制度（新型コロナウイルス感染症関連以外で充実を図った手当）

Q 8 過去３年に新型コロナウイルス感染症関連以外の手当で充実が図られたものがありますか。
もしくは、現在、充実に向けた動きがありますか？

① 防疫等作業手当など、新型コロナウイルス感染症関連以外の手当の充実について回答してください。

- ☐ 1. 過去３年に充実が図られた手当がある
- ☐ 2. 過去３年にはないが、現在、充実に向けた動きがある
- ☐ 3. いずれもない

（1. 過去３年に充実が図られた手当がある、2. 過去３年にはないが、現在、充実に向けた動きがあるの場合）
可能な範囲で具体的な内容を入力してください。

IX. 暫定再任用職員の給料

Q9-1 行政職の暫定再任用職員（フルタイム）はどのように給料表が適用されますか？

- ☐ 1. 一部例外を除く全員が同じ級に格付けされる
☐ 2. 定年年齢に達した職務の級のまま格付けされる
☐ 3. その他

その他の内容

（1. 一部例外を除く全員が同じ級に格付けされるの場合は（1）、2. 定年年齢に達した職務の級のまま格付けされるの場合は（2）に回答してください）

（1）適用される級、金額を入力してください。

	級	給料月額
適用される級と金額		

（2）定年年齢に達した職務の級が **4級（係長相当）** の場合に適用される給料月額を入力してください。

給料月額

円

Q9-2 短時間暫定再任用職員の適用される級はどのようになっていますか？

- ☐ 1. フルタイムと同じ級
☐ 2. フルタイムと異なる級

（2. フルタイムと異なる級の場合）

可能な範囲で具体的な内容を入力してください。

X. 定年引上げにともなう役職定年者の給料

Q10 定年引上げにともなう役職定年者は、60歳以降、何級に格付けされますか？

- ☐ 1. 5級（課長補佐相当）
- ☐ 2. 4級（係長相当）
- ☐ 3. 3級（主任相当）
- ☐ 4. その他

その他の内容

送信する

